

平成 24 年第 2 回定例会会議録

平成24年 第2回菊池市議会定例会会期日程表（会期18日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
6月 8日	金	本 会 議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
6月 9日	土	休 会	(市の休日)
6月10日	日	休 会	(市の休日)
6月11日	月	本 会 議	常任委員会委員の選任・議会運営委員会委員の選任 企業誘致促進特別委員会委員の選任 議会広報特別委員会委員の選任
6月12日	火	休 会	議案調査
6月13日	水	本 会 議	質疑・委員会付託・一般質問
6月14日	木	本 会 議	一般質問
6月15日	金	本 会 議	一般質問
6月16日	土	休 会	(市の休日)
6月17日	日	休 会	(市の休日)
6月18日	月	委 員 会	常任委員会 (総務文教 第1委員会室) (福祉厚生 第2委員会室) (経済建設 第4委員会室)
6月19日	火	委 員 会	
6月20日	水	休 会	議事整理
6月21日	木	休 会	議事整理
6月22日	金	休 会	議事整理
6月23日	土	休 会	(市の休日)
6月24日	日	休 会	(市の休日)
6月25日	月	本 会 議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

平成24年 第2回菊池市議会定例会会議録（目次）

6月8日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号	19
2. 本日の会議に付した事件	21
3. 出席議員氏名	23
4. 欠席議員氏名	23
5. 説明のため出席した者の職氏名	24
6. 事務局職員出席者	24
7. 開 会	25
8. 開 議	28
9. 日程第1 会議録署名議員の指名	28
10. 日程第2 会期の決定	28
11. 日程第3 企業誘致促進特別委員会の中間報告	28
12. 日程第4 議案第42号から議案第47号まで一括上程・説明・質疑・ 討論・採決	35
13. 日程第5 議案第48号から議案第62号まで一括上程・説明	41
14. 日程第6 議案第63号、議案第64号一括上程・説明・ 質疑・討論・採決	47
15. 日程第7 議案第65号上程・説明・質疑・討論・採決	48
16. 日程第8 議案第66号上程・説明・質疑・討論・採決	50
17. 日程第9 議案第67号上程・説明・質疑・討論・採決	51
18. 日程第10 議案第68号から議案第70号まで一括上程・説明・質疑・ 討論・採決	52
19. 日程第11 報告第3号から報告第7号まで一括上程・報告・質疑	54
20. 日程第12 陳情第1号、陳情第2号一括上程	56
21. 日程通告 散会	56
 6月 9日（土曜日） 休 会	
6月10日（日曜日） 休 会	
 6月11日（月曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第2号	59
2. 本日の会議に付した事件	59

3. 出席議員氏名	59
4. 欠席議員氏名	60
5. 説明のため出席した者の職氏名	60
6. 事務局職員出席者	60
7. 開 議	62
8. 日程第1 議事第1号 常任委員会委員の選任について	62
9. 日程第2 議事第2号 議会運営委員会委員の選任について	63
10. 日程第3 議事第3号 議会広報特別委員会委員の選任について	63
11. 日程第4 議事第4号 企業誘致促進特別委員会委員の選任について	64
12. 日程通告 散会	66

6月12日（火曜日） 休 会

6月13日（水曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第3号	69
2. 本日の会議に付した事件	69
3. 出席議員氏名	69
4. 欠席議員氏名	70
5. 説明のため出席した者の職氏名	70
6. 事務局職員出席者	70
7. 開 議	71
8. 日程第1 委員会付託	71
9. 日程第2 一般質問	73
(1) 怒留湯健蓉さん質問	73
「中学校の武道必修化について」	73
○教育部長 原 誠也君答弁	74
怒留湯健蓉さん再質問	74
○教育部長 原 誠也君答弁	75
怒留湯健蓉さん再々質問	76
○教育長 倉原久義君答弁	78
(2) 怒留湯健蓉さん質問	79
「中学校の卒業文集について」	79
○教育部長 原 誠也君答弁	79
怒留湯健蓉さん再質問	80

○教育部長 原 誠也君答弁	81
怒留湯健蓉さん再々質問	81
○教育長 倉原久義君答弁	82
(3) 怒留湯健蓉さん質問	83
「東日本大震災被災者支援について」	83
○総務企画部長 野口祐成君答弁	83
怒留湯健蓉さん再質問	84
○経済部長 平野國臣君答弁	85
怒留湯健蓉さん再々質問	86
○経済部長 平野國臣君答弁	87
○市長 福村三男君答弁	88
休憩	88
開議	88
(1) 東 裕人君質問	88
「中山間地域の地域づくりについて」	88
○教育部長 原 誠也君答弁	90
○総務企画部長 野口祐成君答弁	90
東 裕人君再質問	91
○総務企画部長 野口祐成君答弁	91
東 裕人君再々質問	91
○市長 福村三男君答弁	92
(2) 東 裕人君質問	94
「指定管理者制度について」	94
○総務企画部長 野口祐成君答弁	94
東 裕人君再質問	95
○経済部長 平野國臣君答弁	95
東 裕人君再々質問	96
○市長 福村三男君答弁	96
(3) 東 裕人君質問	97
「新」菊池市づくりについて」	97
○市長 福村三男君答弁	98
東 裕人君再質問	98
○市長 福村三男君答弁	99
東 裕人君再々質問	100

○市長 福村三男君答弁	101
休 憩	101
開 議	101
(1) 工藤圭一郎君質問	102
「圃場整備について」	102
○経済部長 平野國臣君答弁	102
工藤圭一郎君再質問	103
○市長 福村三男君答弁	103
工藤圭一郎君再々質問	104
○市長 福村三男君答弁	105
(2) 工藤圭一郎君質問	106
「庁舎等整備について」	106
○総務企画部長 野口祐成君答弁	107
○市長 福村三男君答弁	110
工藤圭一郎君再質問	111
○市長 福村三男君答弁	113
休 憩	114
開 議	114
(1) 泉田栄一郎君質問	114
「地域担当者制度について」	114
○総務企画部長 野口祐成君答弁	115
泉田栄一郎君再質問	115
○総務企画部長 野口祐成君答弁	116
泉田栄一郎君再々質問	117
○市長 福村三男君答弁	117
(2) 泉田栄一郎君質問	118
「通学路の安全対策について」	118
○教育部長 原 誠也君答弁	118
泉田栄一郎君再質問	119
○教育部長 原 誠也君答弁	120
○市民環境部長 下田俊一君答弁	120
(3) 泉田栄一郎君質問	121
「市営住宅の今後の姿」	121
○建設部長 松野浩一君答弁	121

泉田栄一郎君再質問	122
○建設部長 松野浩一君答弁	123
泉田栄一郎君再々質問	123
休 憩	124
開 議	124
(1) 城 典臣君質問	124
「高齢者の事故防止について」	124
○市民環境部長 下田俊一君答弁	124
城 典臣君再質問	125
○市民環境部長 下田俊一君答弁	126
城 典臣君再々質問	126
○市長 福村三男君答弁	126
(2) 城 典臣君質問	127
「市の活性化及びピーアールについて」	127
○教育部長 原 誠也君答弁	128
城 典臣君再質問	128
○経済部長 平野國臣君答弁	129
○教育部長 原 誠也君答弁	130
城 典臣君再々質問	131
○市長 福村三男君答弁	131
(3) 城 典臣君質問	132
「はやぶさ展示を終えて」	132
○総務企画部長 野口祐成君答弁	132
○教育部長 原 誠也君答弁	132
城 典臣君再質問	133
○総務企画部長 野口祐成君答弁	134
城 典臣君再々質問	134
○市長 福村三男君答弁	134
10. 日程通告 散会	135

6月14日（木曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第4号	139
2. 本日の会議に付した事件	139
3. 出席議員氏名	139

4. 欠席議員氏名	140
5. 説明のため出席した者の職氏名	140
6. 事務局職員出席者	140
7. 開 議	141
8. 日程第1 一般質問	141
(1) 葛原勇次郎君質問	141
「中山間地域の交通、廃止3路線について」	141
○総務企画部長 野口祐成君答弁	142
葛原勇次郎君再質問	143
○教育部長 原 誠也君答弁	144
○総務企画部長 野口祐成君答弁	144
○市長 福村三男君答弁	145
(2) 葛原勇次郎君質問	145
「森林、林業の活性化について」	145
○経済部長 平野國臣君答弁	146
○総務企画部長 野口祐成君答弁	146
葛原勇次郎君再質問	147
○経済部長 平野國臣君答弁	147
葛原勇次郎君再々質問	148
○市長 福村三男君答弁	148
(3) 葛原勇次郎君質問	149
「広報きくちについて」	149
休 憩	149
開 議	149
(1) 森 隆博君質問	149
「日向川及び松尾川改修工事の緊急性について」	149
○建設部長 松野浩一君答弁	150
森 隆博君再質問	151
○建設部長 松野浩一君答弁	154
森 隆博君再々質問	154
○建設部長 松野浩一君答弁	156
(2) 森 隆博君質問	157
「協力雇用主の促進について」	157
○副市長 永田明紘君答弁	158

(3) 森 隆博君質問	158
「社会復帰促進センター建設について」	159
○総務企画部長 野口祐成君答弁	160
森 隆博君再質問	161
○総務企画部長 野口祐成君答弁	162
(4) 森 隆博君質問	162
「安全安心対策について」	162
○市民環境部長 下田俊一君答弁	162
森 隆博君再質問	163
昼食休憩	164
開 議	164
(1) 大賀慶一君質問	164
「国民健康保険の財政健全化について」	164
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	165
○市民環境部長 下田俊一君答弁	166
○市長 福村三男君答弁	166
大賀慶一君再質問	167
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	168
大賀慶一君再々質問	168
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	169
(2) 大賀慶一君質問	169
「危機管理について」	169
○総務企画部長 野口祐成君答弁	170
大賀慶一君再質問	171
○総務企画部長 野口祐成君答弁	171
大賀慶一君再々質問	172
○市長 福村三男君答弁	172
(3) 大賀慶一君質問	173
「道路の改良について」	173
○建設部長 松野浩一君答弁	173
大賀慶一君再質問	174
○建設部長 松野浩一君答弁	174
休 憩	175
開 議	175

(1) 隈部忠宗君質問	175
「地域の活性化について」	175
○経済部長 平野國臣君答弁	177
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	178
○教育部長 原 誠也君答弁	178
○総務企画部長 野口祐成君答弁	179
隈部忠宗君再質問	181
○経済部長 平野國臣君答弁	182
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	183
○教育部長 原 誠也君答弁	183
○総務企画部長 野口祐成君答弁	184
隈部忠宗君再々質問	185
○教育長 倉原久義君	186
○市長 福村三男君	187
休憩	188
開議	188
(1) 樋口正博君質問	188
「菊池市の農林業政策について」	188
○経済部長 平野國臣君答弁	188
樋口正博君再質問	189
○経済部長 平野國臣君答弁	190
(2) 樋口正博君質問	191
「ファーム菊池について」	192
○経済部長 平野國臣君答弁	192
樋口正博君再質問	193
9. 日程通告 散会	194

6月15日(木曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第5号	197
2. 本日の会議に付した事件	197
3. 出席議員氏名	197
4. 欠席議員氏名	198
5. 説明のため出席した者の職氏名	198
6. 事務局職員出席者	198

7. 開 議	199
8. 日程第1 議長の常任委員会委員辞退の件	199
9. 日程第2 一般質問	199
(1) 坂本昭信君質問	199
「行政指導について」	199
○市民環境部長 下田俊一君答弁	200
坂本昭信君再質問	201
(1) 森 清孝君質問	201
「花房中部二期工事について」	201
○経済部長 平野國臣君答弁	203
○教育部長 原 誠也君答弁	204
○市長 福村三男君答弁	204
森 清孝君再質問	204
○経済部長 平野國臣君答弁	205
○市長 福村三男君答弁	206
森 清孝君再々質問	207
○市長 福村三男君答弁	208
(2) 森 清孝君質問	209
「ゴミ処理計画について」	209
○市民環境部長 下田俊一君答弁	209
森 清孝君再質問	210
○市民環境部長 下田俊一君答弁	210
(3) 森 清孝君質問	211
「広報きくちについて」	211
○総務企画部長 野口祐成君答弁	211
○市長 福村三男君答弁	212
森 清孝君再質問	213
○市長 福村三男君答弁	214
森 清孝君再々質問	215
休憩	215
開 議	215
(1) 坂井正次君質問	216
「新市建設計画について」	216
○総務企画部長 野口祐成君答弁	216

坂井正次君再質問	217
○総務企画部長 野口祐成君答弁	217
坂井正次君再々質問	218
○市長 福村三男君答弁	218
(2) 坂井正次君質問	219
「農林振興について」	219
○経済部長 平野國臣君答弁	219
坂井正次君再質問	220
○経済部長 平野國臣君答弁	220
坂井正次君再々質問	221
○市長 福村三男君答弁	222
(3) 坂井正次君質問	222
「新庁舎について」	222
○市長 福村三男君答弁	223
(4) 坂井正次君質問	224
「中山間地振興について」	224
○総務企画部長 野口祐成君答弁	224
坂井正次君再質問	225
○総務企画部長 野口祐成君答弁	225
(5) 坂井正次君質問	225
「姉妹友好都市について」	225
○総務企画部長 野口祐成君答弁	226
坂井正次君再質問	226
○市長 福村三男君答弁	226
坂井正次君再々質問	227
昼食休憩	227
開 議	227
(1) 木下雄二君質問	228
「道路整備について」	228
○建設部長 松野浩一君答弁	228
(2) 木下雄二君質問	229
「公園整備について」	229
○経済部長 平野國臣君答弁	229
木下雄二君再質問	230

○経済部長 平野國臣君答弁	230
(3) 木下雄二君質問	231
「べんりカー、あいのりタクシーについて」	231
○総務企画部長 野口祐成君答弁	231
木下雄二君再質問	232
○総務企画部長 野口祐成君答弁	233
(4) 木下雄二君質問	233
「小水力発電について」	234
○市民環境部長 下田俊一君答弁	234
木下雄二君再質問	234
○市長 福村三男君答弁	235
(5) 木下雄二君質問	235
「入札について」	235
○総務企画部長 野口祐成君答弁	236
木下雄二君再質問	236
○副市長 永田明紘君答弁	237
木下雄二君再々質問	238
○副市長 永田明紘君答弁	238
(6) 木下雄二君質問	239
「環境問題について」	239
○市長 福村三男君答弁	239
木下雄二君再質問	239
○市長 福村三男君答弁	240
木下雄二君再々質問	240
発言の申し出	240
10. 日程通告 散会	241

6月16日(土曜日)	休 会
6月17日(日曜日)	休 会
6月18日(月曜日)	常任委員会(総務文教・福祉厚生・経済建設)
6月19日(火曜日)	常任委員会(総務文教・福祉厚生・経済建設)
6月20日(水曜日)	休 会
6月21日(木曜日)	休 会
6月22日(金曜日)	休 会

6月23日(土曜日) 休 会
6月24日(日曜日) 休 会

6月25日(月曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第6号	245
2. 本日の会議に付した事件	245
3. 出席議員氏名	245
4. 欠席議員氏名	246
5. 説明のため出席した者の職氏名	246
6. 事務局職員出席者	247
7. 開 議	248
8. 日程第1 各常任委員長報告	248
・総務文教常任委員長報告	248
・福祉厚生常任委員長報告	250
・経済建設常任委員長報告	251
委員長報告に対する質疑	253
(1) 中原 繁君質疑	254
(2) 中山繁雄君質疑	255
討 論	255
(1) 怒留湯健蓉さん討論	255
(2) 中原 繁君討論	257
(3) 東 裕人君討論	258
(4) 中原 繁君討論	259
採 決	259
9. 日程第2 地方公務員の守秘義務・情報管理に関する調査特別委員会の報告	259
(1) 森 隆博君質疑	262
(2) 森 清孝君質疑	264
(3) 工藤圭一郎君質疑	266
(4) 北田 彰君質疑	267
休 憩	269
開 議	269
採 決	270
10. 日程第3 報告第8号から報告第15号まで一括上程・報告	270
11. 日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	276

12. 閉 会.....277

第 1 号

6 月 8 日

平成24年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

平成24年6月8日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 企業誘致促進特別委員会の中間報告
- 第4 議案第42号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成23年度菊池市一般会計補正予算 第12号)
- 議案第43号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成23年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算 第3号)
- 議案第44号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成23年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 第5号)
- 議案第45号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(菊池市介護老人福祉施設条例の一部を改正する条例)
- 議案第46号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(菊池市税条例の一部を改正する条例)
- 議案第47号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第5 議案第48号 菊池市指定管理候補者選定委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第49号 住民基本台帳法等の一部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第50号 菊池市有朋の里泗水孔子公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第51号 菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第52号 旭志村簡易水道財政調整基金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第53号 平成24年度菊池市一般会計補正予算（第1号）

- 議案第54号 平成24年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第55号 平成24年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第1号)
- 議案第56号 平成24年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第57号 平成24年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第58号 平成24年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第59号 平成24年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第60号 平成24年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第1号)
- 議案第61号 平成24年度菊池市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第62号 市道路線の認定について

まで一括上程・説明

- 第6 議案第63号 熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部変更について
議案第64号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第7 議案第65号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第8 議案第66号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第9 議案第67号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第10 議案第68号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第69号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第70号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第11 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について
報告第4号 専決処分の報告について(市道管理瑕疵)
報告第5号 専決処分の報告について(市道管理瑕疵)
報告第6号 専決処分の報告について(公用車車両事故)
報告第7号 専決処分の報告について(市道管理瑕疵)
まで一括上程・報告・質疑
- 第12 陳情第1号 陳情書

陳情第2号 消費税率引上げに反対する意見書を求める陳情書
まで一括上程

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 企業誘致促進特別委員会の中間報告
- 日程第4 議案第42号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成23年度菊池市一般会計補正予算 第12号)
- 議案第43号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成23年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算
第3号)
- 議案第44号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成23年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会
計補正予算 第5号)
- 議案第45号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(菊池市介護老人福祉施設条例の一部を改正する条例)
- 議案第46号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(菊池市税条例の一部を改正する条例)
- 議案第47号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第5 議案第48号 菊池市指定管理候補者選定委員会条例の一部を改正する条
例の制定について
- 議案第49号 住民基本台帳法等の一部改正等に伴う関係条例の整理に関
する条例の制定について
- 議案第50号 菊池市有朋の里泗水孔子公園条例の一部を改正する条例の
制定について
- 議案第51号 菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第52号 旭志村簡易水道財政調整基金条例を廃止する条例の制定に
ついて
- 議案第53号 平成24年度菊池市一般会計補正予算(第1号)
- 議案第54号 平成24年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第1
号)

議案第55号 平成24年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第1号）

議案第56号 平成24年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第57号 平成24年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第58号 平成24年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第59号 平成24年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第60号 平成24年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）

議案第61号 平成24年度菊池市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第62号 市道路線の認定について

まで一括上程・説明

日程第6 議案第63号 熊本縣市町村総合事務組合理約の一部変更について

議案第64号 熊本県後期高齢者医療広域連合理約の一部変更について

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第7 議案第65号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第8 議案第66号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第9 議案第67号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第10 議案第68号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第69号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第70号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第11 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について

報告第4号 専決処分の報告について（市道管理瑕疵）

報告第5号 専決処分の報告について（市道管理瑕疵）

報告第6号 専決処分の報告について（公用車車両事故）

報告第7号 専決処分の報告について（市道管理瑕疵）

まで一括上程・報告・質疑

日程第12 陳情第1号 陳情書

陳情第2号 消費税率引上げに反対する意見書を求める陳情書

まで一括上程

出席議員（23名）

1番	工藤圭一郎君
2番	城典臣君
3番	大賀慶一君
4番	岡崎俊裕君
5番	水上彰澄君
6番	東英俊君
7番	東裕人君
8番	泉田栄一朗君
9番	森清孝君
10番	中原繁君
11番	樋口正博君
12番	二ノ文伸元君
13番	中山繁雄君
14番	怒留湯健蓉さん
15番	坂本昭信君
16番	隈部忠宗君
17番	葛原勇次郎君
18番	木下雄二君
19番	坂井正次君
20番	森隆博君
21番	山瀬義也君
22番	境和則君
23番	北田彰君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総務企画部長	野 口 祐 成 君
市民環境部長	下 田 俊 一 君
健康福祉部長	宮 本 誠 一 君
経 済 部 長	平 野 國 臣 君
建 設 部 長	松 野 浩 一 君
総務企画部統括審議員	西 浦 一 義 君
七城総合支所長	雲 田 哲 昭 君
旭志総合支所長	水 上 菊 也 君
泗水総合支所長	松 岡 千 利 君
財 政 課 長	小 川 秀 臣 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤 本 辰 広 君
市 長 公 室 長	今 坂 康 雄 君
教 育 部 長	倉 原 久 義 君
教 育 部 長	原 誠 也 君
農業委員会事務局長	中 村 鉄 男 君
水 道 局 長	原 和 徳 君
監 査 事 務 局 長	大 塚 茂 幸 君

○

事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
議 事 課 長	宮 川 啓 子 君
議事課課長補佐	徳 永 裕 治 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。



午前10時00分 開会

○議長（山瀬義也君） ただいまの出席議員は23名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第2回菊池市議会定例会を開会します。

ここで、一昨日、三笠宮寛仁様をご逝去されました。謹んで心から哀悼の意を表したいと思います。

次に、日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。去る4月5日、第248回熊本県市議会議長会が上天草市で開催されました。会務の報告及び九州議長会提出議案に水俣市提出の国民健康保険財政の健全化について、熊本市提出の中九州地域の交通網の整備促進について、上天草市提出の自治体病院の医師確保対策及び財源支援措置の充実強化についてが全会一致で採択されました。また、4月26日、宮崎市で第87回九州市議会議長会定期総会、5月22日は九州市議会議長会理事会、第41回全国温泉所在都市市議会議長会総会、第249回熊本県市議会議長会、23日には第88回全国市議会議長会定期総会が、それぞれ東京都において開催されました。その概要は、事務局備え付けの書類によりご承諾いただきたいと思ます。

次に、監査委員から平成24年2月から4月分の一般会計、特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査報告がっておりますので、ご報告いたします。

なお、詳細につきましては、事務局に備え付けの書類によりご承諾いただきたいと思ます。

ここで、5月23日に開催されました第88回全国市議会議長会定期総会において、北田彰君、境和則君、木下雄二君が市議会議員として15年、森隆博君が市議会議員として10年、それぞれ市政の発展に努められたその功績に対し、全国市議会議長会より表彰の荣誉に浴されました。心からお喜びを申し上げます。

ただいまから表彰状の伝達を行います。受賞者の方々は前にお進みください。

表彰状

菊池市

北田 彰殿

あなたは市議会議員として十八年
市政の振興に努められ その功績は
著しいものがありますので第八十八回
定期総会にあたり本会表彰規定に
より表彰いたします

平成二十四年五月二十三日

全国市議会議長会

会長 関谷 博

表彰状

菊池市

境 和則殿

あなたは市議会議員として十六年
市政の振興に努められ その功績は
著しいものがありますので第八十八回
定期総会にあたり本会表彰規定に
より表彰いたします

平成二十四年五月二十三日

全国市議会議長会

会長 関谷 博

表彰状

菊池市

木下 雄二殿

あなたは市議会議員として十五年
市政の振興に努められ その功績は
著しいものがありますので第八十八回
定期総会にあたり本会表彰規定に
より表彰いたします

平成二十四年五月二十三日

全国市議会議長会

会長 関谷 博

表彰状

菊池市

森 隆博 殿

あなたは市議会議員として十年
市政の振興に努められ その功績は
著しいものがありますので第八十八回
定期総会にあたり本会表彰規定に
より表彰いたします

平成二十四年五月二十三日

全国市議会議長会

会長 関谷 博

- 議長（山瀬義也君） ここで、都合により、副議長と交代します。
- 副議長（坂井正次君） 同じく第88回全国市議会議長会定期総会におきまして、山瀬議長が市議会議員として15年市政の発展に努められました。その功績に対し、全国市議会議長会より表彰の栄に浴されました。伝達いたしますので、議長は前にお進みください。

表彰状

菊池市

山瀬 義也 殿

あなたは市議会議員として十五年
市政の振興に努められ その功績は
著しいものがありますので第八十八回
定期総会にあたり本会表彰規定に
より表彰いたします

平成二十四年五月二十三日

全国市議会議長会

会長 関谷 博

- 副議長（坂井正次君） 誠におめでとうございます。
- ここで、議長とお代わりいたします。
- 議長（山瀬義也君） 受賞されました皆様方には、本席から重ねてお祝いを申し上げます。誠におめでとうございます。
- 以上で諸般の報告を終わります。

○
午前10時00分 開議

- 議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（山瀬義也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、大賀慶一君及び岡崎俊裕君を指名します。

○
日程第2 会期の決定

- 議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る6月1日の議会運営委員会におきまして、本日から6月25日までの18日間と結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月25日までの18日間と決定しました。

○
日程第3 企業誘致促進特別委員会の中間報告

- 議長（山瀬義也君） 次に、日程第3、企業誘致促進特別委員会の中間報告を議題とします。企業誘致促進特別委員会から付託中の案件について中間報告の申し出がっております。お諮りします。本件は申し出のとおり、中間報告を受けることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、企業誘致促進特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

特別委員会委員長の発言を許します。企業誘致促進特別委員会委員長、樋口正博君。

- 企業誘致促進特別委員会委員長（樋口正博君） 議会のお許しをいただきましたので、会議規則第45条第2項の規定に基づき、昨年6月定例会の中間報告後の活動経過を報告させていただきます。

企業誘致促進特別委員会は、執行部の企業誘致への取り組みを促し、側面的に支援するために一昨年の6月定例会で設置されたものであります。平成23年8月22日、第2回目の委員会を開催し、執行部より報告を受けました。1、株式会社サ

ンユウ九州売買契約について。林原・蘇崎工業団地のA区画5.2haのうち、倉庫建設のため8,891㎡を追加購入される報告があり、隣の区画を野球練習場に貸し出してあると思うがとの質疑に対し、安全管理には十分気をつけるよう再度協議しますとの答弁でありました。

3回目は、平成23年9月15日執行部より報告を受けました。1点目、飲料水工場建設の中止について、2点目、新型インフルエンザワクチン製造増設報告についてであります。飲料水工場建設については、福島第一原子力発電所事故の影響により海外からの受注激減が予想されることが大きな要因となるとのことで、工場の中止を表明されたようであります。

9月27日には、県庁商工観光労働部へ委員10名と副市長、議長、地元県議の同行をいただきまして、菊池市への企業誘致を推進していただくよう要望活動を行いました。

まずは、県営第二テクノパークの一日も早い造成と企業誘致のお願いをいたしました。また、平成22年訪問時、「企業誘致における条件が一層厳しさを増しており、できれば企業が新設、増設を決断する際のリスク回避ニーズとして土地リース方式等ウルトラC的なものが必要」との話に、合併後条例変更がなされ、現状ではリース契約の対応は無理であるとの判断でしたが、平成23年度より条例整備によりリースが可能になった件を報告し、様々な意見交換を行いました。その際、泗水地区日向川への工業用水排水による梅雨時増水の調査及び堤防等河川改修についても要望を伝えさせていただきました。

また10月31日には、市長、議長に同行をいただき、正副委員長で化血研の理事長にお会いし、増設に伴うあいさつと工場見学をさせていただきました。

4回目は、平成24年1月20日に開催し、執行部より4点について報告を受けました。1点目、企業立地協定について、2点目、飲料水工場予定について、3点目、田島工業団地への太陽光発電予定について、4点目、破産企業の補助金返納についてであります。企業立地協定については、住吉工業団地のメルコ・ディスプレイ・テクノロジーが製造ラインの拡大であります。また、未来工業株式会社が828㎡の増設1件の報告を受けました。飲料水工場予定地につきましては、場所は旭志伊萩地内で、ペットボトルの飲料水を製造するとの報告を受けました。田島工業団地に太陽光の設置については、田島工業団地のA区画5万3,540㎡に2メガW、B区画3万7,137㎡に1.7メガW、C区画1万9,399㎡に946KWを民間会社から設置したいと申し込みがあつているとの報告がありました。破産企業の補助金返納については、平成22年9月開催の当委員会で意見が出された後の経過報告を受け、地方自治体で抵当権設定ができないのかとの質疑があり、補助金で

あるので難しいとの返答でありました。

平成24年2月13日には、担当課および正副委員長によるMDTIの工場見学を行いました。さらに執行部から、昨年の3月11日東日本大震災の被害、急速な円高、海外においてもタイの洪水と新たな事態も加わり不透明な状況である。しかし、企業からは熊本県に多くの問い合わせがあることなどから、今後関西方面へのPRや企業誘致フェア等へ出展を行い、企業誘致を図っていききたいとの報告がなされました。

2月6日から2月8日は正副委員長、企業誘致課同行のうえ、熊本県大阪事務所、銀座熊本館、経済産業省、農林水産省を訪問しました。

6日、熊本県大阪事務所を訪問。松岡所長、磯田次長、本市より派遣中の本田主事が対応され、リーマンショック当時に熊本県企業立地課に所属していた磯田次長から、「リーマンショック後に一時回復していた国内企業も、長引く円高の影響で日本からの輸出が厳しくなり、国内での新たな投資が出来ず、企業にとってもリスクが大きい。海外進出をせざるを得ないのが、関西から名古屋の現状」との説明を受けました。また、「厳しい現状だからこそ、企業にメリットのある市独自の優遇措置を考えて他の市町村との差別化を図れば、工業団地への企業誘致につながるかもしれない」との意見もいただきました。菊池市としては、これまで以上の協力とアドバイスを依頼しました。

7日は、熊本県市長会東京事務所を訪問し、これまで以上のご協力をお願いをいたしました。午後、菊池市出身の国土交通省、菊川道路局長を訪問し、第2テクノパーク完成後、利便性向上を図るための国道325号線4車線化に対する要望を伝えました。道路局長からは、商工業だけでなく、菊池市街地全体が活性化するとのアドバイスをいただきました。

次に、熊本県東京事務所銀座熊本館のくまもとセールス課を訪問し、企業誘致担当の眞田様に本市への企業誘致をお願いをいたしました。経済産業省と農林水産省訪問は、まず経済産業省では、事前に質問していた再生エネルギー特別措置法案に伴うメガソーラー発電の採算性と電力全量買取り価格の見通しについて、メガソーラー以外の再生エネルギーの動向、国内投資に関する国の補助、助成等の今後の見通し、産業別の景気の見通しと今後企業誘致のターゲットとなる業種をそれぞれ担当者より説明をいただきました。

まず、今後のターゲットとなる企業については、企業は周辺状況を考えて立地を決定する傾向にあるため、すでに菊池市とその周辺に集積をしている業種になるのではないかという答えでした。EV（電気自動車）、蓄電池、医療、バイオは今後伸びるが、電気機器や自動車の組立は今後減少していくと思われるとのことでありま

した。要因としては、世界経済の弱体化や円高による輸出利益の減少の影響が多大であるということであります。国内投資に対する国の補助・助成については、東日本大震災からの復興基本方針及び東日本大震災復興基本法に基づく国内立地補助が、平成23年度3次補正事業で創設されており、平成23年11月から1次公募が行われ、245件の事業が採択されているということでありました。メガソーラーの採算性については、買い取り価格については発電コストを考えても20円ということはないと思われるが、買い取り価格の影響を受けるため、現時点ではなんとも言えない。全量買い取り価格の見通しとしては、調達価格等算定委員会において3月中に決定するとしていたが、3月に委員会が組織され、検討が開始されるので、3月中の決定は不可能と思われるとのことでありました。メガソーラー以外の再生可能エネルギーとしては、風力発電が1基当たりの発電量が圧倒的に大きく、発電コストは最も安いですが、設置場所を選び風車1基当たりの設置コストが高いため、普及は遅いと思われる。太陽光発電は、発電量に対するパネルの設置価格は風力と比べ3倍近いが、多くの企業が設置を見据えて動いている。買い取り価格決定後、数年はメガソーラーが増えると思われるが、条件のよい土地にも限りがあるので、その後は落ち着くとのことでありました。そのほかの新しいエネルギーとしては、小水力発電や洋上風力発電、木質バイオマス発電などがあるが、いずれも既存の火力、水力、原子力発電よりもコストは高いとのことでありました。

次に、農林水産省では、「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法案」の概要について説明を受けました。この法案による農地法の改正はなく、それぞれの地方自治体において基本計画を策定することにより、農地法、森林法、漁港漁場整備法の手続きを簡素化するという法案で、全国に17万haあると言われる耕作放棄地にソーラーパネルを置けば、国内で必要な電力の43%がまかなえるという地形条件や日照時間等を考えない単純計算での報道がなされた。また、以前新聞で紹介されたように、農水省がファンドをつくり、耕作放棄地でのメガソーラー発電事業に支援を行うという計画はなく、新たなファンドとして農業者と異業種共同による6次産業化に対する支援を目的とした農林漁業成長化ファンドが10月には創設をされる見込みであり、木質専焼バイオマス発電（未利用間伐材使用）であれば、このファンドの支援を受けることは可能と思われるとのことでありました。山林内に放置されていた未利用間伐材は、新たな資源として注目されており、それを活用する木質バイオマス発電は、メガソーラーがほとんど雇用を必要としないのに対し、雇用の創出にも役に立ち、発電コストもメガソーラー発電の約半分から3分の2程度と試算されているため、電力の全量買い取りが始まれば全国的に普及することが予想されるが、こちらも全量買い取り価格次第とのことであり

ました。この件については、既に経済部に報告済みであり、今後部内において調査を行い、県と情報交換を密にして検討を行うとのことであります。

過剰な円高により、勢いを失っている日本の製造業への企業誘致は、大阪や東京でも非常に厳しい状況の様子でしたが、国も企業の海外流出を阻止するために補助金を創設し、足止めに力を注いでいるとのことであります。

5回目の委員会は平成24年5月24日、1、県営工業団地「菊池テクノパーク」の状況について、2、田島工業団地への太陽光発電施設設置について、報告・説明を受けました。

まず、県営工業団地菊池テクノパークの状況について、委員より、以前より県議にお願いして泗水の日向川関連で区長に説明をしていただきましたが、23ha分が日向川に入ってくるということと、菊池環境保全組合の10ha分が新たに増加すれば、6月の集中豪雨、夕立でもいっぱいになる現状であるので、新たに水量計算を4月に行い、県のほうからも説明会を段階的にもするということがあったが振興局に確認をしてほしい。また、鞍岳に降ったときは合志川に流れないで渦を巻いたようになり、日向川と合志川の出口から約150m位のところで石を回転させたことがあったことが年に1、2回あったし、いろいろな問題が出てくるようなときの対策はとっていただきたいとの質疑に、担当課長より、泗水支所で打合せがあったとき、4月までには検証して報告しますと県の方からいってありますので、県の企業立地課に聞き、ご連絡したいと思えますとの答弁がなされました。また、他委員からも、下流が4、5年前オーバーするような水量で富堰にいつて堤防が壊れるようなことがあるわけで、市として改修するしかないと思うとの質疑に、先ほども申しましたように、合志川と日向川の合流点の水量を業者に頼んで検証すると約束されていますので、検証がされた時点で、また説明会があると思えますとの答弁がなされました。また、アクセス道路は以前は拡幅すると言われたが、工事は終了しているのかとの質疑に、課長より、副アクセス道路は広くなっておりますが、主アクセス道路につきましては幅員が4m位しかありません。14mに改良するところがあります。平成24年度で改良予定とのことであります。企業立地について2件報告がありました。1件目は579㎡増設、投資金額3億円、従業員10名増員。2件目が新設、資本金220億4,000万円、従業員5,036名の企業が新たに菊池市に3億2,400万円を投資。従業員は16名、ただし地元雇用は4名。操業開始、平成24年10月予定との内容の報告を受けました。内容については非公開となっております。

次に、太陽光発電施設設置については、現在3企業体による申し込みが来て、賃貸料と固定資産税と合わせて20年間で3億8,031万円の収入が見込まれると

の報告がありました。執行部からは、田島工業団地に限らず工業団地につきましては企業誘致することにより、雇用の創出の効果、地域経済の波及効果、雇用の確保につなげたいと目的を持っています。今回太陽光発電を設置した場合にはメリット、デメリットともにありますが、雇用については数名程度であり、また太陽光発電ということで製造業ではないので、地域経済的な波及効果も少ないということで考えております。土地の賃貸契約も20年ということで、20年間は企業誘致はできないという課題があり、総合的に判断をしなければならぬので、市長を交え数回協議を実施しております。ただ、現在のところ基本的な方針に至るまでの決定は執行部としてはまだみていないとのことでありました。委員からは、執行部はまだ有利か、不利か、考えは確定できていないのかとの意見に、団地内に太陽光発電施設を誘致するか、しないかについては、まだ決定していないということで、現在メリット・デメリットについて検討している状況です。この企業についても、今紹介しました3つの企業が一体になって新設したいという企業さんもありますし、そのほかにも数社から問い合わせあっておりますし、といったことも含めて、急々に急いで答えを出すべきものかも現在総合的に検討しているとご理解をお願いしたいとの答弁でありました。その後、委員全員から意見が出されました。県のほうも県内にこうした団地がないから持っておいてくださいと説明もあっていました。造成にかかった経費からしたとき、20年で3億円ぐらいの利益では13億円かかったところをどうしようもないし、雇用もほとんどなく、もう少し考えるべきだと思う。また、担当課には説明したと思うが、山口、島根の工業団地の売れないところに仮出所前の人に雇用促進、介護士など、職業訓練所施設ができています。山口、島根県ともに2,000人の収容で、全国に5カ所あるが、九州に1つもないという話がある。普及センター名目で2,000人いたら管理する人が1,000人、それに家族が付いてくるから約5,000人の人口になる。国がやるのでつぶれることもない。5,000人という人口が増えることになれば、食材も地元から使うといっていたから、かなりの効果がでてくる。人口が減ってきているので1回手を上げてはどうか。また、東日本大震災後、日本の工業立地といいますか、組織といいますか、どうなるかわからない状態で、このような団地があるのであれば、もうしばらく様子を見ながらいったほうがよい。あれだけ良い土地の上に太陽光をおいてしまうのはもったいない。どうにかならないものかということで、将来的にソーラーパネルも軽量化して建物の上に乗せるような形にできると思うので、屋根の上に敷く分は大歓迎ですが、土地の上に直接というのは、やはりどうしてももったいない気がする。貴重な団地だから可能性を信じてもう少し時間を置くべきだと思うと多くの時期尚早との意見や、今するのか、あとどれくらい待つのか、非常に悩むところであるが、

雇用がないという問題もあるが、1つの判断の時期ではないかと思う。誘致して倒産する企業もあり、補助金を出して何もないと値段はなかなか厳しいが、あと何年待つてできるかということ、これも難しいところである。何年も待つて陳情もしました、良い企業が来ましたとって十何年ですから、こういう将来性のあるものについてはもうやっていいのではないかと意見もありました。待つていけばいいのか、川辺にもできるし、七城にも余っています。現状を見ると太陽光を設置してでも誘致しなければと思いますなど、また更生施設でもいいかもしれませんが、これも周辺住民の同意取るのは大変困難が予想され、民家も隣接しているので、その辺の問題も考えると決断すべきであるなど、様々な意見が出されました。

委員会全体としては、おおよその方が雇用の部分と借地料の部分で早急にはいかがだろうかという意見が多く、一方では、もうこれ以上放置するのも問題があるしタイミングを逃してはならないという意見も出されました。総合的には5年とか10年のスパンで考えるということについては、やはり問題があるのかということだと思います。太陽光の電力買取価格がやっと決まった中で、今からいろんな事業者がくると思う。その中でリース契約、または土地を購入しての営業、企業の条件を精査して、執行部の中で判断を行ってほしい。さらには、群馬県の太田市のように、自治体による第3セクターが事業主体となってソーラーパネルを外注に掛け、市が主体となって電力を売り、年間億単位の収入を得るという話もあります。当然、企業は儲けるためにこの施設を建てるのだから、うちに払うリース料の数倍は儲けるという計算が成り立つことから、検討の余地があると考えられます。

いずれにしろ、メガソーラー施設の決断も時間との戦いであり、ここ1、2年と言う短い時間の中で結論を出すべきとの意見が集約をされました。

提案がありました、国の厚生施設や地元企業の用地買収等を含めて、できるだけ短い時間で情報収集して、執行部としての結論を出し、全力を挙げて体制を整え対処するよう提言をいたしました。新たな製造拠点の新設はそれでも少ないようですが、本市においても、現在ある企業に対する支援策を強化するなど、企業流出の阻止策を考えつつ、新たな成長分野へのPRを進めて行くべきと考えます。

以上、これまでの活動経過をご報告します。今後は本委員会すべての委員が交代しますが、初期の目的を達成できるよう引きつぎ運営していただきますようお願いいたします。活動報告とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○

日程第4 議案第42号から議案第47号まで一括上程・説明

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第4、議案第42号から議案第47号までを一括議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） おはようございます。本日、平成24年第2回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から6月25日までの18日間の日程でご審議をお願いするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

さて、先ほど議長のほうからもご紹介ございましたが、昭和天皇の末の弟であります三笠宮のご長男、寛仁様親王殿下が一昨日の6日に薨去なさいました。障がい者福祉、スポーツの振興、青少年の育成などなどにご尽力をされまして、そのご功績を忍びながら、謹んで哀悼の意を表するところでございます。

昨夜からの雨で梅雨の走りを感じようになりましたけれども、先ほど全国市議会議長会より永年の勤続表彰の栄に浴されました北田彰議員、境和則議員、木下雄二議員、山瀬義也議長、森隆博議員に対しまして、長年のご功績に心から敬意を表します。今後とも健康に十分注意をされまして、ますますのご活躍を期待するものでございます。

さて、来月ロンドン五輪が開催されますが、本市泗水町出身の牧野幸雄選手がセーリング競技で見事北京大会に続きましてロンドン五輪出場を決められたところがあります。また、明日には本市出身の江里口匡史選手がロンドン五輪へのキップをかけて日本陸上選手権に出場をされます。江里口選手にとっては出場が決まれば初の五輪となりますので、この2人の選手を市民の皆さんが一緒になって応援をしていただければと、このように思うところであります。

それから、昨日第10回全日本ジュニアボート選手権大会の開会式がございました。今年は10回目の記念大会でありまして、韓国から有望なジュニア選手が参加をしまして、10日の日曜日まで竜門ダム湖のほうで、この斑蛇口湖で熱戦が繰り広げられるということでございます。

また、日本ボート協会のほうからアジア大会の開催ということで、大きなビックイベントにつきまして申し入れがございました。今後開催をできればということで目指しながら検討してまいりたいと、このように思います。

それでは、ただいま上程をされました議案の第42号から議案第47号につつま

してご説明を申し上げます。

議案第42号から議案第47号につきましては、地方自治法第179条の規定に基づき専決処分いたしましたので報告し、承認を求めるものでございます。内容の詳細につきましては総務企画部長に説明をいたさせますので、慎重審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） おはようございます。

それでは、議案第42号から議案第47号まで、一括してご説明をいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。まず、議案第42号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

開けていただきまして、2ページ目が専決処分書でございます。専決第4号、平成23年度菊池市一般会計補正予算（第12号）、専決日は平成24年3月29日でございます。

それでは、4ページをお開きください。今回の補正は、8,840万1,000円を減額し、補正後の予算総額を238億1,465万8,000円とするものでございます。

次に、12、13ページをお開きください。まず、歳入の事項別明細の主なものをご説明いたします。一番上の款1市税、項1市民税、目1個人、節1現年課税分の1,011万1,000円の減額は、普通徴収分の最終見込み額が予算より下回りますので今回減額するものです。

次に、款2地方譲与税、款3利子割交付金、款6地方消費税交付金、款7ゴルフ場利用税交付金、款8自動車取得税交付金、次の14ページにいきまして款11交通安全対策特別交付金につきましては、平成23年度の交付額が確定しましたので予算の調整を行うものでございます。

次に、款18の繰入金、目1財政調整基金繰入金の3,421万9,000円の減額につきましては、今回の補正予算に伴い財源調整を行うものでございます。

次に、款21の市債につきましては、各事業の確定及び適債性による緊急防災減債事業債から合併特例事業債への財政調整を行ったものでございます。

次に、16、17ページをお開きください。歳出の事項別明細における主なものをご説明いたします。款3民生費、目1社会福祉総務費の7,976万9,000円の減額は、国民健康保険事業特別会計の補正に伴う繰出金の減額によるものです。

戻っていただきまして、7ページをお開きください。第2表繰越明許費補正、3件の追加分のご説明をいたします。まず、統合型GIS基本データ航空写真整備事業につきましては、天候の不順により航空写真撮影に不測の日数を要したため繰り越したものです。

次に、出水宮園線道路改良工事につきましては、道路改良工事に伴う用地買収交渉及び施設の移設補償交渉に不測の日数を要したものです。

最後に、菊池川水管橋耐震補強事業につきましては、公共下水道事業特別会計において、実施計画における工法検討及び河川管理者との協議に不測の日数を要したため繰り越しされている菊池川水管橋耐震補強工事の財源である一般会計からの繰り出しについて、繰り越しするものです。

続きまして、第3表地方債補正でございます。このたびの予算の補正によりまして、補正後の限度額を28億3,925万1,000円とするものでございます。

以上、議案第42号の説明といたします。

次に、21ページをお開きください。議案第43号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらるるものでございます。

開けていただきまして、22ページが専決処分書でございます。専決第5号、平成23年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)。専決日は、平成24年3月29日でございます。

24ページをお開きください。今回の補正は、4,816万1,000円を減額するもので、補正後の予算総額を67億1,688万9,000円とするものでございます。

次に、30、31ページをお願いいたします。まず、歳入の事項別明細の主なものをご説明いたします。款3国庫支出金、款4療養給付費交付金、款6県支出金は、国・県の交付金等が確定したことにより補正を行うものでございます。

次に、款9繰入金、目1一般会計繰入金、節7国保財政調整繰入金の7,702万5,000円の減額は、国・県からの交付金等の増額により、法定外繰入金が不用になったものでございます。

同じく款9繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金の1億3,622万5,000円の減額は、医療費等の支払額が少なかったことにより基金からの繰り入れを減額するものでございます。

次に、34、35ページをお開きください。歳出の事項別明細の主なものをご説明いたします。款2保険給付費、目1一般被保険者療養給付費及び目2退職被保険

者等療養給付費、節19負担金補助及び交付金の合計3,263万9,000円の減額は、インフルエンザ等の流行がなく、見込みより医療費がかからなかったことによるものでございます。

次に、款2保険給給付費、目1一般被保険者高額療養費、節19負担金補助及び交付金の1,140万4,000円の減額は、見込みより高額な医療対象が少なかったためによるものでございます。

以上、議案第43号についてのご説明といたします。

次に、37ページをお開きください。議案第44号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

開けていただきまして、38ページが専決処分書でございます。専決第6号、平成23年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)、専決日は平成24年3月29日でございます。

46、47ページをお開きください。今回の補正は、社会資本整備総合交付金の確定に伴い、不足分について一般会計からの繰り入れにて対応するため財源更正を行ったものです。

戻っていただきまして42ページをお願いいたします。第2表繰越明許費の補正でございます。泗水地区管渠整備事業につきましては、泗水町桜山地区の舗装復旧工事において、ほか隣接工事との調整が遅れ、年度内に事業を完了することが困難となったため繰り越すものです。

以上、議案第44号の説明といたします。

次に、49ページをお開きください。議案第45号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

開けていただきまして、50ページが専決処分書でございます。専決第8号、菊池市介護老人福祉施設条例の一部を改正する条例、専決日は平成24年3月30日でございます。

51ページをご覧ください。菊池市介護老人福祉施設条例の一部を次のように改正するというものでございます。改正理由といたしましては、介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額及び同法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額の一部改正及び介護保険法施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額の一部改正の制定によるものでございま

す。

お手元に別冊でお配りしております新旧対照表の1ページをお開きください。左が現行、右が改正案でございます。改正点といたしましては、下線部分の箇所でございます。ユニット型個室の第3段階の利用者負担を軽減することにより、ユニット型個室のさらなる整備推進を図るため、利用者の負担限度額を1,640円から1,310円に改正するものでございます。

それでは、議案の51ページにお戻りください。附則にありますとおり、条例の施行日は4月1日となっております。

以上、議案第45号についての説明といたします。

次に、53ページをお開きください。議案第46号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

開けていただきまして、54ページが専決処分書でございます。専決第9号、菊池市税条例の一部を改正する条例。専決日は、平成24年3月31日でございます。

55ページから58ページをお願いいたします。菊池市税条例の一部を次のように改正するというものでございます。改正理由といたしましては、地方税法の一部改正に伴うものです。

それでは、別冊の新旧対照表の2ページから13ページをお願いいたします。下線部分が改正箇所でございます。年金所得者の寡婦控除に係る申告手続きの簡素化のため、寡婦控除を受けようとする場合の申告書の提出を不用とするものです。また、平成24年度から平成26年度までの固定資産税に係る負担調整措置等の見直しにより、固定資産税、土地の負担調整措置は、現行の仕組みを3年間延長するものでございます。

次に、新築住宅の固定資産税額措置を2年間延長するもので、新築住宅については固定資産税額を3年間2分の1減額する適用期限の延長を行うものです。

議案書の56ページにお戻りください。附則にありますとおり、条例の施行日は4月1日となっております。

以上、議案第46号のご説明とさせていただきます。

次に、59ページをお開きください。議案第47号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

開けていただきまして、60ページが専決処分書でございます。専決第10号、

菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。専決日は、平成24年3月31日でございます。内容につきましては、61ページをご覧ください。菊池市国民健康保険税条例の一部を次のように改正するもので、このたびの改正理由といたしましては、地方税法の一部改正に伴うものでございます。

それでは、別冊の新旧対照表14ページをお願いいたします。東日本大震災による住宅敷地の譲渡の損失控除期間、現行3年を7年に延長することにより、保険税の所得割算定についても、これに追随するものです。

議案書の61ページにお戻りください。附則にありますとおり、条例の施行日は4月1日となっております。

以上、議案第47号の説明とさせていただきます。

これで、議案第42号から議案第47号までの説明を終わらせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 以上で議案の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第42号から議案第47号までは、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。議案第42号から議案第47号までは、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号から議案第47号までは、原案のとおり承認することに決定しました。

ここで、10分間暫時休憩します。

○
休憩 午前10時56分

開議 午前11時04分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。



日程第5 議案第48号から議案第62号まで一括上程・説明

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第5、議案第48号から議案第62号までを一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） それでは、ただいま上程されました議案48号から議案第62号までについてご説明申し上げます。

議案書は63ページからでございます。議案第48号、菊池市指定管理候補者選定委員会条例の一部を改正する条例の制定については、指定管理候補者の選定にあたり、外部から委嘱する委員の比率を高め、住民の意見をより反映させるために改正するものでございます。

また、議案第49号、住民基本台帳法等の一部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴い、外国人住民の住民基本台帳への登録等について、関係条例を整理する必要があるため一部改正を行うものです。

次に、議案第50号、菊池市有朋の里泗水孔子公園条例の一部を改正する条例の制定については、泗水孔子公園再整備事業に伴い、孔子公園資料館を解体したため条例の一部を改正するものです。

続きまして、議案第51号、菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定については、本年度から排水設備工事責任技術者一括登録制度の導入により条例の一部を改正するものです。

次に、議案第52号、旭志村簡易水道財政調整基金条例を廃止する条例の制定については、旭志村簡易水道財政調整基金の全部を処分したため条例を廃止するものです。

次に、議案第53号から議案第61号までの9議案につきましては、平成24年度菊池市一般会計及び各特別会計並びに菊池市水道事業会計補正予算でございます。補正予算9議案とも4月の人事異動に伴う人件費の組み替えが主なものでございます。

最後に、議案第62号、市道路線の認定については、菊池テクノパークへの副アクセス道路の新設に伴い、道路法の規定に基づき議会の議決をお願いするものです。

以上、上程されました議案につきましてご説明を申し上げます。

内容の詳細につきましては、総務企画部長に説明をいたさせますので、慎重審議の上、ご承認をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） それでは、議案第48号から議案第62号まで、一括してご説明をいたします。

議案書の63ページをお開きください。議案第48号、菊池市指定管理候補者選定委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、指定管理候補者の選定にあたり、審査に対する住民の意見をより反映させ、外部から委嘱する委員の比率を高めるため条例の一部を改正するものでございます。

開けていただきまして、64ページが制定する条例案でございます。

それでは、別冊の新旧対照表の15ページをお願いいたします。右が改正案でございます。改正点といたしましては、下線部分でございますが、第3条第2項第3号及び第4号を前条の審査対象となる公の施設を所管する部の部長及びその他市長が必要と認めるものに改め、また菊池市教育委員会規則の改正により教育部が設置されたため、第8条を削除して所要の改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上、議案第48号の説明といたします。

次に、65ページをお開きください。住民基本台帳法等の一部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行及び外国人登録法の廃止に伴い、外国人住民についても住民基本台帳法の適用対象となることから、関係する本市条例の整備を図るため制定するものでございます。

開けていただきまして、66ページ、67ページが制定する条例案でございます。

それでは、別冊の新旧対照表の16ページから20ページをお願いいたします。関係条例の主な改正点についてご説明いたします。

まず、第1条関係。菊池市印鑑登録及び証明に関する条例ですが、登録資格第2条の印鑑登録を受けることができるものは、次に上げる者とする。第1項、住民基本台帳法に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者。第2項、外国人登録法に基づき、「本市の外国人登録原票に登録されている者、次に上げる者」を削除し、「住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者」に改めるものでございます。

次に、19ページの第2条関係。菊池市市民交通災害共済条例、加入資格第2条、

この共済に加入できる者は本市に居住し、「住民登録または外国人登録をしている者」を「本市の住民基本台帳に登録されている者」と改めるものでございます。

次に、第3条関係、菊池市手数料条例。別表第2条関係中段の登録原票記載事項証明書1件につき300円の項を削るものでございます。

次に、第4条関係。菊池市国民健康保険条例、「被保険者とする外国人」と、第4条「日本国籍を有しない者で外国人登録法の規定により本市に登録されているものは被保険者とする」を削除して改めるものでございます。

議案書の67ページにお戻りください。附則にありますとおり、条例の施行日は7月9日となっております。

以上、議案第49号の説明とさせていただきます。

次に、69ページをお開きください。議案第50号、菊池市有朋の里泗水孔子公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、菊池市有朋の里泗水孔子公園資料館は、老朽化により倒壊の危険性があり、泗水孔子公園再整備事業に伴い解体したので、公の施設の設置及びその他の管理に関する事項を整理して制定するものでございます。

開けていただきまして、70ページが制定する条例案でございます。

それでは、別冊の新旧対照表の21ページをお願いいたします。下線部分が改正内容でございます。改正の内容は、解体に伴いまして、第5条開館時間等の項を削除し、併せて別表第11条、18条関係の資料館利用料金等を削っているものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上、議案第50号の説明とさせていただきます。

次に、71ページをお開きください。議案第51号、菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、本年4月より排水設備工事責任技術者一括登録制度の導入に伴い、条例の一部改正するものでございます。

開けていただきまして、72ページが制定する条例案でございます。

それでは、新旧対照表の22ページをお願いいたします。改正の内容といたしましては、手数料、第35条第1項中、次の各号に上げる事務について、当該事務の申請者から当該各号に定める額を排水設備指定工事店の指定について申請者から1件につき1万円に改め、各号を削るものです。排水設備工事責任技術者の登録1件につき2,000円を削るが主な改正内容でございます。

附則といたしましては、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上、議案第51号の説明とさせていただきます。

次に、73ページをお開きください。議案第52号、旭志村簡易水道財政調整基金条例を廃止する条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、本条例の適用区域を旧旭志地域に限定して暫定条例としていましたが、平成23年度において基金を全額取り崩して旭志地区の水道施設整備等の財源として活用し、平成24年3月31日現在で基金残高が0円となったため、本条例を廃止するものでございます。

開けていただきまして、74ページが廃止する条例案でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものといたしております。

以上、議案第52号の説明とさせていただきます。

75ページをお願いいたします。議案第53号、平成24年度菊池市一般会計補正予算について説明いたします。

開けていただき76ページ、平成24年度一般会計補正予算（第1号）でございます。今回の補正は、予算の総額に1億4,443万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ239億5,343万8,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、事項別明細書で主なものを説明いたします。

84、85ページをお願いいたします。歳入でございます。中ほどの款15県支出金、目5農林水産業費県補助金、節1農業費補助金7,696万2,000円のうち1,284万3,000円は、熊本稼げる園芸産地育成対策事業補助金でございます。これは、産地間競争に打ち勝ち、園芸産地の維持発展を図るため、施設・機械の整備を行う団体に対する補助でございます。また、6,318万円は、生産総合強い農業づくり交付金補助金で、生産設備等の強化を図るための補助金でございます。

次に、款18繰入金、目1財政調整基金繰入金3,123万円は、今回の補正の財源とするものであります。

次に、款20諸収入、目3雑入895万3,000円のうち主なものは、宝くじ事業の収益金を財源とし、財団法人自治総合センターが市を通じて地域の活性化を目的とし、市内の行政区等に対し助成を行うコミュニティ助成金770万円でございます。

次に、款21市債、目9教育債、節8学校給食債2,450万円は、学校給食施設拠点校化の整備に係る事業に対する合併特例債分でございます。

次に、86ページをお開きください。歳出でございます。個別の主なものを説明いたします前に、職員人件費の補正についてご説明いたします。款1議会費、目1議会費をご覧ください。この中で、節2給料、節3職員手当等、節4共済費につい

て計上いたしておりますが、これは4月の定期人事異動により調整を行ったものでございまして、人件費としては一般会計、特別会計を合わせた総額に変わりはありません。このことから、一般会計の次の総務費以降につきまして、また後ほどご説明いたします特別会計につきまして、人件費を計上しているところでございますが、内容についての説明は省略させていただきますのでご了承ください。

それでは、歳出の主なものをご説明させていただきます。88、89ページをお開きください。款2総務費、目9地域振興費、節19負担金補助及び交付金の770万円は、公民館の備品整備等市内4行政区が実施する事業に対するコミュニティ助成事業補助金でございます。この財源は、宝くじ受託事業収益を活用した財団法人自治総合センターからの助成金であり、4月に交付決定がなされたため今回計上するものでございます。

次に、92、93ページをお開きください。款3民生費、目1高齢者福祉費、節19負担金補助及び交付金189万4,000円は、地域づくりチャレンジ推進事業でございます。この事業は、地域団体が事業主体となり、障がい者と高齢者が共に取り組む地域おこし支援のために必要なそば加工等に係る設備費用の補助金でございます。

次に、98、99ページをお開きください。款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節19負担金補助及び交付金の7,671万6,000円のうち6,318万円は、生産総合事業、強い農業づくり交付金補助金で、農産物の安定供給や低コスト化に向けた施設整備事業補助金でございます。次の熊本稼げる園芸産地育成対策事業補助金1,284万3,000円は、産地間の競争に打ち勝つ園芸産地を育成するため、各4団体の機械設備等整備に対し補助するものでございます。

次に、104、105ページをお開きください。款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節15工事請負費683万9,000円は、菊池北小学校体育館床研磨工事及び菊之池小学校運動場防球ネット設置工事に係る工事請負費でございます。

次に、108、109ページをお願いいたします。款9教育費、項7学校給食費、節13委託料は、学校給食施設の拠点校化に伴う実施設計委託料でございます。これは菊池地区と旭志地区の給食施設を整備し、拠点校、隈府小、旭志小からの配送方式に変更するための設計費用でございます。

以上、歳出の主なものをご説明いたしました。

それでは、80ページに戻っていただきたいと思います。第2表、地方債補正でございますが、今回の補正により補正後の限度額を29億9,320万円とするものでございます。

以上、議案第53号の説明とさせていただきます。

次に、特別会計に係る補正予算でございます。113ページの議案第54号、平成24年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、121ページの議案第55号、平成24年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第1号)、続きまして145ページの議案第58号、平成24年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)、続きまして161ページの議案第60号、平成24年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第1号)、続きまして169ページ、議案第61号、平成24年度菊池市水道事業会計補正予算(第1号)。以上につきましては、主に人事異動に伴う職員の人件費に係る補正でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、129ページをお願いいたします。議案第56号、平成24年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)です。

開けていただきまして、130ページをお願いいたします。今回の補正は304万3,000円を追加し、予算総額を8億9,579万4,000円とするものでございます。

135ページをお開きください。人件費以外の補正といたしましては、管渠及び汚水柵設置に伴う工事請負費及び備品購入に係る費用232万3,000円が主なものとなります。

以上で、議案第56号の説明とさせていただきます。

続きまして、137ページをお開きください。議案第57号、菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)でございます。開けていただきまして、138ページをお願いいたします。今回の補正は、772万4,000円を追加し、予算総額を5億9,257万7,000円とするものでございます。

142、143ページをお開きください。人件費以外の補正といたしましては、工事請負費として、区域内における新築予定地までの本管敷設工事及び菊池養生園保健組合からの公共管設置工事費608万4,000円でございます。

以上、議案第57号の説明とさせていただきます。

次に、153ページをお開きください。議案第59号、菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)でございます。開けていただきまして、154ページをお願いいたします。今回の補正は、453万2,000円を増額し、予算総額を4億2,173万円とするものでございます。

158、159ページをお開きください。人件費以外の補正といたしましては、工事請負費として区域内における酪農施設への供用開始の要望に基づく本管敷設工事費480万円でございます。

以上、議案第59号の説明とさせていただきます。

続きまして、175ページをお開きください。議案第62号、市道路線の認定についてでございます。提案理由といたしましては、市道路線を認定するには、道路法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

開けていただきまして176ページが路線の一覧でございます。今回1路線、路線名菊池テクノパーク線の認定をお願いするものでございます。

以上、議案第62号の説明といたします。

これで、議案第48号から議案第62号までの説明を終わらせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 以上で、議案の説明を終わります。

○

日程第6 議案第63号及び議案第64号一括上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第6、議案第63号及び議案第64号を一括議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議案書の179ページでございます。議案第63号、熊本縣市町村総合事務組合規約の一部変更について及び議案第64号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、いずれも熊本市が政令指定都市に移行したことに伴い、事務所の所在地名に行政区を加えるものであります。

内容の詳細につきましては総務企画部長に説明をいたさせますので、委員各位におかれましては慎重審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） それでは、議案第63号、64号についてご説明いたします。

議案書の179ページをお開きください。議案第63号、熊本縣市町村総合事務組合規約の一部変更についてでございます。地方自治法第286条第2項の規定により、熊本縣市町村総合事務組合の規約の一部を変更するものです。変更内容は、熊本市における平成24年4月1日の政令指定都市移行による行政区の設置に伴い、熊本縣市町村総合事務組合の事務所の所在地名に東区が加わったものです。

提案理由といたしましては、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるため議案を提出する

ものでございます。

なお、この議案は、熊本県市町村総合事務組合を組織する関係市町村等と同文議決を行うものでございます。

以上、議案第63号の説明といたします。

次に、181ページをお開きください。議案第64号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてでございます。地方自治法第291条の3第3項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するものです。内容としましては、議案第63号と同じく事務所の所在地の位置に東区が加わったものです。

提案理由といたしましては、広域連合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

なお、この議案は、熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する関係市町村等と同文議決を行うものでございます。

以上、議案第64号の説明といたします。

○議長（山瀬義也君） 以上で議案の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第63号及び議案第64号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。議案第63号及び議案第64号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号及び議案第64号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第7 議案第65号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第7、議案第65号を議題とします。

本案件については、地方自治法第117条の規定に係る議員は除斥する必要がありますが、第117条に係る議員はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 関係する議員はなしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま上程されました議案第65号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

議案書の183ページです。教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして6人の委員をもって組織され、運営がなされております。その中のお一人、佐藤証委員が来月の7日をもって4年の任期が満了するため、その後任の委員につきましてご同意をお願いするものでございます。教育委員会委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者とされており、十分検討いたしました結果、1期4年の経験とこれまでのPTA役員の実績から、再度、佐藤証さんを任命いたしたくご提案申し上げるものでございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 以上で議案の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第65号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。議案第65号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第65号は、原案のとおり同意することに決定しました。

○

日程第8 議案第66号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第8、議案第66号を議題とします。

本案件については、地方自治法第117条の規定に係る議員は除斥する必要がありますが、第117条に係る議員はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 関係する議員はなしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

〔登壇〕

○市長（福村三男君） 議案第66号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

議案書の185ページです。公平委員会は、地方公務員法の規定に基づき、3人の委員をもって組織されております。その職務は、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益を審査し、並びにこれらについて必要な措置を講ずる委員会でございます。今回、来月の7日をもって4年の任期が満了する山田武人委員の後任につきまして、議会の同意をお願いするものでございます。委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する者とされており、十分検討いたしました結果、長年にわたり幼稚園などで公平公正に幼児教育に携わられたご経験をお持ちであります吉井佳代さんを選任したくご提案申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 以上で議案の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第66号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。議案第66号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第66号は、原案のとおり同意することに決定しました。

○

日程第9 議案第67号 固定資産評価員の選任

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第9、議案第67号を議題とします。

本案件については、地方自治法第117条の規定に係る議員は除斥する必要がありますが、第117条に関係する議員はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま上程されました議案第67号、固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

議案書187ページです。固定資産評価員は、地方税法第404条の規定に基づき、市長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、価格の決定を補助するために設置することとされ、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから選任することとされております。

本市では、菊池市固定資産評価員規則により、これまで税務課長がその職を兼務しております。

今回、4月の人事異動に伴い、税務課長に異動がありましたので、新たに樫川健治税務課長を選任いたしたく、ご提案申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 以上で議案の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第67号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略し

たいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。議案第67号については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第67号は、原案のとおり同意することに決定しました。

○

日程第10 議案第68号から議案第70号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第10、議案第68号から議案第70号までを一括議題とします。

本案件については、地方自治法第117条の規定に係る議員は除斥する必要がありますが、第117条に係る議員はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま上程されました議案第68号、議案第69号、議案第70号の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

議案書189ページからでございます。現在、本市の区域におきましては、14名の委員さんが法務大臣の委嘱を受け、人権擁護活動に従事をされております。その中のお三方、泗水地区の村上常博委員並びに菊池地区の富田智恵子委員及び岩崎孝夫委員が平成24年9月30日をもって3年間の任期が満了いたします。今回、その後任の候補者の推薦につきまして、熊本地方法務局長から依頼がありました。推薦にあたっては、人権擁護委員法の規定により、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者とされております。十分検討いたしました

結果、議案第68号、村上常博さん、議案第69号、高田早苗さん、議案第70号、工藤政史さんを推薦いたしたく議会の意見を求めるものでございます。

議案第68号、再度推薦をいたします村上常博さんは、経歴のとおり長年にわたりまして消防士として勤務をされ、平成21年から人権擁護委員を1期3年経験をされ、人権等に関する知識も豊富であります。

また、議案第69号、高田早苗さんは、経歴のとおり、長年にわたりまして菊池市役所に奉職をされ、人権に関する知識も豊富であります。

最後に、議案第70号、工藤政史さんは、経歴のとおり、長年にわたり教職員として奉職され、人権等に関する知識も豊富であります。今後とも積極的に人権擁護活動に取り組んでいただけるものと確信し、推薦するものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（山瀬義也君） 以上で議案の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第68号から議案第70号までは、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。採決は1議案ずつ起立より行います。

お諮りします。議案第68号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第68号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第69号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第69号は、原案のとおり可決す

ることに決定しました。

次に、議案第70号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第70号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第11 報告第3号から報告第7号まで一括上程・報告・質疑

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第11、報告第3号から報告第7号まで一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） それでは、報告第3号から報告第7号まで、一括して説明をいたします。議案書の195ページをお開きください。報告第3号、繰越明許費繰越計算書についてでございます。平成23年度から平成24年度へ明許繰越を行いましたので、地方自治法施行令第146条の第2項の規定により議会へ報告をするものでございます。

開けていただきまして、196ページから198ページまでが平成23年度菊池市繰越明許費繰越計算書でございます。196ページ、197ページが一般会計19件でございまして、繰越総額は9億6,034万1,789円。開けていただき198ページをお願いいたします。公共下水道事業特別会計が2件で1億7,870万円。特定環境保全公共下水道事業特別会計が1件で146万5,000円の繰越額となっています。個々の事業内容につきましては数が多いため省略させていただきますが、繰り越した主な要因につきましては、国の補正予算により年度内完了が見込めないもの、事業内容の協議に不測の日数がかかったことや、事業用地の取得が遅れたことなどが主な要因です。

以上、報告第3号の説明といたします。

次に、議案書の199ページをお願いいたします。報告第4号、専決処分の報告についてでございます。地方自治法の規定に基づき、議会において指定されている事項について専決処分をいたしましたので報告するものでございます。

次の200ページをお開きください。専決第2号の専決処分書でございますが、市道の管理瑕疵による損害賠償に係る額の決定について専決処分を行ったものでございます。専決日は、平成24年3月22日でございます。事故発生日は、平成2

3年9月20日でございます。相手方につきましては、記載のとおりでございます。事故の概要としましては、菊池市七城町荒牧地内市道西郷橋寺町線に隣接する七城町土地改良区が管理する道路が大雨により水があふれ、道路が冠水していたところに、相手方車両が当該道路を走行した際、冠水により水路と道路を見誤り走行したため、車体の右側が水路に脱落し、エンジン及びボディ等へ損害を与えたものでございます。損害賠償の額は22万2,400円でございます。その他の決定事項につきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告第4号の説明といたします。

次に、201ページをお開きください。報告第5号、専決処分の報告についてでございます。地方自治法の規定に基づき、議会において指定されている事項について専決処分をいたしましたので報告するものでございます。

202ページをお開きください。専決第3号の専決処分でございますが、市道の管理瑕疵による損害賠償に係る額の決定について専決処分を行ったものでございます。専決日は、平成24年3月26日でございます。事故発生日は、平成24年3月6日でございます。相手方につきましては、記載のとおりでございます。事故の概要といたしましては、相手方車両が菊池市泗水町永地内市道桜山1号線を走行中、道路の陥没した穴に左側前後輪を脱輪し、その衝撃で左側前後輪タイヤ及びホイールを破損し、損害を与えたものでございます。損害賠償の額は9万2,904円でございます。その他の決定事項につきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告第5号の説明といたします。

次に、203ページをお開きください。報告第6号、専決処分の報告についてでございます。地方自治法の規定に基づき、議会において指定されている事項について専決処分をいたしましたので報告するものでございます。

次の204ページをお開きください。専決第11号の専決処分でございますが、車両事故による損害賠償に係る額の決定について専決処分を行ったものでございます。専決日は、平成24年5月18日でございます。事故発生日は、平成24年4月12日でございます。相手方につきましては、記載のとおりでございます。事故の概要といたしましては、市嘱託職員が菊池市一般廃棄物最終処分場内におきまして、ドーム内の廃棄物のならしのため、バックフォーを使用し、ドームに向けて道を下っていたところ、上空の電線に気付かず、電線と接触し、電線を破損させ、損害を与えたものでございます。損害賠償の額は1万5,989円でございます。その他の決定事項につきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告第6号の説明といたします。

次に、205ページをお開きください。報告第7号、専決処分の報告についてで

ございます。地方自治法の規定に基づき、議会において指定されている事項について専決処分をいたしましたので報告をするものでございます。

次の207ページをお開きください。専決第12号の専決処分書でございますが、市道の管理瑕疵による損害賠償に係る額の決定について専決処分を行ったものでございます。専決日は、平成24年5月25日でございます。事故発生日は、平成24年4月27日でございます。相手方につきましては、記載のとおりでございます。事故の概要といたしましては、相手方車両が菊池市隈府地内市道高野瀬2号線を走行した際、グレーチングの片側に乗ったため、グレーチングの片側が側溝に脱落し、その後、相手方車両がグレーチング落下地点からすぐ先の広場で転回し引き返したところ、グレーチングの片側が脱落していることに気付かず走行したため、突き出したグレーチングと接触し、フロントバンパー下部及びラジエーター等を破損し、損害を与えたものでございます。損害賠償の額は52万3,436円でございます。その他の決定事項につきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告第7号の説明といたします。

これで報告第3号から報告第7号までの説明を終わらせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 以上で、報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第12 陳情第1号 陳情書

陳情第2号 消費税率引上げに反対する意見書を求める陳情書

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第12、陳情第1号及び陳情第2号を議題とします。

陳情第1号及び陳情第2号が今定例会までに提出されました陳情であります。その内容については、お手元に配付のとおりです。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。議案に対する質疑を行う方は、事務局備え付けの様式によって、その要旨を具体的に記載し、12日の正午まで事務局に提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

散会 午前11時58分

第 2 号

6 月 1 1 日

平成24年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

平成24年6月11日（月曜日）午前10時開議

- 第1 議事第1号 常任委員会委員の選任について
- 第2 議事第2号 議会運営委員会委員の選任について
- 第3 議事第3号 議会広報特別委員会委員の選任について
- 第4 議事第4号 企業誘致促進特別委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事第1号 常任委員会委員の選任について
- 日程第2 議事第2号 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第3 議事第3号 議会広報特別委員会委員の選任について
- 日程第4 議事第4号 企業誘致促進特別委員会委員の選任について



出席議員（23名）

- 1番 工藤圭一郎君
- 2番 城典臣君
- 3番 大賀慶一君
- 4番 岡崎俊裕君
- 5番 水上彰澄君
- 6番 東英俊君
- 7番 東裕人君
- 8番 泉田栄一朗君
- 9番 森清孝君
- 10番 中原繁君
- 11番 樋口正博君
- 12番 二ノ文伸元君
- 13番 中山繁雄君
- 14番 怒留湯健蓉さん
- 15番 坂本昭信君
- 16番 隈部忠宗君

17番	葛原勇次郎君
18番	木下雄二君
19番	坂井正次君
20番	森隆博君
21番	山瀬義也君
22番	境和則君
23番	北田彰君

○

欠席議員（なし）

○

説明のため出席した者

市長	福村三男君
副市長	永田明紘君
総務企画部長	野口祐成君
市民環境部長	下田俊一君
健康福祉部長	宮本誠一君
経済部長	平野國臣君
建設部長	松野浩一君
総務企画部統括審議員	西浦一義君
七城総合支所長	雲田哲昭君
旭志総合支所長	水上菊也君
泗水総合支所長	松岡千利君
財政課長	小川秀臣君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤本辰広君
市長公室長	今坂康雄君
教育長	倉原久義君
教育部長	原誠也君
農業委員会事務局長	中村鉄男君
水道局長	原和徳君
監査事務局長	大塚茂幸君

○

事務局職員出席者

事務局長	城主一君
議事課長	宮川啓子君

議事課課長補佐

徳永裕治君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、議事の都合により休憩します。議員の皆さんは、大会議室に集合願います。

○

休憩 午前10時00分

開議 午前11時44分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○

日程第1 議事第1号 常任委員会委員の選任について

○議長（山瀬義也君） 日程第1、議事第1号、常任委員会委員の選任についてを議題とします。常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付してあります各常任委員会の名簿のとおり指名します。

ここで、各委員会条例第10条の規定により、正副委員長互選のため、各常任委員会を開催しますので、暫時休憩します。

○

休憩 午前11時44分

開議 午前11時45分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第9条第2項の規定により、各常任委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

総務文教常任委員会委員長、東 英俊君、副委員長、岡崎俊裕君。

福祉厚生常任委員会委員長、葛原勇次郎君、副委員長、大賀慶一君。

経済建設常任委員会委員長、泉田栄一郎君、副委員長、水上彰澄君。

以上です。

○

日程第2 議事第2号 議会運営委員会委員の選任について

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、議事第2号、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付してあります名簿のとおり指名します。

ここで、委員会条例第10条の規定により、正副委員長互選のため、議会運営委員会を開催しますので、暫時休憩します。

○

休憩 午前11時46分

開議 午前11時47分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第9条第2項の規定により、議会運営委員会正副委員長の互選の結果を報告します。議会運営委員会委員長、水上彰澄君、副委員長、葛原勇次郎君。

以上です。

○

日程第3 議事第3号 議会広報特別委員会委員の選任について

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第3、議事第3号、議会広報特別委員会委員の選任についてを議題とします。

議会広報特別委員会委員より辞職願いが提出されましたので、委員会条例第14条の規定により許可し、第8条第1項の規定により、お手元に配付してあります名簿のとおり指名します。

ここで、委員会条例第10条の規定により、正副委員長互選のため、議会広報特別委員会を開催しますので、暫時休憩します。

○

休憩 午前11時48分

開議 午前11時49分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第9条第2項の規定により、議会広報特別委員会正副委員長の互選の結果を報告します。議会広報特別委員会委員長、坂井正次君、副委員長、工藤圭一郎君。

以上です。

○

日程第4 議事第4号 企業誘致促進特別委員会委員の選任について

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第4、議事第4号、企業誘致促進特別委員会委員の選任についてを議題とします。

企業誘致促進特別委員会委員より辞職願いが提出されましたので、委員会条例第14条の規定により許可し、第8条第1項の規定により、お手元に配付してあります名簿のとおり指名したいと思います。

ここで、委員会条例第10条の規定により、正副委員長互選のため、企業誘致促進特別委員会を開催しますので、暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時50分

開議 午前11時51分

—————○—————

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第9条第2項の規定により、企業誘致促進特別委員会正副委員長の互選の結果を報告します。企業誘致促進特別委員会委員長、隈部忠宗君、副委員長、中山繁雄君。

以上です。

菊池市議会構成

平成24年6月

常任委員会構成名簿

◎総務文教常任委員会 8名

岡崎 俊裕	東 英俊	中原 繁	中山 繁雄
怒留湯健蓉	隈部 忠宗	坂井 正次	境 和則

◎福祉厚生常任委員会 8名

大賀 慶一	東 裕人	森 清孝	坂本 昭信
葛原勇次郎	木下 雄二	北田 彰	山瀬 義也

◎経済建設常任委員会 7名

工藤圭一郎	城 典臣	水上 彰澄	泉田栄一郎
樋口 正博	二ノ文伸元	森 隆博	

議会運営委員会名簿

◎議会運営委員会 6名

水上 彰澄	東 英俊	泉田栄一郎	中原 繁
葛原勇次郎	北田 彰		

議会広報特別委員会名簿

◎議会広報特別委員会 4名

工藤圭一郎	隈部 忠宗	木下 雄二	坂井 正次
-------	-------	-------	-------

企業誘致促進特別委員会名簿

◎企業誘致促進特別委員会 11名

岡崎 俊裕	東 英俊	泉田栄一郎	森 清孝
中原 繁	二ノ文伸元	中山 繁雄	怒留湯健蓉
隈部 忠宗	木下 雄二	境 和則	

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。会議を来る13日午前10時から開き、質疑、委員会付託及び一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。



散会 午前11時52分

第 3 号

6 月 1 3 日

平成24年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

平成24年6月13日（水曜日）午前10時開議

第1 委員会付託

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 委員会付託

日程第2 一般質問

-----○-----

出席議員（23名）

1番	工藤圭一郎	君
2番	城典臣	君
3番	大賀慶一	君
4番	岡崎俊裕	君
5番	水上彰澄	君
6番	東英俊	君
7番	東裕人	君
8番	泉田栄一朗	君
9番	森清孝	君
10番	中原繁	君
11番	樋口正博	君
12番	二ノ文伸元	君
13番	中山繁雄	君
14番	怒留湯健蓉	さん
15番	坂本昭信	君
16番	隈部忠宗	君
17番	葛原勇次郎	君
18番	木下雄二	君
19番	坂井正次	君
20番	森隆博	君

21番 山瀬 義也 君
22番 境 和則 君
23番 北田 彰 君

○

欠席議員（なし）

○

説明のため出席した者

市長	福村 三男 君
副市長	永田 明紘 君
総務企画部長	野口 祐成 君
市民環境部長	下田 俊一 君
健康福祉部長	宮本 誠一 君
経済部長	平野 國臣 君
建設部長	松野 浩一 君
総務企画部統括審議員	西浦 一義 君
七城総合支所長	雲田 哲昭 君
旭志総合支所長	水上 菊也 君
泗水総合支所長	松岡 千利 君
財政課長	小川 秀臣 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤本 辰広 君
市長公室長	今坂 康雄 君
教育長	倉原 久義 君
教育部長	原 誠也 君
農業委員会事務局長	中村 鉄男 君
水道局長	原 和徳 君
監査事務局長	大塚 茂幸 君

○

事務局職員出席者

事務局長	城主 一 君
議事課長	宮川 啓子 君
議会係長	松原 憲一 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 委員会付託

○議長（山瀬義也君） 議案に対する質疑の通告はあっておりませんので、日程第1、委員会付託を行います。

議案第48号から議案第62号まで及び陳情第1及び陳情第2号については、お手元に配付しております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託をします。各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

平成24年 第2回菊池市議会定例会議案等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第48号	菊池市指定管理候補者選定委員会条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第53号	平成24年度菊池市一般会計補正予算(第1号)
	陳情第1号	陳情書
	陳情第2号	消費税率引上げに反対する意見書を求める陳情書
福祉厚生 常任委員会	議案第49号	住民基本台帳法等の一部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第53号	平成24年度菊池市一般会計補正予算(第1号)
	議案第54号	平成24年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第60号	平成24年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第1号)
経済建設 常任委員会	議案第50号	菊池市有朋の里泗水孔子公園条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第51号	菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第52号	旭志村簡易水道財政調整基金条例を廃止する条例の制定について
	議案第53号	平成24年度菊池市一般会計補正予算(第1号)
	議案第55号	平成24年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第1号)
	議案第56号	平成24年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第57号	平成24年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第58号	平成24年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第59号	平成24年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第61号 議案第62号	平成24年度菊池市水道事業会計補正予算(第1号) 市道路線の認定について

日程第2 一般質問

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、一般質問を行います。なお、ここで申し合わせについて申し上げます。質問の順序は通告順です。質問時間は、答弁も含め60分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一問一答方式で、質問事項に対して3回までとなっています。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

初めに、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） おはようございます。これより一般質問をいたします。

3つのテーマでお願いをしておりますので、順次進めてまいります。

最初に、中学校の武道の必修化について伺います。2006年12月、安倍晋三政権は自らのタカ派的な信念に基づいて、新教育基本法を新たに制定しました。その言われるところの改悪教育基本法を下敷きにして、2008年、文部科学省は学習指導要領を改定しました。これによって、小学校では2011年、この新学習指導要領に沿う新しい教育課程への完全移行となり、これまでの総合学習の時間がなくなり、周知のように教科書が従来よりも3割程度厚くなったばかりか、内容も高度化されるなど、子どもたちはますます追い立てられる感じを強くし、学力格差等、様々なゆがみが表れてきていると言えます。教師もまた、新学習指導要領の下で悪戦苦闘し、重なる慢性的な疲労感、多忙感は、今さら言うまでもありません。教育委員会におかれましては、過酷な状況下にあるとも言える現場の子どもたち、教師たち、双方へ温かい目配りと配慮を切に求めて、本日私はここでは小学校に続いて、本年度から中学校でも完全実施となった新教育課程、その中の保健体育で武道が必修となったことについて伺います。これは、柔道・剣道・相撲の3種目の中から学校でその1つを選択して、中学校の1、2年生の生徒に教えるというものです。その由来は、安倍政権の下で成立した新教育基本法に教育の目標として、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことを新たに規定したことによります。それにより、武道が伝統と文化を尊重するという目標を実現する役割を担うものとして、2008年3月改定の学習指導要領にその必修化を明記したのでした。必修となったのは、柔道・剣道・相撲の3種目のうち、一般的には剣道は防具や竹刀、相撲は土俵など装備にお金がかかるだろうということで、比較的簡単な柔道を選択する学校が多いと見られていますが、本市ではどの種目を選択されていますか。それは一律ですか、それとも学校ごとに違うのでしょうか。ちょっと調べてみますと、

ある自治体の教育委員会は、本年度の武道教育必修化の完全実施に際し、市民に向けてコメントを公表しています。ちょっと抜粋してご紹介しますと、中学校に新たに導入された武道教育、とりわけ柔道に対する事故防止策が注目されていますと。本市では、武道教育の円滑な実施に向け、この町です、2年前の平成22年度から対応を進めてきましたと。市内の武道教育を柔道・剣道に絞り、武道教育に堪能な地域指導者との連携、協議会を立ち上げ、教師と地域の指導者が連携して指導に当たることや、教師への武道実技研修会を実施するとともに、安全面に配慮した指導計画も作成しましたと。本格実施となる本年度は、それらの成果や反省を生かして、武道教育の狙いに迫る指導体制を整えてまいりますという内容ですけれども、本市ではどのような準備をしてこられましたか。まず、最初の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原 誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） おはようございます。怒留湯議員のご質問にお答えいたします。

中学校の武道につきましては、ただいま怒留湯議員のほうから紹介もいただきましたように、平成20年の3月28日付けで文部科学省より体育科の選択科目から必修科目に変更されることが発表されました。その結果、平成21年4月1日から3年間の移行措置が取られまして、本年度から一定時間数の中で全面実施となっております。本市でも5校全ての中学校で、この3年間を準備期間として完全実施に向けて進めてまいったところであり、武道の種目につきましては、各学校で施設整備状況や指導体制等を勘案しながら決定し、履修されております。本市では、柔道が七城中学校と旭志中学校、剣道が菊池南中学校と泗水中学校、それから菊池北中学校の2年生が柔道で1年生は剣道となっております。菊池北中の2年生に関しましては、昨年1年生時に柔道を選択しておりましたので、学習の継続性の観点からそのまま続けておりますけれども、平成25年度からは剣道に絞るということで確認をしているところでございます。教育委員会としましても、昨年度すべての中学校に調査を実施しましたが、剣道はもちろん、柔道に関する武道場の施設も整っていることから、実施上の課題等は報告されておられません。また、生徒の安全を守る観点から、体育教師の研修会等への参加も進めてきたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 一通りの準備はしてこられたというふうを受け止めました。当然のこととしてですね。本日私がここで改めてこのテーマを取り上げたとい

うことについては3つほど理由があったわけです。一つは、今申しあげましたように、全体的なその漠然とした不安があるということ。もう一つはですね、必修になることを知らなかった保護者が多かったんですよ。説明を受けてないという人がかなりの数いたと。それから、もう一つは、実際に鎖骨を折ったという事例の報告があったということなんですけれども、これらについては、これが取り上げた理由なんです、これらについては、当局では把握されているでしょうか。それをちょっとお聞かせください。

大体、今の状況で、今のお話しで状況がつかめましたので、それを踏まえて質問を続けます。これまで中学校の体育は、武道は選択でしたよね。しかし、4月から既に必修化されているわけですが、必修化に前後して、昨年暮れごろから柔道事故に関する判決とか、調査事故データの公表などがあって、柔道の危険性が訴えられるようになりました。これを通して、保護者の間から学校における柔道事故を懸念する声が強まってきておって、私も何遍も聞いたんですが、その多くは安全確保に関する不安のようです。これに対して文科省は、今年3月になってから、ただ各都道府県教育委員会などを通して全国の中学校における柔道の指導体制のチェックを始めました。柔道の授業を担当する教員の指導歴や研修歴、それから外部指導者との協力体制の有無などを点検して、指導体制や施設設備が不十分と判断された場合は、柔道の授業の開始を遅らせた上で安全確保を図るよう都道府県教委に求めています、この武道の必修化に先立ってNHKが特集を組みましたね。この番組では、中学校で起こった柔道の事故は、1983年から2010年までの28年間で死亡事故が39件と、障がいが残った重大な事故が93件に上ること。事故の大半は、投げられたときに受け身がうまく取れずに頭や首を強く打ってしまうことが原因であるということなどが報道されました。これらの背景を踏まえて、全日本柔道連盟の二村副委員長は、体力の付いていない中学1、2年生に形の上の技だけ教えて乱取りとか試合までやらせるのは危険がつきまとうと思うと。安全面にもっと注意した制度設計をしないといけないと警告をされています。また、既設の体育館で柔剣道を行うと事故の発生率は2、3倍になるということも言われておりました。そこで、安全を確保するための最低必須条件と思われる本市の武道場の整備状況は完璧であるかどうか。それから、安全性確保のために制度設計はどうなっているかについてお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原 誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 今、怒留湯議員から言われました事故につきまして、鎖骨を折ったということに関しまして、全国的には今、怒留湯議員も紹介されましたよ

うに、いくつも事例があることは承知しております。平成20年度から武道の授業を実施するにあたりましては、これまで県関係機関を經由して文部科学省から必要となります教育条件の整備を計画的に進め、また生徒の安全確保に努めていくような指導も行われているところでございます。本市で柔道の授業を実施している菊池北中、それから七城中、旭志中におきましては、すべて武道場を有し、柔道ができる施設環境も整っているところでございます。また、研修指導といったソフト面に関しましても、昨年8月18日に菊池北中を会場として体育教師が集まり、新教育課程への研修が実施されており、今年2月1日に七城中学校におきまして開催されました教科等の研修会では、1年生の柔道の授業を実際に実施し、安全面に配慮した事業研究会も行っているところであります。そのほかにも、県教育委員会においても、必修化に向けての研修が定期的実施され、近郊で実施される研修会におきましては、市内5校の中学体育教師も参加はさせております。さらに本年度に入りまして、県剣道連盟、それから県の柔道協会の後援による協力体制を下に、4月20日に剣道、それから4月24日に柔道の安全指導講習会が開催され、市内5校の中学校の体育教師も参加をして、安全指導を重点とした講習会が継続して行われているところでございます。今後におきましても、武道場の施設の再点検を行いますとともに、研修の機会の充実や地域のスポーツ指導者の活用など、必要な条件整備を計画的に実施しまして、生徒の安全性の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 施設整備はほぼ整っているというご答弁だったのですよね、整っているということですね。これについては、整っているということは、学校からの報告のみによる判断ですか。それとも、教育委員会が自ら出向いて実際に現場を調査を行ったのか。あるいは、しかるべく専門性を持った方に見てもらって判断を仰いだのか、判断の基準をちょっとお聞かせください。

この新学習指導要領の円滑な実施のために、2009年、教材整備緊急3カ年計画というのが示されましたね。それによれば、3カ年間のこの事業を実施するにあたって、3カ年間の総額はなんと2,459億円が組まれていました。その中で中学校分が873億円、年平均292億円となっております、この数字から国のこの事業に対する力の入れようがわかるというものですけれども、本市ではこの3年間の準備期間中にこれらの国の予算を引き出して条件整備に充当したということがありましたか。それとも、市単費で行ったのか。それとも、全く準備にはこの3年間、

経費はかからなかったのかどうか。この点について、額などは宙に覚えていらっしゃるからそれは構いませんが、経費がどうであったかどうかをお答えください。

それから、制度設計については、今、いろいろやっているということをおっしゃったのですが、これは制度設計ということですよ。そうだとすれば、それは全校共通理解、認識が当然にして図られておらなければなりません、そのためには、全校同文書化されて共有されているのでしょうか。

それから、柔道を選択した学校の保護者負担は発生したのか、しなかったのか。発生したのではいくらいなのか。剣道についても同じくお答えください。今後にも必要な条件整備を計画的に実施するということですが、学校ごと、課題ごと、問題点を集約して、もう始まっているわけですから、数値目標を定めて推進しなければなりません、そのようなご方針ですか。

それをお聞かせいただくとして、このテーマの最後の質問に移りますよ。武道と一括りに言いますが、柔道、剣道、相撲以外にも我が国固有の文化として、居合もあれば弓道も、長刀も、空手も、合気道もあると。もちろん、古武術諸般の体系もありますという専門家もいらっしゃいますね。なぜ中学校の保健体育の必修科目として柔道、剣道、相撲のみが押し込まれたのか、不思議な気がいたしますが、そういうことを背景にしながら、思想家であり、武道家であり、内田樹氏は、ご自分の著書「武道的思考」の中で、命がけの事態を想定し、高度な殺傷術として洗練されてきた日本の武道について解いておられます。その内田樹氏が武道の必修化は必要なのかというタイトルのブログの記事の中で、文科省の言う伝統文化への回帰を目的とした武道とは、戦前の武道のことだろうと前置きした上で、明治維新のときに伝統的な武道文化はほぼ消滅したと。その後復活したのは、強兵をつくるために特化された異常な武道であると。異常な武道を文科省が復興すべき伝統文化だと考えているのであれば、それは短見であると言わなければならないと指摘されています。その道の権威が、柔道は素人の教諭が指導できるような生やさしいものではないと深い憂慮を示されているのです。もちろん柔道そのものが危険なのではなく、根本的な安全対策がおろそかにされていることこそが問題であるということは間違いありませんね。でも、それでも文科省はこれまでのところ、学校で柔道を教える際の安全指針を発表していないし、剣道、相撲も含めた個々の協議について、国としての負傷のリスクや安全対策のガイドラインも、まだ示していないと、私が調べたところではそのようです。伝統と文化を尊重することが大事だとしても、柔道、剣道、相撲を子どもたちの個性に応じた選択に委ねるのではなくて、一律に必修化したことについては、むしろ当事者たちの心身の負担のほうも危惧されます。

そんな中で、教育委員会には現場での心身のケアをはじめ、安全の確保とそのため
の条件、環境整備の義務があるわけですが、ソフト、ハード両面における具体的
なお考えをお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） まず、環境施設面ですけれども、これはまず各学校からの報
告を受けておりますし、また必ずそれぞれの学校には学校訪問をしますし、その際
に各そういう道場あたりも見ておりますので、一応目で確認はしております。

それから経費につきましては、これまで取り組んできた学校がそのまま柔道をや
っていくということで胴着等は十分備わっておりましたので、もし不足する場合が
あれば教育委員会のほうで対応していくというような方向で今取り組んでいるとこ
ろでございます。

それから具体的な方針ということですね、まず体育授業の中で実際に武道を学
習するのは年間10時間前後となります。それぞれの学校で体育活動の状況、生徒
数、指導体制等の実態を考慮しまして、学校ごとに年間指導計画が作成されまして、
授業の実施時期としましては、履修時間の関係等もありまして、各学校とも一応1
0月から11月を中心に計画を立てておられるところでございます。また、授業時
間となります10時間の基本的な計画としましては、1時間目から2時間目がオリ
エンテーションとして学習の進め方、安全面を中心に柔道の歴史や礼儀作法、柔道
の特性、着衣、作法等についての学習を行います。その後、3時間目以降に順次基
本動作、組み方、進退動作、受け身、そういったように授業計画の中で段階的に授
業を進めながら、生徒の心の不安を解きながら実態に合わせた指導を行ってまいり
たいと考えております。

また、そのほか生徒の安全上の配慮から指導計画に沿って柔道では、蟹ばさみ、
河津掛、足がらみ、胴じめ、こういった危険な技につきましては、中学校段階では
禁じているところでございます。

専門の指導者の確保につきましては、学校からの要望等をしっかりと検討し、生
徒の安全面を最重視して、必要であれば連盟及び協会等と連携しながら進めていき
たいと考えております。

また、ハード面につきましては、昨年も調査をしておりますが、柔道の授業が入
ります10月までには必要に応じて施設環境面の実態を把握し、万全の整備体制で
授業が実施されますよう最善を尽くしたいと、このように思っております。

以上、お答えいたします。

○14番（怒留湯健蓉さん） 制度設計が文書で共有化されているかということと、負

担が発生したのかどうかということ。保護者負担が発生したかどうか。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 保護者の負担につきましては、まだちょっと調査しておりませんので、これまでのそれぞれの学校の備えているというところですね、そこまで、その時点で保護者負担が発生したのかどうかというのはちょっとわかりませんので、また後で報告したいと思います。

○14番（怒留湯健蓉さん） 制度設計は、文書で共有されていますか。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 文書的には、まだ共有しておりません。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 始まったばかりですので、これからというところでの課題がいくつか明らかになりました。また、引き続き、私総務文教委員会になりましたので、一緒に考えてまいりたいと思います。ともかく管内で事故を起こさないようにですね、ぜひ万全の体制で臨んでいただきたいと思います。

次に進みます。次は、中学校の卒業文集についてでございます。この3月、中学校の卒業文集に表現の問題があるとして掲載されなかった生徒がいるとの報告を受けましたが、その事実関係をお聞かせください。掲載されなかったのは一人ですか。

これが事実だとすると、この事態に対する教育委員会のご見解をお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原 誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 怒留湯議員のご質問にお答えいたします。

関係学校長の報告によりますと、卒業文集への未掲載者につきまして1名を確認しております。また、事実確認を教育委員会で行っておりまして、今回の卒業文集に掲載されなかったことにつきましては、不登校を背景としました中での学校と保護者との考え方の相違から起こったものであります。学校としましては、文集の内容を教育的観点から指導したものでありますけれども、卒業式までの短い期間の中では当該生徒や保護者に対し十分な説明ができなかったことは残念であります。当然ながら本来であればすべての生徒の文集が掲載されるのが望ましいことでもありますけれども、結果的に掲載されなかった事実については重く受け止めているところでございます。しかしながら、学校は当該生徒の不登校解消に向け、この1年間誠意を持って関わってきたものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 事実だということですね。人数について、私が聞いたところではほかにもいらっしゃるような話を聞きましたけれども、これは人数を確認するのが目的ではありませんので、さらに精査されることをお薦めして、ここではですね、直接ご縁があった今般の事例に絞って伺います。ただいまのご答弁で、教育委員会の見解として重く受け止めているということですね。なかなか学校がどうだということは言いにくいというお立場もありましようけれども、その重く受け止めているということの中身に、本来は全員掲載されるべきであったということをおっしゃいました。これは一步前進かと思えますけれども、やっぱり本来、全員載せるべきであったものが載せられなかったと、いかなる理由においてもね。それはどうかということでも重く受け止めると。学校が間違っていたというような表現はなかなか教育委員会としてはできないんでしょうけれども、そういうふうに私は重く受け止めていると、本来載せるべきであったということについては、そういうお考えが教育委員会としてあると受け止めておきます。それでよろしゅうございますでしょうか。で、ただいまのご答弁は一定の評価ができるとして、この問題においてですね、学校と教育委員会の両者が同じような見解に立って本来載せるべきであったと、これはどうであったかという認識に立てるか否かが大変重要でした。その認識こそが、この問題の本質に踏み込むか、あるいはその本質、核心の部分避けてやり過ごすかの分かれ道になり、後者を選べば最初のボタンの掛け違えの例えのように、問題の整理と解決が困難になるのはわかりきっています。学校には様々な困難状況を抱えている子どもたちがいて、中には反抗期でもあり、いろいろなことを書いて作文を書きたがらない子どもも当然いるでしょう。けれども、そんなときも、どんなときも、学校はどんな子どもに対しても、待って、待って、働きかけて、何とか書かせるように説得し、そして全員の作文を記念すべき卒業文集に中学校生活の集大成として載せるべく、心を砕くのが、言うまでもなく当たり前の義務であるはずで、これが事実であるということは、今風な表現で言えばあり得ないという印象をぬぐえない、誠に残念な事態と言わなければなりません。1回目のご答弁で、まず教育委員会のほうから本来載せるべきであったと、重く受け止めているというご認識が示されましたので、そのことによって、今後はこの問題がスムーズに解決へ向かうことを確信して、そう念じつつ、次の質問へ進みます。

その生徒と保護者は、卒業を待って県教委へ相談に行かれたということですが、本市教育委員会へはどのように伝えられましたか。伝えられた後、教育委員会はどのような対応をなさいましたか。当該学校からは、報告文が提出されているということですが、これを受け、その後、当該生徒、保護者に対して教育委員会はどうか

応されましたか。片方からは報告書が上がってきたのですから、この時点でもう一方の当事者である当該生徒保護者の聞き取りの必要性はお考えにならなかったのでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原 誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 今回の件は、保護者が県教育委員会に直接訪問、相談をされまして、相談内容について教育事務所を通じ、電話で市の教育委員会へ報告を受けたところでございます。それを受けまして、市教育委員会から学校へ連絡をいたしまして、事情を聞いた上で、後日学校には教育委員会に対して詳細報告を求めますとともに、当該生徒のために誠意を持って対応するように指導してきたところでございます。当事者である生徒、そして保護者への聞き取りにつきましては、学校からの詳細報告の内容から、学校現場でしっかりと対応することが大切であると考えたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） それこそ、言葉は悪いですけども、通り一遍の指導はなさったということのようですけども、当事者は卒業までは外部に向かって声をあげられなかったんですね。そして、さんざん迷われたあげく、いろんな角度から判断されて県教委に行かれたのだと思われませんが、それにはそれなりの勇気が必要だったと思われまして、そこに至るまでに学校とのやりとりにもかなりの時間と労力も費やされていると思われまして。私は、この問題の報告を受けたときに、卒業後にご報告を受けたと思いますが、すぐさま子どもの権利条約の13条と14条を思い起こしました。ほかにもこの条約には該当する条文があると思いますが、多くに触れる時間がないので、13条は子どもの表現する自由、情報の自由をうたっています。14条は、子どもが自由に物を考えたり決めたりする権利をうたっています。そして、子どもはその自由の権利を行使する主体なのです。子どもがその子らしく表現して、これを掲載したいというのであれば、最大限そのための努力がなされても、それを拒否することは、この子どもの学ぶ権利、成長する権利を奪うことになりかねません。大人たちは、そこへ思いをいたし、どんな場合も子どもを真ん中に、そして子どもに最善の方策を補償するということをモットーにしてこの問題にあたらなければならないと思います。私はそう確信して、その確信をベースに、最後の質問、教育長にお願いをします。県教委に相談に行かれた後、当該生徒、保護者は、菊池市教育委員会もしくは学校から何らかのリアクションがあると少な

からぬ期待を持って待っておられたはずですが、どこからも、何一つ連絡が取られなかった。事後報告がなされなかったということですね。何らかの報告、説明はどの場合もあってしかるべきです。それがこの社会のルールのはずですが、そこへの配慮はなぜなかったのでしょうか。なぜ無視されたのでしょうか。この問題には、背景に、先ほど部長もおっしゃいましたが不登校の課題があったと聞いています。不登校の子どもとその保護者の苦しみに対する深い理解と温かい配慮、そして学校における各分野の連携には問題はなかったのでしょうか。また、学校は孤立した保護者たちの交流の場の立ち上げや設定を促し、支援したのでしょうか。子どもの権利条約は、権利の主体である子どもに最善の方策を補償することをうたっています。この視点から、卒業文集に掲載されなかった事態を教育長はどう総括されますか。子どもの心に深い傷を残したであろうこのような事態を再発させないために、物理的な対策、人的対策について、教育長としての今後のお心構えをお聞かせください。併せて、教育長には教育委員会への信頼回復のために開かれた教育委員会、訪れやすい教育委員会、事実を汲み上げる努力をする教育委員会となるためのお考えをお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 学校からの報告では、卒業式当日に当該生徒が文集の原稿を読み上げ、保護者が原稿を印刷されたものを配付されたと報告を受けています。卒業式当日も担任が家庭訪問しており、保護者からお礼の言葉などもいただいているところで、学校としましては、問題は解決しているものと思っていたということでございました。今回、結果として卒業文集に掲載されなかったことで、当該生徒の孤立感を深めたことは真摯に考える必要があるのではないかなというふうに考えております。教育委員会としましては、各学校に対し、さらに誠意を持って児童生徒一人一人の気持ちや暮らしに寄り添う取り組みを指導してまいりたいと思っております。

次に、不登校対策に対する支援につきましては、年間を通じて担任の家庭訪問や個別相談による対応、適用指導教室や家庭教育相談員、教育事務所のスクールソーシャルワーカーやいじめ、不登校アドバイザーの活用など、関係機関との連携を密にしながら対応してきたところでございます。教育委員会としましては、多様化する保護者のニーズや一人一人の子どもに寄り添う環境を整える必要があることから、物理的対策としまして、これまで設置がなかった旭志地域に平成23年度より新たに適用指導教室旭志教室を設置しまして、それぞれの地域で対応できるように不登校対策の体制づくりの強化を図ったところであります。また、人的対策とし

しては、先ほど申し上げました関係機関との連携をはじめ各種研修会等を実施し、教職員等の不登校児童生徒に対する対応など、教育支援の充実を図っているところでございます。それに併せて多様化する相談業務や学校運営の強化を目的として、本年度から市教育委員会に教頭職の指導主事を配置し、指導強化の充実に努め、さらにきめ細かな対応を進めているところでございます。また、教育委員会もこれからも開かれた教育委員会を目指して頑張って取り組んでいきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 総括、見解をお伺いしたわけですが、もっと配慮すべきであったというのが総括、見解というふうには受け止めていいですか。もう質問できませんので、教育委員会にも、学校現場にもですね、どんな場合も子どもを真ん中に、そういう理念と物差しで事に当たっていただきたいということを強く申し上げて、最後3番目の質問に移ります。

これは、タイトルは東日本大震災被災者支援についてということをお願いしております。東日本大震災に対する本市の支援については、物的支援、人的支援及び義捐金等々、その取り扱いと成果について節目ごとに報告を受けてまいりました。官民間問わず、犠牲者へ、被災者へ、被災地へと思いをいたしながら、それぞれが応分の支援を行ってきたことは誰もが承知していることで、今後もさらに復興再起への応援を長期的な視野で続けていく、その確認がなされていることも、また誰もが承知して、共感しているところでしょう。これまでの報告の中で、物的支援、人的支援のほか、現地からの受入体制についても聞いてきましたが、ここではその受入体制における長期的な移住受け入れ及び定住受け入れ体制の具体的な仕組みと、被災地を離れることができない方々のための安全な食の提供を定期的かつ長期的に行うための体制について伺います。

まず、今申し上げました2つの体制についてのご見解と現状をご説明ください。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） おはようございます。

議員、今お話しがございましたように、昨年発生いたしました未曾有の大災害であります東日本大震災は、各地に多くの被害をもたらしたところでございます。特に福島第一原発の被災により、心ならずも住み慣れたふるさとを離れなくてはならない方々の心中は計り知れないものがあるところでございます。また、放射能汚染を心配して、東北地方や関東方面からも自主避難されました多くの皆様が数多く

おられます。このような状況の中、全国の自治体では臨時的な避難の支援はもとより、長期的な移住も視野に入れた支援体制の構築が進められているところでございます。本市におきましても、公営住宅等への受け入れをはじめ、NPO法人と連携して、民家の空き家の紹介を実施しているところでございます。なお、定期的な食の提供につきましては、現在のところ実施しておりませんが、本市の安全な農産物を長期的に東日本へ流通するシステムが構築されますことは、被災者の皆様への支援がさらに深まるものと考えています。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） さらに支援が深まると考えるということで、見解については私とあまり隔たりはないようですよね。現状としては、ただいまのご答弁と合わせて、私は先月の月例会開催日の5月21日現在で示された住居に関するデータを見たんですけれども、これによれば用意された市営住宅9戸のうち2戸に被災者が入居しておられる。雇用促進住宅菊池宿舍5戸、七城宿舍7戸のうち2戸、ここにも2戸被災者が入居しておられる。また、NPO環境研との提携での空き家移住者は8戸ということで、この数字が最新のデータと見ていいですか。であれば、この数字から見て、これにもまだまだ研究の余地がありそうですよね。今後は緊急避難としての一時的避難から長期的移住、できれば定住への仕組みづくりこそが真の支援になっていくのしょうから、見解が同じというところで、その観点からさらにお聞きをします。今回の大震災で、もっとも深刻な事態は東京電力福島原発事故による放射能被災です。チェルノブイリを上回るとも言われる史上最悪の放射能汚染がこの国の東日本一帯に現実のものとなっているんですよね。事故を起こした原発の周辺の自治体、集落には、人、家畜、動物を問わず、様々な悲劇が起こり、今もそれは続き、いつ果てるとも知れない絶望に覆われています。何ともやりきれない思いを禁じ得ませんが、放射能疎開という異常事態に私たちは直面しています。ある人は、原発からより遠いところへと石垣島へ、ある人は北海道へ、これはもうお二人とも存じ上げているわけですが、ある人は九州のどこかへというように、家族で、あるいはまずは母親と子どもだけでというように、それはかつてない、類を見ない形態の移動です。放射能汚染を避けるために移動、移住をする人々、放射能汚染に怯えつつも移動、移住ができない人々、いずれも現代文明の悲劇の縮図というべきだろうと私は感じております。今後、様々な分野で展開されていくであろう長期的な支援には、移動・移住を求める人々に対して安心して住める場、これは家、土地、仕事を含むと思われませんが、その総合的な提供、そして移動・移住が困難で、

そこに留まらなければならない人々に対しては、安全な食を提供すること、これが最も具体的、直接的な支援の一つではないかと思われます。今、全国の市民運動、行政はもちろんそうですけれども、市民運動、NPOはそれを模索しています。私に関わっているNPOは、実際に熊本、菊池にそれを求めています。私には、こちらで農業を営みたいという問い合わせもありましたので、農地の斡旋、就労の支援と農業技術の指導等々についてお聞かせください。

また安全な食の提供については、北海道に避難した人がそこで自分で育てたものや土地で生産されたものを送るといった取り組み。あるいは、現地の一番後の直接取り引き等も始まっていますけれども、先般私が赴きました山形で開かれた大会では、特に子育て中の女性たちから安全な食べ物が手に入らないと、子どもに食べさせるものがない、足りないという悲痛な声が上がられていました。このような状況に照らして、安全な食べ物を求める切実な願いに答えるべく、本市が今緊急的に展開しておられます政策に、現政策に、今一步、そこから今一步進めるというお考えはありませんか。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） おはようございます。怒留湯議員の質問にお答えします。

農地の売買や貸し借りなど、農地の斡旋を行うためには、50a以上、旧菊池市におきましてはいきいき農業特区の認定を受けておりますので20a以上を耕作する農業者でなければならないということになっております。また新規就農者である場合には、農業委員会へ営農計画書を提出され、面談等を行い、所有する機械、労働力など確認した上で農業経営の可否について審査及び認定を行っているところでございます。本市における農地の売買や貸し借りを行う農地の斡旋につきましては、平成23年度19件の申し出があり、そのうち10件が成立しており、主なものは地域の核となる農業者の規模拡大のための利用集積ということになっております。農作業の効率のよい農地につきましては、短期間で売買や貸し借り等が成立する一方、中山間地で後継者がいない地域では、斡旋には大変苦慮している実情でございます。所有者の方は、できるだけ地元の方という意向がほとんどということになっております。

また、新規就農者の方で農地が見つからない方に対しましては、借り手を地元の方に拘らないような農地の紹介をいたしているところでございます。

次に、本市における就農支援としましては、就農希望者が、まずは就農に必要な技術、ノウハウを習得できるように、NPOきりり水源村やファーム菊池での研修を推奨したり、農業技術の習得や就農準備、営農開始に必要な資金を無利子で利用

できる就農支援資金制度をご紹介いたしております。また、就農後は市単独事業として新規就農者1人当たり30万円を新規農業就業奨励金として交付を行っており、さらに本年度からは独立・自営就農された方に対しまして、年間150万円を最長5年間給付できる青年就農給付金事業による支援も予定いたしておるところでございます。農地の斡旋や就農支援に関する制度は、必ずしも東日本大震災の被災者の方だけを対象にしたものではございませんが、長期移住や定住される避難者の方が本市で農業を営むということは、農村地域や中山間地域の活性化につながっていくものと考えられますので、本市としましても関係機関と十分連携を取り推進をしていきたいと考えております。

次に、農産物を被災地に送ることにつきましては、本市は豊かな自然を生かした県内でも有数の農産物算出額を誇る地域でございます。本市で採れた農産物を被災された地域の方々へ提供できるということになれば、大変素晴らしい取り組みではないかと思っておりますので、今後関係部署及び関係機関とも十分協議、検討を行うことが必要であるということで考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） ご答弁からして、就農支援についても、それから食の提供についても、あんまり見解の相違はないというふうに受け止めましたので、今後はどういうアクションをするかということですよ。聞いておりますと、就農支援につきましてはいろいろ制約があるようですが、条件を整えば不可能ではないということのようですね。それから、ご紹介がありました本年度から新規事業が展開されると、予定ということでした。青年就農給付金事業、これは被災者も条件次第では該当者となって、年間150万円ですか、最長5年間給付というものというふうに理解していいですね。それは条件次第では該当するということですね。本市独自の政策もいろいろございますけれども、このような新規事業等々、やっぱりいっぱいアンテナを張って取り出して来ていただいて、既設のものとセッティングして、ぜひ長期的支援のための一歩を踏み出しましょう。

そういうことを前提にしながら、最後の質問に移ります。多分時間があると思えますので、最後には市長のお考えをお聞かせください。今回の震災では、おびただしいがれき処理の問題が一方ではあります。絆、痛み分け等々の言葉が操られて、国はこの課題の多いがれきを全国に分散処理することを求めています。これは議論が分かれているところです。昨年6月議会で福村市長は、本市が抱えている廃棄物処理の諸課題に照らし、受け入れは行わない方針を明らかにされています。蒲島

県知事も5月の会見において、総合的に見て県下各市町村に受け入れを依頼する状況にない旨の見解を示されています。また、農業関係の諸団体の皆さんも、今のところ放射能汚染が最も低い地域とされているこの熊本のクリーンな現状を維持して、がれき処理を引き受けるよりも安全な水や食の供給地として貢献していきたい旨を明らかにされたやに聞いています。誠に卓見だと思われませんが、そうであればこそ、それぞれの個々の生産者や農協、あるいは上位の農業関係の諸団体と提携し、あるいは個々の生産者、それから個々の消費者ということでもいろんなそのスタイルはあると思いますが、個々に、あるいは組織的に仕組みをつくることはできないものでしょうか。本市がそのリーダーシップを発揮するお考えはありませんか。

また就農支援についてはいろいろお伺いしましたが、東日本大震災被災者のために安全な食の提供、それから就農支援についての技術指導や農地の準備等々も含めた、そういう政策を具体化して組織化して、庁内でも組織をされて、それをホームページなどで公開して広く周知させるというお考えはありませんか。そういう一歩を踏み出すお考えはありませんか。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 質問にお答えいたします。

安全な水や食の供給地としての組織的な仕組みづくりにつきましては、まず被災地の個々の需要と本市の生産農家をどう結びつけるかが課題だというふうに考えております。被災地の方がどのような農産物を、どの程度求めておられるのかなど需要を把握し、一方におきましては本市の生産者等への周知をどうするかなど、被災地の方々と生産者との架け橋としてどのような支援や協力ができるかについて生産者や物産館、農協、関係団体などと連携を図っていくことが必要であると考えております。

次に、県におきましては担い手企業参入支援課を窓口とした東日本大震災による被災農家就業支援事業として、県内の農業法人への就労斡旋などが行われており、そのほかにも国や県において被災者支援等の制度があれば、積極的に周知を図っていきたくと考えております。

また、避難者の生活を支えるための施策としましては、農業の就農以外の就労支援につきましては、ハローワークへの相談を進めており、さらに震災直後に東日本大震災支援対策実施要項を制定しております。生活に必要な福祉制度の利用はもちろん、就学のための制服の貸与などの体制を図っているところでございます。

次に、安全な食の提供につきましては、先ほどお答えいたしましたように、被災地の需要と本市の生産者の方をどう結びつけるかが課題だと思っております。現時

点でのホームページ等への掲載は困難でございますが、今後被災地への農産物など、地域を限定した流通システムが確立できましたら、その時点におきまして就農支援と合わせたホームページへの掲載は可能であるということで考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 東日本の震災に対しますところの支援ということにつきまして、ただいま経済部長のほうからお答えしましたように、万全を期して支援体制を組んでおります。まずもって、議会にお諮り申し上げましたのは、ご案内のとおり5,000万円の義捐金ということについて、全国に先駆けまして多額の寄付、義捐金を送ることができたことは、一つの菊池市としての東日本の大震災に対する強い思いというものを持っているという証であったかと思えます。なお、まだ今日におきましても、職員が今たしか2名現地に行っておりまして、これまで延べで14、5名ぐらいになるんじゃないかなと思えますが、ずっと人的な支援もさせていただいております。今後におきましても必要に応じて支援体制というのをまた組んでいかなければならないと、このように思っております。

また、がれきの問題につきましてはお答えは既にしておりますけれども、今の菊池市の現状におきましては、がれきの受け入れというのはできないと、現状としてはできないということを申し上げてきておりまして、これには環境の変化は全くありませんので、そのままの状態で行くということで行きたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） ここで、10分間暫時休憩します。

○

休憩 午前10時55分

開議 午前11時04分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東裕人君。

[登壇]

○7番（東裕人君） おはようございます。日本共産党の東裕人です。一般質問を行います。今回は、全体を通して地域づくり、地域をどうするのかという質問をしたいと思えます。

まず始めに、中山間地域の地域づくりについてです。地域住民の批判や不安が解消されないまま、昨年6月議会において龍門・水源・迫水小学校の廃止が、次いで

今年3月議会、河原小学校の廃止が賛成多数で可決され、来年4月よりそれぞれ菊池北小学校、隈府小学校へ統合されることになりました。今回、統廃合の出発点の問題やその後の地域の合意形成の不十分さ、保護者、地域にあきらめを強いてきた経過について、ここで改めて論じるつもりはありません。小学校の廃止により、IターンやUターンなど、子育て世代の定住の条件の一つが事実上なくなった下で、中山間地域の維持、地域づくりをどうするのか、これは廃校の利活用はもちろん、当該地域を中心に急いで議論を起こすべき問題であります。今回は、来春の廃校が決定をした4つの地域、河原、水源、迫水、龍門校区を対象に、地域づくりの議論をこれから始めようではないかという思いから質問をします。

まず、地域の現状です。4つの小学校区の人口について、小学校区ごとの人口の推移を表してみました。合併の2005年を起点として見てみると、減少率は河原小学校区14%減、迫水10%減、水源小学校区15%減、龍門小学校12%減となり、4つの校区合計で、この7年間で13%、715人減少しています。これは、街部の小学校区と比較しても、この地域の人口減少の速度、非常に早いものがあります。このことは何も中山間地域に限ったことではありません。今、日本全国が長期の人口減少過程に入ったと言われていています。この菊池市においても、将来人口は2005年を100として2035年に79.2%、1万人減少するとの推計も公表されています。この人口減少時代にどういう地域政策を持ち、どういう地域づくりを進めるのか、執行部はしっかり考えて将来像を示していただきたいと思います。これら地域、徐々に縮小していく地域が今後どうなっていくのか、行政が地域の将来像を示さないまま廃校だけが決まっていく。こういうことに対して、地域住民は声を上げました。菊池市教育委員会が行ったアンケートで、地域に関わる自由意見がたくさん書かれていました。いくつか挙げてみると、学校がなくなると地域の活性化は難しくなる。この地域にとって大変痛手。地域の活力低下につながるので寂しい気がします。たくさん声が寄せられていました。こうした声を上げた保護者は、これからの地域づくりの担い手となる人々であります。その思いにどう応えるのか、行政の姿勢、対応を地域の方々が注目をしています。

そこで、まず教育委員会にお聞きします。小学校廃止に至る過程で、直接こうした地域の声を聞いてきた教育委員会として、地域の思いをどう受け止めて、今後どのように地域に関わろうとしているのか。廃止を決めて終わりなのか、お答えいただきたいと思います。

それから、廃止決定後、これからどうするかを担当する市長部局はどうですか。

以上、はじめにお尋ねしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原 誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 学校の統合にあたりましては、関係する保護者や地域住民の方々のご理解をいただくことを基本姿勢としてこれまで進めてまいりました。その経過の中で、保護者、PTA役員の方々を対象とした説明会、あるいは児童保護者のアンケート調査の実施はもちろん、地域住民の方々を対象とした関係行政区ごとの説明会、あるいは関係区長さんとの意見交換会、そして本市ホームページによりますパブリックコメントの実施等を通じて、地域の思いや願いをお伺いしてきたところでございます。学校の統合につきましては、賛否両論ある中で、それぞれの地域で活発な議論が交わされました。そして、将来の地域を担う子どもたちのよりよい教育環境を最優先に考えられた結果、最終的には地域の総意として統合という苦渋の決断をいただいたところでございます。

このような地域の皆様の思いを真摯に受け止め、不安解消を図りますとともに、地域づくり等に生かしていくように努めてまいりたいと考えております。

また、学校の持つ地域的意義の一つとして、各学校はこれまで保護者や地域の皆様にも学校運営に関わっていただきながら、地域の特色ある教育資源を学習に取り入れ、地域コミュニティ活動の拠点としてその役割を果たしてまいりました。教育委員会としましても、今後地域の皆様方のご協力の下に、地域の思いや願いに応え、地域の活性化につながる学校跡地の利用を市長部局と連携し検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 全国的に少子高齢化が同時に進む中に、本市の中山間地域におきましても、議員が先ほどお示しされましたとおり、人口が減少傾向にあり、少子高齢化が特に進行しております。今年度で統廃合となる4つの校区にも当てはまりますが、閉校となりましても地域の活力低下とならないよう学校跡地を中心に様々な取り組みをしていかなければならないと考えております。教育委員会で実施されました保護者アンケートからは、統廃合になることに対し、子どもたちの将来に対する不安、地域の活力低下への懸念、また地域を愛する気持ちなど、学校や子どもたちに対する思いが強く感じられました。歴史と伝統ある小学校の閉校を決断いただきました校区の皆様を重く受け止め、地域の皆様と十分協議しながら学校跡地のあり方について検討してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番(東 裕人君) 行政が今の答弁のように真摯に受け止めるというお話しもありましたが、まじめに地域の思いを受け止めるなら、廃校という地域のマイナスをプラスに転化させるための政策、これまで示されてこなかった地域政策を打ち出す必要があると私は考えています。行政は今後そういう思いを受け止めてどうしようと考えているのか、地域政策として何を考えているのか、お聞きします。

○議長(山瀬義也君) 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長(野口祐成君) 跡地利用につきましては、地域内発型の活用がいいのではないかと考えております。今後は、庁内組織であります菊池市学校跡地利用検討委員会を設置し、まず区長さん等地域の代表者のご意見を伺いながら、各校区の自発的で特色のある跡地利用を検討してまいりたいと考えています。

また、各校区の皆様の意見を集約するためワークショップの開催など、様々な角度から意見交換をしていきたいと考えております。

また、統廃合により地域と子どもたちの関わりが薄くなるかというお話がいろいろあるところがございますが、地域によっては高齢者との世代間交流及び地域の特色を生かしたイベントや伝統行事等、子どもとの関わりを重視した取り組みが行われているところもございます。このようなこともすべて含め、地域の皆様の様々なご意見やアイデアを取り入れた学校跡地について検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長(山瀬義也君) 東裕人君。

[登壇]

○7番(東 裕人君) それでは、これから地域づくりや地域政策の議論をスタートさせて、練り上げていく上で、次にイメージが湧くような話をいくつかしたいと思えます。その上で、市長の考えをお聞きします。

身近な事例として、まず菊池ふるさと水源交流館の活動を上げたいと思います。この水源交流館は、2000年に廃校になった菊池東中学校の校舎を利用して開業しました。多くの住民がその活動に関わっています。なぜこのような活動に住民が参加をするのか、聞き取りをしてみました。ここに集まるのが楽しみ、地元のものを使ってつくったもの食べてもらうのが楽しみです。子どもたちと交流できるのが楽しみと。ここが地域の人々の唯一の楽しみ場の、よりどころとなっているとのことでありました。このよりどころ、社会的な場として廃校が提供され、そういう場が提供されれば、地域の住民の方々が参加をし、地域をつくる力を発揮する、ここ

に一つの地域づくりのヒントがあるのではと思います。市長はどう考えますか。

次に、廃校の利活用についてです。水源交流館は、東中学校を利用して地域にとって唯一の楽しみ場として活用されています。では、来春廃校となる4つの小学校をどうするのか。廃校の利活用のアイデアとして、今、いくつかアイデアを募ってみました。寄せられたものを紹介したいと思います。ざっと紹介します。教育レベル向上のための学校や予備校の誘致、国際交流のための外国語専門学校、地元産農産物の加工所、デイケア、グループホームはどうですか。シェアハウス、美術館、ネットビジネスの拠点、プールは釣り堀にするとか、教室ごとに飲食店を開く、昭和30年代の学校を再現する、自然エネルギーの発電所にする、たくさん寄せられています。こうしたアイデアを出し合うこと、そして自由な発想で地域づくりを考えること自体が、私は地域の力になると考えています。4つの体育館、4つのプールがあって、校舎があって、多くの教室がある。それをどう使うのか。いくらでもアイデアが浮かぶのではないかと思います。まずは、いろいろ制約を付けずに自由に意見を出し合える場、そしてアイデアを練り上げる場を行政は保障すべきであると思います。また、廃校を核とした地域づくりの担い手の問題では、子どもたちをしっかりと位置付けるべきです。子どもたちが自分たちの学校をどうするか考えることは、子どもたち自身、地域づくりの主役になっていく過程で必要なことだと思います。

以上、いくつか紹介はしましたが、今回、地域づくりや廃校の利活用など、地域の方々と一緒に議論をしました。こうした議論が、そのものが地域に明るさや活気を取り戻す第一歩なのだと感じているところであります。そう思って振り返ってこの8年間考えてみると、合併後8年目を迎えた菊池市に欠けているのは、こういう議論ではなかったかなど。中山間地域の地域づくりの議論を契機に、合併した新しい自治体としての菊池市をどうつくっていくのか、そういう議論を呼びかけたいと思います。

そこで、最後に市長にお聞きします。市長はどう考えますか。

それから、この地域が小学校がなくなって20年後どうなっているのか、ぜひ示していただきたいと思います。そしてそのための地域政策について、市長が考えていることを述べていただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 的確なお答えになるかどうか、ちょっと心配をいたしておりますが、お答えさせていただきたいと思います。

ご指摘のとおり、来年度統廃合によりまして4つの小学校が閉校となるわけであ

りますが、跡地の利用につきましては、いろんな場でご心配をいただいております。統合という背景におきましていろいろと議論もされてきたところでもあります。地域の皆様方の学校に対する強い熱い思いというものを十二分に考慮しなくてはならないというこれまでの過程の中でしっかりと受け止めさせていただいております。議員が述べられました水源交流館につきましても、跡地利用の一つの参考として現状、そしてまた課題というものを洗い出しながら、いろんな意味で今後の活用ができるものについては、その情報を提供していきたいと、このように考えております。

4校の跡地利用についても検討しなければなりませんけれども、各地でのそれぞれの思いというのは、個々に違うところがあります。関わり方がそれぞれ違っていたということだろうと思いますが、各地域の皆様の意見をそれぞれお聞きしまして、集約して、十分協議を重ねながら、地域のこれまでの歴史、伝統、文化的なものを培ってきた、いわば地域シンボルであります学校というものが閉校になって、どういったことに使っていくのかということ、活用が友好的に進められますように打合せ、検討させていただきたいと、このように思っております。また20年後、この地域がどうなるのかということですが、中山間地域の人口減少につきましては、今お示しをいただきましたように、市街地と比べて非常に減少が顕著に表れていると思います。そこで、将来を見据えた中山間地域について、菊池市民としてのサービスを等しく受けることができるようにということを含めまして、光ブロードバンド等の情報基盤の整備を行ってまいりましたし、また交通手段の確保といったしまして、全国でも初めてのあいのりタクシーをスタートさせていただきました。このあいのりタクシーの導入は、全国からの視察も各地からお見えになっているということですが、産業面につきましては、中山間地域の農業の担い手不足を少しでも解消するために基盤整備事業を積極的に推進しているところでもございます。先刻の質問に答えておりましたように、菊池市は構造改革特区の中で通常50a以上取得しなければ農家に参入できないということ、20aということ、下限の面積を大きく下回った中で農業に参入ができるという特区も認証してもらっているということでもあります。また、子どもたちに関しましても、学校統廃合によりまして、新しい友だちとあるいはその友だちと親交を深めまして、お互いに切磋琢磨することによりまして、今般の厳しい社会情勢に適応できるような子どもたちが育ち、将来その子どもたちがまた生まれたふるさとに帰って地域に還元できるような、そういったことをやりたくなるような活力のある地域づくりを、地域の皆様を含めまして市の全体として考えていく必要があるのではないかなと思います。いずれにいたしましても、社会が右肩上がりから右肩下がりになって、萎縮型社会と言ってもいいのではないかなと思います。そういった中で、行政につきましては、制度の疲

弊した中におきまして物事をスピードアップしていかなきゃならないということで、行政の取り組みが遅れていけば遅れていく分だけ地域は疲弊していくということになります。まさしくスーパーサイクルで取り組んでいかなければならないと、このように思うところでありまして、学校跡地の利活用が20年後におきましても、地域に活かされますよう、そういった地域でありたいと。そのためには、地域の皆様と共に知恵を出し合って、将来よりよい菊池市を目指してまいりたいと、このように考えているところがございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） これからが議論のスタートでありますので、大いに議論していただきたいし、議論をしていきたいと思えます。

次に、指定管理者制度についてお尋ねをします。昨年この問題で質問をしました。それ以降どうなったのか、そして具体的課題をどう考えているかについていくつか質問をします。

まず、住民の福祉を増進する目的で設けられた公の施設が指定管理者制度導入後、適正に運営されているか、財務会計は問題はないか、管理はどうか、実態を行政は把握しているのか、要綱、条例等に照らして問題があった場合どうするか、この5点について、実態を把握、総点検すべきであると、昨年6月議会で質問をしました。その際、執行部は委託してそれで終わりとするのではなく、市が指定管理者に対して監視を続けていき、住民サービスの質の向上を図っていく必要がある。管理運営状況の総点検をし、今後改善の必要なものは改善すると答弁されました。では、総点検した後、執行部が課題だと考えていることは何ですか。まずはじめにお尋ねをします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 指定管理者制度を導入しています82施設について、法令の遵守、人員体制、緊急対応、施設管理、利用者アンケート、経理状況など30数項目にわたる指定管理業務総括評価を実施し、昨年12月の議会月例会にて報告いたしております。その中で、指定管理者が行う自己評価と所管課が指定管理者に聞き取りを実施して行う所管課評価とがあります。それぞれの評価が食い違うものもございますが、総合評価としては適正に管理運営されているか、いるとしたものがほとんどでございました。指定管理者の努力により、非常によい管理運営がされている施設や利用者が増加した施設もあれば、経理や管理内容に改善が必要な施設、施設の老朽化に伴う維持管理費の問題を抱えた施設など、厳しい経営状況の施

設もございました。今後の課題といたしましては、市と指定管理者との連絡体制、施設の老朽化による維持管理費の問題、厳しい経営状況などでございます。特に経営状態が厳しくなることにより、人員の削減、自主事業等の縮小などによる利用者の安全確保やサービス水準の低下が懸念されます。加えて、ここ2カ年におきましては、口蹄疫や東日本大震災によるイベント等の自粛により、指定管理者の自主努力だけでは改善できない利用者の減少などもございました。今後も市といたしまして、施設の効用を最大限に発揮させ、安定した管理運営を図りながら、施設の設置目的を達成できますよう指定管理者と情報を共有し、密に連絡を取り合って進めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 課題を明確にされているということでしたので、では次に指定管理者のうち具体的な課題として、四季の里旭志の問題について伺います。平成20年12月議会で破綻が見込まれる第3セクターへの出資は違法ではないかとの討論がある中で追加出資3,000万円が議決され、計6,000万円四季の里旭志に増資を行っています。また、破綻処理の過程で平成22年3月議会には、地元から出資金全額買い取りの陳情も提出をされました。そして、平成22年4月1日から来年平成25年3月31日までの3年間、民間企業が指定管理者として管理運営をすることになっています。これまでの追加出資や指定管理の際の理由として、繰り返し地域の要望が強調されています。ですが、地域の施設、地域で担う、地域の要望というものの、現実には地域で担うことが厳しい状況があります。先ほどの人口もそうですが、生活基礎集団が縮小し、地域の役も構成できなくなっていると聞きます。このような現状で、契約満了、来年3月末を向かえた後どうするのか、まず行政としての考えをはっきりさせるべきではないかと思えます。その考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 東議員の質問にお答えいたします。

現在の指定管理者であります旭野商事有限会社は、平成22年4月1日から四季の里旭志の管理運営を受託されており、本年度が3年目となっております。当施設の温泉、プール、ふれあい広場の入場者は第3セクター株式会社四季の里旭志の平成21年度は6万6,503人でありましたが、平成22年度におきましては5万5,806人、平成23年度におきましては5万5,333人と年々減少している状

況にあります。また、宿泊ハウスのログハウスにつきましては、平成21年度が5,738人、平成22年度が5,170人、平成23年度が6,046人となっており、平成21年度と23年度を比較しますと308人の増加となっています。当施設は、近隣に類似した温泉施設が存在し、国道325号線から離れた山腹に位置するという地理的な条件に加え、冬場は集客の落ち込み、また行楽シーズンの入り込み客も天候に大きく影響を受けやすいといった条件下にあります。現在、受託されております旭野商事有限会社も営業努力や経費削減に努められておりますか、入場者も大きく減少しており、厳しい経営状況であると報告を受けております。また、認識もいたしております。このような状態を考えますと、平成25年3月31日までが指定管理期間となっておりますが、公募をいたしましても現在の指定管理者を含めて応募がないということも懸念されておりますので、本年度の早い時期に募集要項、仕様書を作成し公募を行いたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） この四季の里旭志については、今言われた地理的条件とか、冬場の条件、そういったものは前提として、旭志村当時、住民の反対もある中で行政が出資を募って回りました。その後、経営難、そして3セクの破綻、指定管理へ移行となりました。その結論として、仮に廃止という流れになってしまうと、これはもう行政の関わりとしてはだめだと思えます。公の施設をこんな無計画に縮小、廃止していくのは、行政の責任放棄だと考えます。これは、旧旭志村の住民に対してだけでなく、追加出資や指定管理を受け入れた菊池市民全体に対して、これでは説明ができないのではないかと思います。この施設がこれから地域の願いを受けて存続していく、これまで存続してきたわけですから、今後については廃止ではなく、そして直前になって応募なしの見込みという話もありましたが、直前になって慌てるのではなく、今のうちに様々な、新たな方向性を検討すべきだと思えますが、市長はどう考えますか。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 四季の里旭志は、大変豊かな自然に恵まれておまして、この自然に親しみ、環境への理解を高め、住民の健康と福祉の向上を目的に、平成7年に建設をされたところであります。以来、これまで17年間にわたりまして、地域住民の皆さん方の交流の場として愛され、また動物のふれあいもできるということで、大変情操教育、あるいはまた青少年育成の場として子ども会等の利用にも応え

てきたところであります。このような地域の思いの詰まった施設であります。ぜひひとつ業績の進展によりまして、安定的かつ継続的に経営が保持されますように願っているところであります。

そういったことを含めまして、平成23年度は温泉館の空調改修工事等を行い、また本年度も泉源のポンプや井水ポンプの改修ということで、これは17年間にわたりますので老朽化しているということもありまして改修工事を計画に入れさせていただいております。今のご質問につきましては、本年度早めに公募を行いまして、仮に応募がなかった場合も、施設の存続については努力していかなければならないと、このように考えているところでございます。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） ぜひ、これも直前になって慌てないように、しっかり検討をしていただきたいと思います。

次に、新菊池市づくりについて質問をします。これまで繰り返し私はこの一般質問をはじめ、いろんな場面で合併の検証についてすべきであると求めてきました。今では、誰も言わなくなったサービスは高いほうに、負担は低いほうにというスローガンの下、合併をしましたが、今日、体験したのはサービスは削られて負担が増える一方ということでもあります。昨年9月議会では、市民の暮らしが大変な今こそ、この合併当初の約束、暮らしの約束こそ守るべき、市民の暮らしの実態に応えることこそが合併自治体である菊池市の最優先課題であるべきだと考えるかどうかと質問をしました。また、振り返ってみると、合併前の住民アンケート、新市建設計画にも、その結果が公表されていますが、合併に期待することの1位は、福祉医療サービスの向上が図られることでありました。懸念、要望の1位は、税率や使用料、水道料金などの公共料金が高くないようにしてほしいというものでありました。これが行政自身が行ったアンケートに寄せられた合併する前の住民の皆さんの声であります。合併してどうなったのでしょうか。今、合併8年目を迎えて、今でも合併して何もいいことはなかったという声も、まだ上がっています。こうした声が至るところで上がるという現状は、この7年間の行政のあり方、市長執行部の姿勢が問われる問題だと思えます。もちろん、我々議員にもこの問題は問われていると自覚はしています。合併して8年目、果たして合併前の住民の期待、思いにこれまで応えてきたのかどうか。そして合併して市民の暮らしがよくなったと考えているのかどうか、まずはじめにお尋ねをします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 平成17年3月の4市町村の合併によりまして新しい菊池市が誕生して以来、市におきましては行財政の効率化、または広域的な視点に立ったまちづくりなど、合併効果を最大限に活用した行政運営に努めてきたところであります。本年度で合併から8年目を迎えておりますが、市の総合計画に沿って着実に主要な施策を進めております。特に事務事業の効率化や市民サービスの向上のために、行政改革大綱を策定いたしまして推進してまいりました。第1次の行政改革大綱や実施計画におきましては、コストや人員の削減などの推進において、量的な行政改革は一定の成果を上げております。これまで数値等でも掲げたところであります。現在は、市民満足度の向上にウエイトを置いた質的な行政改革も併せて行うことが必要であるとの判断で、目的の一つに市民視点の行政サービスの充実を加えまして、市民の利便性の向上を図るということといたしました。そして、その手段として、上下水道の使用料等のコンビニ払い込みサービスや窓口業務の改善、効率化を図りながら、ワンストップサービスが構築できるよう努めているところでございます。また、合併をいたしました自治体のみ認められておりますご案内の有利な合併特例債を学校の耐震工事に活用して、子どもたちの安心安全な対策に努めた結果、14校の小学校、そして5校の中学校につきまして、必要な部分につきましてはすべて学校耐震工事ににつきましては本年度で完了することになっております。さらに、公共交通網の整備、また道路や橋梁等、それから情報基盤などの整備も着実に進んでおります。加えて、子どもの医療費問題になっておりますが、この助成事業につきましてもご案内のとおりで整備をさせていただきました。ほかにも、すくすく子宝祝い金事業、あるいは市内の中学校の全てに県下に先駆けましてこの5校の空調整備などをさせていただきました、菊池市独自の施策として実施したこともたくさんございます。住民サービスの向上に寄与していると思っております。今後とも行政サービスの利便性や市民満足度の向上のために、さらに合併のメリットを最大限に活かせるように配慮しながら、市民の皆様とともに豊かな水と緑、光あふれる田園文化の町づくりに努力してまいりたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） この暮らしの問題では、私自身考えているところでありますが、これまでずっと続いてきた庁舎問題の影で、合併前の住民の声、思いがかき消されてきたのではないかと、率直に思います。行政としては、合併前に募ったこういう住民の声、改めて見直していただいて、暮らしの問題でどういったサービスをすべきか、しっかりこの8年目、しっかり考えていただきたいというふうに思います。

次に、この合併の検証の中で大きな懸案事項である新庁舎問題について一言お聞

きします。3月議会で市長は庁舎の位置の問題については、基本的に解決との認識を示しました。私は3月議会で、これからは事業規模等が問題になると指摘し、財政上のメリットを最大限生かした事業規模のものとすべきであると述べました。この問題で、5月の月例会においては3つの案が、庁舎整備の3つの案が示されました。その規模は、42億円から46億円、新聞で報道されているとおりであります。耐震・リニューアル・増築、合併特例債を活用した庁舎整備方針の根本は何だったろうかと、市民の将来負担を抑えることであります。今回の案で、将来負担を最大限抑えたと言えるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 今回5月の議会月例会で報告をいたしました3つの案は、基本的事項として4項目を考慮して検討した案と、このようになっております。その4項目の1つ目といたしまして、先ほども申し述べましたけれども、市民の利便性を優先するというのが1つ目であります。また、2つ目といたしまして、合併当初の基本構想・基本計画、この中で検討しておりました複合施設で公民館機能と図書館機能を持った生涯学習センター並びに保健福祉センターの取り扱いについては、生涯学習センターは庁舎と併設し、保健福祉センターは別に検討すると。3つ目につきましては、本庁の三役、それから臨時、嘱託員を含む職員数は最大といたしまして415人と、最大で415人とするということとあります。4つ目といたしまして、職員1人当たりの床面積につきましては22㎡程度とするということとあります。この以上の4項目を基に増設の規模や建物の配置につきまして3つの案を取りまとめさせていただいたわけございまして、5月の議会の月例会において報告をし、意見を伺ったところであります。現在の事業費につきましては、概算の事業費として先進事例を参考に算出しておりまして、庁舎部分におきましては1㎡当たり35万円、それから公民館機能と図書館機能を合わせました生涯学習センターにおいては1㎡当たり37万円で、この3つの案の概算金額を算出、これを根拠として算出しております。庁舎部分のみの金額で申し上げますと、リニューアルの工事費も含めまして、案の1で庁舎のみであれば21億2,000万円であります。案の2で20億4,000万円であります。案の3で約20億円と、このようになっております。本庁舎の耐震リニューアルで対応することによりまして、全て新築した場合の事業費からすれば大幅に抑えられたものとなっております。今回の3つの案につきましては、増築に合わせた中央公民館と第3庁舎にあります図書室を解体しますので、その機能を併せ持った施設として生涯学習センターを併設したほうが効率的で有利だということで、総合計画のほうに上げてあったところでありまして、有利

な提案とさせていただきます。この生涯学習センターは、新市の建設計画で合併の当初から計画をされていた事業で、その事業費が約16億3,000万円が、いずれの案についてもプラスとなります。先ほど申しあげました庁舎の金額が20億円とすれば、この16億3,000万円をしまして36億円となるといった、そういうことでもあります。そのほかに、外構工事等がございます。案1については一部解体費と仮設費が加算されます。3つの案につきましても、それぞれの総事業費は案の1で46億円で、案の2で42億6,000万円、案の3で42億4,000万円と、このように全体事業からすればなるわけでありまして、ただ申しあげました金額はあくまでも概算の事業費でもありまして、今後詳細な検討をする中で、さらに精査を行ってまいります。

また、庁舎等建設のための財源といたしましては、庁舎建設基金9億円と、国が合併市町村を財政支援します合併特例債等を有効に活用して市民の皆様方の将来負担を極力ご指摘のように抑えなければならないと考えているところでございます。なお、関連いたしました情報としまして、東日本大震災の被害を受けなかった合併市町村につきましても、合併特例債の5年間の延長の法案が去る6月の8日に衆議院本会議で可決をされまして、参議院へ送付をされたとの情報を得ておりますので、この点ご報告申し上げたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 案ということですので、将来負担を最大限抑えるという点で、再考いただきたいと。その上で、これから提出されると思いますので、検討すべきだと思います。

最後、お尋ねをします。今、これは3月議会でも経過について触れましたが、新市からの独立を掲げた運動が引き続き行われています。初めは新庁舎問題でだまされた、約束を守れというものでありました。その後、2月16日の文書には、新庁舎の方針に反対するものではないと書かれ、その旗は降ろされました。しかし、運動が起こっている現実を考えると、この質問の冒頭に述べたように、市民の暮らしの約束を中心としたこの7年間の行政のあり方、市長、執行部の姿勢が根本にあるのではないかと思います。この問題で3月議会で私が市長に対し、合併当初からの市長として今回の騒動の責任をどう考えているか、その構えについて事態を収束させる上での構えについて考えを述べよと質問をしました。それから3カ月、この3カ月間、努力はされていると思いますが、その努力も踏まえて、再度伺います。市長はこの問題をどう考えていますか。そして、これからの菊池市、10年後、20年後の菊池市の姿を示していただきたいと思います。そして、それに向けて市長は、

この瞬間、どんな新菊池市づくりの努力をしようとしているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） まず最初の独立を掲げた運動に対して市長としての構えはということですが、本年の3月の第1回の議会定例会におきまして答弁をさせていただきましたが、丁寧な市民の皆様への説明が必要と、考え方は現在も全く変わりはありません。本年度は、住民代表であります区長さん方、皆様方が211人おられる中におきまして約6割となります124人の方々が新しくなられておりますので、改めまして合併以来の課題であります庁舎問題の経緯と、それから新市建設計画の進捗状況につきまして、去る5月の全体区長会で説明を申し上げ、ご理解とご協力をお願いしたところでございました。また、市民の方より庁舎問題に対してお尋ねがあった場合は、正しく伝えていただくようにということで市役所の係長以上の職員には既に説明が終わっておりましたので、参事以下の職員に対しましても、3月議会閉会后、説明会を開催したところでございます。今後におきましても同じように説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

次に、10年後、20年後の菊池市の姿をどのように考えて、現瞬間どのような努力をしようとしているのかといったご質問でございますが、私といたしましては10年間の総合計画に沿って、与えられた任期におきまして着実にその実行、実現を迫っていくということが使命であろうと思っております。10年後、20年後はそういった地道ではありますが、住みよい菊池市を目指して頑張っていくことによって、将来の展望というのが開けてくるのではないかなと思っております。ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（山瀬義也君） ここで、昼食のため暫時休憩します。

○

休憩 午前11時57分

開議 午後 零時58分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、発言の申し出がっておりますので、これを許します。

教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 先ほど怒留湯議員のご質問の中で、中学校の武道の必修化に伴う柔道着等の保護者負担は発生するのかというご質問でございましたけど、こ

れは備品として市の予算で購入いたしますので、保護者の負担は発生いたしません。
以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 皆さん、こんにちは。議員番号1番、工藤圭一郎です。通告に従って、質問します。

まず、花房中部2期地区土地改良事業のその後の進捗状況についてお尋ねします。昨年の12月議会での庁舎建設方針を受けまして、この圃場整備の進み具合も大きく進むものだと思います。この圃場整備が長期にわたり進みにくかった原因の大きなものが、一つが新庁舎建設であり、このことが大きく関わってきたことは事実であると思います。そのことで、地元の方々や地権者の方々、そして関係する多くの方々にも多大なご迷惑を掛けてきたものだと思います。その一つが解決したことで、1日も早く工事が完了することと、1日でも早く農家の方々が耕作できることを望むものであります。

そこで、工事の進み具合に大きく影響するのが地権者の方々の合意であるとともに、地区外排水の計画だったり、前々から言われております埋蔵文化財の調査であると思います。特に文化財の調査では、とても日数がかかってきます。だからこそ、早め、早めに取りかかっていくことが特に大事になってきます。行政の縦割の考え方ではなく、工事の進捗を優先し、少しでも早い工事完了を目指すべく、各担当部署が協力して進めていただきたいと思います。

次に、不換地についてですが、私がお聞きするのは創設換地してできる公共用施設用地のことですが、その後、地権者の方々の中で意思の変化、つまり当初希望されていたこととの変化がないのかどうかであります。その場所に新庁舎ができるのかできないのかでは大きく違ってきますし、当然地権者の方々も考え、検討されたと思いますので、そこをお尋ねしたいと思います。そして、私が一部の地権者の方々との話の中で感じるのは、圃場整備の進捗状況等をあまりご存じないことでもあります。そこで、換地委員会の会議がどのくらいの頻度で行われてきたのかをお尋ねして、1回目の質問としたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 工藤議員のご質問にお答えします。

花房中部2期地区土地改良事業につきましては、県より平成23年8月5日、変更計画概要が公告され、土地改良法に基づく変更計画の手続きに着手され、同年10月5日、同意徴集前の変更計画概要等の公告、その後、同意徴集後の変更計画が

決定されたところであります。さらに、平成24年2月24日から変更計画書の公告・縦覧、異議申し立て等の手続きを経て、平成24年4月11日に変更計画が確定したところでございます。今後の予定としましては、昨年度から一部着手しております地区外排水路及び集落道路の用地買収に伴う工事と平行いたしまして文化財調査を実施し、本年度から面工事に着手する予定であります。特に文化財調査につきましては、工事の早期着工ができますように教育委員会と連携を密にし、調整を図っているところでございます。

次に、創設換地による公共用施設用地につきましては、当初計画どおり非農用地区域の設定により用地を確保し、地権者の同意をいただいておりますので、意向の変化はないものと思っております。

また、換地委員会の会議につきましては、平成21年3月16日換地委員会を設立し、平成21年度から23年度までの3カ年で31回、年度平均で10回程度開催しており、換地委員さんを通じて事業の進捗状況等について、地権者の方々へ周知を図っているところでございます。

今後とも県と連携し、平成29年3月の事業完了に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） それでは、再質問に入りたいと思います。

この不換地についてですね、地権者の方々から、本当に買ってくれるのかというお話を聞きます。この圃場整備において、不換地の取り扱いというのがやっぱりどうしても進む上で、特に地権者の方々のご心配な問題の一つでありますので、この不換地についての市長のお考えをお聞かせ願いたいと思いますし、不換地の当然利用目的、そこあたりをお聞かせ願いたいと思います。それと、今、部長からお答えいただきましたけど、会議の回数は確かに行われているようですが、私が最初に言いましたように、なかなかですね、地権者の方が理解されていない。やっぱりそこをもう少し事業を進める責任者としてどう考えておられるのか。やっぱり地権者の方にですね、しっかりと説明をしながら、今までのご迷惑を払拭できるように地権者の方々、担当の各おのおの方々に説明をしていただきたいと思いますけど、そこあたりも含めて市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 庁舎予定地としてありました花房中部2期畑総地帯の非農用地

の件でのお尋ねでございますが、非農用地の土地は、購入を必ずやるのかと。またそのことが事業の関係者の皆さん方が、農家の方々が非農用地の買い上げというのが事業費の負担の一部軽減になってくるということもあって、そのことを計画の中に入っているということで、それが購入をされなければ負担というのが軽減できないということもあってご心配の向きもあろうかと思えます。このことについては、7.3haの土地は公共用の施設用地として市が買い上げるということで事業そのものの県営花房中部2期畑地帯総合整備事業の県営事業でありますけれども、この申請にあたりましては、この取得をするということで事業の申請を行ってあります。申請にあたりましては、この受益関係の受益者の皆様方のご理解を得まして、また議会の経済常任委員会の協議会、それから全員協議会への説明を経まして、その後、平成19年10月に事業の採択申請を行った経緯となっております。また昨年8月25日には、議会の庁舎等の検討特別委員会の皆様方から総意といたしまして3項目の申し入れがありました。その3項目の中で庁舎建設予定地は事業をこれまで推進してきたという経緯からいたしまして、公共用地として市が買い入れることだということで、工藤議員もその一人だったと思えますが、そのことを尊重して買い入れることで進めていくということでございます。

それから、取得後はどういったことでこの用地の利活用を図るかということでありまして、用地を取得する前までには利用目的を決定しなければ議会に取得の提案はできないものだと、このように思っております。地域が地域でありますので、市民の皆様方に親しまれるような公共的な一つの利活用というものが大事であると、このように考えております。そのためにどういった施設が望まれているかといったことを広く市民の皆様方、また議会の皆様方のご意見をお聞きいたしまして、参考にしていきたいということでございますが、いずれにいたしましても期間がまだ相当先になりますので、今はそのような考え方で基本的にこれまでの用地取得の考え方がそうであることを申し上げておきたいと、このように思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 今、不換地については、当然私も全協あたりでお話しは聞いておりましたけど、買うということで。換地委員さんの中からもですね、この買うと市長はおっしゃるけど、よかったら一筆ほしいと。おっしゃるだけではなかなかですね、信頼できないというようなお話をいただいて、よかったら工藤君のほうからでも一筆書いていただけるようお願いできんかというところをお話しいただき

ましたので、それをもう一度お伺いしたいと思いますし、今、抜けておりましたその地権者の方へのもっと理解を求めて、市長自ら行かれるのが一番だと思いますけど、換地委員さんたちを通してでもですね、もっとこの圃場整備についての中身をしっかり地権者の方々が理解できるように、市長がどう考えて、どう行動されるのか、そこを最後の質問としますので、よろしくをお願いします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 用地の取得について一筆、買い受けるということに約束を入れなさいということではありますが、そういったことが公でできるものではありません。また、約束というのは常に守らなければならないことでもありますから、守るためということは、やはりこの法に基づきまして契約、約束事項というものは契約というものをする。あるいは債務の負担行為をやるということまでいかなければ、首長が代わったときには、それは反故になるということにもなりましょうし、また当事者がいなくなったらその反故になるということもあります。工藤議員が万福の信頼を得ておられるようでもありますから、工藤議員のほうからその旨一筆を出していただければありがたいと思いますが。行政としてはそういうことができるようなことではありませんものですから、それで庁舎の用地の取得等につきましても三者協定によってやれないかと何度も何度も繰り返し質問されておりますけれども、これと同じでありまして、三者の協定書というものに基づいて人様の土地の上に、40数名おられると思いますが、その上に公共用の施設というのを建てることを議会の皆様方がお認めに逆になりますかと。認められるわけもない、公的お金を、ビルを建てるのに40億円とか30億円というものを地権者が、従前の地権者のままになっていてはできないというのと同じでありまして、それを買い取りという確約はできません。ただ、これは議会というものを信頼していただかなければなりませんし、行政を信頼していただかなければならないというふうに思うところでありますので、この審議というものを決してこれは今の現議会のみならず、この数年後になります用地取得まで守らなければならない事項であるということはこの場で申し上げておきたいと、このように思います。それから地権者の皆さん方に、そういったことについての説明をということでございますが、地権者の皆様方はこの、ちょっと宙に覚えませんが、要するに県営事業としてこの国のほうの認可を取ると、事業認可を取るという形におきましては、おおよそ100%の方々がこの事業同意をされているということでもありますから、それはあくまでもこれまでの説明という、あるいは事業内容についての説明というものについて十分理解をしていただいて押印をなされているということで事業が進められているということでございます。です

から、今、庁舎の用地のことだけがご心配ということについては、今申し上げましたとおりでございます。地権者の皆様方は同意をされているということについて、今改めてまた説明をしていかなければならないというのではないだろうと、このように思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 次に入りたいと思えます。次に、庁舎整備についてお尋ねします。先月の月例会において説明を受けました。執行部より、まだ流動的という理由で説明資料を回収されましたので、今一度具体的に、そしてわかりやすく説明していただきたいと思えます。この問題は、とても重要でありますし、市民の皆さんの関心が高い事柄ですので、よろしく願います。

そして、この庁舎整備にあたっての基本的事項としての第一番目に、市民の利便性を優先すると月例会での説明がありました。ここで言う市民とは、旧菊池市民を指しているのか、今の菊池市全体を指しているのか。利便性という言葉の中に、現庁舎、この庁舎が今まで長年抱えている駐車場が狭いという問題、そこが解決できずに利便性を優先すると果たして言えるのか。それは、あくまで市民の利便性を優先するのではなく、ごくわずかな人々の必然性を優先するものではないでしょうか。本庁方式にすると市長の考え方がありますが、であるとすれば、その他の総合支所については、ここが本庁となった後は窓口業務となってしまいます。そうすると、菊池市全体の市民がここを訪れることとなります。そのことに対して、利便性というものが図れるような計画であるのか、疑問でもあります。しっかりとした説明をお願いします。

もう1点、この庁舎整備については、それら係るコストというのが大きな問題であります。私が昨年12月議会での一般質問で、概算でもいいですからコスト面での比較ができるように出してくださいとお願いしましたが、市長は結局出されませんでした。そして、コスト面での議論がなされないまま採択されました。あのとき、市長が示された耐震並びにリニューアルして不足する分を増築するという方針に対して、今回出てきたような生涯学習センターの併設を含んだ総事業費を42億円から46億円、耐震補強や別館解体費用は含まずに、この金額というものを誰が想像したのでしょうか。今の経済状況を考えると、花房台への新築は将来への負担になると市長が言われたじゃないですか。それなのに今回の案は、先ほどの全員協議会でも話が出ましたとおり、増設ではなくて、特に一つの案は新築ではないですか。一体そのところをどう考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 最初に、庁舎整備のご質問についてお答えさせていただきます。

今回の庁舎整備にあたっての基本的な事項としまして、4点を考慮いたしました。

1点目として、市民の利便性を優先する。これは、高齢者、障がい者、子ども連れの市民の皆様方など様々な市民が来庁されていますが、窓口業務や相談業務の効率化やワンストップ化など、利便性の面において課題があります。このようなことから、市民視点の行政サービスの充実を図るため、機能的に窓口部署を設置するというものでございます。

2点目として、平成17年度の基本構想・基本計画の中で検討しておりました複合施設の生涯学習センターと保健福祉センターの取り扱いについては、生涯学習センターは庁舎と併設し、保健福祉センターは別に検討する。これは、中央公民館を含む第2庁舎から第4庁舎は老朽化し、耐震診断の結果からも建て替えの緊急度が高い施設して整備方針で位置付けています。また、現在の第3庁舎には図書室もありますので、菊池市の人口規模に見合った蔵書数を確保するため機能強化して整備することが必要でございます。そのため、今回の庁舎整備に併せて公民館機能と図書館機能を持つ生涯学習センターを整備したほうが効果的で有利なため複合施設といたしております。保健福祉センターにつきましては、施設の重要性は認識しておりますが、現在の敷地面積からいたしますと建築面積や駐車場の確保の点から大変厳しく、また担当課としても交通アクセスがよいところなら庁舎近くでなくてもよいという意見でしたので、今回の庁舎等整備計画から切り離して検討することといたしました。

3点目として、本庁の三役、臨時、嘱託員を含む職員数は最大で415人とする。

4点目として、職員1人当たりの床面積は22㎡程度とする。これは、将来の行政需要の増大に対して組織の変更や職員の異動等に柔軟に対応できるようにするものでございます。

次に、現在の本庁舎の配置を思い浮かべていただきたいと思います。正面玄関を入りましてから正面に階段があり、3階建てとなっております。1階南側に商工観光課、高齢支援課、福祉課等がございます。階段を上がり2階には市長室や総務企画部が配置されております。また3階には議会・監査事務局等がございます。一方、正面玄関を入りまして左側の平屋部分には市民環境部、市民課、税務課、徴税課、子育て支援課、健康推進課、経済部も農林振興課、農林整備課、ブランド推進課、会計課など配置されております。

次に、現在検討しております庁舎等整備についての3つの案について説明をさせ

ていただきます。今回、市長の整備方針に基づきます案というものは、まず一つ目の案として正面玄関左側の平屋の建物の東側と西側に増築を行いまして、まだ面積が不足しておりますので、現在の市営プールがあるところに別棟を増築するものでございます。また、併せまして老朽化しております中央公民館を含む第2庁舎から第4庁舎を統合するため、中央公民館と第3庁舎にあります図書室を解体しますので、庁舎不足分と中央公民館、図書室を併設することにより、会議室や研修室、通路など供用、兼用することで全体面積を抑えることが可能となります。また、電気設備、機械設備等を一括管理することにより、施設の維持管理費に要する職員数及び経費を低減することができるため併設する計画としております。この案のメリットは、1点目が窓口機能をまとめるため市民のアクセスがスムーズになります。また、2点目に本庁方式の本来の目的を達成することができます。デメリットとしては、現本庁舎を使いながらの増築となるため、市民、職員の使用に制限が発生し、十分な安全確保が必要であります。また、仮設の建物が必要となるため新たな費用が発生いたします。そのほか、駐車場を確保するため、敷地南側の緑地の保存が困難となったり、埋蔵文化財の包蔵地であります。以上のようなことが考えられます。

次に、概算の事業費ですが、庁舎に係る分は本庁舎に増築する分が1,419㎡で約5億円、別棟とする部分が3,586㎡で約12億6,000万円、本庁舎のリニューアルが約3億6,000万円で、庁舎といたしましては合計約21億2,000万円となります。そのほか、中央公民館と図書館機能を充実して併設しますので、その建築費として約16億3,000万円がプラスされます。また、外構工事として約5億9,000万円を合わせますと約43億3,000万円となります。なお、この案につきましては、一部解体費と仮設建築費が必要となりますので、これを合わせました総合計の事業費は約46億円となります。

次に、2つ目の案についてご説明を申し上げます。3階建ての本庁舎南側に別棟として増築を行いまして、不足する面積を案1と同じように、現在の市営プールがあるところに別棟を増築するものです。また併せまして、老朽化しております中央公民館と図書室の複合施設を併設する計画となっております。この案のメリットは、本庁方式の本来の目的を達成することができます。また、現本庁舎改修工事のときに仮設の建物が不用となります。デメリットといたしましては、窓口業務が離れるため、ワンストップ窓口の対応が困難になります。また、現本庁舎を使いながらの増築となるため、市民、職員の使用に制限が発生し、十分な安全確保が必要であります。そのほか、敷地南側の緑地の保存が困難となったり、埋蔵文化財の包蔵地であります。以上のようなことが考えられます。

次に、概算の事業費ですが、庁舎に係る分は本庁舎に増築する部分が2,639㎡

で約9億2,000万円、別棟とする部分が2,156㎡で約7億6,000万円、本庁舎のリニューアルが約3億6,000万円で、庁舎としましては合計約20億4,000万円となります。そのほかに、中央公民館と図書館機能を充実して併設しますので、その建築費として約16億3,000万円がプラスされます。また、外構工事として約5億9,000万円を合わせますと約42億6,000万円となります。なお、この案につきましては、一部解体費と仮設建築費は必要ありませんので、総合計の事業費は約42億6,000万円となります。

次に、3つ目の案について説明をさせていただきます。増築する場所を本庁舎とは別の敷地として計画をしております。案1、案2と同じように、現在の市営プールがあるところに別棟として増築するものでございます。また、併せまして老朽化しております中央公民館と図書館の複合施設を併設する計画といたしております。この案のメリットは、仮に窓口業務を別棟とした場合、ワンストップ窓口機能として計画が容易になります。また、公民館機能と図書館機能を併設することで市民サービスの向上につながります。工事の面においても、工事敷地が単独となるため、工事工程の簡略・省略化ができ、コスト削減や省エネ化、環境に配慮した建物等の設計が多様に行えます。そのほか、近隣に文化会館や税務署等と隣接しておりますので行政機能の充実が図れるほか、埋蔵文化財の包蔵地外であったり、本庁舎の緑地の確保が得られる等多くのメリットがございます。一方デメリットといたしましては、ただいま説明しました案1、案2と比較いたしまして、別棟で勤務する職員が多くなることがございます。以上のようなことが考えられます。

次に、概算の事業費ですが、庁舎に係る分としては、本庁舎に増築する部分はありませんが、別棟とする部分が4,686㎡で約16億4,000万円、本庁舎のリニューアルが約3億6,000万円で、庁舎としましては合計約20億円となります。そのほかに、中央公民館と図書館機能を充実して併設いたしますので、その建築費として約16億3,000万円がプラスされます。また外構工事といたしまして約6億1,000万円を合わせますと約42億4,000万円となります。この案につきましては、一部解体費と仮設建築費は必要ありませんので、総合計の事業費は約42億4,000万円となります。

以上のような検討の状況であります。事業費については先進事例を参考に算出しておりますので、あくまでも現段階での概算の数字でございます。なお、中央公民館を含む第2庁舎から第4庁舎の解体費は含んでおりません。今後さらに詳細な内容を検討する中で、機能性や効率性を重視して、建設費用については詰めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 庁舎整備に関するご質問でございますが、市民の利便性の、市民とは誰を指しているのかといったお尋ねでございますが、これは5万1,000余の市民すべて、いわゆる本庁舎を訪れていただきます全ての市民の方々が市民であるということでもあります。現在の窓口の配置につきましては、極力ワンストップでサービスが可能であるようにということでございますけれども、今の現状としてはまだまだ不十分であります。高齢者の方や障がい者の方などには大変不便な思いを掛けているのではないかと感じて心配をしているところであります。このことにつきましては、今までも何人かの議員の方々から、皆さん方から一般質問がありましたけれども、早急に解決すべき課題とは思いつつ、庁舎建設の問題もありましてこれまでの状況になっております。庁舎を整備するにあたりましては、このようなご意見というものを基本的事項の一番目に、市民の皆さん方の利便性というものを優先してあげているところでございます。

次に、今回の庁舎整備の3つの案を本庁方式で提案したことにつきまして、先ほど市長の考えによってそうやったんだというようなニュアンスで受け止めさせていただきましたが、これはあくまでも確認事項の中で総合支所方式ということで、将来は本庁方式でいくという形で確認をされておりました、そのことでのこの本庁方式で提案したことでございます。本庁方式が事務の効率化と、それから経費の節減につながるということで合併協議会で確認された項目であるということについて、それを遵守しているものでありますのでご理解をお願いいたしたいと思っております。

次に、コスト面の質問でございますけれども、昨年12月の議会定例会におきまして一般質問でお答えいたしましたけれども、コスト面での比較につきましては増設の規模や増設の場所が不明なために基本構想と基本計画の策定作業を進めていく過程におきまして、市議会をはじめとする地域審議会、あるいは市民の皆様にも説明をしてみたいと、このように申し上げました。今回、増設の規模とか、あるいは建物の配置につきまして3つの案がまとまりましたので、去る5月の議会月例会におきまして報告をし、議員の皆様方からご意見を伺ったところでございます。事業費につきましては、ただいま総務企画部長から答弁いたしましたように、先進事例を基にいたしまして庁舎部分につきましては1㎡当たり35万円と、また中央公民館機能と図書館機能と合わせた生涯学習センターにおきましては1㎡当たり37万円ということで、3つの案の概算金額を算出する基礎となっているところであります。中央公民館と図書館機能を合わせた生涯学習センターにつきましては、新市建設計画に盛り込まれているものでありまして、老朽化している中央公民館の建

て替えを今回の庁舎整備に合わせて計画しているものでございます。仮に庁舎整備の事業に限ってだけ比較をいたしますと、ただいま説明を申し上げましたように案の1で約21億2,000万円、案の2で20億4,000万円、案の3で20億円となっております。いずれにいたしましても20億円程度で庁舎は整備ができるということでありまして、決して当初計画で30億円とか40億円とかと算出された額と比較いたしましても、それを大きく上回るものでもありません、下回っている状況にあります。現在の庁舎は本庁舎のみでは執務面積が不足することからいたしまして、第2庁舎、第4庁舎が隣接地に配置されております。これも第2庁舎から第4庁舎と言っておりますけれども、空いた建物を利用しているということで、もともとから第2庁舎、第3庁舎、第4庁舎とつくられたものではありません。市庁舎としてそれで一体的に運用しなければいけないということでございます。そもそも本庁舎敷地内だけでは必要面積を確保することは困難ですので、別棟を建築せざるを得ないということでありまして、この方式は整備方針に反するものではないと、このように考えております。当初から計画をされていたものでございます。さらに生涯学習センターとの複合による効率性、またワンストップサービスや駐車場の確保による市民の利便性など、経費を含めましたところであらゆる方面からの有効性を検討した結果、別棟で整備することが一番有益性が図られ、市民の方々にご理解をいただける最良の配置と考えまして、3案をご提示させていただいたところでもあります。

また、この3つの案の中からどの案を選択するかにより、整備方法がまた大きく異なっておりますので、窓口、あるいはまた相談機能とか、駐車場の確保など、市民の皆様方の利便性に直接関わる分野につきましては、今後策定作業を進める中におきまして慎重に検討していきたいと、このように考えております。

今後は、本定例会終了後に4地区に設置してあります地域審議会の皆様方に対しまして説明を行い、また意見を聴取してまいりたいと、このように考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 市民の利便性をやっぱり優先するというお話なんですけど、市長のですね。私からすると、その利便性が本当に優先なのかとどうしても疑問に思えます。そして、この今回出された案がですね、当初から増設が難しい、私がさっき言いましたように、結局プールの上に新築するような形の第3案という案を執行部側もですね、こういうかたちが一番いいんじゃないかという、月例会でも説明ありましたとおり、それはほとんどあのとき、森議員がおっしゃったように、増設

と言わずに、それは新築でしょうという話です。だから、そこあたりが本当に市長の説明が通っていくのかなと、そこを疑問に思います。花房での建設をやめてこちらに方針転換されたときの、そして泗水の問題に対してもその説明をしていくんだと、きょう東議員の一般質問でのお答えだったんですけど、結局、今泗水であっているのは、市長に対する信頼を、泗水の町民の方々が失って、どうもこのリーダーに付いていくのはというようなお話がたくさん上がっております。その信頼をしっかりと取り戻して、行政のトップとして菊池市を進めていくお考えがあるならば、今一度その決意なり思いあたりをお話いただければと思います。利便性を優先するときに、やっぱり意見の集約が一番大事かなと思います。市民の意見をもう少しです、しっかり集約する形をつくっていただきたいなと思いますけど、今最後におっしゃったように、地域審議会をまた開いていただいて、地域審議会の方々に説明する。昨年の12月議会でも言いましたように、説明するというのは、市長が話をされるだけで、意見をあまり採り入れようとされない。だったら、どこで市民の意見を市長は汲み上げて、それを聞こうとされるのか。そこが一番私は引っかかるところです。説明することが市民の意見を吸い上げるということにはならないと思っています。だから、そのところの市長の考え方を伺いたしたいと思いますし、結局増築は最初から難しいだろうということぐらいわかっとなんじやないかなと思います。でもそれを承知で、あのときは増築、耐震リフォームして増築するんだというようなお話だったんですけど、結局ここにきて3案を出されて、増築は難しいんです、埋蔵文化財調査がありますし、職員が仕事しながら耐震補強するのは難しい。でもそれは月例会の中でもですね、話があってました。それでもできるんだという説明は私は聞いております。仕事しながらできる耐震リフォームですよ、耐震工事ですよというお話だったと思いますけど、話が全然変わってきているのかなという気がします。今回、菊池市、ここの新庁舎建設が熊日に載った後だったと思いますけれども、山鹿市の新庁舎建設の方針がまた熊日に載りましたけど、あそこはまるで新築ですよ。50億円ぐらいの予算規模だったかと、総事業費がそのぐらいだったと思いますけど。そういう発表が山鹿市でされたのを受けて、市長はどう考えられるのかなと思います。もう一層のこと新築したほうがいいんじゃないかなと思いますけど。つぎはぎだらけのような形をするんじゃないかなとですね。そう考えられておられるのか、お伺いします。

もう1点、耐震工事の金額がたしか出ていたと思います。泗水の総合支所とこの分のでかね、2億8,000万円ぐらいだったかと思いますが。ちょっと私なりに調べて、小学校の耐震がありましたよね。小学校の耐震が大体1校当たり1億円もかかっていなかったかと計算したんですけど、そこは確定してないんですけど、

ちょっとやっぱりそれからすると高いのかなと、金額的にですね、確かにエレベーターが付くというのがありますけど、それは泗水の総合支所もエレベーター付きですし、規模はこっちが大きいにしても、ちょっと耐震の値段が振り返ってみるとちょっと高いのかなと思いますけど、そのあたりの根拠あたり、市長おわかりでしたら、併せてお答えいただければと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） いくつかあったかと思いますが、耐震とリフォームということで、少し誤解されている向きがあるのかなと思います。仕事、業務をやりながらやると、リフォームをやると言っていたじゃないかというようなお話かと思いますが、これは耐震工事を行うときの話として皆さん方にこの仮の庁舎がなければできないかもしれない。そのためには、各支所にまた一端戻るということも含めて選択しなきゃならないことがあるかもしれないといった、そういった意味合いを申し上げてまいりましたが、耐震につきましてはもう既に工事が発注されておりまして、それで工事については業務に支障がないように土曜と日曜に掛けてやっていただくということで、業務に支障はないということであります。ただリフォームになりますと床を張り替えたり、天井を張り替えたり、壁を張り替えたりやりますから、これは耐震工事と違って業務に支障が出ると、そういうことでリフォームと耐震工事は全然違うということなんです。ですから、耐震工事のほうは直ちに着工するわけですが、リフォームにつきましては別棟の棟が例えばできるか、あるいはその方法、その3つ案以外にも出るかもしれませんが、3つの案の中でどういった形になるかわかりません。そのときに、仮庁舎をつくる必要性がないようなものであればですね、このリフォームというのをやって、仮庁舎が必要であった場合には仮庁舎をつくって、そちらのほうに一端この耐震工事が終わって、耐震工事が終わった中で仕事をしますけれども、リフォームが始まるときには一端また退室をして、そしてこのリフォームが終わったらまた入ってくるという形になります。そのために、それを建設するとなれば別棟のやつが終わった段階で、そちらのほうにここの耐震等の本庁舎におる人たちが引っ越しをやって、そして新しく別棟のほうで仕事をやると。ただし、これがリフォームが終わったらまた戻ってくるというような、そういう形になるということでございます。工事費が高いんじゃないかといったことありますけれども、必然的に学校耐震と庁舎の耐震というのは、何か構造的なものもあって違うんじゃないのかなと思いますけど、それは先ほどの建設費も同じように37、8億円をみているところもあれば、30億円から34、5億円ぐらいでとどめているところもあります。菊池市の案としては、耐震構造のものを予定してあると認識

しております。山鹿の場合には免震工事ということで揺れを吸収するようなですね、そういうものをされるという話を聞いておりますから、当然平米単価というのは山鹿さんのほうが、免震をするほうが高いと。ここは耐震ということでもありますから、金額的には安くあがるということだと思います。

それから、新築をするかどうかといった話ですが、これは案3に出してありますが、これは今後の検討の中で議会の皆さん方のご意見、あるいはその地域審議会のお話などなど、これはまた地域審議会につきましても一方的な話をして意見を聞く場ではないじゃないかと言われますけれども、そうとう意見を述べられて今日までできておりますから、今までどおり意見は述べられるものだと。その意見をこちらのほうは聞きながら、どう参考として反映できるかどうかということは、また今後の課題だと思っておりますので、いずれにしても市民の代表であります議会の皆さん方のご意見を中心として、関係の市民の皆さん方のご意見を聞きながら進めさせていただきたいというふうに思っています。確定的な3案の中でどれと決めてあるわけでも何でもありませんので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山瀬義也君） ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午後1時48分
開議 午後1時57分
○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、泉田栄一朗君。

[登壇]

○8番（泉田栄一朗君） 皆さん、こんにちは。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず1番目に、地域担当者制度についてでございます。この件は、かつて隈部議員が数回質問をされておられます。市町村合併して8年目に入りました。前回の質問の中で、私は総合支所案を提唱したのですが、どうやら市は本所と支所システムの移行で考えられているようでございます。もし本所と支所システムを採用するのであれば、地域の行政のパイプ役を担うきめ細かなサービスを行うために、行政職員が一人一人各集落の担当者となる地域担当者制度が必要不可欠であると考えております。近隣では、山鹿市、大津町で既に実施されているようでございますが、ここで改めて事業の目的等を確認したいと思っております。事業の目的は、市民が主役の市政実現に向けて、市民と行政が情報を共有し、相互の理解と連携を深めるための取り組みの一つとして、市職員が市内全域を担当するというところであります。

地域担当職員は、行政情報の提供や地域課題の把握などを行い、地域と行政のパイプ役を担うとともに、市民の皆さんが主体となり、地域づくり、まちづくりを支援、サポート役を務めるということでもあります。活動の状況でありますけれども、大きく区ごとの総会等で市政を話す等が上げられます。また、地域担当職員の役割として、まず1点目に行政情報や地域づくりに関連する情報の提供を行う。地域の実態や課題、要望等の把握を行う。3つ目に地域活動の推進に寄与することなどではないでしょうか。地域づくりやまちづくり主役は、地域住民でございます。市職員も地域に出向き、行政とのパイプ役となり、地域の活性化を図る一助になればと願うものであります。

はじめに、この地域担当者について、以前検討するというものでありますので、現段階で市がどのようなお考えをされているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 泉田議員のご質問にお答えいたします。

地域担当者制度につきましては、これまで限部議員をはじめ議員の皆さん方から質問をいただいたところでございますが、既に実施している山鹿市、阿蘇市、大津町、山江村の4市町村への資料収集と実施していない県北4市へ今後の動向調査を行ったところでございます。そこで、実施している4市町村につきましては、街部と農村部の反応に温度差があり、また利用度が少なく、行政情報の提供や行政施策の推進などには至っていないとのことでございました。さらに、実施していない4市につきましては、今後も実施する予定はないとのことでございます。本市といたしましては、今後は職員の行政区との関わり方や制度に対する意向調査としての職員アンケートを実施してまいりたいと思っております。

また、同時に制度への期待感や必要性などを調査するために、区長に皆様方へのアンケートを実施して、その後、課題整理と業務内容の精査を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 再質問させていただきます。

ご答弁の中で、現在制定に向けていろいろな調査をされて、資料、アンケート等もつくっておられるということでもありますので、よかったと思っております。今後とも調査を進めていただきたいと思っております。今年度中に準備して、来年度から早期実施が

望ましいと考えておりますけれども、今後の見通しや実施時期について、ひとつお尋ねをいたします。

また、先日地域担当者制度を実施している大津町と山鹿市に行って勉強してまいりました。大津町は、各地域の代表に課長をおき、そのほか2名は2年目の職員を教育を兼ねて設置しており、総会等に参加して町の仕事の1年間の予算の概要を説明し、行政と市民のパイプ役になっておられます。また、山鹿は平成16年度に合併に伴い地域の身近な相談窓口として、地域に根ざした活動を行うために地域サポーターというネーミングで実施が始まっておりました。山鹿市では、全職員が配置され、基本的に課長以下の職員で構成されておられました。また、市民からの相談があったら出向くという位置付けになっていました。そこで、山鹿市の例の紹介を少しさせていただきます。サポーター業務と区別する業務ということで、このサポーター制度の必要性の中身を区別するところがございますけれども、サポーター業務と区別する業務ということで、サポーターとして地域にとけ込み、市民の皆様にとって身近になるほど様々なことをお願いされるかもしれませんが、次に上げるような業務はサポーターとしての業務として区別してくださいということでした。サポーター業務と関係ない総会等への参加。また2番目にイベント等への参加。区長が行うべき地域活動業務をサポーターが主体的に行うこと。各種税料金等の受領。冠婚葬祭への手伝い。個人的な各種申請書の提出や戸籍、税関係書類の代理申請。個人的な要望、苦情などの処理。こういう例を取られて、その区別をどこできちっとしていくかということも考えておられました。サポーターの多くは、地区担当の住民でありますので、住民の一人として行う活動は、サポーター業務とは区別するということがあります。本市での役目、位置付けはまだまだ今から検討を進めていくということではありますが、私は管理職が率先して住民に接してほしいという願いから、課長、部長級が担当者になることを提案しておきます。上司の姿を見て後輩は育つものではないでしょうか。住民のニーズを肌で感じ、真に質の高い行政マンを目指してほしいものです。その点についてどうお考えなのか、質問させていただきます。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

この地域担当者制度の実施につきましては、地域性を重視した運営が必要だと思います。特に行政と地域の狭間に立つてのつなぎ役や相互信頼の醸成を図るためには、地域住民はもとより、職員にもわかりやすいシステムの構築が必要であると考えます。それには、職員の地域づくりに関わる支援の意識の向上やスキルアップ等

を図る必要がございます。職員研修等も必要になってまいりますので、実施時期につきましては十分に準備ができた後に実施したいと考えております。

また、職員のどの階級が担当するかにつきましても、業務内容の設定や行政区や校区などに分別される職員配置の問題、担当する職員の数などについても、本市独自の地域性に適合させる必要があると思います。より効果的な地域担当者制度を導入するためには、職員にとっても、地域にとりましても、何がベストなのかを、先ほど山鹿市の例を挙げて議員のほうからサポーター業務の中で区別するルール等を、関係ない総会等への出席とか、イベント等への出席等の例を縷々挙げられましたけれども、そういうことも含めまして、今後調査しながら進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 最後に、市長のお考えもぜひお聞かせ願いたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 本市におきましても、先ほど来、説明をいたしましたとおり、地域担当者制度ということにつきましては、調査をして、そして一部内容に付きまして、今、部長答弁の中に入れてございましたが、実施に向けていくということであれば、本市の特色にあった、生きた、本当に実態に沿った制度にする必要があるんじゃないかなど。何かいろんなところが取り組みはされておりますものの、効果的なものはあまり上がってないというような感じの報告を受けておまして、また角度を、視点を変えながら検討する必要があるのではないのかなと思います。そういったことにつきましては、ほかの自治体のいい事例というものが身近にないような気がしますので、いい先例がどこにあるのかですね、そういったものを踏まえた上で、特にそれぞれの自治行政区でということになれば、区長様方の同意なり、また要望、要求的なものが強くなければいけないと思いますので、住民の意向調査というのを十分やった上で、そのことを重視して検討する必要があるんじゃないかなというふうに思います。また、多くの市職員が地域の一員としていろんなボランティア団体、例えば消防団活動等につきましても、また町内会の行政区の役員等を引き受けたりしながら、区の運営等についても直接関与している部分があるかなと思います。そういったことで、この制度実施の如何に関わらず、職員は地元で密着した活動をやっているということで、地域にとって行政の職員さんを通じなが

ら行政が身近な存在にあるのではないかなと思っておりまして、いろんな意味では行政の専門的な知識を持って相談相手となっている向きもあるのだらうと思えます。今後、地域が行政に対して、あるいは行政職員を通じて行政職員に対してどんな要望をし、求めておられるかということを精査していかなければいけないと思えます。夢みtainな話でありますけれども、やっぱりそれにはある程度の権限と言いましょうか、予算権等々を含めまして権限がやはり付与されると、わずかであってもそういったものがなければ対応がなかなかできないというのが現実ではないのかなと。担当係があつて、地区担当があつてということで重複したところ等の調整というのも機能的に必要じゃないかなと思って、大きな課題であつて前に進んでいないようではありますが、調査は調査としてやらせていただいて、結果が飛びついていくような状況になっていないということで、それをどう改善していくかということが今後の課題であらうかなと、このように受け止めさせていただいたところでございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） ぜひ菊池独自の素晴らしい制度をつくっていただきたいと思つております。

次に、通学路の安全対策についてであります。全国各地で登下校中の子どもたちを襲う痛ましい交通事故が相次いでおります。今年、京都の通学路で起きた事故はもとより、近くでは山鹿市で昨年大型トラックに追突された乗用車が小学校の列に突っ込み、4人が死傷したという大事故がありました。安全が確保されているとは言ひ難い通学路が少なくない中、子どもたちを守るためには危険箇所の総点検をはじめ、ドライバーの安全意識啓発、地域社会の協力などが不可欠であると思ひます。

はじめに、本市の通学路で子どもが巻き込まれた事故の件数、また状況についてありましたらご報告をお願いします。

また、本市が取り組んでいる通学路の交通安全、交通事故防止と犯罪防止について、現状を質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原 誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 本市の通学路での交通事故の件数と状況につきましてお答えいたしますと、平成21年度から23年度に発生しました登下校中の通学路における交通事故の件数は9件でございます。状況といたしましては、そのうち交差点での出会い頭の事故が6件、それから横断歩道での事故が2件、また直線道路での

接触事故が1件となっております。なお、9件のうち2件が骨折等を伴うケガをしておりますが、それ以外は軽傷またはケガがなしといったところでございます。現在、通学路の交通事故防止対策としましては、地域の実状に精通されている保護者や地域の皆様の参画の下に、それぞれの学校において各種団体や交通安全協会、あるいはPTAなどと連携いたしまして通学路の安全点検や朝の街頭指導、また夕方の安全パトロールなどを行い、児童生徒の安全確保に努めているところでございます。また、児童生徒に対しましては、交通安全教室を開くなど、交通安全教育の中で交通事故防止の注意喚起を行っているところであります。

次に、犯罪防止対策について申し上げますと、交通事故防止対策と同様に、地域の皆様のご協力の下、防犯マップ、防犯マニュアルなどをそれぞれの学校で作成いたしまして学校内に掲示したり、あるいはそれぞれの家庭に配布するなどして、防犯教育の中で指導しているところでございます。各学校から危険箇所、改善箇所などの要望があった場合には、その都度関係機関と協議し対応しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 答弁で学校、地域、各種団体、PTA、そういう方々が連携し合って安全確保に努められておられるということでした。今年に入って泗水町の住民の方から通学路に危険箇所があるという情報を私のほうにいただきました。すぐに見に行きました。そこは、酪農家の現在使われていないサイロに水が溜まっていて、子どもたちが物を投げたり、そこで遊んだりしているということでした。すぐに市の担当課に相談したところ、持ち主に連絡していただき、持ち主も快く、すぐにそこを対応していただきました。また、もう一つは泗水町の南田島の平野区は大変交通量が多く、歩道も信号もないため、道を横断することができないぐらい大変困っておられます。県道であるために県議と一緒に視察してもらい、住民立ち会いの下で危険箇所を総点検させていただきました。見通しの悪い樹木を伐採し、また用水路の脇が通学路であるため落下防止の策を設置していただきました。これらは早く対応していただいた例ですが、安全対策は地域住民に聞くことが一番であると、そこで痛感しました。通学路の児童生徒を守るために交通事故防止、犯罪防止について、今後さらなる安全点検を実施する考えがあるか、質問をさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原 誠也君。

[登壇]

○**教育部長（原 誠也君）** 先ほど泉田議員のほうからもご紹介がありましたとおり、昨年から今年に掛けまして、山鹿市で登校中の小学生が死傷する交通事故が発生しました。また、京都府、それから千葉県においても同様の交通事故が発生するなど、通学中の児童生徒を巻き込んだ大変痛ましい事故が相次いで発生しております。それを受けて文部科学省などから通学路の緊急安全点検の実施について通知があり、併せて熊本県警察本部からも各警察署に対し点検実施の通達があったところでございます。本市の教育委員会としましても、それらを踏まえまして学校や警察署などの関係者となお一層の連携を深め、協力して通学路の安全点検や安全確保に努めてまいりたいと考えております。現在、熊本県警察本部交通部長が示した安全点検の具体的着眼点を参考に、通学路の危険と思われる場所や路線を確認し、関係機関と連携しながら通学路の安全点検実施に向けた現地調査を進めております。今後は、提出された対策、必要箇所を基に関係する機関と協議してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○**議長（山瀬義也君）** 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○**市民環境部長（下田俊一君）** それでは、私のほうからもご答弁させていただきます。

安全で安心な社会を実現するためには、弱い立場にある歩行者の安全を確保することが必要不可欠であります。人優先の考えの下、通学路、生活道路において歩道の整備等による歩行空間の確保に努めるなど、人優先の交通安全対策のさらなる推進を図りたいと考えています。現在、本市では悲惨な交通事故を1件でも減らすため、春、秋の全国交通安全運動期間や毎月1日、10日、20日の県下一斉交通安全に日には、交通指導員による街頭指導や交通安全広報車による啓発活動など、日ごろから交通安全に心掛けていただくよう呼びかけております。また、児童生徒の安全対策や防犯対策ということで、安全・安心パトロール隊を5組編成し、週1回交代で巡回も行っております。今後はさらに車道幅員の狭い通学道路等における交通事故防止対策として、自動車の速度抑制を図るための道路交通等の環境整備を行うとともに、運転者の安全確認の徹底と運転マナーの向上が交通事故防止の基本と考えますので、交通安全指導や交通取り締まりの強化対策などにつきまして、所轄の警察署や交通安全協会等の関係機関と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○**議長（山瀬義也君）** 泉田栄一朗君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） それでは、次に3つ目の質問をさせていただきます。

市営住宅の今後の姿ということで、市営住宅についてでございます。公営住宅法は、昭和26年に制定されました。戦後まもなく全国的に戦争で家をなくした人たちがちまたにあふれていたことが背景にあり、国は住民の暮らしを守るために公営住宅法をつくりました。それから60年が経ち、その間、何十回と改正されながら現在に至っております。公営住宅法の目的を確認の意味で言わせていただきますと、第1条が国及び地方公共団体が協力して健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。また、第3条の公営住宅の供給という中には、地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和する必要があると認められるときは、公営住宅の供給を行わなければならないとあります。はじめに、本市における市営住宅の募集に対しての申込数及び入居者状況、また入居待ちの状況、さらに1回入居後、収入が増している世帯への対処方法、入居収入基準といいますが、それを踏まえながら一つ。また、各市営住宅が抱える課題と整備状況についてお尋ねします。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） ただいまの泉田議員のご質問にお答えいたします。

まず、入居者の状況でございますが、平成22年度の市営住宅入居募集状況につきましては、173名の申し込みがございまして、そのうち55名が入居されているところでございます。また、平成23年度につきましては143名の申し込みがございまして、そのうち34名が入居されているところでございます。これを見ますと、入居率といたしましては年度で多少差がございまして、応募者の約3割方が入居できているような状況でございます。

次に、入居時の収入基準につきましては、平成19年度の公営住宅法改正に伴いまして、平成21年4月1日より基準の引き下げが行われているところでございます。一般世帯が月額所得20万円から15万8,000円以下になっております。また、同居者に就学前の子どもがいる世帯や60歳以上のみの世帯などが26万8,000円から21万4,000円以下の入居基準に引き下げが行われているところでございます。

次に、先ほどおっしゃられました収入が超過された入居者と高額所得の状況でございますが、入居時のときより収入が現在超過された方が64名おられます。また、

高額所得者といたしましては4名となっているところでございます。この収入超過者の対処につきましては、明け渡し努力義務が課せられているとともに、収入に応じまして割増賃料の徴収をいたしますとともに、面談のほうを実施しているところでございます。また、高額所得者につきましては、本年2月に面談を行いまして、6カ月後の8月末までの明け渡し請求を行っているところでございます。

最後に、市営住宅の整備状況でございますが、現在葉山団地の平屋100戸を平成27年に掛けてリフォームを行っているところでございます。また、北宮団地119戸のリフォームの実施のために、今年度仮設住宅の建設を行う計画でございます。また、現在造成を行っております富の原の朝日東団地建替事業につきましては、平成25年度の完成に向け30戸の建設を進めております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 今、お答えがありまして、3割の方が入られている状況と。熊本県全体としてどのくらいかということは、ちょっと私も想像するところでございますけれども、菊池市がどのあたりに今いるのかと思っております。いずれにしましても、3割の人しか入れないということで、非常にこう厳しい状況だと思っております。そういう中で、これから菊池市のあり方、市営住宅のあり方をどうするべきかということであると思えます。国土交通省によりますと、2012年度の予算案に民間賃貸住宅の空き家を有効活用するセーフティネット住宅の整備事業が盛り込まれています。増加傾向にある民間賃貸住宅の空き家を有効活用し、住宅の確保に困っている子育て世帯や急増が見込まれる高齢者世帯など、そういう人たちに対して安心の住環境を整備することを目的としております。菊池市ではまだまだ入りたい人がおられるという現状でありますけれども、県内の他市町村と比較すると市営住宅は多いほうだということも聞いております。今、日本では人口減少社会に突入し、多くの空き家や空き部屋が発生することが予想されます。既に農村地域では後継者が地元に残らない場合、空き家になっているところがあります。農村地域に限らず、新興住宅地においても同じ現象が出ております。少子高齢化の進展とともに、財政状況が厳しくなる中、新しくつくるのではなく、賃貸や民間住宅の借り上げなど、ソフトな政策へと転換していく必要があると思えます。全国各地で先進的に行っているところをいくつか紹介しますと、三重県の亀山市では事業主が所有する一定の基準に適合した既存の民間共同住宅を市が10年から20年間借り上げて、低廉な安い家賃で市営住宅として転貸しています。また、神奈川県藤沢市では、民間の土地所有者に市の基準に合った住宅を建設してもらい、その後20年間市が

借り上げ市営住宅として提供する借上公共賃貸住宅制度がつくられ、建て主の募集を行っています。そのほか大阪、名古屋市、福岡市、札幌市、横浜市、神戸市、川崎市でも行っておられます。本市において、民間住宅を買い上げ、また借り上げして市営住宅として活用する考えがあるか、質問をします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） それでは、ただいまの空き家住宅の件でお答えいたします。

議員がおっしゃられましたとおり、国土交通省住宅局が平成21年の5月に策定いたしました既存民間住宅を活用した借上公営住宅の供給の促進に関するガイドラインは、従来新築1棟一括借上で、借上期間が20年、管理を地方公共団体等が行っていたものを既存の民間住宅を1戸単位で借り上げ、借り上げ期間を5年間等にするなど、定期借家といたしまして可能な限り民間事業者に管理業務を委託するものでございます。この制度につきましては、メリット、デメリットがございまして、そのメリットといたしましては、1点目に直接市が建設するものと比べまして多額の初期投資を必要とせず、効率的な公営住宅の供給が可能なこと。2点目に、公営住宅の供給が少ない既成市街地等の偏りのある配置を改善することができること。3点目に、期限を区切った借り上げにより、建て替え、災害時の一時的緊急的需への対応等の調整がしやすくなることなどが上げられます。また、一方デメリットといたしましては、1点目に設定いたしました家賃と市場家賃の差額を市が補充・補完しなければならないことが上げられます。また、収入超過者となっても、市場家賃よりも安く居住できるため、同じ施設内の既存入居者との家賃の不均衡が発生することです。2点目でございますが、多数存在いたします物件の情報の効率的な選択方法、管理上の明確な責任分担の線引き等が必要であることが考えられます。また、3点目に空き家になった場合につきましては、家賃の負担は市が負うことになることとございます。これらのことが短所長所として取り上げられるところとございますが、現在のところ、本市では取り組む具体的な計画はございません。また、平成18年度に策定いたしました菊池市住宅マスタープランでも、現在の戸数1,200戸を維持することとしております。今後は、現状の市営住宅を改修・改善することで、良好な住環境整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 今後はですね、市営住宅の菊池市のあり方ということをお話し

で考えていただきたいということで、終わらせていただきます。

○議長（山瀬義也君）　ここで、暫時休憩します。

○
—————
休憩　午後２時３５分

開議　午後２時４３分
—————
○

○議長（山瀬義也君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、城典臣君。

[登壇]

○２番（城　典臣君）　こんにちは。きょうの最後だと思いますので、よろしくお願
いたします。

高齢者の事故防止について質問いたします。昨年６月の一般質問で、運転免許証
自主返納支援制度について質問した際、この制度がなかなか進まないのであれば、
高齢者の事故で、今特に問題になっているブレーキとアクセルの踏み間違いによる
事故を減らすため、玉名の業者が開発され販売されているワンペダルへ改造した車
に対し、玉名市のように助成金が出せないか、お聞きいたしました。回答は、本市
といたしましても玉名市の助成制度の導入状況を参考にしながら、高齢者の事故防
止につながる効果的な対策について研究してまいりたいと考えておりますとのお答
えでした。また、私が担当部署で玉名市へ足を運んでいただき、その車の運転を体
験していただければ、私が言っていることがよくわかると思いますとお聞きしまし
た。担当課からは、玉名市の助成制度の導入状況を参考にすることで申し上げ
ましたので、玉名市の担当の方にもまず連絡をいたしまして、そういった体験につ
いても積極的に考えてまいりたいとお答えをされました。この車への試乗は、先日
やっと１年がかりで試乗してみたということでもあります。事故防止につながる効果
的な対策は何か研究されたのか。また、試乗してどのように思われたのか、お答え
ください。

○議長（山瀬義也君）　市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君）　そしたら、城議員のご質問にお答えいたします。

ワンペダル車につきましては、以前、先ほど議員おっしゃいましたとおり担当職
員から実際試乗し、操作具合を確認しております。操作内容といたしましては、一
度右足をブレーキペダルにおけば、そこから足は踏み換える必要がなく、間違って
アクセルを踏み込んで加速するという心配がないということでした。スピードを上
げるためには、右足の横側にあるレバーを右足の小指側に動かすと簡単にスピード

が上がるという操作になっているということでございます。高齢者や初心者、ツーペダルに慣れている方でも、数回乗って運転すれば安全に乗りこなすことができるのではないかと考えられます。このワンペダル装置につきましては、熊本陸運局においても承認されており、自動車メーカーも注目をされているところでございます。しかし、一般的にはまだあまり知られてないのが現状ではないかと思われま。ワンペダルの使用につきましては、まず担当者は乗っておりますけれども、ほかの交通安全機関の担当者とか、そういう方々に実際試乗していただけるように働きかけてまいりたいと考えており、行政が今後は一民間企業の製品やPRや後押しすることが適正であるかどうかという問題もございしますが、講習会等につきましても所轄警察署とか交通安全協会などの関係機関と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 今、部長言われましたように、一般的にもなかなか知られていないから私が質問しているのでありまして、この前ですね、市長とお話しましたときに、市長から城議員が自分でつくってきたがよかですばいというお話をいただきました。そのときの私の感想としましては、そのほうが説得力があると助言いただいたと解釈しましたので、軽自動車であります但那車をつくろうということで今申し込んでおります。ちょっと本当は今ごろはできとらにゃんだったですけど間に合いません、今月中にはできあがってしまうと思います。

そこで提案ですが、私のその車をどんどん私は貸し出したいと思ひます。ですから使っていただいて、体験していただくと、これが一番手っ取り早いと思ひます。皆さん、行政の方々に乗っていただいてですね、市長をはじめ議員の皆さんにも乗っていただきながら、どういう車なのかを体験していただいて、私が何回も質問するのがどういうものかということをおわかっていただければという思ひがします。

その上でですね、高齢者の方々の交通安全講習会なりですね、試乗会なり開いていただければと思ひます。その際は、警察ともタイアップしながら、また自動車学校で導入してあるところがあります。ですから、自動車学校等も入っていただいてですね、また市の区長会の皆さんに話をしていただき、参加していただきながらですね、事故防止に対して効果的な対策を一緒に考えていければなという思ひでおります。とにかく一回体験していただければという思ひがしますので、そういう提案をしたいと思ひますので、お答えをお願いしたいと思ひます。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 先ほど答弁いたしましたとおり、実際試乗した職員に話聞きますと、すぐに慣れて運転はしやすいということを確認しておりますので、今後は、先ほど言いました警察とか交通安全協会、そういうところの担当者に実際試乗するように働きかけていきたいと考えております。またワンペダル車以外にも交通事故防止自動制御装置を付けて前方の障害物を検知し、自動的にブレーキを掛け衝突を回避する先進安全技術など、いろいろ開発されておりますので、そういうものも含めまして、今後市といたしまして所轄警察署とか、安全協会等の関係機関と協議を行い交通事故防止につながるような効果的な対策ができないか検討していきたいと考えております。特に菊池市と警察署との間に安全安心な菊池市実現に向けた菊池市菊池警察署連絡会議というのがございますので、その席でワンペダル方式のことを私どものほうから提案して、警察の担当者にも実際試乗していただけないか働きかけていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 最後に市長にお聞きしたいと思います。6月の私の質問の答えで現物を見ておりませんから想像の域を超えない状況でありますと、ワンペダルでできるというのは果たしてそんなことができるのかなといった思いぐらいでありますということで、担当課のほうに接触して玉名市を通じながら検討して、その報告を待ちたいとお答えになられております。1年掛かりでありましたが接触してもらいましたので、市長にはどのような報告がありましたか。また、市長も言われました。泗水の道の駅で車が突っ込みましたねと。だから言ったじゃないですかとお話をしましたね。幸いケガだけで済みましたが大事故になるところでした。年間、県内だけで150件近く発生していることを考えると、少しでも事故を減らすためにも手を打っていただきたいと考えます。先日、ペダルの踏み間違いによる車両事故を防ごうとアクセルとブレーキを一体にしたワンペダルの実証実験が玉名市の九州看護福祉大学であっております。そしてその結果をアメリカの学会で発表すると熊日に掲載されておりました。この車で事故が少しでも減ると市長が判断されたときには、どうか玉名市のように取り付けに半分の助成をしていただき、ワンペダル車が普及し、事故が減るよう考えていただけないかお聞きします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ワンペダルにつきましてお答えをいたしたいと思いますが、た

だいままで市民環境部長が答弁いたしましたように、一定の特定の業者の製品というものについて自治体として行政が後押しをするという形はいかがなものかという思いでございます。それで、素晴らしい装置であるということは、今、城議員述べられましたので、いろいろとこの所轄の警察、あるいはまた交通安全協会などなどにつきまして、関係機関についてそういうワンペダルというのがマスコミを通じてもうご承知かもしれませんけれども、改めて行政としてそういったこの取り組みということについていかがなものかといった協議、また促していくことは妥当ではないかなと思います。また、玉名市が取り組んでおられることについてはどうということかわかりませんが、やっぱり地元企業として、この新しい産業の開発製品として取り組んでおられるということですから、それについて地元行政としての支援をされているというのが一つにあるのではないのかなと思います。試乗体験ということについては、これはやっぱり触れてみて、乗ってみななければわかりません。職員の方が乗っていいのではないかといったコメントがなされておりますが、これはやっぱり踏み間違いというのは、若い人が踏み間違いというのはほとんどなくて、年輩の方々が踏み間違いがあるだろうと思いますときに、私なんか試乗するのが一番ベストじゃないかなと思っておりますので、もしその城議員がお手持ちの車の改造ができましたときには、テストドライバーとして、ぜひ試乗させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） ありがとうございます。では、テストドライバーとして頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次にいきます。市の活性化及びピーアールについてご質問したいと思っております。菊池溪谷の川海苔で市のイメージアップとピーアールができないかお聞きいたします。菊池溪谷への観光客も年々減り、今では年間30万人を切るぐらいになっているようです。そこで、何か目玉になるものはないか考えておりましたが、私たちが子どもころ、家の前の川に発電所があります。電気を起こすためタービンを回します。その水が菊池溪谷から来ていました。その水が隧道を通過して出ていましたが、そこだけに食べられる川海苔がありました。それを採って家で佃煮にもらい、ご飯の友で食べていました。それを思い出し、菊池溪谷の川海苔を販売したらどうかと考える質問しようと思っておりましたら、何と市指定文化財の天然記念物に指定されているということで驚きました。また、絶滅危惧種にもなっているとお聞きいたしました。そこでお聞きしますが、いつごろその市の文化財、天然記念物に指定されたのですか。また菊池溪谷に行ってもそのような看板を設置してあるのか、絶

滅危惧種に指定されているわりには何もしてないように思いますが、何かしてあるのでしょうか。また、本市にはほかに市指定の文化財、天然記念物に指定されているものがありますか。お聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原 誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 菊池溪谷一体は、阿蘇くじゅう国立公園の特別保護地区とされており。特別保護地区というのは、国立公園の中で、特に優れた自然環境、自然景観、原始状態を保持している地区でありまして、最も厳しく植物等の採取行為が規制されており。具体的に言いますと、植物の採取や損傷行為はもちろんでございますけれども、落ち葉を採取することも禁止されており。菊池溪谷に生息する川海苔は、栃木県以南の太平洋側の溪流に分布するカワノリ科に属するもので、江戸時代には細川藩が幕府へ献上したことが上妻文書等の文献資料に残っています。

このような歴史的背景もあり、菊池川の海苔は昭和41年4月15日に市の指定文化財、天然記念物に指定されたところであります。

それから、ほかに本市における天然記念物の指定はないかというお尋ねでございますけれども、現在、市内の天然記念物は合計で13件ございまして、その内訳としましては、県指定が將軍木など4件でございます。また市指定は旧七城町の辺田の妙見の樟などとなっております。菊池川海苔以外はすべて樹木となっております。指定の基準は、基本的に歴史に関わる重要なものとして指定する場合と、それ事態が極めてまれで貴重であるということで指定する場合があります。この指定の基準で分類しますと、今申し上げました歴史に関する重要なものとしては將軍木などがありまして、また極めてまれで貴重なものとしては、菊池高校にございますチャンチンモドキ等がこれら該当いたします。

先ほど菊池溪谷に海苔に関する看板があるかということですが、看板が設置してあるのは私も記憶しておりますけれども、詳しく文言までは記憶しておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 再質問します。

この川海苔のことをいろいろ調べておりましたら、意外なことがわかってまいりました。加藤清正の三男加藤忠宏に行きつきました。忠宏は慶長6年、加藤清正の三男として生まれ、慶長16年、父の清正が死去したため跡を継ぎました。11歳

の若者であったため、家臣団を完全に掌握することができず、騒動がありまして、重臣等の対立が発生し、政治は混乱し、寛永9年には庄内藩主酒井忠勝にお預けとなり、出羽丸岡に一代限り1万国の所領を与えられ、22年間を過ごしました。このときは、かなり自由な生活の様子が伺えると文献ではありました。丸岡城からは、金峰山という山が見え、故郷熊本のことを思いだし、望郷の念にもかられたのではないかと推測されます。その間、忠宏が319首の和歌を詠んだ「塵躰和歌集」があります。その282番目に出てくる和歌がですね、「つくしより風の便りに菊池海苔、ふるさとのものぞかりのおとずれ」と読まれております。この歌を詠んだ意図は、懇意にしている僧侶が偶然にも九州からは入るのち庄内丸岡近くまで来て、熊本を訪れた折り、菊池海苔という特産物を得たので、この僧侶が使いの者に言いつけて訪れました。その折り、風の便り、かりの便りとして、故郷熊本の種々の情報を聞くにつけて、何となく気がふさがりました。熊本の地の移り変わりや私領の有様など苦しくつらいことのみ聞くこととなり、この和歌を詠んだとありました。故郷を憂う気持ちの中にも菊池海苔をおいしくいただき、故郷への愛着をより一層深めたのではないのでしょうか。このように、菊池の川海苔のことが山形までつながっていたことに驚きました。菊池の川海苔といっても、昔はどこでも採れていたのではないかと推測されますが、環境汚染で、今では菊池溪谷周辺だけにしか残っていない貴重な海苔であることがわかり、改めて保護の重要性を思い知らされました。おりしも加藤清正滅後450年を記念して様々な行事が予定されておりますが、その一つに大河ドラマ制作の話もあります。ドラマ制作の署名などもあっております。もし実現したら、加藤清正との接点で菊池海苔の、菊池川の海苔を縁に観光ピーアールにつなげてみてはどうかと考えます。先日、熊日紙上に日本橋のふるさと情報コーナーで展示した地方自治体の観光パンフレットの人気ナンバーワンは、大河ドラマ平清盛の見所を盛り込んだ神戸市だったそうです。ちなみに2位は金沢市、3位は札幌市と書いてありました。大河ドラマのインパクトは想像以上にすごいと考えられます。それに加え、それも大事ですが、それに加え、川海苔の保護も考えていかなければならないと思います。菊池溪谷内の川海苔の生息域の調査などされたのか。そこで、また市指定の文化財より国・県の指定を受けたほうが、より確実な保護ができるのではないのでしょうか。また、観光の集客にもつながり、自然環境への関心も一層深まると考えますがいかがですか。お聞きします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 城議員のご質問にお答えします。川海苔のPR関係について経済部のほうから答弁をさせていただきます。

議員が申されましたように、加藤清正の死後、11歳で藩主となりました加藤忠宏は、31歳の若さで国替えとなり、山形丸岡の地で一代限りの所領を与えられ22年を過ごされております。書や和歌など文学に親しんだと伝えられております。先ほど教育部長が天然記念物の指定で答弁しましたように、よりよい自然環境で保護されていることで海苔が生育し、溪谷内に生息しているということによって思っております。菊池海苔の存在を広くアピールすることで、採取・乱獲等が危惧されますが、市の天然記念物であり、採取できないことと合わせて、生息環境が保護されている菊池溪谷にしか存在しないメリットを観光パンフレットに記載するなど有効な活用方法を探ってまいりたいと考えております。また、加藤清正の大河ドラマが制作された場合につきましては、菊池川海苔が接点となりますので、豊かな自然環境を有する本市をアピールし、活性化につながるようなアピールに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原 誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 教育委員会のほうからは海苔の分布状況、それから県の天然記念物に指定できないかと、この2点につきまして答弁させていただきます。

菊池溪谷の海苔の生息域の調査に関しましては、詳しい調査は行っておりません。特別保護区に生息する自然植物ですので、その生息する環境等の保全も関係してまいります。菊池川上流は熊本県の管理河川となっておりますので、今後関係機関とどのような調査が可能か協議を重ねていく必要があると考えております。

続きまして、県の指定文化財の申請する場合の手続きについて申し上げますと、市教育委員会での決定に基づきまして、県教育委員会へ申請することとなります。申請書を受理した県教育委員会は、県文化財保護審議会に諮問し、その答申を受けて県教育委員会が決定することとなります。熊本市の江津湖に生息しておりますスイゼンジノリ等については、国の天然記念物となっておりますけれども、菊池溪谷の海苔が県の天然記念物として、その指定要求を満たすかどうかにつきましては、専門的な調査や歴史的背景も含めたところで検討する必要があります。しかしながら、自然保護の観点から申し上げますと、県の自然保護課の管轄となりますが、稀少野生植物としての川海苔が県の保護上、重要な野生動植物レッドデータブック2009に掲載されておりますので、その生息地として調査対象地とならないか、また県の指定稀少野生動植物の候補とならないかということも含めまして、県や関係機関と協議し、その保護に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） では、再々質問させていただきます。

川海苔のことで調べておりましたら、こういう方向に行きましたけれども、菊池溪谷の素晴らしい自然が多く残されております。これを守るのも私たちの責任と考えます。あまりにも溪谷が近くにあるものですから、世界に誇れる重要な場所にも関わらず、菊池溪谷に対する認識が甘いのではないかと考えます。私を含めて、皆さん方、そういうふうじゃないかなという思いがします。行政と力を合わせながらですね、しっかり保護していかなければならないと考えます。最後に市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 菊池溪谷の海苔につきましては、大変私も思いを長年寄せてきたところであります。内部におきましても、随分以前に菊池海苔、すなわちスイゼンジンノリが江津湖畔において養殖技術が進歩して取り組まれるというようなニュースを聞いておりましたので、菊池溪谷の海苔も、何かそういう保護と、それからいろんな意味での開発というものを含めて取り組みができないかなといった思いを温めてきたところでございます。これまで答弁の中で菊池溪谷の海苔が大変貴重なものであるということを説明、ご報告をさせていただいておりますが、城議員、歴史的な背景を含めながら述べておられますのでご理解いただけるものだと思います。いずれにいたしましても、歴史的に400年も以前のことであって、産業として菊池川のりが出荷が行われていたという現実があります。環境を大切にしなければならぬといいながらも、非常に環境が阻害されているという現況の中において、観光客が大変な入り込みが入っておりました。減少はしておりますものの、今でも約20万人の皆さん方がお見えになっていると。そういった中で、川の中にある、繁茂している海苔というものが採取されるということはあまりなかったのではないかと考えますが、やっぱり人が足を入れるということによって、河川というものは自然環境を損なうということの一面もあつたのではないかなと思います。そういう意味で、これまで何とか守り続けられているものでありますから、PRできることは大いにPRしなければなりません、自然環境に影響を及ぼさない限りにおいて、自然を守っていくことのほうがベストではないかなというふうにも思います。稀少な動植物の保護については、こういった海苔を含めまして、環境保全を含めた一体的な、総合的な対策が必要であるということで認識を深めさせていただいたことでご答弁とさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） よろしく願いしておきます。

最後に、はやぶさの3月の展示を終えて、ちょっとお聞きしたいと思います。3月2日から6日まで展示されました小惑星探査機はやぶさの展示につきまして、展示が議会中でありましたので聞きませんでしたので、今議会で聞きたいと思います。この展示は、2010年7月、神奈川県相模原市を皮切りに2012年3月開催の愛知県刈谷市で終了しております。全69会場で述べ89万人の皆さんが見学されております。そこで、菊池の展示はどうだったのか。市の活性化に少しでも役に立ったのでしょうか。また学校教育面でどうだったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 城議員の小惑星探査機はやぶさについてのご質問にお答えいたします。

小惑星探査機はやぶさの展示につきましては、宇宙開発技術の成果であるはやぶさの実物を市内の子どもたちに直に見てもらい、将来に夢を持って育ててほしいこと、また市内外から多くの皆様に本市を訪れていただき、菊池市の歴史と自然に触れていただきたいことなどを目的に開催したところでございます。振り返りますと、発表いたしておりますように期間中には市内外から約1万5,000人もの皆さんに会場へ来ていただきまして、大盛況のうちに終了することができました。展示での活性化の面でのご質問でございますが、展示内容に関しましては、実物の帰還カプセルをはじめ、はやぶつ実物大模型など、多彩な展示に加えまして、東海大学のブースの設置や講演、映画上映、ペーパークラフトなどの催しを行っており、来場された皆様は、各所において興味深く学習されたようでございます。また、展示企画に来られた市外のお客様に対してアンケート調査を行いました。はやぶさのイベント以外に菊池市でどのように過ごされますかとの問いに、約9割の方が観光、温泉、買い物、食事を考えているとの回答をいただいております。本市の温泉や歴史といった観光スポットを周遊してもらい、地域食材等を購入してもらうなど、地域の活性化や知名度の向上につながったものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原 誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 小惑星探査機はやぶさの展示会を終えまして、各学校で取り組んだ内容と効果についてお答えいたします。

今回、はやぶさ展示会という大変貴重な機会を得られまして、市内小中学校から約4,100名に対しまして学習時間を確保するとともに、事前学習として学校ごとに宇宙やはやぶさを題材としたDVDの鑑賞や教育委員会で作成しましたはやぶさに関する資料を全児童生徒に配布し、学習を深めたところです。また、全児童生徒を対象に、宇宙をテーマとし、はやぶさを中心に絵画を募集しましたところ、1,892作品という大変多くの作品の応募があり、全作品を会場であります市総合体育館に展示したところでもあります。その中で、小学生の低学年の部門、それから小学生の高学年の部門、そして中学生部門の3部門、それぞれに最優秀賞1点、優秀賞2点、入賞5点を表彰し、会場入口において発表したところでございます。また、展示会終了後に児童生徒に感想文を書いてもらいましたところでもあります。同時に菊池市と姉妹都市を結んでおります宮崎県の西米良村の村所小学校、60名の児童にもはやぶさ展示会を見学してもらいました。展示会終了後は感謝や感激の気持ちがこもった感想文をいただいたところでもあります。効果の点から申し上げますと、各学校で事前に学習を行ったことによりまして、宇宙やはやぶさに興味、関心を持つことができ、展示会見学時には積極的に学習する姿が見受けられました。特に実物台の模型やロケットの展示ブースなどには多くの子どもたちが集まり、本物の帰還カプセルブースでは、興味深く見学している様子が伺えたところでもあります。また感想文では映画を見て感動したとか、あるいは宇宙に興味を持つことができた、宇宙のことや科学についてもっと勉強したいと思った。あるいは、はやぶさのようにあきらめない気持ちを持ちたいなどの感想が寄せられていたことから、多くの子どもたちにとって興味、関心を持ちまして感動を覚えることができたと考えております。今回の展示で貴重な体験ができたことは、子どもたちが将来に対し夢や希望を持つことができるとてもよい機会であったと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 展示中は何日か雨も降ってですね、天候にも恵まれませんでしたけれども、ほかの開催地の入場状況などをちょっとネットで調べてみますと、菊池のほうは割とよかったなという思いがしました。多くの方が見学されましたが、また多くの特産物も併せて外で販売していただきました。その販売された地元関係者との連携などはどのようなものだったのでしょうか。また、見学者の声などはどのようなものがあったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

展示会にお見えになりましたお客様の声でございますが、意見を分析・収集するためにアンケート調査を実施したところでございます。アンケートには、913人の皆様からご回答をいただきましたが、内訳につきましては市内からが297人、県内からが571人、県外からが45人となっております。主な感想、意見といたしましては、久しぶりの感動でよい企画でした、夢が膨らみました、また非常に勉強になり楽しいイベントでした、素晴らしいイベントが身近な菊池で開催されたことを大変うれしく思います、このようなイベントを企画してほしい、次回も期待していますなどが多数でございました。市外からお越しいただいた方からは、また菊池に来たいと思いましたが、菊池市は教育に力を入れられているのがわかりましたといったありがたい声もたくさんいただいたところでございます。設備的なご指摘のご意見がわずかにございましたが、展示内容につきましてはの指摘はございませんでした。また、地元関係者の皆様との連携でございますが、この機会を菊池市のPRの絶好のチャンスと考えまして、開催中の週末には第3セクター連絡協議会、物産振興協会、観光協会、県の菊池地域振興局などと連携を図りながら、観光物産展を開催し、特産品の販売や観光宣伝を行ったところでございます。さらに、JA菊池に協力いただきながら、えこめ牛の試食を行い、牛肉の消費拡大を推進することができ、来場者からも大変喜ばれたところでございます。展示企画の周知につきましても、新聞、情報誌、テレビ等を活用しながら、菊池さくらまつりの開催などをはじめ、昨年の秋に療養・保養に優れた温泉地として名湯百選に選ばれました菊池温泉などの紹介も含めまして、相乗効果をもたらすことができたものと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 最後に質問します。今年は5月21日に金環日食があり、また6月6日には太陽面を金星が通過するという天体ショーが立て続けにあり、宇宙への関心も一層深まったのではないのでしょうか。

最後に市長にお聞きします。全般的に見てこのようなイベントをやってよかったのか、また先ほども声がありましたけれども、次回も期待大ですとの声もあります。またこのようなイベントを開催する考えはあるか、お聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 今回は、普段は見ることのできない宇宙に関する数々の展示な

どを多数の皆様にお越しをいただきまして、楽しみながら学習していただけたのではないかと思います。開催をいたしました市にとりましても、多くの方々が菊池市を改めて知っていただいたという、その機会となったということからいたしまして、活性化の面、あるいはまた学校教育の面からいたしましても十二分に効果があったものだと、このように受け止めております。未来を担う子どもたちに輝く瞳とか、あるいは笑顔を持たせまして、将来の夢を膨らませるような取り組みというものは、今後もぜひ必要であると、このように思っております。機会があれば、このような展示企画を開催したいとこのように考えているところであります。

また、企画を効果的に行いながら、観光資源や地域の特性などを活かしながら、県内外から多くの方々がリピーターとして繰り返し訪れたいくなるようなそんなつながり、絆などできるようないろんなイベントを目指していければと、このように思っております。このはやぶさのイベントにつきましては、少なからず側面的に城議員のお力浴いもいただいたことをございまして、この場を借りながら、改めて感謝とお礼を申し上げるところであります。ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。明日も引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

○

散会 午後3時26分

第 4 号

6 月 1 4 日

平成24年第2回菊池市議会定例会

議事日程第4号

平成24年6月14日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

-----○-----

出席議員（23名）

1番	工藤圭一郎君
2番	城典臣君
3番	大賀慶一君
4番	岡崎俊裕君
5番	水上彰澄君
6番	東英俊君
7番	東裕人君
8番	泉田栄一朗君
9番	森清孝君
10番	中原繁君
11番	樋口正博君
12番	二ノ文伸元君
13番	中山繁雄君
14番	怒留湯健蓉さん
15番	坂本昭信君
16番	隈部忠宗君
17番	葛原勇次郎君
18番	木下雄二君
19番	坂井正次君
20番	森隆博君
21番	山瀬義也君
22番	境和則君

23番 北田 彰 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総務企画部長	野 口 祐 成 君
市民環境部長	下 田 俊 一 君
健康福祉部長	宮 本 誠 一 君
経 済 部 長	平 野 國 臣 君
建 設 部 長	松 野 浩 一 君
総務企画部統括審議員	西 浦 一 義 君
七城総合支所長	雲 田 哲 昭 君
旭志総合支所長	水 上 菊 也 君
泗水総合支所長	松 岡 千 利 君
財 政 課 長	小 川 秀 臣 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤 本 辰 広 君
市 長 公 室 長	今 坂 康 雄 君
教 育 部 長	倉 原 久 義 君
教 育 部 長	原 誠 也 君
農業委員会事務局長	中 村 鉄 男 君
水 道 局 長	原 和 徳 君
監 査 事 務 局 長	大 塚 茂 幸 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
議 事 課 長	宮 川 啓 子 君
議事課課長補佐	徳 永 裕 治 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

ここで、日程に先立ちまして申し上げます。本日は、故寛仁親王殿下のご葬儀が執り行われます。ここで、哀悼の意を込めて黙祷をしたいと思います。全員起立をお願いします。

黙祷。

（黙祷）

○議長（山瀬義也君） お直りください。着席をお願いします。

それでは、会議を始めます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○議長（山瀬義也君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

はじめに、葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） おはようございます。三笠宮寛仁殿下のご冥福を心よりお祈りいたします。

葛原でございます。通告に従い、質問いたします。

1に、中山間地の交通廃止路線についてとしております。先日、東裕人議員が中山間地の地域づくりについてと質問いたしました。市長は、よく意見を聞いて活用する方法を考える、地域全体を含め、知恵を出し合うと答弁されておられました。活力ある地域づくりに3路線の復活の考えは全くないかと質問をしております。と申しますのは、龍門線、立門線、四町分線の3路線であります。廃止になってそう長くはないと思いますが、一番の理由は自家用車の普及で、利用者が少なくなったことでしょうか、時代とともに少しずつ事情が変わっていることはご存じのとおりでございます。最近では、自動車運転免許を返さなければならない年齢の方々の時代が来ております。私もその年齢に近づいております。私の地域はもともとバス路線がありませんから、私は100歳を目標に交通安全課から注意がくるまで自動車に乗るつもりでございますけれども、世間は許さんでしょう。そのときのために、あ

いのり乗り合いタクシーを利用ということでございましょうが、限られた地域はそれでよいでしょうけれども、もともとあった路線地域の方々は、不自由さを感じておられるようであります。路線地域の区長さんからも、個人の考えか、区全体の考えかはわかりませんが、要望がありました。市にも上がっていると思います。路線の復活の考えの質問をいたします。これが一つでございます。なかなか良い返事は望めないと思いますけれども、要望者にお答えをしなければなりませんので、よき答弁をお願いしたいと思います。

次に2点目、道路ごとの復活アンケート調査も必要と思いますので、菊池観光PRには菊池温泉と菊池溪谷は代表的なものであります。副市長も先日6月7日のジュニアボートの歓迎会のあいさつの中にも、温泉と菊池溪谷をPRされておりました。ありがたいことでもあります。多方面からバス路線を使い、隈府温泉に宿泊し、溪谷に行きたいと希望されたとき、どう答えていただいているのでしょうか。あいのりタクシーかタクシーを利用してくださいと言われておるのでしょうか。名水百選もある菊池溪谷も寂しくはないでしょうか。多方面からの角度からアンケート調査も必要と思いますので、2点ほどの考えをお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） おはようございます。葛原議員のご質問にお答えいたします。

産交バスが運行しておりました穴川線、立門線、四町分線の3路線につきましては、利用者の状況が1便当たり2名以下であり、運行赤字に対して市から年間2,100万円を補てんしていたことから、いずれも平成18年9月末に廃止となっております。現在では、平成16年度から公共交通空白地となりました小木方面や、先にバス路線の廃止を行いました旧原線沿線で運行しているあいのりタクシーを導入し、対象となる地域の皆様の公共交通手段としてご利用いただいているところでございます。あいのりタクシーは事前の予約制ではございますが、路線運行のバスと違い区域運行としておりますので、自宅の玄関から市街地の目的地までドア・トゥー・ドアで行くことができ、利用者の負担もバスとあまり変わらない料金となっております。また、市の負担もバス運行していたときと比較しますと約3分の1の800万円程度で済んでおり、住民の皆様や市にとっても効率的で有効な方法であると認識いたしております。中山間地域の公共交通は、路線バスを廃止した理由である利用状況や財政的な状況から考慮いたしますと、現在導入しているあいのりタクシーがもっとも適したものであると分析しておりますので、3路線の復活につきましてはなかなか厳しいものがあり、考えておりません。あいのりタクシーにつきま

してはご利用いただいている皆様にも大変好評を得ておりますので、今後利用者の拡大に向けた取り組みも必要と感じておりますので、ご提案のアンケートにつきましては、公共交通の実質の利用者を対象として路線バスやあいのりタクシーなど、本市が進めている交通政策に対して広く意見を伺うための手法として検討してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） 3分の1の費用で済むというようなことで、しばらくの間はあいのりでいくというような考えのようでございますが、2回目は統合する学校はご存じのとおり来年からでございます。龍門小、迫水小、水源小、河原小、校区ごとにバス路線があり、これが龍門線、立門線、四町分線、スクールバスを通わずとするならば、その路線を使わなければならないこととなるでしょうから、それと一緒に一般の人の併用もできないかを質問したいと思います。それが1点でございます。スクールバスも利用の仕方では十分に併用できると思います。生徒がスクールバス利用を、路線がどうなっているかはわかりませんが、家から学校の玄関まで子どもの成長過程では、あまりよいことではありません。私は、歩くことも必要であろうと思いますし、過去の路線に停留所があったように、そこまでは生徒も歩き、学校付近の停留所まででよいと思います。登校時の時間に合わせ、学校着の時間を逆算して、一番遠いところの時間を決め、午前中に2回程度、午後早帰り、遅帰りの2回、また日中にも運行するような試みがあれば、今後増えるであろう老人の病院行き、助かるだろうし、年寄り、子どもと一緒にバスに乗り、学校行きと老人の病院行き、温泉、これも子どもの成長過程でも何かのためになるだろうし、昔は生徒はバスに乗ることは禁止されておりましたし、叱られました。そのときの子どもたちは、あまり肥満の子どもたちはいなかったようにも思います。一定の距離を歩くことも子どもだけではなく、老人も歩くことは健康を保つことになります。停留所まで歩き、登校も、病院行きも、また逆に観光客の溪谷行き、紅葉見、またまちの人たちの山菜取りも利用できるだろうし、注意されて運転免許証を返すよりも、安全なうちに返されるような人たちが増えるかもしれない。路線の復活とスクールバスの併用を考えていただき、いくつも方法があると思いますが、十分検討していただき、市長の考えをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原 誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） おはようございます。葛原議員の再質問にお答えいたします。統合されます学校のスクールバス等の運行計画につきましては、それぞれの統合準備委員会の中で、各校区の関係代表者のご協力の下に検討しているところでございます。これまでに各委員さんから進めていく上での基本的な考え方についてご意見も伺っております。その主なものといたしまして、スクールバス等の運行につきましては、登校時は1便、下校時は上級生と下級生の2便体制で検討する。送迎については、利用する車両の大きさ等にもよるが、安全面を考慮して、できるだけ各行政区までの対応とするといったご意見や、効率性、利便性はもちろん考えていかなければならないが、児童の体力面も考慮した検討が必要である。それから、菊池北中学校スクールバス等運行計画とも併せて検討していくといったご意見でございました。現在、そういった委員会でのご意見を尊重しながら進めているところでございます。本市のスクールバスの運行は、菊池市スクールバス及びスクールタクシー運行に関する要綱に基づきまして、児童生徒に対する通学条件の整備及び教育環境の向上を図ることを目的として運行をしているものであります。そのため、議員ご提案の児童生徒と一般の方とのバスの併用を行う場合には、新たに路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の許可が必要となってまいります。この場合、路線によっては各停留所等が増加すること等により、通学の長時間化や、あるいは発着時間の流動化といった問題、また児童生徒の安心・安全な通学を考えた場合、新たに保護者へのご理解を必要とすることなど考えられますことから、スクールバスの併用につきましては、現段階においては考えておりませんのでご理解いただきたいと思っております。教育委員会といたしましても、今後とも児童生徒にとって、より安全性や利便性の高いスクールバス等の運行を実施してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 3路線の復活につきましては、道路運送法の面から考察いたしますと、いくつかの問題がございます。まず、ただいま教育部長よりお答えしましたように、スクールバスに一般の方を乗車させ運賃をいただきますと路線バスと見なされ、事業者は一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得る必要がございます。次に、対象となる地域では、現在あいのりタクシーを導入しておりますので、バス事業での運行路線とあいのりタクシーでの運行区域が競合するため、国の許認可が下りない状況にあります。従いまして、制度やこの地域における利用状況を考慮いたしますと、児童生徒の通学を兼ねた路線バスの復活は難しいものがございます。

す。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま教育部長並びに総務企画部長のほうからそれぞれにお答えを申しあげましたが、スクールバスとの併用も含めまして3路線の復活は厳しいものでございます。廃止からこれまで5年が経過をいたしておりますが、あいのりタクシーの利用につきましては、多くの皆様にご利用いただいております。そして好評を得ていると思っております。また、ご指摘の3路線のみならず、中山間地域の公共交通にそれぞれの地域の特性に応じた利用体系がございますこのあいのりタクシーやべんりカーというのは、菊池方式として全国的に注目を集めているところでありまして、菊池市にあった、地勢に合ったこの公共交通のあり方であると、このように考えております。本当にべんりカーが便利かと言われるような、そういった意味での声が聞かれますように、さらに一人でも多くの方々にご利用いただきますように、今後もわかりやすいPRに努めて、利用者の増加に努めていきたいと思っております。市民の皆様方の利便性の向上はまだまださらに高めていかなければならないと思っておりますので、今後ともご理解とご協力をよろしくお願い申し上げたいと存じます。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） ありがとうございます。まったく路線の復活は考えていない、とりあえずあいのりタクシーでいくというようなことの答弁であったかと思えますけれども、私が申しあげましたことは、一番最初に申しあげました高齢者の運転免許証の返納の時期の年齢が来ているというようなことを申しあげましたが、50kmの速度規制の道路を30kmぐらいで年が嵩むと通っていくようになりますと、非常に混雑いたしますので、そういうような路線の復活もし、若いうちに免許を返していただくようなシステムもほしいということの意味からこの3路線を質問したわけでございますが、そういうようなお答えであるならば、また何も言うことはございませんということではございませんけれども、それぞれにまたほかの角度からも検討していただければありがたいかなと思っております。

次に、森林、林業活性化についてとしております。森林林業活性化議員連盟の立ち上げを23名の議員さんの中に21名が参加いただきまして、その中の何をすべきかの中で、まずは林業関係者と意見交換をしようということで、全員参加を呼びかけ行いましたところ、結局は要望を受けるようなことになってしまいました。

決して要望だけ受けたわけではありません。組合に対して厳しい意見も出たことも申し添えておきます。その中で、多くの要望がありましたが、3点ほど質問をしてみたいと思います。

1点は、菊池市林業整備計画があれば示してください。2つ目は、菊池産材の需要対策の考えはとしております。これはご存じのとおり公共建設物に木材利用促進法が22年10月に施行され、県でも23年2月に国の方針に則して木材化を促進されているそうです。菊池市におきましては、いち早く北中建設に取り入れたことがありましたが、その後はあっておりません。今後庁舎等の耐震補強等増改築を基本に計画をされております。公共施設、その計画の中に、菊池産材の木材使用も取り入れてほしい、まだそこまでは行っていないということであれば、地元産材の使用を要望し、考えをお聞かせください。2点ほど質問をいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） おはようございます。葛原議員の質問にお答えします。

森林計画の体系としましては、森林・林業基本法に基づき、政府がたてる森林林業基本計画、その計画に則して農林水産大臣がたてる全国森林計画、都道府県知事がたてる地域森林計画、市町村がたてる市町村森林整備計画、森林所有者等が作成する森林経営計画がございます。本市におきましては、平成22年度から平成31年度までの10カ年の森林整備計画を策定いたしております。なお、平成23年の森林法の一部改正によりまして、平成24年3月に計画の一部変更を行ったところでございます。主な変更点としましては、森林経営計画制度の計画認定基準として必要な事項の記載、また地域主導の森林の区分や傾斜及び作業システムごとの路網の整備水準などを計画に追加いたしております。なお、本計画に基づく適正な施業が行われますように、森林所有者林業事業体に対しまして様々な機会を捉えまして計画内容の周知を行っているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 庁舎整備について菊池市産材木材使用が考えられないかとのご質問でございますが、現在庁舎等整備方針に基づく基本構想、基本計画を策定しているところでございます。この計画策定後に、基本設計、実施設計行うこととなり、その中で詳しい内容の検討を行いますことから、現時点での庁舎等整備に伴います菊池市産材木材使用につきましては未定であります。今後庁舎等整備の詳細な設計を行う中で、菊池市産材需要拡大を踏まえ、菊池市産材・木材使用につ

いての検討をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） ありがとうございます。林業計画はあるということでしたし、産材の利用も今後検討するというようなお答えだったかと思います。

次に、林内路網整備の予算についてとしておりますが、これは林内道路の作業道のことでございまして、幅2mの1m当たり500円、幅3mの1m当たり1,500円の助成の予算でございます。菊池市は570万円ほど予算化してありますが、利用者は大変喜んでおられますし、山付きのほうが多いようでございます。利用者は、聞くと現在では順番待ちか、希望者は年度回しにされていることがあるか。また、事業者はどれぐらいあるかの現状をお聞かせいただければ幸いです。これが1点。

それから、交流会のときの要望で、順番待ちされる、また林内搬出道路関係費、これは生産者とこちらは作業者の方のほうだと思いますけれども、1m当たり2,000円の補助の制度の創設を願いたいという要望がありましたが、このことはどのように考えておられるか、お聞かせください。

2点ほど質問をいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 質問にお答えします。

林内路網を整備される本市在住で2人以上の森林所有者で組織する受益団体に対しまして、市単独事業として作業路・作業道開設事業補助金を実施しております。作業路につきましては、先ほど議員申されましたように、幅員2m程度で1mにつき500円、作業道につきましては幅員3m程度で1mにつき1,500円を助成いたしているところでございます。実績としましては、平成22年度におきましては作業路・作業道合わせまして36路線、延長9,256m、補助金額569万9,000円。また、平成23年度は作業路・作業道合わせて30路線、延長9,805m、補助金額569万9,500円となっております。平成24年度の当初予算におきましても同額程度の予算を計上いたしておりますので、本年申請される分については対応できるものと考えております。

今後とも作業路・作業道の開設補助事業を継続し、森林整備を促進して、森林施業の低コスト化、林業経営の改善を図ってまいりたいと考えております。

また、森林組合等を対象とした既設林道や作業道等の路網整備としての林内搬出

路開設補助制度の創設につきましては、去る4月11日に森林組合のほうから提出されました要望書の中にも記載をされております。今後森林経営計画の促進及び林業施業の集約化を促進する上からも検討をしていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） 大体計画どおりに行われているというようなことであります。それから、搬出路のことは、それなりに検討をするということでございますので、検討をよろしく願いしておきたいと思っております。

次に、市長に質問いたしますが、今も申されましたが4月11日に林業活性化促進議員連盟に要望が上がりましたのと同時に、その前に市長のほうにも要望が上がっていると思っておりますので、その中に合わせたところの総括の答弁をいただければありがたいと思っております。市長、よろしく申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 菊池市の土地の面積276.66k㎡でございますが、このうち林野の面積の占める面積は151.65k㎡と、全市域面積の55%が森林であるということでございます。その森林は、水源の涵養などの公益的機能を有しており、木材等を生産する林業は、山村地域における雇用の確保にも貢献する大変重要な産業として捉えているところであります。しかし、木材価格のこの長期的な低迷等によりまして、大変山が荒れて危惧される状況にもありますことも併せまして認識をいたしております。こういった状況の中で、森林法の改正に伴いまして森林所有者等が作成する、先ほど部長答弁にありましたように、森林経営計画制度が導入され、この計画の作成率が上がるのが今後重要なことと捉えているところでございます。制度の周知やとりまとめを行う菊池森林組合などの林業事業者への支援を行ってまいりたいと、このように考えております。

なお、本市におきましては先ほどご指摘の北中の建設を契機といたしまして、平成18年度には菊池市の公共施設、あるいは公共工事木材利用推進本部を設置いたしまして、菊池市の公共施設公共工事木材利用推進基本方針というものを定めております。これは、述べられましたように森林組合のほうの要望に添って答える形でありますけれども、これをさらに現時点におきまして、また改めるべきものは改めていかなければいけないと、このように思っております。本市の基本方針を定めてから6年が経過をいたしております中で、公共建築物等の木材利用促進法が施行されたことにいたしまして、法に則した新たな基本方針の作成というのが、今申し上

げましたように必要であるということでもあります。本年度中に現行の方針の細部の見直しを行うことといたします。その基本方針に則りまして、庁舎をはじめとする今後発生いたします公共建築物におきますところの木材利用を拡大して、波及効果として一般建築物におきますところの木材利用の促進を図ってまいりたいと、このように考えております。今後も引き続きまして県や森林組合をはじめとする林業事業体など、各種林業団体との連携強化を図りまして、森林所有者を支援し、森林の保全、林業の活性化を促進してまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） 林業関係には前向きに取り組んでいくというようなお答えだったかと思えます。大変ありがたいことでございます。

次に、広報きくちについてとしておりましたが、これはたまたま4月号を見ておりました、他の広報と一緒に見ておりました感じたことがありましたので質問をしたわけでございますが、熊本県の広報コンクールで3部門の受賞を受けておられますので、広報きくち関係には何も言うことはありませんが、4月号のトピックスのページに2月あったことが記載されておりますので、3月号、2月号、1月号も見直しましたがあまり変わりはありませんで、作成に1カ月の時間がかかると言われればそれまででございますが、せめて半月前のことぐらいはと思いましたが、その1点だけを質問しようと思いましたが、6月号を見ましたところ、5月14日まで載っておりましたので、もう市長公室（広報広聴係）の努力を称え質問はいたしません。これで終わります。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） ここで、10分間暫時休憩します。

○

休憩 午前10時35分

開議 午前10時42分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） おはようございます。それでは、質問に沿って、順番に質問に入らせていただきます。

はじめに、日向川及び松尾川の改修工事の緊急性についてお尋ねをいたしますが、

この件につきましては毎年要望も上がっておりますし、災害といいますか、被害も出ているというようなことで、執行部も今後十分認識されておる点もあります。ということで、要点についてだけ申し上げます。

1点目に、近年の日向川の上流の開発に対しまして、執行部の認識といいますか、状況をどれだけ把握しておられるかということについてお尋ねをいたします。2点目に、日向川の改修工事の必要性に対しまして、熊本県との協議状況についてお尋ねをいたします。3点目に、日向川及び松尾川の水質及び水質調査の実態についてお示しをいただきたい。4点目に、市管理であります松尾川の改修計画につきまして、以上4点について第1回目の質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） 森議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目でございます。日向川につきましては、大津町起点といたしまして合志市を経て本市、泗水町を終点といたします河川でございます。菊池川水系の河川でございます。上流におきましては、大津町の本田技研やその関連企業、菊陽町に立地されておりますソニーセミコンダクターや合志市の東京エレクトロン等の工業団地が造成されているところでございます。また、現在熊本県が本市旭志川辺に新たな工業団地といたしまして菊池テクノパークの開発造成計画が進められておるところでございます。通常、工業団地等の開発につきましては、造成するその面積に応じました調整池の設置が義務づけられておりまして、今回の菊池テクノパークの開発におきましても、開発面積に応じました調整池の計画がなされ、現在の河川流量に対応いたしました施設が計画されていると聞いているところでございます。しかし、日向川は通常はあまり水の流れがございませんが、ひとたび大雨になりますと堤防近くまで水位が上昇する傾向にあり、このような状況から平成22年10月8日には、泗水町永区の永区長名で菊池市長に対しまして、また平成24年1月27日は、泗水町関係4区長の連名で河川管理者である熊本県知事に対しまして河川改修の要望書の提出が行われ、同年3月16日におきましては、関係区長の皆さんに対しまして県主催の説明会が開催されておるところでございます。市といたしましても、合志川との合流付近の改修につきましては、単県事業要望といたしまして、毎年県に対しまして要望しているものでございます。

2点目におきまして、県におきましても現在流量等の調査の結果に基づきます内容の解析が行われまして、その調査結果等につきましては、関係する皆様に時期を見て報告会を開催する予定であると聞いているところでございます。市といたしましても、説明会の実施向けまして要望を行いますとともに、県と協力を図ってまい

りたいと考えているところでございます。

また3点目でございます水質調査の結果につきましてでございますが、現在本市をはじめ玉名市、山鹿市等5市4町で構成いたします菊池川流域同盟におきまして、検査項目、水素イオン濃度や浮遊物質量、生物化学的酸素要求量、BODと申します、の3項目につきまして簡易検査が年2回、5月と11月に定期的実施されているところでございます。その検査結果につきましては、菊池市の、本市のホームページにも掲載されているところでございます。今後につきましては、この結果を基にいたしまして、関係機関と協力しながら水質の保全と管理に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、松尾川でございますが、1級河川合志川の藤巻橋の下流360m付近に流れ込む市管理の準用河川でございます。水質につきましては、市では定期的な検査は実施しておりませんので、どの程度の状態にあるかは現在のところは把握できておりません。しかし、現在桜山地域の下水道整備に順次取り組み、生活排水の改善に向けました対応を推進しているところでございます。

また、松尾川の水量につきましては、通常は数量の少ない河川でございますが、降雨時には上流域の住宅地下、道路舗装下などから雨が一気に河川に流れ込み、一部区間におきましては現在の断面では収容できない状態でございます。このような状態で道路が一時冠水するなど、報告を総合支所や地区から受けているところでございます。この対応といたしましては、まず松尾川の流域面積の把握と土地利用の状況などの調査を実施いたしまして、基本計画を策定し、計画的かつ効率的な整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） それでは、再質問に入らせていただきます。

日向川は熊本県の管理川でありますけれども、昭和50年初期に基盤整備に伴うための河川でできておったわけですが、上流が、今、説明ありましたように、本田技研の上流からの水とソニーの開発関係、または東京エレクトロン、それに関連企業から短期大学あたりまでできておりますけど、あの辺一体の水もすべて流れ込んでくるようになりまして、その後、川辺工業団地、それから泗水の住吉工業団地、それにさらにその下にできました30戸程度の住宅地でもありますが、そういった開発によりまして、水の量が想像以上に発生するわけでありまして、ほとんど梅雨時に入ってから台風の時期でありまして、年間に2回か3回ほどが堤防すれすれまで今は来ておるといような状況であります。そういった中に、今回県が行って

おりますテクノパークの23町分の開発、これを心配されまして、この河川関係の地域の区長さん方が県のほうに要望を出したいということでもあります。さらに、菊池環境保全組合が今新しい工場の建設予定地と上げておりますのが合志、大津、泗水、この地区の3カ所も、この日向川のほうに排水が流れ込むというよう形にもなりますので、やはり合わせますと県のほうが23町、そして環境保全のほうは10町といいますと33町分のまた開発の水も入ってくるというようなことでもあります。本当にこうゲリラ雨といいますか、夕立のちょっとひどいときに、その瞬間的に水かさが増えてきまして、ほとんどもう堤防すれすれという時期が年に一、二度あるというよう現状でありますので、どうしても早く県のほうと交渉をやっていたきたいというのが、もうその地域の方々のお願いでもあります。さらに、合志川の合流地点から500mほど上流になりますが、第一永橋という、要するに旭志泗水線のところになりますけど、その橋のところは森林組合ですね、菊池森林組合、または住吉地区の畑総整備の水もそこに流れ込んできて、そこから下流に掛けては、本当にこう急激に水がいみっておるといふことと、その地点の堤防というか、石垣が破損しておるといふところも確認はされております。本当にこう普段はおとなしい川でありますけれども、本当に水がないときには水の色が変色するのも見られますし、そして去年は魚が大量に死んだということでテレビで放送もされております。そういうようなことから、保健所のほうにもぴしっとした検査結果を出してくれというお願いをしておりますけど、県のほうは何もなかったというようなことでもあります、何もなかったところにそういった魚が死ぬわけではないということもありますので、やはりそういった意味におきまして、再度確認をしていかなければならないという思いであります。

そういうことで、再質問であります、現状の認識を執行部として、県の河川管理ではありますけど、日向川の維持に対しまして、市の担当者として今日までどのような調査、協議、そういったものに対しての実施があったのかということでもあります。これに対しましては、やはりこう建設部長、毎年交代されるわけでもありますので、そういった引き継ぎがぴしっとされておったのかなということも併せてお聞かせいただきたいと思っております。

2点目に、日向川に流れ込む工業用水だけではなくて、泗水地区の畑総整備に伴います排水もあります。市が管理する水路から日向川に流れ込むということでもありますので、そういったところの被害箇所の点検、そういったものに対しての実施はどうなっているのか、再度お尋ねをいたしたいと思っております。

次に、松尾川のことについてお聞きをしたいと思っております、今日まで毎年のように被害が発生しているのは事実であります。ただいま今年度から計画を立てたいと

というようなことでありますが、そういうことであるなら、本当に地元の方々には大変失礼な発言ではなかろうかというふうに私は思うわけでありまして。松尾川はですね、ちょうど桜山団地の体育館の上流になりますけれども、住吉線といいますか、合志の県道の316号線、住吉熊本線、竹迫のほうから泗水のほうに入ってくる道路で、ちょうど桜山のほうからしますと点滅がある信号のところですけども、あの辺がほとんど合志からの畑の水が道路に沿って一気に流れてきます。そういうことで、2、3日前の雨もあそこに木の葉がいっぱい溜まって、泥も積み上がっているような状況でもありますし、また桜山の体育館のちょうど正面、南側になりますが、その道路もこの前、かなりの土も側溝に盛り上がっているような状況でありました。ちょっとした雨でそういうふう具合になるようなところでもありますし、また体育館の西側に貯水池というのが以前設けてあったと思いますが、今はほとんど貯水池の状態じゃありません。その西側の5軒ぐらいの住宅は、ほとんど梅雨時になると水上がりがするというので、1軒の方は完全にもう家を上げて、地上げをされた方もおられます。そこから下のほうにが、ちょうど体育館沿いといいますか、桜山の一番谷沿いですね、ここの市道線、ここがほとんど毎年道路から、多いときには1mほど水位が上がります。そういった中に、下水道工事が行われたというようなことでありますので、なぜ下水道工事するときには平行してそういった水路関係もやらないのかなというのがもう不思議でたまらなかったわけでありまして。現実には、その地域から水が出たときに総合支所のほうに電話が入ってきまして、担当がほとんどその水が引くまでそこに付いておるような状況でありますけれども、今はやはりその担当の方が泗水の地区の方でなくて、七城の方だったり、旭志の方だったりというようなことで、ただ怒られに行っているような状況でありますので、やはりこういった早く改善をやらにゃいかんようなところでもあります。

また、その河川に関係しますかもしれませんが、合志の今の環境保全組合の予定地といいますか、10町歩も、こちらに流れてくるのは現状でありますので、そういったことで流させないということになりますと、また日向川のほうまで新たな水路を作らにゃいかんというふうな問題も発生してくるわけでありまして、やはりこの松尾川の改修というのは、本当にこう市としてもびしっとした態度を示さにゃいかん時期にきているのは現実であります。そういった中で、今まで何度も洪水害が出ているのに今から計画させてくれというようなことではですね、地域住民の方々は納得いかんじゃなかろうかというふうに思うわけでありまして。そのようなことで、下水道にも雨水が流れ込むというようなことで、相当な被害が出ているというのが現実でありますし、また桜山のその1号線といいますか、この前報告事項にありました、水路にこう車が落ちて車体に傷がついて市のほうが弁償とありましたけれど、

その地点も確認してみますと、やはり合志のほうから流れてくる土砂が、溜まるところが少しやっぱり陥没しとったということでありまして、現実的に早く改善しなければならぬ場所でもあります。そういうようなことで、1点目に桜山の地区から毎年のように要望が出されておったわけでありまして、1年交代で代わられます部長制度であります。本当にかう引き継ぎ内容についてどうなっておったのかということと、そして松尾川の流域の中の水量というのに対しましての検証はなさっておったのかということ。3点目に、桜山の公園も、このたび都市整備課のほうで計画されておりますが、その公園の雨水関係の流出はどこに持っていかれる考えなのか。また、松尾川の改修計画年度と事業内容につきまして、よかったら明確にお聞かせいただきたいと思っております。再質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

桜山区から松尾川の改良の要望につきましては、区長さんより写真等で毎年報告されておりますので、その都度現地調査のほうを実施し、現状の把握と地域の状況の報告については事務引き継ぎが行われているところであります。しかし、現在までの流水量の検証をするための流域の流水量の調査につきましては、現在のところ実施をしておりません。先ほどお答えいたしましたように、まず松尾川の現状を正確に知ることが第一と考えておりますので、松尾川の流域面積の把握と土地利用の状況などを調査いたしまして、基本計画の策定に取り組む方針でございます。

次に、今年度計画しております桜山公園の雨水の排出先でございますが、公園整備計画と併せまして検討することとしておりますし、下流域への影響が最小となるように計画してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、松尾川の改修計画年度と計画案につきましては、まずは松尾川の流域の、どれだけの水がどれだけの面積から入ってくるかという調査を行いまして、それを基にいたしました計画的、効率的な整備につきまして策定してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 再々質問に入ります。

日向川につきましては、確かに県の管理ではありますけれども、その中に流れ込む、河川に流れ込む水というのは、市の管理の部分もかなりあるわけでありまして、やはり県ばかりじゃなくてですね、市の対応というのは、これは大事だろう

と思います。そういったことにつきましても、やはり県のほうとぴしっとした協議をやっていただき、そして今、県のほうも一応この前まのほうで3月16日に説明会を行いましたけれども、3月末までに水路検査をするというようなことでありましたが、本当に雨が降るのはですね、やはり今から10月までの台風時期というのが一番の数量の問題でありまして、冬場のそのときの問題じゃないということと、それと県のほうが言われたことが、もし水害が起きるようならばということと、起きたならばということと言われましたので、それに対して各区長さん方がかなり怒っておられたといえますか、そのぐらいのことなら、もうはっきりいって、もう一切日向川さん流すなという反対運動をしたほうがよいはないかというような声も上がっておるわけでありまして、そういった立て看板が立つ可能性もあるわけですから、やはりそういった面も考えながら早急に対応をやっていただきたいというふうに思います。

それと松尾川につきましては、もともとが桜山は分譲時点のときには住宅排水というような考えでつくってあったということと、その道路の中心部までは、その持ち主が買ってあったというようなことで、100坪単位が買われてあったのが道路提供したから80坪ぐらいになつるとが現状であります。そういったことで、その水路の上にコンクリートの蓋をかぶせて車を止めておられるというようなことも起きているわけです。だけん、買われた方は自分の方の屋敷というふうな感じをまだ持っておられる方もおられます。それと、一つは水路の上に車止めんとですね、そういった、一回ブロック塀でしてあったんですけど、やはり1mぐらい水が上がったときに、水が引いたと同時にそのブロック塀が倒れてしまったというふうなことで、全体その道沿いが1m以上、ほとんどの方が家を上に上げた、上がるといふふうなことで、車をもう止めるところがその道路沿いしかないというのが現実であります。ですから、やはりこう下水道工事をやる時にですね、その水の量は、もう実際言って道路自体が1m近く水が上がるわけですから、川になってしまうわけですから、もう水量計算の問題じゃないと思うわけですよ。やはりどういった形で流すかということと、現実見てもらうとわかりますように、要するにL型が1カ所というようなことで、その時点でかなり水が直接流れきらないというようなことから、そういった市道が川状態になるというのも現実でありますので、そういった面についてですね、やはり把握するじゃなくて、もう現実的に今でもう10年前以上から起きているというような現状でありますから、今からやるじゃなくてですね、やはりぴしっとしたやり方といえますか、土木部としてのやはりその知恵といえますか、そういったものも持っておられるわけでありまして、どのような改修をするかというぐらいのことはやはり示していただいて、何年度までにはする

という約束をやっていたかんと、やはりこの地域に住んでおられる方は納得いかんとじゃなからうかというふうに思いますので、再度その点につきましては明確にお示しをいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） ただいまのご質問がございましたように、松尾川の現状につきましては、桜山地区がミニ開発におきまして道路等が個人所有となっているような状況でございまして、改修等にも非常に時間と合意等がかかるようなところでございます。また、先ほどおっしゃいましたように1 m程度の水量が上がるということでございます。写真等を私も見せていただき、現地のほうも行ったところでございます。見せていただきますと、やはりかなりの水量というところではわかっているところでございます。松尾川の下流につきましては、量的には結構余裕があるというふうに思っておりますので、森議員がおっしゃいましたように、住宅地のほうの改修が必要だと思っているところでございます。しかし住宅地内だけ数量ではなかなか断面を決定できないというようなところがございます。ご存じのように、松尾川は、先ほどおっしゃいましたように県道からの水量だけでなく、その周辺から一つ合志市からの水も入ってくるような状況でございます。そういうところの面積も踏まえました数量計算ができました上での水路の計画をやったほうが間違いないというふうに思っております。それと、先ほどおっしゃいましたように、体育館の横に調整池がございしますが、あの利用はしていかなければならないというふうに考えているところでございます。なるべく早い取り組みを行うのが私どもの努めでございますし、住民の皆様の生命と財産を守るという私ども行政の役割というところで考えているところでございます。計画的な、また効率的な整備に取り組んでいかなければならないというふうに思っているところでございます。まずは整備計画のほうにつきまして調査をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

日向川につきましては、県のほうと協議をやっているところでございます。県のほうも、先ほど申し上げましたとおり調査を行った上での改修計画をいろいろ現在検討されている状況でございます。その改修計画に基づきまして、私ども市のほうにもお話があるものと思っております。その上で、どういう一番ベストな方法を今県のほうが考えておられるというふうに思っているところでございます。それには市のほうも一緒に協力させていただきなうがやっていきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） テクノパークのほうの造成も行われておりますので、早めに県のほうの説明もやっていただくようお願いをしておきます。

それでは次の質問に入らせていただきます。協力雇用主の促進ということで、保護対象者の雇用に対し、市の発注業者とといいますか、市の請負業者の方々に優遇制度の導入ということであります。昨年9月1日から泗水総合支所の場所を借りまして、菊池地区のサポートセンターの開設が実現をいたしまして、熊本県内で第1号ということでのサポートセンターであります。熊本監察局長をはじめ、多数の関係の方々から今感謝をいただいているところでありますし、また市長のほうにもお礼の訪問もあったと思います。菊池地区保護司会は、このサポートセンターと併せまして、今、協力雇用主の会の設立を目指して、今努力を行っておるところであります。そのような中におきまして、宮崎県の都城市が仮出所者であります保護観察対象者を雇用する業者に対しまして市の発注業者、請負業者に対しまして入札等に有利に評価する制度を導入いたしたということで、本年度から導入がされております。保護観察対象者で職についている有職者の犯罪率とといいますか、再犯率は、職に就いてない方の5分の1というふうに、これはもう法務省のほうからのデータでも出ておりますように、やはり仕事があれば再犯はないというようなことでもあります。そのようなことで、都城市が導入されたこの体制は、九州の自治体では初の取り組みでありますけれども、入札参加資格で優遇制度を、岩手県、宮城県、山形県、兵庫県あたりは実施がなされております。栃木県、山形県の酒田市、広島市などは、入札時の総合評価に点数を加算するというような制度も実施されておりますし、福岡の保護監察局あたりも、よかったらお願いしたいということで、今現状であります。そういった中に、菊池市保護司会の定例会においても、県内の協力雇用主の会、熊本の中に熊本自営会という会がありますけれども、その会長さんは水道事業の経営者をされておられる林さんという方でありまして、今でやはり100人近い方を雇用し、その中にはちゃんと資格を取って自立したという方もおると説明を、お話を聞きました。やはり立ち直っていく姿が私に励みになるという挨拶もいただいております。そういうようなことで、菊池地区の地元のやはり保護観察の対象者でありますので、その方々の雇用問題です。仕事があれば本当に再犯はないというのは実証されておるわけでありまして、そういった形で今、ファーム菊池のほうでも取り組みはなされておりますけど、国が奨励金を払うトライアル雇用といった制度もありますが、菊池市としての優遇策とといいますか、そういった雇用主の促進が図れるような制度が設けられないかという思いでお尋ねをするわけでありまして。

これまでの協力雇用主の場合は、善意だけに頼るような制度であります。今後はやはり入札等のメリット、優遇評価でのメリットを持ち入りまして、更生を目指す人たちの安定雇用につながるような導入ができないかということで、できれば指名審査委員長であります副市長のほうからお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 副市長、永田明紘君。

[登壇]

○副市長（永田明紘君） 森議員のご質問にお答えをいたします。

保護観察者の早期の更生と社会復帰の支援を行う雇用先の増加の促進につきましては、更生保護の観点からも必要なことと考えております。現在、市内事業者への格付けは建設業法に規定されている経営事項審査点と、県の格付け基準を足した総合点を規準として、土木一式工事については県のA1、A2ランクを本市のAランクに、BランクをBに、CランクをCと3つのランクに、また建築一式工事につきましては県のA1、A2ランクを本市のAランクに、BランクをBに、CランクをCに、DランクをDとし、4つのランクに分けて格付けを行い、この2業種につきましては事業者公表し、運用しております。協力雇用主の促進についてでございますが、現在この制度の県下13市の導入状況が未定が12市、検討中が1市という状況でございます。県では、来年度の格付けに導入を検討中ということでありまして、県の格付けを運用しております本市としましては、県が導入されれば、その時点で本市の導入について検討したいと考えております。

また、先ほど例も示されましたけれども、現在市が導入しております総合評価方式による入札のおきましては、地域要件として地元雇用の人数や消防団員数の点数化を行っております。この地域要件の中に協力雇用主であることを点数化し、今後運用していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 今、副市長のほうから答弁をいただきましたが、やはり今、きょうの熊日にも載ってございましたように、仮出所で出た方はですね、やはり保護監察局とか保護司関係との相談とかいろいろできて、ほとんど職を見つけることができたり、そういうことで5年間、出所後の5年間の中におきましても30%ぐらいしか刑務所に戻る人はおらないという実績も出ております。今回、きょう新聞に載ってございましたように、大阪のミナミで発生したような事件等につきますと、これは満期の方でありまして、受け取る人がいないと満期まで刑務所におらにゃいか

んというようなことになります。そういった方々は、出てきてもどこも保障してくれないと。受け取る場所もなければ、誰も面倒を見るものがないというようなことで、ほとんど55%以上の方がまたすぐ戻るといふような経緯が出ているわけがありますので、やはりそういったことで、できますならそういった優遇制度があって、そして、ましてそういった担当者といいますのがやはり地元からの人であつてですね、よその人を受け入れるわけじゃないわけですから、そういったことでできますならそういった優遇制度を早めにご取り入れていただくということで、県がするから、なら菊池がやりましょうじゃなくてですね、県より先にやっぱりそういった制度には、サポートセンターもできておるわけでありますので、できるならそういった方向性を示していただくように努力をしていただきたいと思います。今、私がお願いしますといつても、多分まだ返事はないと思いますので、そういったことでお考えをしていただきたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。次は、これも関連するところでありますけれども、社会復帰促進センターの建設ということについてお尋ねをいたします。更生を目的としました犯罪以降の進んでいない対象者の社会復帰促進センターの建設であります。21年度に私も山口県的美祢市にあります美祢社会復帰促進センターに研修に行きまして、あそこの公共施設の建設、維持管理、運営等を民間の資金で行う。経営能力及び技術能力を活用して行うというような手法でありまして、PFI刑務所に先刻に4カ所ほどあります。そういう所へ研修に行きまして、民間が刑務所の建設か施設の管理、警備、受刑者の処遇の一部を引き受けて、官と民の協働による施設運営で、透明性のある、本当にこう外部から開かれた更生施設であるというふうに認識をしてまいったわけであります。施設には、本当に塀もなくですね、フェンスだけで内部が見えるような状況でありまして、施設内で受刑者の作業風景の確認もできます。作業内容としましては、主にハウス等での農業実習とか、介護士の資格、またワープロ等の実習といえますか、そういったこと等を持っていなければ社会復帰したときにすぐに仕事に就けないというようなことで、そういった実習が実際に行われておりました。また、服装にしましても、全くそのどちらが管理で、どちらが受刑者かわからないような、廊下ですれ違ってもそういった服装でもありましたし、そのインパクトのあるような施設でもなかったということで、やはり国の施設より、やはり民間が管理するということが、やはり民間のほうで仕事の受け入れもやるというようなことですね、やはり今から先、期待される施設であろうというふうに思います。

また、面積にしましても25万から30万㎡というようなことでありますが、その中にはその受刑者と民間の管理者、そして国からの管理者、それに伴います家族

等を合わせますと、一つの町の人口ほどにもなるわけでありますので、またその人たちの食材といいますか、そういったものも地元採用というようなことでありました。そういうようなことで、菊池市の人口減少の歯止めにもいいんじゃないかなという思いで、21年に担当の企業誘致、または企画関係の方々にもそういったお話ほした経過があります。やはりそういったことで、今回九州に一つもないというような、当時はそういう話でもありました。また、熊本県にも今刑務所から少年院、合わせますと15カ所ほどありまして、1万数千の方がおるわけでありますので、やはり社会復帰を目指したような、仕事にすぐ就けるような、そういう施設は国もほしいというようなことでありますので、やはりそういったことであるなら、やはり菊池には土地はかなり、候補地はありますので、早めに手を挙げる気がないかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 森議員のご質問にお答えいたします。

議員が視察されました民間資金活用方式による社会復帰促進センターは、全国で4カ所運営されております。平成12年ごろ、国内の刑事施設の状況が受刑者数に対して6,000人程度不足することが危惧されておりました。このことから、法務省により犯罪に関し、収容分類級の中で初犯などの犯罪傾向の進んでいない者を対象として、官民共同による刑務所の整備、運営事業が行われました。この4施設につきましては、お話のように山口県美祢市の美祢社会復帰促進センターが受刑者数1,000人、栃木県佐倉市の喜連川社会復帰促進センターが受刑者数2,000人、兵庫県加古川市の播磨社会復帰促進センターが受刑者数1,000人、島根県浜田市の島根あさひ社会復帰促進センターが受刑者数2,000人を、いずれも収容いたしております。社会復帰促進センターの誘致につきましては、全国で50を超える自治体が名乗りを上げたということでございます。最初の施設であります美祢社会復帰センターが、開所が平成19年5月でございます。合併前の菊池市をはじめ、旧市町村の、いずれも誘致活動は行っておりませんでした。今後も同様の施設について事業を進めていかれるのかということで、直接法務省へお尋ねをしたところでございますが、現在では平成18年をピークに受刑者数が減少を続けており、平成24年4月現在では収容定員約9万人に対し約6万8,000人の収容であり、余裕があるために、当面新たな施設を整備することは考えていないとのお答えでございました。社会復帰促進センターにつきましては、このような見通しでございますが、これらの施設の建設は周辺の住民感情などには配慮も必要となりますが、土地の有効活用、地元雇用、経済効果、定住人口増など有利な面も多く見うけられるようで

ございますので、今後PFI方式など新たな整備手法による施設は、本市の活力を再生させる非常に有効な手段の一つとなり得ますので、国等の新たな事業につきましても、アンテナを高くして情報の収集、分析を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 今、答弁をいただきましたけど、このPFI刑務所ということで、今後の動向について法務省の矯正局にお尋ねになったということですが、やはり今、刑事施設につきましては、老朽化、そしてまた近年の社会現象に伴います犯罪の増加という点も起きてきております。確かに最近の不景気に伴いまして軽犯罪は多く発生してきておるのも現実であります。そういったことで、やはり仮出所後の再職改善には、やはり今後の課題である施設というふうに認識をするわけでありまして、期待が持てる施設だというふうに保護監察局のほうも言っておられます。21年度に調査依頼を持ちかけ、今、国にお尋ねしたところ、考えがないということじゃなくてですね、やはり将来はこういった施設に代わってくるということを少し認識をしていただいて、福岡の保護監察局といいますか、そこが大体九州管内を握っておりますが、そういったところとの連携といいますか、やりとりをしながら、今後やはりいち早く、できれば九州の中心部というふうなところでもありますし、手を挙げておく必要があるじゃなからうかと思えます。確かに昨年度も島根県の浜田市のあさひが丘の社会復帰促進センターのほうにも行ってまいりましたが、やはりそこにも2,000人の受刑者と、そこに管理される民間のほうは300人、国のほうから200人ということで、500の方が管理されますけど、そこには家族が3名、4名おられるということになれば、やはり4,000人近い人口がパッとできるということと、その建物も鹿島組だったかな、が一応手を挙げて、大体1,200億円ほど国がするならかかるけど民間でやるということで900億円でできたということでもあります。そういった民間の方が引き受けてやればですね、その後の仕事の引き受け関係も関連企業にやっぱりできるというふうなことでありましたし、そういった方々が、やはりいきなりこうぽんと人口が4,000人もなる、そして4,000人の食材関係からすべてその地元で賄うということと、そういった農業体験にしましても、地元の人が指導するというふうな形でありましたので、やはりこういった関連につきましても大いに期待できるものだというふうに思っております。そういうことで、いち早くやはり手を挙げていくということを考えていただきたいというふうに思いますが、やはりそういった方向で取り組むか、

取り組まないかだけは、ちょっと再度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたとおり、いろんな面でのお話がありましたように、定住人口をはじめ地元雇用、経済効果、いろんな面での有利な面が多く見うけられますので、新たな事業につきましても情報の収集、分析を続けてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） それでは、4番目の質問に入らせていただきます。

安心安全の対策についてということですが、平成20年の3月の議会定例会におきまして、菊池市の安心・安全都市宣言に関する決議を議会で議決をしたわけでありまして、犯罪や交通事故のない安全で安心なまちづくりの実現ということで、菊池市民の共通の願いということを思い、また人命の尊重の理念に基づいて力を合わせて犯罪や交通事故のないまちをつくろうという宣言をやってから4年間が経つわけでありまして、菊池市のこの宣言に対しての今までの取り組み状況等をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 森議員のご質問にお答えいたします。

先ほど言われましたように、平成20年の3月27日に菊池市の安心・安全都市宣言を決議されておりますけれども、その後、どのような活動をしてきたかということでございますけれども、本市の交通安全対策につきましては、持続的に推進していくことが必要であると考え、所轄の警察署、交通安全協会などと連携し、住民一人一人の交通安全意識の高揚と交通事故防止への積極的な協力・啓発を呼び掛けております。昨日、泉田議員のほうにもお答えいたしましたけれども、交通事故を1件でも減らすため、春・秋の交通安全期間では、毎月1日、10日、20日の県下一斉交通安全の日、市交通指導員による街頭指導及び交通安全広報車による啓発活動など日ごろから交通安全に心掛けており、それと本市の防犯対策や児童の安全対策ということで、5つの安全・安心パトロール隊を編成し、週1回の交代による巡回を行っております。また、各種交通安全の施設整備につきましても交通安全を最優先し、順次整備を行っております。道路標識の設置、ガードレール等の防護策

の設置、道路反射鏡の設備、その他必要に応じて区画線、停止線の設置、歩道段差の切りさげ等の整備を進めるとともに、道路除草等の維持管理についても推進しているところでございます。このようなことをやっております、平成20年の宣言時の交通事故は305件ございましたけれども、昨年の実績、23年度の実績といたしましては267件と減少傾向になっているところでございまして、犯罪、軽犯罪につきましても20年度の実績で145件、昨年が299件と減っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 安心・安全都市宣言に対して諸々努力されているということですが、今、菊池市の安全協会の組織と申しますか、安全対策というのが、やっぱり合併前は、菊池市の場合には安全対策室と申しますか、そういった中におきまして交通指導員等のやり方で、それとまたそういった予算関係もそちらのほうで組んでこられたわけですが、各町村の場合は全部その安全協会費ということで、各町村で賄っておったということですが、主にその資金源は免許更新のときの年会費ですね、それを各町村に割り振りよったというのが現実であります。ところが、私も27、8年、菊池署の監査委員やっておりますけれども、当時は3,000万円を超えておりました、年会費がですね。今はもう900万円です。いかに払わない人が多くなったかというのが現実でありまして、菊池署の中に今、人形劇とかいろいろやっていただいて、警察、婦人警官のOBの方2名の方々は日給制というふうな形をお願いしておる部分は、市のほうから160万円という変わらないお金をいただいて、各学校、老人ホームとか、いろんなところに交通指導に年間120回ほど出向いて活動をされております。けれども安全協会のほうが、やはりそういった形で免許証更新時期に受付する女性とか、警察署の入口におりますけど、その人たちの日当、そうすると安全協会ですりまわすワゴン車と申しますか、そういったものの維持をしますと、もう大体その900万円ではやっていけないような状況になってきておるわけでありまして。そういうことで、どういう金に使いよるかというのが一番不安で皆さん払わんということでありまして、ほとんどカーブミラー、大型とか個人ミラーですね、ミラー等には半額補助を安全協会が今までやってきておりましたし、小学校の1年生の入学時期のランドセルカバーとか、黄色い帽子か、菊池警察署におきましてはチャイルドシートの無料貸出とか、そういったものに充てているというのも現実でありまして、なかなかそういった面がですね、皆様方に伝わとらんということと、社会状況の厳しさの中で、もう年間費ばよかな

ら払おうごとなかけん、免許センターに行ったほうがいいというようなことで、なかなか払っておらないというのが現実であると思います。そして、また特に免許証がゴールドという、5年間ということになりますと、4、5、000円の金になるものですから、なかなか払っていただけないというのがあるわけでありますので、やはりそういった面についてもですね、市としても、やはりそういった安全対策の一環でありますので、やはりそういったアピールといいますか、そういったものはやはりちゃんとした通知をしていただきたいというふうに思うわけであります。安全協会のほうでもパンフレット等をつくってやるということでありますけど、なかなかそういった資金面の厳しさがきているということでありますので、できますならそういった菊池署との連携の中で、安全対策のほうで取り組んでいただきますようにここはお願いを申し上げて、もう質問のほうは終わりますけど、やっていただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○議長（山瀬義也君）　ここで、昼食のため暫時休憩します。

○
休憩　午前11時38分
開議　午後　零時56分
○

○議長（山瀬義也君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君）　改めまして、皆さん、こんにちは。議席番号3番の大賀慶一でございます。通告に従いまして、質問をいたしたいと思います。

まずはじめに、国民健康保険の財政健全化についてお伺いをいたします。国保の運営につきましては、多くの自治体が健全運営で苦慮されております。本来、国保会計は一般会計からの繰り入れがなくとも運営が健全にできるものでなければならぬと考えておりますが、現状は大変厳しいものがございます。そのような中で、保険税の負担を軽減するため、毎年多額の一般財源からの繰り入れを余儀なくされております。そのことは、現代社会の背景からしましても仕方ない一面もあるかと思っております。しかしながら、何らかの対策は当然やっていかなければなりません。最近、国や自治体も厳しい財政運営の中で、何とか市民への保険料の値上げをせずに健全化しようと積極的に取り組む自治体が多くなっていると言われております。本市におきましても、国保財政の健全化につきましては、あらゆる角度から検証・検討がなされていると思いますが、改めまして本市国保財政につきまして3点についてお伺いをいたしたいと思います。

1点目でございますが、本市における国保財政の現状はどのように運営されておりますでしょうか。2点目に、今後の国保財政健全化の見通しや課題について、いかように考えておられますでしょうか。3点目につきましては、これはまた市民の皆様方の大変関心の一つでもあると思いますが、議員の国保税を含む税一般に対する納税滞納という問題でございますが、そこでひとつ事務方にお尋ねをいたしますが、滞納の定義と申しますか、どの時点で滞納と見なすのかについてお伺いをいたしたいと思います。また、これは私たち議員にとりましても非常にこの議員の名誉にもかかる事案でもございますので、最後に市長にこの議員の滞納があったのか、なかったのか、それをお伺いして、1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） お答えいたします。

国保の財政健全化につきましては、本市といたしましても重要な課題であると認識いたしております。円高に伴う日本経済の停滞は数年来続いており、国保財政にもその影響は及んでおり、所得の減少などにより保険税収入も減少しております。国保財政の健全化のためには、歳入を増やすか、歳出を抑えるかでございますが、国・県等の補助金の伸びは期待できるものがなく、収入増の手段として、保険税の値上げが考えられますが、現在の状況では被保険者にこれ以上の負担を強いることはできないと考えます。また、国においては消費税の引き上げと社会保障制度の充実策などを盛り込んだ社会保障税一体改革関連法案が審議されており、国保財政支援が強化される予定ですが、まだ見通しが立っていないのが現状です。歳入の増加が見込めない場合は、歳出をいかに抑えるかとなりますが、歳出につきましては、特に医療費の増加をいかにして抑えるかが大きな課題となります。そのため、市では生活習慣病を予防し、被保険者の健康保持増進を図るために、特定健診、特定保健指導や人間ドッグ助成事業などの各種保健事業を実施しており、特定健診の受診率を上げるために、特定健診とがん健診を同時に受診できる集団検診を実施しています。また、昨年からは受診率の低い地区に出向き、健診の大切さを呼び掛けて受診率の向上に努めております。菊池市養生園に委託している健康教室いきいき養生塾も年4回開催し、肥満の解消などに効果が見られております。ほかにも、温泉を利用しました「水湯中運動教室自主講座」を実施されている4団体への補助、さらには啓発活動として市の広報、国保独自の広報紙、市のホームページ等、あらゆる機会を通じて啓発活動を実施いたしております。さらに、被保険者の方々に国保の財政状況を理解していただき、病気にならない食生活、体づくりを実践していただくとともに、病気の早期発見、早期治療のための啓発活動を積極的に推進し、医療費

の抑制に努めてまいりたいと思います。

次に、保険税の税率でございますが、平成20年度に現行税率の12.5%に改正して以来以降は、不足分を基金の取り崩しなどで対応しながら現行税率を維持いたしております。平成24年度の税率につきましては、前年度の所得を基に現行税率で試算した場合、本年度は約3億4,000万円の不足となり、給付に見合う税率にするためには現行税率12.5%を23.2%に引き上げる必要がございますが、厳しい社会情勢でございますので、今以上の税負担は困難であるとして、基金の取り崩し及び一般会計からの法定外繰り入れを行い、現行税率を維持したいと考えております。

次に、保険税の収納率向上の取り組みとしまして、短期被保険者証及び資格証明証の交付によります納税の啓発、夜間窓口開設による納税相談の実施、財産調査による滞納処分の実施、口座振替の加入促進として、新規加入のキャンペーンを実施しております。

このように、歳入歳出の両面におきまして国保の財政健全化に向けた取り組みを行っているところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 大賀議員の滞納の定義とはということだと思います。

滞納とは、税目ごとに定められた期間内に納付がないことを指していると思います。この場合、督促状を発送いたしまして、それでも納付がない場合は催告状を発送いたします。そういう手数をやって、納税相談とか、市に来ていただいたりとかしているわけでございますけれども、それに応じない場合は平等性が欠けるということで、最終的には差し押さえ等の法的措置も行っているところでございます。ですから、基本的には税目ごとに定められた期間内に納付しないことを滞納ということによって捉えていただいております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 大賀議員のほうから市議会議員の中で市税の滞納があるか、ないかといったお尋ねであったと思いますが、納税の状況につきましては、プライバシーに関わることでありまして容易にお答えできない部分がございますが、述べられましたように議員あるいは議会の全体の一つの名誉にも関わることではないのかなと思いますときに、はっきりこの申し上げられますのは、いわゆる5月31日が

直近でありますけれども、これまでにおきます過年度の滞納というものは議員の中にはないと、このように担当課から報告を受けております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 市長、議員の滞納についてはなかったということで明確に答えられましたので、私もほっと安心したところでございます。

続きまして、次の質問に移りたいと思います。本市国民健康保険の健全化を図るためにどのようなことが考えられるかといいますと、抜本的な改革はなかなか難しいと考えますが、一つの方策としまして、最近、テレビのCM等でもよく見かけられますジェネリック医薬品の促進や利用に関する啓発活動を積極的に行っていくことを提案したいと思います。ジェネリック医薬品と後発薬品でございます、つまり特許権が終了した薬品でございます。にも関わらず、効き目や効果は新しい薬品とほとんど違いがないと言われております。また、その上に、価格が新薬に比べますと2割から7割も安いと言われております。我が国の医療費は、今37兆円にも達しております。そのうち薬剤費用が約8兆円と言われております。その薬品をすべてジェネリック医薬品に置き換えるとしますと、約1兆7,000億円が削減されるとと言われております。そのような中で、我々国民がジェネリック医薬品の使用をより使いやすくするために、国は本年度から処方箋の使用を変更したということがあります。世界の状況から見てみますと、WHOもジェネリック医薬品の使用を推薦しているとのことでもあります。また、欧米ではジェネリック医薬品の使用が約60%以上にも達していると言われております。残念ながら我が国ではまだ23%程度しか普及していないということでございます。本市でも加入時にジェネリック医薬品を希望しますという意志カードが配られていると思います。私も折りに活用しております。

そこで、本市のジェネリック医薬品に対する姿勢につきまして質問をいたしたいと思っております。1点目に、本市におけるジェネリック医薬品の使用はどのぐらいの割合で、どの程度使用されているのでしょうか。2点目に、本市から毎月発行されています医療費の明細通知書にジェネリック医薬品と新薬の薬価の差額を表示するとともに、ジェネリック医薬品についての説明を明確に書いて発行してはいかがでしょうか。3点目に、今後のジェネリック医薬品の普及促進や啓発活動に対する本市の考え方について。

以上、お尋ねいたしたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） お答えいたします。

現在、国保財政健全化の対策として、特定健診の推進、特定保健指導など各種保険事業、ジェネリック医薬品の普及促進などを実施しております。ジェネリック医薬品は、テレビ、新聞等でも多く取り上げておりますので市民の方もご存じかもしれませんが、また、ご質問の中にもありましたように、先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に開発費用が安く抑えられることから、薬の価格が安く設定されており、本人が希望すればジェネリック医薬品に変更することができ、医療費が安くなり、本人の自己負担も減るという利点がございます。

このようなことから、ジェネリック医薬品の普及のためのパンフレットの配付や市ホームページへの掲載、さらに国民健康保険で年2回発行しております丸ごと健康家族でも啓発を行っております。また、本年は高血圧症の慢性疾患に常用している薬をジェネリック医薬品に変更した場合、1カ月当たりいくら安くなるかを調査し、本人に通知するジェネリック医薬品利用差額通知書を発送いたします。この通知により、ジェネリック医薬品に変更していただければ国保財政の健全化に寄与するものと考えております。ジェネリック医薬品の使用状況につきましては、本市の使用率は本年より差額通知書を発送いたしますので把握できておりませんが、県内で現在ジェネリック医薬品差額通知書を実施している24市町村のうち本市と熊本市と合志市の使用率が確認できますので申し上げますと、熊本市26%、合志市27.9%となっております。また、ジェネリック医薬品を使用していない方へ差額通知を発送した半年後のジェネリック医薬品の使用率は熊本市17.2%、合志市9.8%となっております。

今後も医療費適正化のためにジェネリック医薬品の普及促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 今、部長申されましたように、ジェネリック医薬品の使用促進には大変市のほうも一生懸命取り組んでいただいているということでございますが、なお一層の取り組みをお願いします。

続いて、再々質問をいたします。次に医療費の適正化の図るために、病院を頻繁に利用される、いわゆる多受診世帯に対しては、薬剤の副作用も懸念されることに対する指導や、また食事や日常生活面においても、保健師等による訪問指導を徹底

して行う体制づくりはどのように取り組まれておりますでしょうか、お伺いしたい
と思います。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） 市民に対します保健指導の件につきましては、特定健
診の結果に基づきまして、メタボリックシンドロームの該当者の方などに対し保健
師が訪問をいたしまして、食事や運動など生活習慣の改善を促すための特定保健指
導を行っております。さらに、メタボリックシンドロームに該当しなくても血圧や
血糖値が著しく高い人などへの訪問指導などを行っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 保健師などによる訪問指導を行っているということでございま
す。笑い話にもありますけれども、病院の待合室で最近〇〇さんは全然見ないが病
気でもしとっとじゃなかろうかというような、そういう会話もあるそうでございま
す。安易に病院を訪れるということのないように、本当に困っている、病院を利用
しなくてはいけない方もいらっしゃると思いますので、そういう点も考えてご指導をいた
だきたいと思います。

続いて、次の質問に移りたいと思います。危機管理についてお伺いをいたします。
昨年の3・11東日本大震災を教訓に、今までにも増して防災、そして危機管理のあ
り方について国民の関心が寄せられてるとともに、市の管理に対する意識の高まり
が見られるようになりました。現代社会におきましては、危機管理が必要とされる
事態や分野は、自然災害を含めた大小の事件、事故等、多岐に渡っておりますので、
扱う事象や問題は非常に広範囲となっております。

そこで、今回私はこの夏の電力不足が大変危惧されておりますので、本市におけ
る電力不足に対する危機管理対策の捉え方について、絞って質問をいたしたいと思
います。今年の夏場の九州電力管内の電力の需給につきましては、予想では供給が
不足すると言われておりますので、九州電力管内での会社、あるいは官公庁、一般
家庭、あらゆる方向に向けて10%程度の節電を呼び掛けておられます。しかしな
がら、夏場の電力需要は近年の温暖化等でますます増加をしております。特に熊本
の夏は、皆さんご承知のとおり酷暑でございますが、今回の九州電力の節電目標に
対しまして、当然本市の庁舎や施設についても取り組まなければなりません。

そこでお尋ねをいたします。まず1点目として、昨年までの本市の庁舎施設に対
しての節電はどのように取り組まれてきたのでしょうか。また2点目に、今年の新

たな10%節電の依頼に対しましてどのように取り組まれていかれるのでしょうか。

以上、2点についてお伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 議員お話のように、電力供給不足につきましては大変危惧いたしております。先般も九州電力株式会社からこの夏の節電への協力について節電要請がなされたところでございます。内容といたしましては、現在全ての原子力発電所が運転を停止していることから、供給力確保のための最大限の努力を行っているところですが、今年の夏は昨年の節電効果を見込んだとしても供給が不足し、ピーク時には昨年実績の10%以上程度抑制する必要性があり、極めて厳しい状況となることが予想されますというものでございました。本市の総合計画、後期基本計画におきましても、日本一の環境都市を掲げ、ISO14001の自己宣言型推進や地球温暖化防止実行計画に基づき節電対策を推進するものであり、庁舎の節電対策としまして、クールビズの早期導入や冷暖房の温度設定、パソコン未使用時の電源停止、昼休み時間の消灯、廊下・トイレ等の日照場所の消灯、蛍光灯の間引き、遮光対策としての遮光ネットの設置や、また総合支所におきましてはゴーヤやヘチマを植える緑のカーテンづくりなどに取り組んでいるところでございます。昨年度との違いというお話ございましたけれども、同じようなことを、今申し上げたことをやっておりますけれども、庁内でもいろんな形で、またこれ以外にいろんな方法等があったらということで、県でも進めておられますが、そういうことを職員の皆さん方にご意見を伺いたいということで、庁議あたりを通してお話をしているところでございます。

また、執務時間内においても室内蛍光灯を天候に応じて住民に支障がない範囲での消灯を行うよう指示をしているところでございます。昨年までの取り組みといたしましても、電気使用料金を平成22年度に比べまして約6%の削減効果が表れております。本庁舎におきましても、太陽光発電装置の導入により、平成23年度におきまして3万3,000キロワットを発電し、庁舎内で消費する電気料の削減を図ることができました。これらの取り組みは今後も継続してまいります。それ以上の節電対策が必要であるため、今後さらに職員一人一人の節電意識の高揚と新たな節電対策の調査研究に取り組みますとともに、来庁されます市民の皆様へもご理解・ご協力をいただきながら、安定した電力供給につながるよう努めてまいっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 昨年は22年度に比べまして6%程度削減だったとお伺いしましたけれども、今年またこれ10%という、昨年に比べましてそれ以上、4%のまた削減が必要でございますので、どうかひとつ、我々も含めましてですね、職員の皆さん方の意識の改革といいますか、そういうことをぜひお願いして再質問をいたします。

3・11東日本大震災後、福島第一原発の事故により、先ほど部長も申されましたように、原発の全面停止の影響を受けて、この夏の電力不足は危機的状況にあると全国的にも言われております。そのような状況の中で、災害が発生しなくてもですね、偶発的な事故やわずかな人為的なミス等でも広範囲に電力供給が停止する大規模停電がいつ起きてもおかしくないような状態だと予想されております。本市におきましては、近年、大した災害もなく危機管理については市民の意識も薄れがちじゃないでしょうか。しかし、昨年、震度5強の地震がありましたし、今後自然災害が全くないことはありません。

そこで、この夏の電力不足を機に、改めまして本市の危機管理を検証して、新たに対応する必要があると思っておりますので、3点について質問をいたしたいと思っております。

1点目に、停電時の本市庁舎における電力の補助電源については十分確保できておりますでしょうか。2点目に、現在法規文書や住民基本台帳や住民票などは、現在パソコンに頼っている現状ですが、停電時はどのように対応されるのでしょうか。また、停電に起因して市庁舎のコンピューターサーバーの重要データが喪失した場合を想定したバックアップ体制はどのように考えておられるのでしょうか。3点目は、停電時の住民サービスの影響についてですが、市民に関する窓口対応として、戸籍や住民票など交付申請や税務、福祉相談等はそれぞれの部署で大規模停電や長時間停電に対応するマニュアル的なものはあるのでしょうか。

以上、3点についてお尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

庁舎停電の対応でございますが、本庁舎の場合は、非常用発電装置を備えておりますので、停電が起きましたら瞬時に作動し、本市行政データを司るサーバーへの電力供給を行うことにより、各種データは保存されるところでございます。また、市民の皆様が来庁されます一部の部署や災害対策本部が設置される会議室におきましては、この発電装置の電力供給ができますが、通常職員が使うパソコンにつきま

しては、機械自体に備わっているバッテリーの容量分までしか対応できませんので、停電した場合には各人で使用中のデータ保存を速やかに行い、シャットダウンをするように周知しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 今、部長申されましたけれども、これは単なる停電といえますか、そのことに対応するものだと思いますが、私は今後、先ほど言いましたように大規模停電、あるいはまた長期停電に対する備えといえますか、そういうことが必要になってくるのではないかと思います。そういうことをぜひ検討されてみてください。

再々質問をいたします。次に、庁舎は各施設に早急に大規模停電や長時間停電に対するマニュアルや対策はぜひとも整備を怠らないようにしていただきたいと、先ほど申しましたように思います。危機管理の対応は、市民の生命、財産、生活を守る上において最も重要なことのひとつでございます。市の庁舎施設の運営管理も踏まえた上で、危機管理に対するこれまでの考え方や対策を今一度検証して対応すべきだと思っております。

そこで、自衛隊、警察、消防などの危機管理の専門家を中心とした危機管理室の部署を設置して、危機管理の指針の構築を急ぐべきだと思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 今年の4月の組織変更におきまして、大規模な自然災害は有に及ばず、感染症などのあらゆる災害の発生時における市民の安全の確保など、災害の拡大防止には迅速な対応が取れる体制を考えなければならないということで、市民環境部に防災交通課を設置いたしました。これによりまして、万一の災害等については、災害対策基本法の規定に基づきまして関係機関・団体等の連携、また事務処理は防災交通課が窓口となり対応しているところであります。現在のところ、警察や消防、あるいは自衛隊などの現職及びまたはOBを危機管理の専門家として配置すると、危機管理室を新たに設置することにつきましては、現在としては考えておりません。しかしながら、非常に危機管理というのは時代のすう勢といいたいでしょうか、まとめられていることについては大変重く受け止めておりまして、体制の整備につきましては、今後も十分検討していかなければならないと、このように考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 今現在の時点では危機管理室の設置は考えてないということでございますけれども、先ほどから申しておりますように、非常にこう、今、全国的にもそういう危機管理が叫ばれております。これは、備えあれば憂いなし、いわゆるそういう体制を整えておくということは非常に重要なことだと思いますので、よろしく願いしておきます。

それでは、次の道路の改良についてお伺いをいたしたいと思います。現在、建設中の市道妻越泗水線についてお尋ねをいたします。この道路につきましては、おかげさまで起点でございます旭志妻越の凱旋橋から約620mにつきましては、今年度より供用が開始されております。旭志中心部から国道387号線、国道325号線へのアクセス道路でもございますし、地域住民としましては、一刻も早い全線開通が待たれております。今後、橋梁工事等の予算的にも多額を要する工事が残されておりますが、国の社会資本整備事業等で建設が行われると聞いております。

そこで、次の3点についてお伺いをいたします。

1点目に、今後の見通しは、予算措置などの面から見てどのように考えられておりますでしょうか。次に、現在の用地交渉を含めました進捗状況はどのようになっていますでしょうか。また、3点目に今後泗水中央線との接続時期はいつぐらいの時期だと考えておられますでしょうか。

以上、3点についてお伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） 大賀議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1点でございます。今後の見通しということでございますが、今おっしゃいましたように、第1工区につきましては、平成24年の3月末には供用を開始いたしておるところでございます。引き続きまして、平成23年度より白亀橋から国道325号までの約1,500mを2期工区としまして着手し、早期完了を目指して取り組んでいるところでございます。それと、本年度につきましては、2工区の工事でございますが、白亀橋の下流に新設いたします橋梁の下部工工事を予定しているところでございます。また用地交渉につきましては、現在進めているところでございます。まだすべてが完了しているというところではございません。もう少し時間が必要かというふうに考えているところでございます。

それと、泗水中央線との接続でございますが、これにつきましても橋梁等に多額

の予算がかかります。これが本年度と来年度、25年度におきまして完成すれば、見通しとしてはその2年後以降になるかというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 今後、大変先ほど申しましたように橋梁工事というような多額の金を要する工事が待っております。しっかり予算を確保されましてですね、早期の開通をお願いしておきます。

再質問をいたします。次に、今申しました市道妻越泗水線の道路新築と平行しましてですね、今、市道妻越伊坂線の改良計画について、私はお尋ねをいたしたいと思います。この道路につきましては、以前から一般質問の中でお尋ねしてまいりました。これまで述べましたように、市道妻越泗水線との一体的な道路でもございます。ぜひとも平行して改良工事を進めていただきたいと思います。元々が水田の作業道でもありますものですから、近年は国道325号線の朝の混乱を避けるための迂回路として利用者も多く、離合もままならない状況でございます。また農作業にも大変支障を来しております。そのようなことから、地元の住民の方々も妻越泗水線との同時拡幅工事をしていただきたいと思います。大変こう切望されております。そこで、この妻越伊坂線につきましては、今後どのようなことを考えておられますでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） それでは、再質問にお答えいたします。

市道妻越伊坂線の現状につきましては、大賀議員ご指摘のとおり、特に朝夕の通勤時間帯におきましては、国道325号線からの迂回路で道路幅員が狭く、市道森北線の妻越区から合志川白亀橋までの約400mの区間で交通渋滞が発生しております。その解消を図るために、今年度より事業に着手しており、5月に測量設計業務を発注しておるところでございます。

また、平成25年度におきましては用地買収と道路拡幅整備に取り組む計画でございます。今後につきましては、地域住民の皆様や地権者の皆様のご理解とご協力を得ながら事業を推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 今年度に測量を開始されております。ぜひとも早い時期の開通をお願いしまして、これで質問を終わりたいと思います。

○議長（山瀬義也君） ここで、10分間暫時休憩します。

○
休憩 午後1時35分

開議 午後1時44分
○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 議席番号16番、隈部でございます。地域の活性化について質問を申し上げます。

私は、先日鹿児島島の大隅半島の鹿屋市の南部に位置します柳谷集落、通称やねだん第11回故郷創生塾に参加をしました。人口311名、電車もバスも通らない小さい村です。高齢化率4割の小規模農村集落では、子どもの教育から高齢者の生きた福祉まで、集落民が安心して暮らし続けるために必要となります土台づくりを行政任せにすることはなく、住民一人一人の出番を引き出し、行政に頼らない地域再生を15年継続中である集落での研修でした。3泊4日の日程で毎日深夜まで、朝の3時、4時までリーダーとして欠かせない文章力、想像力、思考力、取材力、プレゼン力を習い、奉仕の精神から生まれる本物の感動とは何か、地域づくりにおける地域住民と行政との役割について学びました。参加者は、募集人員40名に対し、今回は申し込み全員参加の52名でした。北は北海道から南は奄美大島まで、市町村の職員22名、県庁の職員5名、議員3名、福祉関係者8名、病院関係者4名、そのほか10名でした。まちづくり、村づくり、地域の活性化は、やる気、本気、感動、感謝の連続であることを痛感いたしました。このような情熱的で感動的な塾の体験は初めてでした。私が最年長で、もっと早く参加すべきであったと痛感しました。若い人はどんどん行っていただき、塾長の柳谷公民館長の豊重哲学と実践を学んできてほしいと思いました。この地域再生、行政に頼らない村おこしは、やる気があれば菊池でも取り組めると思いました。先日の質問で東裕人議員が中山間地域の地域づくり、泉田議員の職員の地域担当制と関連するところがありますけれども、研修を振り返りながら、本市の活性化、地域再生について質問をしたいと思えます。やねだんの取り組みのポイントは7つあります。質問の要旨に掲げました集落営農、農村の6次産業化、生きた福祉、青少年の教育、限界集落と環境、ビジネス感覚と地域経営、行政の役割でございました。通告に従いまして質問をいたしま

す。

まず第一に、集落営農について。本市の基幹産業は農業であります。高齢化、後継者の減少等で農地の保全管理、農業用施設の管理も危惧されます。集落営農の現状についてお伺いをいたします。また、限界集落に近いと言われます担い手空白地域の状況についても伺いたいと思います。

2点目、6次産業化の加工について。従来の単なる生産者から脱皮し、地域の立地条件を生かし、加工、流通、販売、あるいは観光サービス、さらには健康、安らぎ、教育といった面まで含めた新しいビジネスチャンスを開拓し、より付加価値型の創造によって、従来の集落営農、家族経営という規模をさらに拡大するため、国は6次産業化を推進しています。やねだんでは、既に平成16年から耕作放棄地を利用し、焼酎用のさつまいもを栽培し、焼酎やねだんを約5,000本販売し、韓国まで販売しています。本市における取り組み状況についてお伺いをいたします。

3番目に、生きた福祉について。やねだんでは、地域の輪、地域再生に取り組んで得た自主財源で、集落122戸全戸に1万円のボーナス、平成23年より85歳以上の18人の方々にボーナス、高齢者宅には、まさかのときに緊急警報装置を、足腰の弱い高齢者にシルバーカーを貸しています。本市における地域福祉の現状について伺います。

4番目に、青少年教育と地域活性化について。子どもたちは地域の宝であります。子どもは地域で育つとも言われております。少子高齢化で地域とのつながりが薄れています。やねだんでは、青少年と文化を結びつけ、様々な行事を年間を通して行っております。本市における社会教育の現状についてお伺いをいたします。

5番目に、限界集落と環境について伺います。限界集落は不適切で、現在は担い手空白地域というそうですけれども、その現状についてお伺いをいたします。昨日、東裕人議員より、菊池ふるさと水源交流館について詳しく説明がありましたが、グリーンツーリズムの成果についてもお伺いをいたします。

6番目に、ビジネス感覚と地域経営について質問をいたします。やねだんでは、地域再生のポイントとして、地域はファミリーと位置付けし、ビジネス感覚で地域を運営しています。現在、太田地区が取り組まれておりますけれども、今後は集落にあるものを生かした補助金に頼らない、ビジネス感覚の地域振興が必要と思われませんが、どうサポートしていく考えであるか、お伺いをいたします。

7番目に、地域担当制と地域の活性化についてお伺いします。先日、熊日に大津町副町長の徳永さんの記事が載っていました。町は行政区ごとに担当職員を充て、住民ニーズを汲み上げていく。職員のほうから出向いて声を聞くことが大事。受け身の姿勢はもう通用しないという談話が載っていました。公務員も地域のパートナ

一として活躍してほしいと思います。昨年の6月の定例会で、私は地域担当制について質問をしました。回答では、今後調査や検証を続けて検討していきたい。211行政区を抱える本市においては、かなりの工夫が必要という答弁でしたが、検討されたか、お伺いをいたします。

以上、第1回目の質問とします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 限部議員の質問にお答えします。

集落営農組織につきましては、集落内にある農地の維持や保全、担い手の育成、確保を目的に33の集落において組織化がされており、米、麦、大豆の生産、出荷に加え飼料作物の生産や国・県の補助事業を活用した機械の共同利用により農作業の効率化が図られているところでございます。また、平成19年度から始まりました農地・水保全管理支払交付金交付事業におきましては、行政区を基本とした79の組織により、農道や法面の草刈り、水路の清掃など基礎的な保全管理活動及び景観作物の植栽といった農村環境の保全のための共同活動が行われております。また、農業用排水路等の長寿命化のための補修、更新の取り組みを支援する向上活動が平成23年度から新設され、18の組織が取り組まれております。さらに、旧菊池市及び旧旭志地区の中山間地におきましては、中山間地域等直接支払制度に86の集落が協定をされ、集落内の道路や水路の管理、改修などの環境整備のほか、集落以内の農作業の請け負いや共同機械導入、県内外の研修など、それぞれ集落の実情に即した取り組み活動が行われているところでございます。

次に、担い手不足が懸念されている地域を対象に、集落営農の維持、発展を図ることを目的とした担い手空白地域解消支援事業が平成23年度から創設をされております。この事業は、新たな地域営農組織の設立や集落外の担い手による農作業の受委託を市・県・JAなど関係機関が一体となって推進する事業でございます。本市におきましては、中山間地域にあります伊野集落、柿木平集落、袈裟尾集落の3集落において現在取り組まれ、話し合い活動やアンケート調査、先進地研修が実施され、作成した地域ビジョンを基に担い手の受け皿となる機械利用組合等の地域営農組織化から集落営農組織の創設に向けた取り組みが現在行われているところでございます。

次に、本市の6次産業の取り組みの現状につきましては、1つの取り組みの事例としまして、地元の食品加工場に石釜を併設され、地元で収穫をされた小麦や食材を使い、その石釜でパンやピザを焼き、販売などに取り組まれている団体をはじめ、会社組織や個人で生産から流通・販売まで全てについて行われている方が現在おら

れます。6次産業につきましては、農業者など一次産業従事者が加工及び流通、販売などの第2次、第3次産業で得ていた付加価値を農業者自身が得ることによって農業を活性化させようというもので、平成23年3月1日に地域資源を活用した農林漁業等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律、いわゆる6次産業化法が施行されたところでございます。また、「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（6次化ファンド法）」の法案化も現在されており、農林漁業の成長産業化に向けた取り組みが現在推進をされているところということで認識をいたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） 生きた福祉についてお答えします。

地域福祉とは、地域社会における福祉の問題に対し、その地域住民が主体となり、協力して問題解決のため取り組んでいこうという考えです。旧菊池市では、以前から社会福祉協議会を11地区に分け、それぞれ地区社会福祉協議会として地域の福祉向上のための活動に取り組んでまいりました。そして、平成16年3月には福祉課が11地区ごとの地域福祉計画、翌年には社会福祉協議会がその計画を実現するための地域福祉活動計画を作成し、地域でできる支え合い活動を進めてまいりました。具体的には、水源地区で行われております「だんごサミット」や多くの地区で地域の人の交流の場であります「サロン」の立ち上げ、高齢者を見守るための福祉連絡員制度など、11地区ごとに自分たちの地域を自分たちで支え合うための福祉活動を社会福祉協議会と連携して取り組んでまいりました。平成20年度には、地域福祉計画の見直しに伴い、泗水、旭志、七城地区においても地域住民を中心とした座談会、ワークショップを開催しております。翌年、社会福祉協議会では、地域福祉活動計画の見直しに伴い、各行政区に1名の地域福祉委員を委嘱し、行政、社協との連携を図ったり、地域福祉活動のリーダーになるよう研修に取り組んでおります。また、小地域福祉活性化モデル事業として、平成23年度までに11地区社会福祉協議会が行っている活動と同様な活動を20行政区で取り組んでおります。このように、行政に頼るのではなく、住民自らの手で地域づくりに取り組むことが地域の活性化につながると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原 誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 教育委員会よりは、社会教育の現状につきましてお答えい

たしたいと思います。

青少年に対します教育は、その大半を学校が担っているところでありますけれども、学校以外で学ぶ社会教育は、地域がこれまで大きな役割を担ってまいりました。しかし、昨今は核家族の増加や少子化の影響で、家庭内や保護者同士の会話が少なくなり、地域のつながりも薄れてまいりました。本市では、このような状況を踏まえて、社会教育を通して「地域の子どもは地域で守り育てる」を社会教育における青少年育成の大きな柱としております。それを具現化するためには、青少年が地域社会において様々な年齢層の人々とふれあう機会を増やすとともに、自然・文化等に触れる体験的な学習活動を通じて、自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心などをはじめとします豊かな人間性や協調性などを身につけることが必要だろうと考え、各種の取り組みを現在行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） それでは、私のほうから3点についてお答えさせていただきます。

まず、グリーンツーリズムの成果についてのご質問でございますが、本市のグリーンツーリズムの推進につきましては、総合計画にも掲げておりますとおり、きくちふるさと水源交流館を拠点に、農山村地域の活性化を図るために、都市農村交流を行っているところでございます。水源交流館におきましては、地域活性化、グリーンツーリズム、青少年の健全育成を柱に様々な事業を展開しておりますが、特有の取り組みとして、手づくりの料理を持ち寄り、展示、試食、意見交換を行うことで、食の再認識と掘り起こしを図る水源食の文化祭、地域の食や農、遊びの達人を指導者に迎え、親子を対象に土や自然に触れて、四季折々の食を学ぶおいしい村づくり親子の農業体験、水源地区において森林の持つ魅力や機能、保全の啓発を目的に、季節に応じた自然体験学習ができる森の学校づくりなど、地域と一体となって事業を行っているところでございます。さらに先月はほかのNPO法人と連携をして、「くまもとのムラへ行こう in 菊池」と題して、茶葉の手摘み体験を行うなど、農村を手伝うツアーを行ったところでもございます。このような事業を行いながら、平成23年度の施設の利用状況を申し上げますと、利用者総数3万2,700人、宿泊者数1,760人、食堂利用者数5,253人となっているところでございまして、地元での水源交流館の役割が大きくなっており、地域の中心になっている施設ではないかと考えております。

また、利用者からも体験を通して、初対面の人たちとなかよくなることができ、

農村や自然の貴重な体験をすることができたと、また久しぶりに子どもに戻ったようで、子どもたちの楽しい笑い声がとてもすてきでしたなど、賛辞の声をたくさん、多くいただいているところでございます。

このように、きくちふるさと交流館における取り組みは、グリーンツーリズムの推進に寄与していると思っております。

このほか、市内においても菊池で有機栽培や自然栽培で農作物をつくっている田畑を見学し、生産者から農法や安全性を聞いたりする体験型農業ツアーなどを企画しておられる団体がございますので、連携して、一層のグリーンツーリズムの推進を図らなければならないと考えております。

続きまして、ビジネス感覚と地域経営についてでございます。ビジネス感覚を持った地域経営、補助金に頼らない地域振興ということでございますが、菊池市の中にも「やねだん」とまではいきませんが、特徴を持った取り組みが行われている地域もございます。いくつか例を挙げてみますと、旭志岩本地区では、地域の財産である円通寺公園にシャクナゲを植樹され、一般に開放されております。また、同じく旭志地区の小原・高柳、湯舟地区では、ホテルの発生時期に合わせて駐車場や遊歩道などを整備され、それぞれの手法で環境に対する清掃、協力募金などを呼び掛け、区の宝である公園やほたるの育成などを中心に地域の活性化に役立てておられます。また、このほかにも区有林などの地域の財産を有する地区におきましては、その管理を地域全体で行い、収入に見込んでおられたり、小グループをつくって特産品や加工品を販売し、地域の活力につなげているなどの事例もあるようでございます。このような取り組みは、いずれも地域が一体となって地域特有の資源を見だし、育てこられたたまものであると思われまます。

市内にはこのように地域経営につながる環境を持った地域がまだまだ隠れているのではないかと考えられます。そのため、市では地域づくり推進補助金を引き続き活用して、それぞれの特性に応じた地域づくりに役立てていただき、将来的に補助金に頼らない自立した地域の情勢につながるようサポートしてまいりたいと考えているところでございます。

最後に、地域担当者制度についてお答えいたします。昨日、泉田議員のご質問にお答えしましたように、現在、地域担当者制度を実施しています4つの市町村への資料収集と、また実施していない近隣4市町の実態調査を行ったところでございます。今後は、地域との関わり状況や制度に対する意向調査として職員アンケートを実施してまいります。同時に、地域の意向等を調査するために、区長の皆様方へのアンケートを実施する予定でございます。

地域担当者制度を導入するためには地域性を重視した上で、より効果的に運営を

図る必要があるため、十分な検討が必要となってまいります。意向調査が終了いたしましたら、職員にとっても、地域にとっても、何がベストなのかを今後も調査をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 再質問をいたします。

まず、第1番目の集落営農については、今後集落営農をどう推進して地域の活性化につなげていく考えであるかお伺いをします。

6次産業化につきましては、これからが取り組みの始まりであると思います。今後どのように推進し、地域の活性化に活かして考えであるか、伺います。

3番目の生きた福祉につきましては、鹿屋保健所の調査では、柳谷と人口規模、構成が類似した近隣と比較した場合、65歳以上の高齢者男女の比較で、平成21年度の後期高齢者一人当たりの医療費は40万円以上低く、介護給付費は35万円以上も下回っているようでございます。やねだんの高齢者の特徴は、普段から自発的に健康維持活動に取り組んでいる。地域愛着度が高く、地域活動やボランティア活動に積極的に参加し、これまでの経験を生かす機会があり、身体的によい影響を受けている。新聞や書物を読んでいる人の割合が高い。活発な町内活動を通して、住民同士のネットワークが形成され、コミュニケーションの活性化、共助力、地域力が高められている。そのため、やねだんの町内会活動をはじめとする共生共同の地域づくりの活動は、高齢者のいきがづくりに貢献し、介護予防、健康づくりにつながり、結果として医療費、介護給付費の節減につながっているということでございます。本市では今後生きた福祉を地域の活性化にどうつなげていくか、伺います。

4番目に、青少年教育と地域の活性化については、やねだんでは集落民一人一人がレギュラーであり、補欠はいない。幼児から高齢者まで出番を引き出し、地域活動に参加しております。小中学生の基礎学力をチェックする寺子屋を自治公民館に開校しております。やねだんの小中学生19人は、のびのびと生き、この地域で成長しているように見受けられました。今後地域の中でどう実践し、サポートしていくか、お伺いをいたします。

限界集落の活性化につきましては、グリーンツーリズムの一貫として、農家民宿、農家レストラン等、すそのを広めるような取り組みはできないか、今後どのようにサポートしていくか、お伺いをいたします。

ビジネス感覚の地域経営については、今後自立自治を目指すためには、行政はパ

ートナーとしてサポートする必要があります。パートナーとしてどのようにサポートする考えであるか、お伺いをいたします。

7番目に、多くの市民の方々に実践をしている柳谷を研修してほしいと思います。特に職員もぜひ、やねだん故郷創生塾に参加していただき、春、秋の研修には1名ないし2名ずつ派遣してほしいと思います。そして、あのやる気、本気、感動、感謝を体験してほしいと思います。そして、やねだんに追いつけ、追い越せを目標に、地域再生と地域活性化に取り組んでほしいと思いますが、所信をお伺いいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再質問にお答えします。

本市の総合計画、後期基本計画の中において、多様な担い手の育成を施策の一つとして掲げておりますので、集落営農などの組織化や法人化による生産組織の育成に現在取り組んでいるところでございます。本市の営農組織としましては、集落や行政区単位で設立されました営農組織以外にも、市内各地で法人化をされ、精力的な事業展開を図られている会社組織もございます。また、農地の利用集積による作業の効率化を図るため、農業機械を共同して導入するなど、個人経営で生じがちな過剰投資の回避や生産コストの低減につながる集落営農を基本とした農業生産の組織化を進めることが重要であると考えております。今後とも本市の特産品が高く評価され、生産者が豊かに暮らせる町を目指し、基本計画に掲げた各政策の課題解決に向けて、県及び農業団体と関係機関との連携をさらに密にし、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

また、6次産業化の推進につきましては、今年度、菊池市地域ブランド推進協議会事業の中におきまして、本市農業認定者連絡協議会会員の方を対象に、菊池ブランドづくりに関する農家意向調査の調査項目の中で、6次産業化への関心度を調査するようにいたしております。また、専門講師を招いて6次産業化への取り組みに関する研修会も実施するように計画をいたしております。

農業の活性化及び農業所得の向上を図る上において、6次産業化の推進は重要な施策の一つと考えておりますので、国や県、関係機関等としっかりと連携をし、取り組んでいきたいと考えております。

また、グリーンツーリズムの一貫としての取り組みにつきましては、現在七城地区におきまして、学生や一般の方を招いて、田植えや稲刈りなど体験してもらう農作業体験、またメロンなどの農産物を収穫してもらう収穫体験などが個人農家や団体等の企画で実施されております。県内外から多数参加され、農作業を通じて生産者の方との交流を深める取り組みが現在行われているところでございます。

また、旭志地区におきましても、地域の農家の方によって市民農園が開設され、熊本市をはじめ近郊にお住まいの方が圃場を借りられ、家庭菜園として農作業体験をされております。このように、農作業体験や収穫体験などを通じて、農村交流が行われておりますが、現在のところ農家民泊や農家レストランまでの取り組みまでには至っていない状況にあります。本市は、豊かな自然環境に恵まれ、地域の特性を生かした農林畜産物も豊富に生産されておりますので、それら地域資源を活かした取り組みに発展していきますように、今後も市としまして支援をしていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） 生きた福祉についてお答えいたします。

平成20年度に作成しました地域福祉計画の中には、地域ささえあいの意識づくり、地域ささえあいの推進、身近で多様な福祉サービスの展開、福祉でまちづくりの4つの柱を掲げて、地域で見守り、集い、助け合い、学ぶ等の様々な活動を盛り込んでおります。少子高齢化が進む中、地域の空洞化も心配される現在、子どもたちの世代に豊かな地域社会を残していけるかは、手をつなぎ、心をつないでつむぎ出す菊池の地域力にかかっていると思います。地域福祉の推進により、次世代を担う子どもたちに心豊かな地域社会を残していくことが地域の活性化につながると考えております。ある地域では、介護、認知予防などの取り組みだけでなく、地域を元気にするためにいろいろな活動を実践しているところでもあります。例えば、高齢者の方で生き字引きと言われる方や、いろいろな技術を持った方に地域の活動に参加してもらい、交流を深めることにより、老人会と子ども会との交流が参加になり、伝承遊びや地域ぐるみでどんどやを復活させた地域もございます。このように、地域を活性化するには行政に頼るのではなく、そこに住んでいる住民の方々が互いに交流し、話し合い、みんなで取り組んでいくことが大事だと考えます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原 誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 教育委員会より、青少年教育と地域の活性化について、地域の中でどう実践していくかという再質問に対してお答えしたいと思います。

青少年育成の基本的な考え方は、多くの社会との関わりを通して地域の一員としての自覚を持たせることを主眼に置いており、各年代に合わせて必要と思われる施策を講じております。

まず、小学生を対象とした取り組みにつきましては、土曜体験教室を年に4回、子ども料理教室を年3回、夏休みには2泊3日の青少年育成キャンプ、童話発表会、文化財発掘調査体験学習会を実施し、また秋にはわんぱく広場を、そして冬には菊池ふるさとかるた大会等を実施することなど、集団宿泊、自然、文化等とふれあう体験型学習を主体に取り組んでいるところでございます。

次に、中学生につきましては、子ども議会等を開催し、社会の仕組みを学習することを主体に実施しております。また、小・中学校を対象とした青少年一日一汗運動では、各行政区で大人と子どもと一緒に清掃作業に参加することで、子ども自らが地域社会の構成員としての自覚を高めることを目的とするなど、小・中学校生については、徐々に地域社会へとけ込むような方法を採用しているところであります。

高校生につきましては、実社会への積極的な参加型体験学習が必要であるということを考えて、夏休み青少年育成キャンプ、わんぱく広場等の小学生対象のイベントや社会を明るくする運動、菊池市集会の司会や、手話等へ、またボランティアのスタッフとして積極的に参加をしてもらっているところであります。

また、青少年育成市民会議では、地域で子どもたちを育てるのに必要な情報交換の場を提供するために、地域の大人を対象に青少年健全育成地域集會を開催しております。平成22年度には、地域で子どもを育てるという住民意識の向上を目指して、会員などの手づくりにより青少年健全育成の標語を記した標木を作成し、市内の全行政区へ設置したところであります。

そのほか、子ども会育成連絡協議会では、各種行事の開催や子ども会大会への参加、それから各自治公民館では伝統芸能の継承事業等を実施するなど、多くの青少年育成事業に市内各地域で取り組んでいただいているところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） ビジネス感覚と地域経営について、今、パートナーとしてどうサポートしていくかというご質問でございます。ビジネス感覚を取り入れた地域経営につきましては、地域の皆様の共通理解が欠かせないものと考えております。先ほど紹介しました事例につきましても、地域の皆様が何日も無償で駐車場整理や交通整理を行っておられます。ビジネスになりますと、何らかの労働が発生してまいりますので、何と申しましても地域にお住まいになられている皆様が自分たちのものとして思いが反映された地域経営でなければなりません。これらのことも考慮して、市では地域づくり推進補助金を創設しており、地域のパートナーとしてのサポートを心掛けております。この補助金の対象事業には、地域づくり施設整備

事業、地域づくり活動事業のほかに、人材育成事業がございます。鹿児島県のやねだんは、豊重氏が中心となり、地域の形成に貢献されておられますが、このような地域リーダーとなる人物を育成することも地域づくりの重要なポイントであると認識をいたしております。体験学習や地域活動の実践のための事業、先進地の視察研修などにも活用できるようになっておりますので、地域で活躍されている人材の育成・強化に役立てていただきたいと思います。

また、平成21年度から地域の特長を生かし、伝えるためのサポートとして、菊池遺産の保護や活用についても補助金が活用できるようにいたしました。

このように、地域が自立する手助けとして、より利用しやすい補助金の創設などにも配慮し、質の高い地域のリーダーの育成や地域の活性化に向けて、よりよいサポートの方法を模索してまいりたいと考えております。

続きまして、やねだんのふるさと創生塾へ職員を参加させることができないかというご質問でございますが、鹿屋市の柳谷集落で開催されているやねだんふるさと創生塾へ職員研修として職員を参加させることの必要性につきましては、昨年の12月の定例会におきまして木下議員からもご質問いただいたところでございます。柳谷地区につきましては、自治公民館長の豊重哲郎さんを中心として、土着菌の製造や独自に焼酎を開発されるなど、地域再生で全国から注目を集めておられるところでございます。また、2009年度の後期高齢者1人当たりの医療費が鹿屋市の平均より年間35万円以上低い状況にあったということで、地域づくりのための活動が高齢者の生きがいつくり、健康づくりにも大きく貢献していることを裏付ける結果が出ているということもお聞きしております。今後、本市職員と地域住民の皆様の協働によるまちづくりを進めていく上で、柳谷地区、通称やねだんの取り組みは、学ぶべきところが多々あるものと考えております。

そこで、まずは本年度中に職員による柳谷地区への視察研修を実施したいと考えております。業務上、まちづくりに関係が深い各課の職員はもちろんのこと、広く職員の参加を募り、先進的な取り組みの実情を学ばせたいと考えております。また、研修に参加した職員を対象としてアンケート調査を行い、こうした結果等を踏まえながら、ふるさと創生塾への職員の参加について検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 再々質問をいたします。

ぜひ職員、それから市民を派遣してほしいと思います。今後集落営農は、推進す

るリーダーの要請、後継者の要請が必要であると思います。また、集落支援体制も必要であると思います。集落支援員アドバイザーの設置についてお伺いをいたします。

地域活性化については、地域の活性化こそ本市全体の活性化につながると思います。豊重哲学では、まちづくりは急ぐな、慌てるな、近道するなの3原則があります。集落営農から7番目の行政の役割まで、市長の力強い所信をお伺いしたいと思います。

また、4番目の青少年教育と地域の活性化については、教育長のご答弁をお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 青少年の教育について、教育長の力強い所信をということで、私なりに所信を述べたいと思います。

ご存じのように、最近のマスコミの情報の中には、青少年を取り巻く社会環境の悪化、これを象徴するような驚く内容のものがたくさんあります。特に最近では、本当に多くの情報が交錯しすぎているために、大人でさえ毎日の生活の中で多くの様々な行動・判断を求められているのが現状ではないかなと思います。ましてや、自我の確立ができていない時期である青少年ともなりますと、常に大人が見守り、指導するということが必要になってまいります。

こうした中、本市教育委員会では、菊池市の教育理念であります文武両道、廉恥礼節、これに則り学校教育と社会教育とが一体となって心身共に健全な青少年の育成に努めているところでございます。特に本年度からは、この廉恥礼節を重視すると。そして、各学校で共通実践していこうということで、現在まだ一部の小学校ではありますけれども、中国の思想家孔子の教えでありますこの論語、この学習を現在取り入れて廉恥礼節の教育の展開を図っているところでございます。まだ一部の学校で始めたばかりですので、今後全ての小学校が共通した目的を持って、この論語に取り組むように、また各学校にお願いして取り組んでいただければというふうに願っているところです。

今ほど地域の子は地域で守り育てる、この言葉が重みを持つ時代はないと思います。この地域という言葉は、身近にいる大人に置き換えてもいいんじゃないかなと思います。身近な大人が常に青少年を見守っていく社会の充実に向け、今後も保護者はもとより、地域と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 本市におきましては、多様な担い手の育成が大変重要であると、このように考えておりますので、集落営農などの組織化や、または法人化によります生産組織の育成はもとよりといたしまして、特にリーダーの養成、後継者の育成につきましてもしっかり推進していかなければならないと、このように感じているところであります。また、集落支援体制につきましては、市内の、先ほどもそれぞれの部長のほうから説明がありましたが、市内の各地域でそれぞれ実情にあった支援を行う必要があります。そのために、集落支援員やアドバイザーなどにつきましては、現在に設置をされております福祉部門をはじめといたしまして、各種の相談員制度を各地域において有効に活用いただくことをお願いいたしますとともに、地域において必要とされる支援員の現状を精査していかなければならないと、このように思います。

次に、地域の活性化こそが本市の全体の活性化につながる、そういったご意見だったかと思いますが、まさにそのとおりだと思います。そのことに関しましても、総合計画の目指す地域づくりを推進していくことにおきまして、全く同感でございます。今お話の中にありました話題の柳谷地区、通称やねだんにつきましては、私も昨年7月に伺いまして、現地に足を運びまして、豊重塾長の講話を聞いてまいりました。ちょうどそのときも大型バスで長崎県の島原市の区長さん方がお見えでございまして、一緒にそこに参加をさせていただき、数時間に渡りまして講話を聞かせていただいたところであります。新しい集落の形態として、全国から多くの研修者が各地から訪れられているということで写真等も見させていただきました。これに関する収益も含めまして、豊重塾長を中心に、集落が一体となって地域経営が成り立っておるということを感じたところであります。この先進事例を踏まえながら、先ほど議員が再質問されました、どう活性化につなげていくのかといったご質問につきましては、ただいまそれぞれの部長が答弁いたしましたように、地域の、菊池は菊池に合った実状に応じまして集落営農、そして生きた福祉地域経営など、各部門で活性化につながるような施策を考えて実施を現在やっているところでございます。本市のそれぞれの地域における活性化につきましては、高度情報化と、それからグローバル社会への大変急激な変化にも対応するために、人口が集中している地域にかかわらず、交通網や、また光ブロードバンドなどの生活基盤の整備に配慮をいたしますとともに、地域においては市民の皆様方がそれぞれの自分が住んでいる地域に育まれた自然や先輩たちが築いてこられました慣習などを活用して、特色を持った、地域独特のふるさとづくりが創出されますように、地域の皆様方と共に尽力してまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） ここで、10分間暫時休憩します。

○
休憩 午後2時37分

開議 午後2時48分
○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきますと思います。できるだけスピーディにいきたいと思いますので、執行部のご協力をよろしくお願いいたします。

今回は、菊池市の農林業政策について質問をいたします。皆さんもご存じのとおり、私自身は営農の経験はありませんが、市民の一人として、また議員の一人として感じたことをお聞きしたいと思います。菊池市における基幹産業はとの間に、この新菊池市はもちろんのこと、旧菊池、旭志、七城、泗水、歴代の首長さんは必ず農林業であると明言をされてこられました。

そこでお伺いをいたします。1点目、その基幹産業と位置付ける農林業に対する基本的な考え方をお答えください。2点目、その基本的な考え方を踏まえての補助金等の運用、交付状況についてお答えください。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 樋口議員の質問にお答えします。

本市の農林畜産業の振興につきましては、総合計画、後期基本計画に掲げた主要施策であります特性を活かした魅力ある農林産業の振興及び計画的な土地利用の推進の実現に向け、その主要施策ごとに様々な施策を設定し、推進をいたしておるところでございます。本年度におきましても農林畜産業を取り巻く厳しい状況が続く中、農業所得の向上を図ることが最重要課題であることを踏まえ、農産物消費拡大事業、農業者戸別所得保障制度、農地・水保全管理支払事業、中山間地域等直接支払制度事業をはじめ、農林畜産業関係の各事業に取り組んでいるところでございます。いずれの事業にしましても、農家はもちろん、JA、酪農業協同組合、畜産農業協同組合等の農業団体及び集落組織やJA各生産部会との連携なくしては推進できないものと認識をいたしております。今後とも現場主義に徹し、本市の特産品が

高く評価され、生産者が豊かに暮らせるまちを目指し、基本計画に掲げた各政策の実現に向けて、農協関係団体や県とも十分連携を密にし、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、平成23年度の主な事業の市からの補助金の交付状況につきましては、農地・水保全管理支払事業で事業費の4分の1の3,049万4,625円、中山間地域等支払制度事業で事業費の4分の1の5,257万5,413円、森林整備地域活動支援交付事業で事業費の4分の1の212万4,888円、飼料燃油価格高騰緊急対策資金利子補給補助金で8分の3で944万1,636円となっており、農林畜産業関係の各事業における要項等で定められました補助率に従い、国や県の補助金と合わせ本市からの補助金を交付いたしているところでございます。また、平成23年度における本市の単独事業の主なものにつきましては、農産物消費拡大事業に359万6,980円、農林業後継者対策事業に120万円、家畜導入事業に670万3,900円、作業路・作業道開設事業に569万9,500円などとなっております。このほかにも、認定農業者連絡協議会や農村女性グループ等の各種団体に対し、本市補助金交付規則に基づき、対象経費の2分の1の率で補助金を交付している状況にあります。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） それでは、再質問をお願いします。

今、様々な政策を述べられました。いくつかの主要施策についてはきめ細やかにフォローをされているということでありました。また、JAや酪農組合、畜産組合や集落組織、生産組合、部会とも連携を図っておられるということでもあります。また、品質向上にも重きを置くとの答弁でありました。多種多様なニーズでの展開は本当に大変であろうというふうには感じております。しかし、最重要課題と言われました農林業の所得向上についてはいかがでしょうか。残念ながら私が知る範囲では、順調だとは言いがたい状況であるというふうに思います。林業においては、木材価格の低迷の一途、森林法改正により一般林家は補助金獲得にも手間がかかるという状況であります。農家は、資材、飼料、肥料等支払いますとなかなか現金が残らないという、そんな声が多く聞かれます。2、30年前の好景気であれば、失業対策事業、いわゆる失対事業に公共工事を発注することによって臨時雇用、日雇いで現金収入を得るという方法もありましたが、これだけ公共工事が減れば、それも適わない。本当に苦しい現状であるというふうに感じております。ならば、菊池市としてどのようにサポートをするのか、それが先ほどお聞きした補助金の話でありま

す。確かに様々な事業に対して補助を出しておられるようですが、当然財源にも限りがあると。そのことも承知をいたしております。数年前、坂井副議長や数名の議員さんから農家の償却資産税の減免ができないかという質問がなされたことを記憶しております。答弁は、税金は市民全てに公平公正に掛けさせていただきますとの回答でありました。執行部としての立場からは、毅然とした見解を示されました。それはそれで結構であります。しかし、私は若干ちょっと疑問に感じるところがあります。それは何か。本当に補助になっているのかという思いであります。事例を挙げれば、ある農林業施設整備に補助金が適用されました。要項には、市町村の支援額は10分の1以上というふうに記載をしてあります。実際、10分の1の補助を受け、機械を設置されました。しかし、翌年税金を納めるにあたり計算をしてみると、設備の償却期間によって若干の差は出ますが、約10年も払い続ければ、結局、市にもらった補助金はプラスマイナス0になる。むろんすべての補助制度がこの事例にあたるとは言いませんが、少なくとも今紹介した部類については、これが本当の意味での補助金と言えるかは疑問であると思います。私は、このような制度は一般的には補助ではなく融資制度に当たるのではないかというふうに考えます。国・県はお金を出すが、結局市は元金を回収することになる。どうでしょうか。私は、何かしらの矛盾を感じます。ならば、解決策はないのでしょうか。今までの執行部の見解からいけば、課税は行くと明言をされています。確かに減免をしたからといっても、自治体としての基準財政収入額には歳入として認められますので、交付税の部分で有利になるとは思えません。ならば残る手は何か。それは、補助率を上げるしかないというふうに考えられますがいかがでしょうか。先ほど紹介をしました補助率要項も10分の1以上と書いてあり、10分の1とは限定はしてありません。せめて10分の2以上になれば最低限菊池市としての基幹産業育成に投資をしたことになり、産業育成に寄与できるのではないかというふうに考えますが、執行部のご見解をお示してください。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再質問にお答えします。

合併前の旧市町村における国・県補助事業の市町村単独の上乗せ補助につきましては、地域の実状もあり、その補助率は様々でありました。合併後につきましては合併時の事務調整の中におきまして、合併前で既に事業手続きがなされ、平成17年度に事業実施するものに限っては、合併前の旧市町村の補助制度を適用し、本市単独の上乗せ補助を行っております。また、合併後に申請された新規事業につきましては、合併時の事務調整の中で合併後調整することとされ、旧市町村間の均衡を

図る上で市の単独上乗せ補助は行わないとしてきた経緯がございます。なお、基本産業と位置付けております本市の農林畜産業を取り巻く環境は大変厳しい状況にありますので、周辺自治体の補助金制度などの状況を把握し、本市の補助率等も含め関係部署と今後協議をしてみたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） まずは協議を行うということですね。そういうことですので、よろしくお願ひします。ただ、周辺自治体との比較をなされるということですが、それは周辺の自治体とは別に、この菊池市としてどのような方向性を示すかということが一番であると思ひますので、参考になさるのは結構ですが、周辺自治体を気にする必要は私はないというふうと考えております。いずれにしても、すぐ結論が出る話ではないと思ひますが、平成24年度中には農振地の見直しも終了するということでもありますので、ならば機会を同じく、今年度中に関係部局の検討を改めてお願ひするところでもあります。経緯的には、ちょっとお話を聞きますと、合併後の事務調整で旧市町村間の均衡を図るため、市単独の補助の上乗せは行わないというお話でした。しかし、きのうも話が出ましたが、合併時、大声で市民に唱えたことは何だったのか。サービスは高く、負担は低くです。私は実践されるべきだと思ひます。さらには、それぞれの歴代首長が基幹産業は農林業であるというふうに宣言をされております。そのことについては、私は何ら問題はないというふうに思ひます。執行部が言われる「公平公正」、この話もわかります。が、租税は様々な観点から分類することができます。本来的には、応能応益、この分類も一つの分類であります。中身については長くなるので今回述べませんが、要はすべての人々が等しく成果をするため、所得の再配分を行う、そのために租税がなされているというふうに解釈すべきだと思ひます。では、現在の日本、または菊池市における農林業はどのような環境かということになりますと、林業は、先ほど申しましたとおり外材に押され、需要価格は減少の一途。しかし、環境問題の話になれば、森林整備は大事だと、財政問題無視の理想論が出ます。農業はカロリーベース39%、この自給率を2020年度までに50%に達成すると大きなバブルを上げてはいるものの、実際には担い手の減少に拍車止まらない。こんな環境でいけば、将来的に農林業ができるのは大企業や県庁、市役所等、リタイヤ後の退職金など、ある程度の資金を持ったものしかできない、そんな時代が来るかもしれません。確か3年ほど前だったかと思ひますが、北田議員もご一緒だったと思ひます。林業活性化の九州大会に行ったときに大学教授がこういう話をされました。今日おいでの中で、家で農業

をしている方がいるかというところで手を挙げられました。本来であれば、地方公務員法によって兼業は禁止をされていると。ただ、農業だけは何も言われない。確かに職業を守るという観点もあるんでしょうが、もうその時点で農業イコール儲からない、だから副業にならないというふうな捉え方もされているという部分です。そのことを考えれば、いかにして守っていくか、これは行政が果たす役割は大であるというふうに考えます。先祖からの土地を守り、つらい作業に耐え、自国の食料の確保を行うにもかかわらず、所得は上がらない、農林業への所得再配分の原理は必ず市民の理解を得られるものと確信をいたします。先に述べた事項を指摘して、次に移らせていただきます。

次に、ファームきくちについてお伺いをします。この件については、議会においてもときおり話題になりますが、中身については、経営状況、収益性について議論されることが多いと思います。しかし、これだけでよいのかと時折考えるときがあります。そこで、再度、会社設立の目的とその果たすべき役割とは何か、執行部の考えをお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 質問にお答えします。

有限会社ファームきくちは、定年帰農業者等高齢者や障がい者など、幅広い人材を基礎とした農業の展開、新規作物の研究開発や導入、新規就農者の支援、集落営農との連携のほか、消費者と生産者、いわゆる食と農との架け橋として、消費者の食べる安全と生産者がつくる安心を広く構築することを目的として、平成16年3月に農業生産法人として設立をされております。活動の内容としましては、キュウリやナス、レタスなどの野菜類やカスミソウ、トルコキキョウなどの花卉類の作付けのほか、平成18年度からは赤米、黒米、緑米といった有色米を主力作物として中山間地域の農家と連携をし、産地化を図っておられます。また、平成20年度からは大手の消費会社と共同による古代米の商品開発も行っており、最近ではその古代米を利用した黒米パンや黒大豆パンなど、新しい商品開発も行っておられます。このような活動を通じて、有限会社ファームきくちは、障がい者や定年帰農業者等高齢者、更生保護など、社会関係の分野との連携を図りながら積極的に人材を受け入れ、農業という新しい活動の場、活躍の場を提供されておられます。また、全国的にも就農人口は農業就業人口は減少傾向にあり、担い手不足が緊急課題となっている現状におきまして、ファームきくちでは農業の新規参入者に対し、就農に必要な技術指導や研修を行うなど、農業法人として就農支援及び将来の担い手育成確保に一役を担っておられますので、設立目的に添った本市の農業振興の核として活動

や運営を積極的に展開されているものと認識をいたしております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 今、執行部のほうから説明をお聞きしました。新規就農支援、障がい者や定年帰農業者等高齢者、それに更生保護など研修等、かなり多岐に及ぶ目的があるようです。また、投資的な事業も多くあるように見うけられます。3月の私の一般質問で名湯百選を農業に活かせないかという質問に対して、ちょっと私もある旅館から話を聞いたんですが、温泉水を使って黒大豆の育成ができないかというような事業も模索をされているということでありました。これも新たな投資事業の一つだというふうに思います。また、新規作物の研究開発または導入ということでは、一般的な農家では試験的な初期投資が困難であると。よって、ファームの中で試験的に作付けを行って、採算性が合えばほかの農家に広げていくという役割を担っているというふうに解釈をします。そのような多岐に及ぶ事業の中で、本当に収益だけが追求できるのか、さらにはパンの加工等、先ほど言っていた6次産業化の部分も含めて努力をされているというふうに思います。一般的にこれらはパイロット事業ということで、本来であれば公共機関が行うべき事業もかなり入っているというふうに考えます。この件については会社の在りようを含めて様々な意見があるということは私も承知しております。ただ、先ほど述べられた設立目的が会社の定款として捉えるのであれば、これから先はちょっと申し訳ないんですがあくまでも23分の1の意見ということではありますが、会社の経営は健全経営が理想であります。市のお金をどんどん投入せよという話もしません。ただ、収益性だけを追うのではなく、先ほど述べられた設立目的を見失うことなく、農業振興のための運営をしていくべきというふうに考えます。国自体が大規模の集落営農という話をされています。大型化ですよ。でも、ご存じのとおり、菊池の中山間地を見たり、また私は農業者じゃないですが、先祖伝来の土地をお持ちの農業の方、理屈はわかっていますが、先祖から守り抜いてきたものを俺の代で手放すわけにはいかないんだという方がたくさんおられます。そこを考えたときに、国が指導する本当の集団的な集落営農、大規模営農というのがこの地方で可能かといえ、私は若干問題があると思います。そうであれば、どうやって収益性を高めていくかということになると、先ほど部長が述べられた収益性が高い作物を見つけながら作付けをしていくということがメインになるというふうに感じます。執行部におかれては十分理解をされているというふうに思いますが、私個人は農林業の所得の向上に邁進される、初期の目的を忘れないでやっていただきたいということをお願いしまして、私の質

問は終わらせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。明日も引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

○

散会 午後 3 時 1 2 分

第 5 号

6 月 1 5 日

平成24年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

平成24年6月15日（金曜日）午前10時開議

第1 議長の常任委員会委員辞退の件

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 議長の常任委員会委員辞退の件

日程第2 一般質問

-----○-----

出席議員（21名）

1番	工藤圭一郎君
2番	城典臣君
3番	大賀慶一君
4番	岡崎俊裕君
5番	水上彰澄君
7番	東裕人君
8番	泉田栄一朗君
9番	森清孝君
10番	中原繁君
11番	樋口正博君
12番	二ノ文伸元君
13番	中山繁雄君
14番	怒留湯健蓉さん
15番	坂本昭信君
16番	隈部忠宗君
17番	葛原勇次郎君
18番	木下雄二君
19番	坂井正次君
21番	山瀬義也君
22番	境和則君

23番 北田 彰 君

○

欠席議員（2名）

6番 東 英 俊 君

20番 森 隆 博 君

○

説明のため出席した者

市 長 福 村 三 男 君

副 市 長 永 田 明 紘 君

総務企画部長 野 口 祐 成 君

市民環境部長 下 田 俊 一 君

健康福祉部長 宮 本 誠 一 君

経 済 部 長 平 野 國 臣 君

建 設 部 長 松 野 浩 一 君

総務企画部統括審議員 西 浦 一 義 君

七城総合支所長 雲 田 哲 昭 君

旭志総合支所長 水 上 菊 也 君

泗水総合支所長 松 岡 千 利 君

財 政 課 長 小 川 秀 臣 君

総務課長兼選挙
管理委員会事務局長 藤 本 辰 広 君

市 長 公 室 長 今 坂 康 雄 君

教 育 長 倉 原 久 義 君

教 育 部 長 原 誠 也 君

農業委員会事務局長 中 村 鉄 男 君

水 道 局 長 原 和 徳 君

監 査 事 務 局 長 大 塚 茂 幸 君

○

事務局職員出席者

事 務 局 長 城 主 一 君

議 事 課 長 宮 川 啓 子 君

議 会 係 長 松 原 憲 一 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで都合により、副議長と交代します。

○

日程第1 議長の常任委員会委員辞退の件

○副議長（坂井正次君） 日程第1、議長の常任委員会委員辞退の件を議題といたします。

議長から、地方自治法の趣旨に伴い、常任委員会を辞退したいとの申し出があります。本件は、申し出のとおり辞退を許可することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（坂井正次君） 異議なしと認めます。よって、議長の常任委員会委員の辞退を許可することに決定をいたしました。

ここで、議長と交代をいたします。

○

日程第2 一般質問

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、引き続き一般質問を行います。

はじめに、坂本昭信君。

〔登壇〕

○15番（坂本昭信君） おはようございます。きょうが一般質問の最後でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。行政指導についてお伺いいたします。旭志の桜ヶ水でございますけれども、ここは非常に今、菊池の頂上でありまして鞍岳山の麓でございまして、緑豊かな森林に恵まれた自然環境の素晴らしいところでございます。その中におきましてですね、非常に、場所はエコヴィレッジから上る上のほうでございまして、その上が桜ヶ水でございます。そこで、急に骨粉材料の乾燥が始まりまして、住民の方々から悪臭やカラスの被害、野鳥等の被害も出ているからどうかならんかということで相談を受けまして一般質問するわけでございますけれども、その菊池市におきましては、菊池市環境基本条例がございまして。その中で、これを見てもと良好な環境を確保すべく市の施設の基本となる

事項を定めるものということですのでありますけれども、2条の3項です、環境保全上の支障のうち事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、震動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生じることは慎んでほしいということがございます。それとですね、業者はですね、地域において良好な近隣関係に形成に努めるとともに、環境の保全等に係る紛争が生じたときは、その解決に向けて誠意を持って対応しなければならないということもございます。環境配慮の指導にあたっては、市長は12条の3項の規定による報告があったときは環境保全等の見知から開発事業所に対して当該開発行為の実施に係る関係の配慮について指導することができるとあります。このことはですね、やはりその業者にもある程度その責任があるということで、寝耳に水ということ突然降って湧いたようなことでございますので、住民の方々も驚いているわけでございますが、そのようなことにつきましてですね、行政はどのようにこの菊池市環境基本条例について、そのことについて指導を行っていくのか、お伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） おはようございます。ただいまの坂本議員のご質問にお答えいたします。

旭志桜ヶ水の骨粉乾燥施設につきましては、市外の民間業者がラーメン店などの飲食店から買い取った豚骨を乾燥し、粉碎し、骨粉にしたものを堆肥にする会社の肥料の原材料として販売されております。肥料の原料の処理施設でありまして、産業廃棄物の処理施設の中間処理施設には当たらない肥料加工施設となっております。議員おっしゃいますとおり、この施設から悪臭が発生すると昨年8月に地元区長さんから最初に苦情が来ております。その後、直ちに担当職員が現地を調査いたしまして、事業者に対し改善指導を行ってきているところでございますが、何分施設が簡易なビニールハウスによる天日乾燥が主な加工であり、特段の建物等がないため、においのほか、カラス、犬、猫の進入なども含めた環境問題が発生しているのは、私どものほうも存じているところでございます。さらに、本年4月に入り、事業者側も消臭対策や乾燥のスピードアップを図るため、発酵促進剤などを用いて対策を講じておりますが、悪臭問題の解決には至っていないのが現状でございます。先ほど議員がおっしゃいましたとおり、環境基本条例におきます行政指導の権限でございまして、これにつきましては本市と菊池保健所と連携を図りながら、関係法令による対応や周囲の環境基本条例で定める、たしか5条だったと思いますけれども、事業者の責務として環境保全への対処に関する地元説明の指導や環境改

善に関する指導を行っております。現在のところ、そういった形で基本的に国のほうで違反とかなない簡易な施設でございますので、市の環境基本条例の事業者の責務として適正に環境保全にさせていただきますように行政側から指導しておりますので、その指導の範囲もあくまでもお願いという形でございますので、今の権限といましてはここまででございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） 部長はここまでとおっしゃいますけれどもですね、住民の側に立ってみるとここまででは済まされないわけですよ。ということはですね、あそこ行ってみますとわかりますように、大きい袋に骨がいっぱい入っているんですよ。その汁が出たり、やはりその露天と同様でしょうが、簡易と言えども。もう屋根はないし、カラスは来るし、カラスのえさ場にはなるし、いろいろな問題が出ているわけです。このようなことですね、やはりその外で洗濯物も干せない、窓も開けられない、この暑いのに開けられない、クーラー入れれば電力を使うし、今まであそこは本当に自然で、緑豊かな森林の中に家があるようなところでございますけれども、やはり暑くなればハエも出てきましようし、そんなことを考えますとですね、生半可な指導では、こんなこと言うと失礼でございますけれども、やはり業者としてはやはりもう少し改善する点が多々あるんじゃないかなと私は思うわけでございます。そのことを、やはりその住民の立場に立って、ほどよい話し合いを持っていきながら、それとやはり事業者に対してその文書で申し込まんと、ただ口頭と電話でやりとりしては、何ば申し込んだか、どうしたか、全然わからんんじゃないですか。それを住民の立場に立って、本当に住民の方はですね、もう洗濯物は干せないんですよ、においが移って。そうするとカラスあたりを行って見てみてくださいよ。カラスがいっぱいですよ、朝は。人が行くと、もう警戒しているからばつと逃げてしまうし、そのような状況でございます、いろいろ今から、今後答弁は求めませんが、今後どのように解決していくか、住民の方々と相談しながら慎重にやっていただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（山瀬義也君） 次に、森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） おはようございます。花房台の基盤整備について伺います。

平成10年3月に全国土地改良事業団体連合会より発行された非農用地創設による負担軽減調査というものがございます。問題の所在という簡潔にまとめたところ

がございますので、少し紹介をさせていただきます。非農用地換地制度は、昭和47年の土地改良法の開設によって創設されて以降、積極的な活用が図られてきた。その運用実績は、平成8年度までに1万4,000ha余に達し、このうち創設換地の方法による非農用地の生み出しも6,000haに上っている。創設非農用地換地は、圃場整備事業地区における農用地の計画的整備の推進、被農業的な利用を含む農村地域の土地利用秩序の形成、農村の活性化等に寄与していることに加え、見いだした非農用地の対価を圃場整備事業の事業費に充当して金銭負担の解消ないし軽減を図ることにおいても重要な役割を果たしている。しかしながら、創設非農用地換地は、換地処分によって原始的に土地を創出するというものであるので、創出された土地が法律行為の対象となるのは換地処分後のこととなり、換地処分前に創設非農用地換地の予定地を運用する仕組みとしては、事業主体が予定地を管理するという土地改良法53条の7ほかということ以外には、土地改良法に何らの定めもないという問題があります。創設非農用地換地の運用においては、圃場整備事業の開始手続き時に事業主体は創設非農用地換地の取得を取得予定者から創設非農用地換地を取得する旨の内諾を徴すべきことになっている。すなわち、取得者、この場合は土地改良区であります。すなわち取得者の経営計画には、事業を始めるときに取得予定の創設非農用地換地の利用を組み込んでいるのである。その上、事業が施工される現地では、工事の振興に伴って、逐次一時利用地の指定等が行われ、創設非農用地換地の予定地が換地処分前に空き状態になって発生してくる。このような事情にありながらも、空き地として発生してきた創設非農用地換地の予定地を換地処分後まで空き地として放置し、取得予定者の利用を認めないというのは、経済の実態から離れ、引いては創設非農用地換地制度を形骸化させてしまうことになる云々と続くわけであります。2つ目に、創設換地予定地の換地処分前の引き渡しに関する法的処理の方法。3つ目に、非農用地造成工の施工手続きと詳細に説明されております。

以上、申しました報告書や私への12月議会での市長の答弁、3月議会の森隆博議員への答弁、去る5月17日、菊池市民若手によります全力会議の傍聴をいたしましたことを基に質問をいたします。

まず、この整備地区に私の土地があるかないかをお尋ねいたします。これは、花房台にこだわる議員は土地の転売利益を狙っているという文書が泗水地区の区長さん等に送られたからであります。差出人は月光仮面ということで、問い合わせにも笑って答えておりましたけれども、私も名指しもされておりますし、先の全力会議でも話題となっております。持っていないということの証明が非常に難しゅうございます。よろしくお願いをいたします。

2つ目に、事業の計画変更の確定はいつでございましたか、お尋ねをします。

3つ目、地権者の権利として、事業に同意し、計画決定の後にも担保設定や売却は勝手にできるかどうかをお尋ねいたします。

4つ目、24年、今年の間工事予定の文化財調査と非農用地の文化財調査について、その違いについて尋ねます。

5つ目は市長にお尋ねいたします。多くの原因が用地取得の遅れにあるようにおっしゃいますが、そもそも基盤整備を活用して庁舎の建設をするならば、三者協定による事前着工でなければ、換地前の事前着工でなければ10年では成り立たないではありませんか。再三の私の指摘に、三者協定によるのは道路等はできる、あるいは農業用施設はできます、あるいはやり方は認識していると答弁されております。三者協定による換地処分前の着工は、できるけどやらないのですか、できないからやらないのですか、お尋ねをいたします。

以上、5つのことを第1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） おはようございます。森清孝議員の質問にお答えします。

花房中部2期地区の事業地区内に森清孝議員の名義の土地があるかという質問でございますが、事業区域内各筆調査で確認しましたところ、森清孝議員名義の土地はありません。

次に、花房中部2期地区の計画変更につきましては、土地改良法の手続きに基づき、平成24年4月11日をもって確定をいたしております。また、従前の土地について売買、担保設定はできるかということでございますが、土地改良事業で申し出、同意をいただいた土地につきましては、土地改良法第54条の2第1項により不換地予定の土地は不換地処分公告の日に権利を消滅し、換地の土地は換地処分公告の翌日に従前の土地と見なすということで規定をされております。そういうことで、土地改良法では換地処分前の従前の土地について売買、担保設定等の処分行為を規制する規定はございませんので、売買、担保設定等はできますが、申し出、また同意をした地権者がそのことを隠して、その土地を売買したときは、買い主は土地改良法第113条により、売り主のした不換地等の申し出、同意を受け継ぐこととなりますので、売り主は民法第570条瑕疵担保の責任を追及されれば、その責任を負うこととなります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原 誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） おはようございます。教育委員会より、森議員のご質問にお答えいたします。

花房中部2期地区畑地帯総合整備事業は、平成20年度から平成28年度の事業でありますけれども、それに係る発掘調査を県より委託され実施するものでございます。調査区につきましては、農道や側溝、耕作地等の工法上、掘削や埋め立てにより失われる箇所について事業の工程に基づいて実施するものでございます。平成24年度につきましては、5,050㎡の調査を県から依頼されておりますけれども、委託事業のために、最終的に県の予算に合わせた範囲の調査となります。調査が終わり次第に、早急に県との協定を締結し、実施していく予定でございます。県圃場事業につきましては、事業の工程に基づいて事業主体の県からの依頼を受けまして、各年度ごとに協議を行い実施いたします。平成28年度に終了いたしますので、そのスケジュールに合わせて実施していく予定でございます。また、公共施設用地につきましては、開発計画に基づいて市が発掘調査を行うこととなっております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 非農用地の買い取り、それから着工ということに絡んだご質問であったかと思いますが、これは総合的に検討いたしましたときに、市の運営に携わるまた責任者といたしまして、この慎重に状況を見極めていかなければならない必要があると考えまして、所有権が確実に菊池市へ移転してからでなければ、ただいま部長答弁にもありましたように、従前地として、これは売買も担保提供もできるということでもあります。完成まで、この法的な権利が確定するまでは、いわゆるこの29年まではこの権利の移行ができないということで、それまでには売買等々が可能であるということからいたしまして、大変不安定な状況の中で議会へこの地に建物を建てるというようなことの提案もできないし、しかるに着工もできないとこのように考えまして、そのような方針を示させていただいているところであります。工事のいろんな手法としては、三者協定として、このことについては森議員もご指摘されましたように、これまで私も認めてきたところであります。しかしながら、現況といたしましては、土地所有権がほかにあって、菊池市に移転していない菊池市外の土地について着工ということについてはできないというのが変わらない私の方針でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 事業確定前に文化財調査というのは、昨年12月、事業確定

が4月11日とおっしゃいました。去年の暮れから調査は行われておったわけですが、確定前の調査というのは、それでいいかどうか、お答えを願いたいと思います。

2つ目、1期、2期、ここの工区を分けてありますけれども、工事費、減歩の清算は工区ごとでございますか、どうですか、お尋ねをいたします。非農用地の恩恵、先ほど冒頭に申し上げましたように、非農用地を売却することによって負担の軽減ということができるわけでありまして、それは2期地区の方のみでありますか、1期の方に不満はありませんか、お尋ねをいたします。

3番目、今、市長答弁なされましたけれども、隆博議員への答弁のときに47名の地権者が担保に入られたり、あるいは売る可能性があるというご答弁でございました。私はこの答弁を聞きまして、非常にこう憤りを感じたものであります。市長は、土地改良区の理事長でもあります。言うならば、換地委員さん方と相談をされ、基盤整備をされる農家の組合員の代表という立場でもあります。その方が買い手に対して担保に入れたり売却したりするというほうの代表であるわけでありまして、買い手に対してそういう行為があったならば、どちらもこれは、最初申しましたように開始前に確認をした事項でありますから、そういうことがないように図られるのが土地改良区の仕事であると、私はこのように解釈をしております。非農用地を創り出した場所も図面で確認しておりますし、買い手も市役所ということで、非常に信頼のおける有望な買い手であります。先ほど紹介しました説明書によりますと、もうほとんど公共用地、市が買ったり、あるいは農協が買ったりというようなときには問題はないと、こういうふうな説明であります。

以上、お尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再質問にお答えします。

事業確定前の文化財調査につきましては、事業主体の県に確認しましたところ、計画変更の法手続きに直接関係ないこと、及び同意徴集の目処が立ち、計画変更の見通しが付いたということで、県の判断で計画変更の確定前に着手されたということで確認をいたしております。

次に、花房中部地区の経営につきましては、平成11年度に地元推進協議会が結成され、受益面積153haで、事業採択に向けた推進が図られてきたところですが、平成16年8月に地元推進協議会で一部同意が徴集できないこと、また文化財調査面積が広範囲になり、計画期間内での事業完了に支障をきたす恐れがあることなどから、推進協議会で検討された結論としまして、できるところが事業

採択申請を行うため、計画区域を2分割して事業の推進を図るということで決定をされたところでございます。その後、1期地区につきましては、平成17年度、2期地区につきましては平成20年度、それぞれ地権者の同意の下、事業の採択をされ、別事業として着工をされたところでございます。その結果、換地、清算、非農用地の設定による受益者負担の軽減など別々となることにつきましては、地権者の皆様ご理解を得、1期地区につきましては本年5月に換地処分登記が完了し、併せて事業も完了したところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 創設換地によります非農用地区域内の公共用施設用地につきましては、非農用地区域の中にある不換地と、それから事業参加いただいております全員の方々から特別減歩でこの面積を確保することにしております。特に非農用地区域内の不換地の地権者の皆様方には多大なるご協力をいただきまして大変感謝をいたしているところでございます。また、不換地及び特別減歩は、換地処分公告の日の翌日から3カ月以内に金銭による清算という形で支払いが行われます。すなわち、今の現状といたしましては、花房中部第2期については、平成29年の完了後、3カ月以内に清算が行われるということで、その事前におきます清算、一部払い等々は発生しないものだ、このように思っております。そのためには、換地処分がなるべく早くスムーズにできること、計画どおりにできることが望まれるところでありますので、県及び地元の換地委員の皆様方と連携をしまして、見通しとしては平成29年3月の事業完了に向けまして取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

それから、どうして自然にできないかと言われますことについては、先ほど土地改良法によりまして、そういったことを説明をした上で売買そのものについてはできるということで、担保設定もできるということを申し上げまして、決して47名の方々の個別の中において誰かがどうあるんじゃないかなといったものでありません。菊池市が公の行為として行うのに相手方が確定していない、土地がはっきりしていないということではいかなものかということで、過日の森隆博議員にそういうことを終えて、三者協定で法的権利が菊池市が揺るぎないものがあるという根拠があればお示しくださいと、できればそういうことがあればですね、そういう方向性で考えていくことも可能であるということをお願いしたいということを申し上げたわけではありますが、法的な根拠はまだ今のところ示されませんし、私のほうといたしましても、これはやはり用地を取得した後でなければ、権利が移行し

た後でなければ、公共施設、建物を、数十億円のものを地上権設定をするということですからできないのではないかとということをお願いしているところであります。またこれまでもそうでありましたが、これからの平成29年末までにおきましては、まだまだやはりこの亡くなられる方もおられるでしょうし、それに伴う相続権も発生するでしょうし、相続者がまた海外におられるというのはよくある話でもあります。また、相続を放棄するという方もおられるかもしれません。あるいは、いろんなことを想定の中に入れながら、この菊池市の行政としての行為というものの後々になって法的な問題でいろんな市民に対して迷惑掛けるということにならないためには、やっぱりこのそういった方向が妥当ではないかということで、事前に対する着工はできないということをお願いしてきたところでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 相続でありますとか、担保あるいは売却ということ、いろんな問題があると思いますけれども、そういう問題を処理するのが、その事業地区の換地委員さん、あるいは土地改良区の人たちがまとめてやるわけでございます。市長はちょっと勘違いをしておられると私は思います。ぜひ買いたいと、ぜひやりたいというふうに当初からおっしゃっておったわけですから、先ほど文化財調査にもありましたように、それが本当であるとするならば、事業が確定したわけですから、もうその前に非農用地の区画に余り影響がないというふうに判断されたならば、もう基盤整備といいますか、地籍調査等は、遺跡調査等は済んどると思いますよ、早い話。それが普通創設換地のうまみといいますか、良い点でもありますし、長い間、法を下に大学の学者や、あるいは農業関係者、土地改良区の人達が一つ一つ苦労して積み上げてきた方法であります。それが結局どういうことかといいますと、地元の農家にもためにもなりますし、地域の発展にもつながるということでもあります。市長のお話を聞いておりますと、出口から類推しますとですね、基盤整備を活用してあそこには建てない工面をされておると、このように言われても仕方のないような答弁であると思います。換地処分前の事前着工がなければ、10年間では絶対基盤整備地区に物を建てることはできません。それは市長のおっしゃるとおりであります。としますと、市長は実現不可能なことをやるというふうに協定書でされたわけですか。これは非常に重要なことで、お答えを願いたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 実現できないものを私が約束をしたという、いわゆる確認事項の問題かなと思いますけれども、これも何度もこれまで申し上げてまいりましたけれども、合併当初におきましては、協議会においては私は菊池市の市長という立場におきまして、このグリーンロード沿い沿線ということで決まりましたけれども、これについて、いわゆる用地はどこだろうといった場合に、グリーンロード沿いはすべてがこういった農振であるし、また事業区域内に入ってくるということでもありますので、その中で個別の一筆買いをしたんでは、到底この無理であるということ、それであればやっぱり非農用地を創設換地として設定して協力をいただくということしかないだろうと。そのことが長年のまた花房台の農家の皆様方が期待をされております竜門ダムの動水、用水ということにつながるということで、事業を後押しする形にもなるということで、両方的な、双方向的な意味で庁舎用地が、相手先が土地改良区ということで、全体で話し合いをするんじゃなくて土地改良区と話し合いをすればいいと。土地改良のほうは、それぞれの構成農家の方々に対しまして事業費の負担軽減につながるということで公共用地が何ができようとも買っていたければ、それはありがたいことだということで方向性が出てきたということでもあります。だから、その段階におきまして、ちょっと議事録持ってきておりませんが、合併に際します小委員会につきまして、その中でも述べられておりますのが3年という数字はあくまでも努力目標ということを私には聞かせていただいておりますし、また泗水の泉田助役さんがその当時出ておられて、3年というのは無理があると、それでどんなに頑張っても6年ぐらいかかるだろうということの言葉がたしかあったと思いますが、それも3年努力してできなければ、あくまでも目標であるということで、6年という数字がたしか5、6年かかるということが出ていたと思います。そんなこんなで、合併したときに確認されていた年数というのは努力目標であるということをご承知だと思います。そのときから、それじゃ事業組合のほうは第2期地区の畑総の推進協議会のほうが確定的に事業推進ができていったかといったら、大変な山あり谷ありのなかであって、参加しないという方々が相当数おられて、結果的にはその参加しないという方々が外れたために、やっと100%の同意でスタートはしておりますけれども、その当時においては、もう事業はこれで断念するというまで何度も役所に役員さん方がお見えになりまして言われておりました。そういった中で、事前に三者協定を結んでやるなんていうことは、事業そのものがやれないと、こうまでおっしゃっていた中であります。それで結果的に、その参加されていない方々もおられる中でありますので、なおさらに慎重を期していかなければならないということをお知らせしているわけでありまして、最初から決めた本人があなたではないかと言われますればそうであるかもしれませんが

も、この意見としては無理な話であるということを申し上げてきたということを、繰り返しでありますけれども申し上げさせていただきたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 協定書につきましては、私も10回以上もう熟読しました。市長のおっしゃる部分もありますし、全く見当違いのこともございます。しかし、創設換地ということは、これはもうこの事業の大前提であったということは間違いのない事実として受け止められて、もう最初から市長が、あそこは嫌だということはもう言葉の端々にずっと出ておったわけですから、もう少しまともに、真摯に対応されれば違った展開にもなったろうと、このように申し上げ、次の質問に入ります。

ごみ処理について伺います。阿蘇広域事務組合では、大牟田リサイクル発電とのRDFの処理委託契約の更新をしないということを可決したという報道がございました。その中身は、平成14年の契約以来、3回の値上げでトン5,000円であったのが、もう1万2,500円になったという話であります。本市はどのようにしますか。泗水は環境保全組合で燃やしているわけでありましてけれども、わかりやすい処理費の比較等がありましたなら、それと併せて更新するか、しないかをお答え願いたい。これを1回目の質問にします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） RDFの搬入契約更新についてお答えいたします。

本市のRDFは、大牟田リサイクル発電所の燃料として、平成29年度まで処理委託契約を締結しております。この大牟田リサイクル発電所にRDFを供給しているのは、本市を含む2つの市と町、6つの組合の計8団体であります。この8団体で連携協議しながら運営しているところでございます。現在、関係機関で構成する大牟田リサイクル発電事業運営協議会において、契約が終了した後の平成30年度以降の発電事業の運営について協議を進めておりますが、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、新聞報道で阿蘇広域事務組合が契約終了後は不更新との決議がなされております。このことを受けて、さらには今後、先ほど言いました8団体等で協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。本市といたしましては、この協議の中で菊池環境保全組合との関係やエコヴィレッジ旭周辺住民の皆様方のことを重視いたしまして慎重に考えてまいりたいと考えているところでございます。

それと、菊池環境保全組合の焼却に係る費用とエコヴィレッジ旭の処理に係る費用の比較でございますけれども、平成22年度の実績では、環境保全組合の焼却に

1 t 当たり 2 万 6, 1 7 1 円かかっております。これに対しまして、エコヴィレッジ 旭では 1 t 当たり 4 万 3, 4 4 6 円となっており、これは単純に可燃ごみの処理に係る費用で、焼却後の最終処分等の費用は含まれておりませんが、対象人口やごみの量など、施設の規模が大きくなれば、当然単価は低くなるところでございますけれども、単純に今の金額を比較いたしますと 1 t 当たり 1 万 7, 0 0 0 円の差が出ているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○9 番（森 清孝君） 次に、泗水の可燃ごみの扱いを巡って、市と環境保全組合の関係がこじれ、全域加入が決まらないまま現行枠組みのままで処理場用地の選定がなされつつあります。市としては、今後どう対応されるのか、お尋ねをいたします。

二つ目。市は埋立期間処理短縮協定の有効性をめぐる訴訟を九州産廃に起こしております。そこには、資源ごみの分別や最終処分の委託をしているのも事実であります。仕事を委託している業者と裁判ということでもありますけれども、普通は人間同士でありまして、法人同士でありまして、訴訟関係になりますとなかなか離れていくといえますか、そこに仕事を依頼するなんていうことは普通はないわけでもありますけれども、現実、今そういう関係でございまして。この裁判がなれ合い裁判というふうになりはしないかという心配もされる向きもあるわけですが、どうですか、お尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 森議員の 2 回目のご質問にお答えいたします。

現在、議員よくご存じのとおり、菊池環境保全組合におきまして新たな焼却施設、最終処分場等の計画が上がっておりますけれども、これに関しましては本市のほうも予定地を上げているところでございますし、本市の考えといたしましては、市全域で菊池環境保全組合で加入したい考えは変わりございませんで、それでお願いしているところでございます。当然、菊池郡市一体となったごみ処理を実現することは、処理費用が単独でするよりも十分軽減されますので、今後とも強く要望してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、九州産廃との訴訟とごみ処理委託の関係でございましてけれども、あくまでも今回の訴訟は一部変更協定書の法的有効性を確認するものでございまして、会社とは既に委託契約も締結しておりますので、市のごみ処理業務につきましても、現在は適正に業務を実施されており、法令等も遵守されておりますので、今回の訴

訟内容で委託業務を取り消すということは現在のところ考えておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 次に、広報きくちのことについてお尋ねをいたします。

きのう葛原議員も広報きくちのことで、いい広報であるというふうに表彰を受けたということでお褒めがあっておりました。私もやっぱりいい写真だなというふうに思いましたので、お祝いを申し上げたいと思います。その広報でございますが、私たちは議会だよりというのを議員は出しているわけでありませけれども、いくつかの縛りがありましてですね、編集会議のほうから、これは議員さんがやっておられるわけでありませけれども、ここはこう訂正してくれとか、違うんじゃないやありませんかというような、ときどき指摘がございます。そういうのが広報きくちにはあるのかなというふうな単純な疑問が湧きまして、編集会議あるいは発刊までの段取り、いかがになっているか、お尋ねをいたします。

それと併せまして、市長の署名記事でもあります、庁舎建設の署名記事、このことにも1回目に聞いておきたいと思います。といいますのは、市長は市民の中で一番権限が強いといいますか、権限のある方でございます。ですから、なかなか勝手な振る舞いという語弊がございますけれども、その行動には自ずから市長自身、ご自身、時勢があつてしかるべきと、このように思います。打合せのときに職員には、例えば公用車をですたいなというふうな話をしたわけでありませ。市長専用車というのがありますけれども、休みの日に魚釣りに乗っていたり、子どもをキャンプに連れて行ったりということたまにはする先生もおられるらっしゃるございませけれども、そういうことは普通はあり得ないと。この広報につきましても、署名記事でもありますけれども、どう思つて市長は書かれたのかなということをお尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） おはようございます。それでは、私のほうから発行までの流れについてお答えいたします。

広報きくちの編集発行は、市長公室広報広聴係で行っております。市の広報に関する条例・要項などはございませませんが、菊池市総合計画の主要施策に位置付け、広報広聴活動の充実に向けて取り組んでいるところでございます。このほか、菊池市広報広聴方針や広報マニュアルを内規として作成し、広報業務を行っております。

まず、菊池市総合計画で掲げた広報広聴活動の充実につきましては、市民のニー

ズがますます多様化、高度化していることから、市としての施策に対する説明責任とともに、ニーズに沿った内容と身近な情報の提供の手段として位置付けております。

次に、菊池市広報広聴方針は、広報広聴の必要性やその主な方法、その他の留意点について記載をしております。市民総参加のまちづくりの推進における情報公開の重要性、特に広報広聴活動の充実のために、職員一人一人が広報活動の重要性を自覚し、それぞれの業務の中に広報広聴活動を位置付けることを基本方針といたしております。また、広報マニュアルにおきましては、広報きくちをはじめ、市のホームページやマスコミ、報道機関への取材記事の投げ込みなど、具体的な広報活動について説明をしており、広報に掲載できる内容などについても掲載をいたしております。

次に、発行までの段取りについて、7月号の広報きくちを例に説明をさせていただきます。7月号の広報原稿の締め切り日は、印刷までのスケジュールから5月29日までとしております。概ね発行日の1カ月前になります。原稿締め切り後の事務の流れを申し上げますと、印刷会社への入稿日が6月8日ですので、約10日間で各課より提出された広報原稿や自ら取材して原稿、写真などと共に内容確認、レイアウト、デザイン等の調整を行い、広報の形に仕上げて印刷会社に送っております。その後、校正を繰り返し、6月22日から印刷が始まり、6月27日は納品され、行政区ごとに仕分けた広報きくちが6月29日の区長文書にて発送され、市民の皆様のお手元に届くことになっております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 庁舎等整備に係ります広報菊池の文書に私のサインがあるのはなぜかとの質問であります。掲載した記事が自らの考えであるということを確認するためにサインをしたものでございます。サインは、条例の制定・改廃、またいろいろな関係者に対するお礼状とか、そういった書面にサインをする場合が非常に多うございましたが、とりわけこの庁舎問題だけをよりすぐってやったというわけではありません。また、何か紙面に私の個人的な私的なものが文脈にあったのかなと思って見たのであります。別にそういったものは私としては感じておりません。広報紙は、高度化する市民のニーズに対応して市民の皆様方のご理解と、そしてまた協力を得るために市の施策に対する説明責任を果たすとともに、そのニーズに沿った情報提供をすることが必要であると思っております。また、文字や写真を使って伝えますために、同じ情報が正確に伝わりますことや、印刷物として配布されま

すのでいつでも見ることができるなどのメリットがあるだろうと思います。広報きくちを私物化しているのではないかといったご指摘ではなかったかと思いますが、今申しあげましたとおり、合併以来、大変重要なこの課題であります庁舎問題でありますので、正確な情報を菊池市民の皆様へお伝えすべきであると考えて掲載したもので、決して私物にしているものではないとお答えしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 私ども議会の常任委員会の委員長報告と同列に扱うつもりは毛頭ありませんけれども、経過の報告と市長本人のお考え、入り交じって書いておられます。その中で、署名されておりますもんですから、職員読んでみて、その通りかなと思うような記事があっても、職員が書いたとなりますと市の考えといいますか、トータルの見解ということで数字にしろ、考えにしろ、そうかなというふうに思うわけですが、市長の立場ですと、政治家の立場といいますか、ある程度バイアスがかかったことを書いても、それは市長ですからというふうな面もあるのかなということでお尋ねをしたわけであります。いくつか気になる点を申し上げます。

用地取得がもう時間がないから間に合わないというのは、市長は市長の見解で申されますから、私は先ほど申しましたようにできるという立場ですから、ここはおかしいなというても、これは立場の違いで仕方ありませんけれども、例えば特例債が使い勝手がよくなったというふうなところあたりを見ましても、2011年オクトーバーと書いてありますから10月ですか、非常にこう読む人が読むと、この箇所は95%適用されるようになりました、その以前は36%低くというふうに読み違えをすることがございます。18年の9月総務部長の答弁では、70億円かかった場合、特例債を60億円充てられますというふうな答弁もあっておりますので、この辺はいかがかなと私は思ったわけであります。あるいは2012年の3月、今年の3月でありますけれども、凍結をした理由に、圃場整備の遅れ、用地取得が心配であると思ったというふうにも書いてありますけれども、凍結するときは財政問題だけで基盤整備の基の字も触れておられません。後から思い出されて書かれたのかもしれないけれども、こういうのも非常におかしいなというふうに、ほかの資料と読み合わせますとですね、感じるわけであります。

それから、最後に、終わりにということで泗水の運動のことに触れられております。私は先ほど申しましたように、菊池の若手がやりました、全力会議を傍聴したのでありますけれども、そのとき運動の会長、あるいは委員の方も出ておられました。その話と市長のこの終わりにという文章をつき合わせみますと、それはそれで

立場であることではありましようけれども、いささか、これはバイアスのかけすぎといえますか、市長のちょっと勝手が過ぎるような発言だなど、書き方だなど思ったわけであります。この問題、運動の問題の本質は、協定書にあったような庁舎が建たないということが問題の発端ではありましたが、その間の審議会と市長のやりとり、あるいは元町長と市長のやりとり、いろんなことを踏まえましてですね、結果、どうも市長の態度が真摯でないと、まじめでないとというふうな怒りを感じておられるのが、それよりも大きな原因ではなかろうかと私は感じております。市長は私よりも少し先輩ですから、ダム闘争で頑張られた室原知幸さんのことをご案内と思います。あの人は、公共工事というのは、法に適い、理に適い、情に適わなければならんというふうなことを何度もおっしゃっております。趣旨の立場から見ますと、そういう視点で見ますと、非常に憤りを感じる場面が多いと。もう少し執行部は泗水に対して真摯に対応してほしいというのが私の考え、気持ちであります。最後のまとめとしまして、市長の答弁をお願いします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 庁舎問題に対しますこの合併特例債の取り扱い等について触れられましたが、昨年の2月の議会月例会、またその後にかかれた各地区の地域審議会、またただいまご指摘がありました広報などによりまして、広くこれまで説明してまいりましたとおりであります。その内容につきましては、庁舎単独、いわゆる庁舎だけ、本当に庁舎単独の建設で、仮に事業費を35億円とした場合はということで、その35億円を条件とした場合に試算を行ったところでございますが、庁舎整備に係る起債制度の変更の前は、いわゆるその国が定めた標準の事業費というものがありまして、標準の事業費というのは標準の面積と標準の単価によって算出されるということでございます。例えば35億円とした場合には、その標準面積単価とした場合には、同じ95%ではございますが、仮に35億円とすれば、これは36%ぐらいに多分なるだろうと思います。全体事業費に占める合併特例債の割合が36%となります。すなわち標準とされる単価や面積に基づきます事業費というのは、実際の標準の事業費として国が認めている事業費というものは、実際の工事費からすれば大幅なといましようか、はるかにかけ離れた、実態に合わない標準事業費になっているということであったと言えるのではないかと思います。また、そのために23年度からこの制度の変更があつて標準事業費というものが撤廃されたということで廃止になったために、すべて、いわゆる実際の必要な事業費というものに対する95%になったということでこれまで説明がありましたとおり、今までの標準の事業費の約倍ぐらい、今まで先進事例としてはかかっていると。そ

うということによりまして、全体の必要経費の事業費の95%が可能となったということでございます。35億円の事例からすれば、この95%でございますから5%だけ持てばいいと、1億7,500万円ぐらいになりますか、それだけ先ほどのやつと比較すると相当な財政上の負担が軽減できると、こういうことであります。ご質問の平成18年9月の答弁において、その当時の総務部長が事業費に占める合併特例債の割合が87%になると言ったということでそのことだと思いますが、そのときの理由といたしましては、庁舎と、単独ではなくて庁舎プラス生涯学習センター及び保健福祉センターということを併せた複合施設と。さらに、外構工事などを合わせまして総事業費を庁舎及びそういった複合施設を入れて70億円という中で、財源を試算しております。だから、庁舎部分につきましては標準の事業費ということになりますが、合併特例債の試算を行って、その標準事業費から出しております。制度の変更前と同じであります、それについては。そのほか、複合施設として建設する生涯学習センター、また保健福祉センター、外溝、庁舎の供用・兼用部分、そういったものにつきましては事業費の95%について合併特例債を充当しておりますので、総事業費に占めます合併特例債の割合が87%と高くなっているということでもあります。こういったことで、平成22年度以前につきましては、総事業費や対象の面積、庁舎が単独であるか、複合的なものであるかなどの違いによって、合併特例債の全体事業に占める割合というものが異なってまいっておりますので、そういう意味で食い違いがあったのではなくて算出方法が変わってきているということでございますので、ご理解をいただきたいとおもいます。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） いい広報をひとつつくっていただきまして、市長には5万市民すべてに今少し真摯な態度で向き合っていただきたいとこのように思います。過日、山鹿のクリーンセンターの市長20%給与カットの報道がございました。できないときは、やっぱりああやって頭を下げることも必要であろうと、このように思います。市長はなかなか皆さんの代表ですから簡単にまた頭を下げるばかりが正しいとも少しも思わんわけでありますけれども、真摯さを要望しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） ここで、10分間暫時休憩します。

○
休憩 午前11時07分

開議 午前11時16分
○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 皆さん、おはようございます。午後とっておりましたけれども午前中になりました。10年先を見据えてといつも言っている坂井でございますが、合併協議でできた新市建設計画は、10年の計画でありました。合併して早8年目を向かえようとしている今日であります。10年というのはあっという間に過ぎてしまいます。皆様はどのようにお考えでございましょうか。今回は、市民の皆さんの声を中心に質問をしたいと思っております。

まず、合併前の合併協議で合併特例債を有効に活用すべく、10年間で総額429億円の新市建設計画投資的事業がスタートをしました。事業費の配分が全市共通で193億円、旧菊池市で142億円、七城町で44億円、旭志で39億円、泗水で68億円となっております。投資的事業とは、投資的事業としては、この新市建設計画投資的事業が合併の根幹と思っておりますが、市長としてはどのように受け止めておられますか、お伺いをいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 坂井議員のご質問にお答えいたします。

新市建設計画の基礎資料として作成されました建設事業計画につきましては、合併協議会の中で道路排水等の生活基盤の整備や新市において必要と考えられます公共施設の整備など、合併後の新市の一体性を図りながら、その緊急性、必要性を考慮して作成されております。この事業計画は、共通事業と標準財政規模の割合で旧4市町村の事業費の枠配分を考慮し作成されており、その後、平成19年2月には国の施策の動向や社会情勢の変化により、全体事業費削減を目的とし、見直しを行っております。毎年度若干の事業を追加・削除し、見直しを行ってまいりましたものが、現在の新市建設計画の事業計画一覧としてまとめたものでございます。この事業計画につきましては、合併協議会において協議され、旧4市町村の合意を得たものであり、新市に寄せられた熱い思いが込められた計画でありますので、合併特例期間の10年間で実施することが前提であると考えております。なお、国の施策や市の財政状況の動向等を考慮しながら、今後も随時見直しが必要になってくると思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） この点につきまして、市役所を退職された職員の方、そしてまた元議員の方、また区長さんの方々から七城の建設工事がほかに比べて非常に少ないがどうなっているんだ、厳しいお言葉をお聞きいたします。そこで、2番目の質問ですけれども、新市建設計画投資的事業の最新のデータ、旧菊池市、七城、旭志、泗水別の進捗率といたしますか、達成率はどのようになっていますか。

2番目の質問、多分七城町分の新市建設計画事業の進捗率は低いと思いますけれども、それはなぜ進んでいないのでしょうか。

3番目、新市建設計画投資的事業も平成22年度から見直され、七城分も後半の5年間で全半分を取り戻すべく事業額を増やしてありますけれども、それはどれぐらい達成できると思われませんか。

以上、2回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

平成19年2月に見直ししました新市建設計画の9市町村枠配分による事業費を基礎として、平成21年度末までの執行額で進捗状況を比較した結果、平成26年度までの総事業費は約347億5,900万円、うち平成21年度まで実施済額が140億4,600万円、執行率40.4%となっています。その内訳としましては、共通事業約40億1,000万円、執行率24.9%、旧菊池市約51億8,400万円、執行率57.5%、旧七城町が約12億4,300万円、執行率44.2%、旧旭志村が約14億8,900万円、執行率59.6%、旧泗水町が約21億2,100万円、執行率が49.3%となっています。議員お話のように、旧市町村間において枠配分に対する進捗状況にばらつきが生じております。その要因といたしましては、補助事業等により事業実施時期が集中したことや事業費の変更によるものが考えられます。特に七城地区につきましては、事業計画が今の実情に合わなくなっているものや用地確保等の問題で延期しなければならなくなっている事業等もございます。そのため、後年度に事業が集中しております。現在計画されている事業につきましては、すべての事業を実施することが前提であると考えておりますが、期間内に完了できる事業であるか精査を加え、緊急性や必要性並びに旧市町村間の均衡を考慮しながら事業の見直しを図る必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 菊池市57%、七城町44%、旭志59%、泗水49%となっているという答弁でございました。今後の七城町の事業展開としましては、主に基盤整備事業が一番多くですね、5億5,000万円、そしてまた道路改良、新古閑永田線、また宮園新古閑線などがあります、4億7,000万円ですか、約10億円ありますけれども、非常に事業展開が困難な事業でございます。後半に七城分の事業を上乗せして計画を立ててあるようでございますけれども、その10億円がもしできなかったら、もっと七城の進捗率といいますか、達成率は低くなるものと思っております。また、後半の事業で、菊池、旭志、泗水、まちづくり交付金ですか、今度は七城町が社会資本整備交付金事業が充てられており、しかしこの社会資本整備総合交付金事業は、七城ではなかなか事業展開がやりにくい、認可が下りにくい事業になっていると思います。

そこで、社会資本整備でできない事業は合併特例債で事業対応を望みたいと思いますが、いかがですか。

それと、合併債5年延長、いよいよ現実味をおびてまいりました。10年間でこの新市建設計画の事業を計画されておりましたけれども、もしものすぐできなかった場合は期間の延長をお願いしたいと思いますけれども、いかがですか。七城町、他の3市町村と比べて非常に進捗率が低くなる可能性がありますけれども、そのようにならないようなご努力をお願いしたいと思いますけれども、いかがですか。答弁をお願いします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 今後の新市建設計画事業への取り組みにつきましては、旧市町村の標準財政規模による枠配分を尊重いたしまして、緊急性や必要性、また旧市町村間の均衡を十分考慮しながら、優先順位により調整を図る必要があると、このように考えております。七城地区につきましては、とりわけこの建設計画の事業というのが非常に今ご指摘のとおり困難な事業が、大きなしかも事業であるということで、一つがなくなればパーセントが落ちるということでもありますので調整を図る必要があると思っております。七城地区におきましては、社会資本整備交付金事業の事業申請、それから採択を今年度予定いたしておまして、大変有利な事業債でございますので、合併特例債との併用というのが非常に大事だろうと思っております。平成25年度からの事業着手を目指しまして現在準備を進めているところでございます。この交付金事業は、市の財政負担を大幅に軽減を図るために大変有利なものとなっておりますので、新市建設計画との整合性を図りながら事業に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

また、七城地区以外の事業につきましても、新規事業を含めまして残された3年間のそれぞれ事業を詳しく精査いたしまして、財政状況を考慮しながら事業を進めてまいります。さらに5年間、ご指摘のように合併特例債の延長法案が濃厚になってまいりまして、国会での審議状況を注視しているところでありますが、地域審議会等の意見を十分踏まえた上で見直しを進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） よその地区よりも、決してたくさん事業はしなくてよろしゅうございますから、あまり遜色のないような事業額、達成率をよろしく願いたいと思います。

続きまして、農林振興について質問をいたします。市長は基幹産業は農業であると公言されております。また、昨日の一般質問で樋口議員も最重要課題だと、力強くご助言をいただきました。平成24年度の農林予算は23年度より4,800万円減となっております。そんな中で、若手後継者からの要望がありましたので、その点について質問をいたします。

まず、若手後継者のグループ活動組織4Hクラブの補助金が打ち切りになったそうでございますけれども、どのようになっているのか、説明をお願いします。

また、農林公庫の方が言っておられましたけれども、早く、人・農地プランに申し込まないと無利子融資ができなくなるので、なるべく早い申し込みが大事とのことでした。本市としてはどのように対処しておられるのか、質問をいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 坂井議員の質問にお答えいたします。

菊池市4Hクラブは、合併後におきまして旧市町村単位での組織が統一され、平成17年12月に設立をされております。補助金につきましては、平成17年度は42万円、平成18年度は40万円、平成19年度は2万4,620円、平成20年度は7万1,000円と、行政評価の改善提案書に基づき見直しを行いながら助成を続けてきておりましたが、平成21年度以降は会員の減少により組織自体が解散されておりますので、補助金も組織解散と併せて廃止をしたということでご理解をお願いしたいと思います。

次に、人・農地プランにつきましては、地域的なまとまりを持つ農業集落や地域エリアの皆様が高齢化や後継者不足及び耕作放棄地や農地の集積方法など、人と農地の問題について話し合い、5年後、10年後の地域の未来設計図を作成するとい

うことで、平成24年度からの新規事業というものでございます。未来設計図、いわゆる地域プラン作成後は、青年就農給付金や農地集積協力金、スーパーL資金の5カ年間の無利子化など支援を受けることができる制度となっております。人・農地プランの作成につきましては、本年になりまして国・県の事業説明会や県地域振興局単位での勉強会も開催されております。本市におきましても、庁内検討委員会を設置し、プランの作成に向けた推進方法や今後のスケジュール、推進体制などについて現在協議を進めているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 4Hクラブに関しましては、今、部長の答弁がありましたけれども、私の地域の方々は、何か4Hクラブ活動をやっているというふうなことを聞きました。執行部としては、その組織の人間が少なくなったから打ち切りじゃなくて、もっと大事に育てていくというようなことも考えてもらってはどうかと思いますけれども、どうでしょうか。

それから、人・農地プランに参加しないと、今、部長もおっしゃいましたとおり、青年就農給付金、そしてまた農地集積協力金、スーパーL資金の当初5年間の無利子化等にならないそうであります。これ議長に許可をいただきましたけれども、きょうの農業新聞に載っておりました。12年度のスーパーL資金の実質無利子化は、人・農地プラン、地域農業マスタープランに位置付けた中心経営体への優遇措置としていると。公庫の方がおっしゃっていましたが、予算も600億円が300億円に削られていると。これは早い者勝ちだと。遅くなったら対応できませんよというような指摘を受けました。本市としては、多分よその市町村より早く対応されておられると思いますけれども、いち早く手を挙げられて申請をしていただきたいと思いますが、ご答弁をお願いします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再質問にお答えします。

平成21年度菊池市4Hクラブ解散後も七城4Hクラブは、菊池郡市で組織されている菊池地方4Hクラブ連絡協議会の七城支部として、飼料米の買い取り受託や軽トラ朝市における販売・出店など現在も活動を続けられております。しかし、合併協議におきまして団体に対する補助金につきましては、同一または同種の団体に対する補助金については統一できるよう調整するものとする。旧市町村において同一団体があり、一部の市町村のみが交付を行っている補助金等については廃止を含

めて新市において調整するものとなっておりますので、新市としての4Hクラブを解散された経緯をふまえ、七城4Hクラブに限って現在補助金を支援するというのは現段階では大変難しいものがあると考えております。しかし、4Hクラブはこれからの農業を担う貴重な農業後継者団体であると考えておりますので、七城支部のみで活動に収まることなく、新市全体まで枠を広げた仲間づくりを再度行っていただき、合併当初のような菊池市4Hクラブとして各種イベントへの参画、会員間での交流事業など、活発な活動を図っていただけるよう、現在相談に応じているところでございます。

また、人・農地プランの取り組みにつきましては、先ほどお答えしましたように、現在、庁内検討委員会を設置し、プランの作成方針や年間スケジュール等について協議を重ねているところでございます。今後のスケジュールとしましては、プラン作成の実働部隊となりますプロジェクト班の設置や集落説明会等を開催し、事業推進を図っていきたいと考えております。

また、スーパーL資金の活用を検討されている農家もおられるということも確認をいたしておりますので、できるだけ早くプラン作成に取り組むことができますように、地域集落の皆様や関係機関との連携を図り、協力体制を確立していきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 4Hクラブ、市としてもですね、将来の菊池市の農業を担って立つ若者でございます。どうか本市としての支援、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、人・農地プラン、ぜひ早急なる申請、よろしくお願ひをいたします。

さて、今年度の予算でも土木費は19億円ほど増えました。先ほども申しましたとおり、農林予算4,500万円ほど減額されております。市長の方針で誕生したブランド確立のためにできたブランド推進室、大変期待をいたしております。せっかく掲げられた施策でも、ブランド推進の予算が1,882万2,000円では、私は思いますに少ないのではないかと思います。産物のPR、ブランド化も、地元熊本でも大事でありますけれども、大消費地東京、大阪等で勝負せねばなりません。全国区になって、本当のブランドだと思います。今ある数少ないブランドの価値をもっと上げ、地元生産をいかに確立するのか、いかに効果的にそのイベントを打つのか、またそれをいかに全国のメディアに載せ、いかに全国の消費者に発信するのか、簡単なことではないと思います。だから、予算も必要だと思います。本市の農業の

将来がかかっています。そのためにも、農林予算の増額、そしてまた市長の目玉施策にも掲げられましたブランド推進費の大幅なアップを考えるべきだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 大変力強いご理解のお言葉をいただきまして、誠にありがとうございます。ブランド推進課の本年度の予算は約1,900万円の事業費となっております。具体的な事業につきましては、菊池ブランドづくりのために東京、それから福岡などの都市圏におけますところの市場調査を行うための旅費、または本市PRのためのメディア活用事業費、福岡の大手百貨店において本市物産の販売、PRをするための販路開拓委託事業費、菊池市地域ブランド推進協議会や菊池ブランドづくりに関する商品開発や商談会等に係ります市単独の補助事業などを計上させていただいているところでございます。本年度は、ブランド推進協議会のブランド戦略等、6月早々に実施します菊池ブランドづくりに関する農家の意向調査に基づいて関係各課及びブランド推進協議会と連携をいたしまして、菊池ブランドの確立に向けた効果的な事業を実施してまいりたいと、このように考えております。今後、ブランド推進協議会事業や販路拡大事業、また商品開発などにおいて、現行予算以上に、さらに必要になるようなことになれば、予算の増額もお願いしたいと思っておりますので、またその折りにはよろしくご理解のほどをお願い申し上げたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） ブランド推進協議会も発足され、いよいよ実働に移すときが来たと思います。思い切った予算措置をお願いしたいと思っております。

3番目に新庁舎について質問いたします。これも市民の皆さんの意見を反映すべく質問したいと思います。新庁舎建設にあたりましては、これは本年の3月ですか、市広報でニュースフレッシュ、新庁舎建設整備経過を報告しますということで、本庁舎の耐震補強増改築を基本に、案2の本庁舎の耐震並びにリニューアル工事に合わせ、分散している第2庁舎、中央公民館を含む第3庁舎及び第4庁舎を統合し、本庁方式としたときの職員配置を考慮し、不足する面積を増築する方向で進めることと判断しましたというようなことを市民に向かって発表をされました。さっき森さんの質問でも言われておりましたけれども、やっぱり市の広報というのは市民の皆さんがご覧になります。そして、また5月25日金曜日、熊本日日新聞に菊池市

現庁舎整備へ費用試算総事業費42億円から46億円台というような記事が掲載されました。庁舎増築に関わる費用を20億円から21億円、生涯学習センター併設を含んだ事業費を22億円から23億円ですか、と試算しているとうたってあります。市の案では、現庁舎側の別館3棟と中央公民館を老朽化のため解体し、別館生涯学習センターの複合施設1棟を建設と書いてあります。これ、市民の方も私にそうおっしゃったのですが、私もそう思いますけれども、本市の広報では、本庁舎を耐震リニューアルし、さっき言ったことですね、第2、第3、第4を統合し増築すると発表をされました。辞書を繰ってみますと、増築とは今までの建物に新しい部分を建て加えることと載っておりました。これが一般的で、ほとんどの市民の方は、そのように思っておられるかもしれません。また、市民の中には財政が悪いので庁舎は建てなくていいという人もおられます。大半の方は耐震リニューアル、増築なら費用も少なく済むからとか、ほとんどの市民の方は費用が少ない耐震リニューアル増築と思っていたはずであります。ところが市長は、本庁舎のほかに21億円から22億円を掛けて別館新設と新聞には載っております。市民に正確に伝える説明責任があると思いますが、いかがでございますか。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 初日に工藤議員の一般質問でお答えいたしましたとおり、事業費につきましては庁舎整備事業費に限って比較してみますと、案の1で約21億2,000万円、案の2で20億4,000万円、案の3で約20億円と、このようになっておまして、法外な当初計画の30億円とか40億円とかと算出されました額と比較いたしますと高いものではないと、このように思っております。また増築の考え方でありまして、現在の庁舎は本庁舎のみでは執務面積が不足することから、第2庁舎より第4庁舎までが隣接地に配置されているということでありますので、市庁舎として一体的に運用されておるわけであります。そもそも本庁舎敷地内だけでは必要面積を確保することは困難ですので、これは別の棟を建築をせざるを得ません。その方式につきましては、整備方針に反するものではないと、このように考えております。

次に、生涯学習センターということにつきましては別に考えるべきではないかのご意見でもございますが、中央公民館を含みますところの第2庁舎から第4庁舎を統合する整備方針としておりますので、中央公民館と第3庁舎にあります図書室というものを解体することになります。そういったことからいたしまして、合併当初から新市建設計画の中で計画をされておりました公民館の機能と、それから図書館機能をもった生涯学習センター建設というものは、今回の庁舎整備に併せて整備

したほうが効率的で有利なために、庁舎に併設することで提案をさせていただいているところであります。そのメリットとしましては、会議室とか研修室だとか、トイレや階段というものを供用、あるいは兼用するということで建築面積を抑えることができる。それぞれに建設した場合よりも事業費が安く済むと、つくということでございます。また市民の方々におかれましても、用務でお見えになりました場合に、市役所、それから公民館、図書室というものが同じ場所にあると、1カ所で済ませることができるということからいたしましても、利便性を高めることが可能であるということで、このような1案、2案、3案というものをお示しをしているということでございます。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） いろんな考えもあらわれるかと思えますけれども、市民の方には正しく、わかりやすく説明をしていただきたいと思います。

2回目の質問はいたしません。次の質問に移りたいと思います。

中山間地振興について質問をいたします。統廃合跡地利用と地域振興策はということで、今議会でも東裕人議員、そしてまた葛原議員がしっかりと質問をされました。また、昨年からの多くの議員の質問・要望がとても多い案件でもございます。統廃合跡地利用と同地域の振興策はどのように進められておられますか。1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 学校土地利用につきましては、平成24年度から学校教育課と企画振興課が中心となって進めております。統合の対象となる4つの小学校につきましては、現在教育財産でございますので、維持管理費は教育委員会の所管となっておりますが、平成25年度は市長部局の財産として管理をしていく必要が生じてまいります。このようなことから、現在担当課レベルで跡地に関する今後の管理のあり方を含めた現状の分析や情報の共有化を進めているところでございます。まずは、庁内の関係課で構成する菊池市学校跡地利用検討委員会を組織しているところでございます。本日の新聞等でも掲載されていましたが、昨日から都市農山漁村交流活性化機構主催の全国廃校活用現地セミナーが水源交流館で開催され、九州での活用事例報告や意見交換会などが本日まで行われております。そのような内容も含めまして、地元の区長さん方との話し合いの中でも紹介をしながら、今後の推進体制についてのご意見を伺いながら進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） もうこれは何年も前から議員の皆さんが言っておられました。今のところ、やっと方針が出たような状況ではないかと思えます。地域の方々の協議は、まだしてないんですね、してないとのこと。遅くはございませんか。いつになったら関係地域との話し合い、持てるのか。早急なる関係地域との協議会立ち上げが必要であると思えますが、いかがでございますか。

統廃合地域では、有利な辺地債の利用ができます。早く地域の方々と協議会、プロジェクトチームなどをつくりですね、日本でももう見本となる、お手本となるような自治体もあると思えますので、そういった選考事例を参考にするための勉強会、協議会を開き、また先進事例を見聞するためにも、先進地視察等が必要であると思えます。そういった視察費用も発生をいたしてまいります。早急なる市の対応、支援が必要だと思えますがいかがですか。質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

最初のご質問でお答えしましたとおり、4校統廃合後の跡地利用に向けましては、学校教育課と企画振興課と協議し、区長さん等との地域の代表者の皆様との話し合いの場を早期に設けてまいりたいと考えております。その話し合いの中で、各校区のそれぞれの地域の実状が違いますが、議員のほうからお話ございましたように、プロジェクトチーム等についてのご要望がございましたら、そのような組織の設置につきましても視野に入れながら先進地事例を説明しますとともに、視察等の事業も併せて推進してまいりたいと思えます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 早急なる対応をよろしく願いいたします。

最後になりますけれども、これも市民の皆さんの意見がございました。現在、中国泗水県、韓国清原郡、韓国金堤市、岩手県遠野市、宮崎県西米良村、合わせると実に5つの友好姉妹都市が本市にはあります。市として友好姉妹都市交流についてどう思われていますか、質問をいたします。

また参考に、近隣の市町村は姉妹都市提携などはどうなさっておられますか、類似団体でも結構ですので答弁をお願いします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 姉妹友好都市についてのご質問にお答えいたします。

近隣市の姉妹友好都市の状況についてでございますが、議員ご指摘のとおり、お隣の合志市には国内外共に姉妹友好都市はなく、阿蘇市におきましても平成17年を合併を機に、国内外の姉妹友好都市を解消され、現在は無いとのことでございます。一方、山鹿市におきましては、合併前のそれぞれの市町の姉妹友好都市を引き継ぎ、国内では兵庫県の赤穂市と姉妹都市を、岡山県の高梁市、高知県の四万十町と友好都市を締結し、海外ではオーストラリアのクーマ市と姉妹都市を締結しており、そのほかにシンガポールのノースランド小学校との間で10年以上にわたって小学生の交流事業を実施されているとのことでした。また、玉名市におきましては、日本国内には姉妹友好都市はなく、中国の遼寧省瓦房店市と友好都市を、さらにアメリカアイオワ州のクラリダ市と姉妹都市を締結されているそうでございます。

次に、本市の姉妹友好都市との交流に関しましては、現在国内では宮崎県の西米良村と姉妹都市を、岩手県の遠野市と友好都市、海外では韓国の金堤市と清原郡、及び中国の泗水県と友好都市を締結して交流を行っているところでございます。歴史を踏まえた2つの国内都市の交流はもちろんですが、九州新幹線が全線開通し、今後の誘客がさらに見込まれる海外友好都市との交流も市民のまちづくり意識や国際化の促進、人材育成の面からも、今後とも積極的に進めるべきものであると思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 市民感覚はいろいろでございます。必要だという市民もおられますし、5つはちょっと多すぎるんじゃないかという市民もおられます。もちろん、この交流も市民の税金を使った交流でございます。本市の現状、これは人口減少、中心市街化状況、温泉宿泊客の減少、農林業の不況など、地元産業、経済の活性化対策は急務でございます。こちらにもその分の力を注ぐべきだと思います。果たして市民に対してこの姉妹都市、費用対効果は十分あるのか、疑問に思われている市民も多々おられます。こんなにたくさんの友好姉妹都市交流が市としては必要だと思っておられるのか、最後の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 現在、本市の5つの姉妹友好都市につきまして、費用面からも多いのではないかという市民の声があるというご指摘でございますが、私は直接お

聞きしたことはございません。これら国内外の5つの姉妹友好都市につきましては、実質本市の合併前の姉妹友好都市ということで、それぞれの町が取りもつ縁があったということで、それを引き継いでいるものでございます。先ほど総務企画部長の答弁にもありましたように、一部の例を省きまして、近隣の多くの市が合併前の姉妹友好都市を新市になっても引き継いでおります。それがそれぞれの市としてのスタンスでありまして、他市の状況からいたしましても多すぎるというものとは言えないと考えておりますし、また友だちは多ければ多いほどいいのではないのかなと思うところであります。国内外を問わず、また友好都市であるか否かを問わず、人と人との交流というその促進につきましては、単なるお金に換えがたいものがあるのではないかと思います。坂井議長も副議長として昨年韓国2都市を尋ねていただきましたけれども、言葉や歴史、あるいはまた文化、社会体制も越えまして、相互の理解が深まったものであると思っておりますし、そういった意味で連携交流の推進というものにつきましては、本市の後期基本計画の9つの柱の一つにも掲げておるところであります。ご指摘のように、農業を始めとする本市の主要産業の活性化策を重要課題として推進していくことはもちろんであります。こういった国際化の時代におきまして、交流事業の重要性についても市民の皆様方のご理解を得られるように、さらにまた努力をしていかなければならないと思っております。なお、またお考えと逆行するかもしれませんが、議長のほうからも既にご報告がっておりますように、七城町の西郷さんを縁といたします奄美大島龍郷町との交流締結というものを目前にいたしておりますことにつきましても、この場を借りまして、またご報告させていただきたいと思っております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） いろんな市民の方もおられます、いろんな意見もあると思いますけれども、その声にも耳を傾けて、よろしく願いしたいと思っております。

終わります。

○議長（山瀬義也君） ここで、昼食のため暫時休憩します。

○

休憩 午後零時06分

開議 午後1時28分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 皆さん、こんにちは。本定例会最後となりましたけれども、しばらくの間ご静聴、よろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、道路整備、市道伊倉黒仁田線の整備の進捗状況についてですが、この路線につきましても、これまで何度も質問、要望させていただき、現在、千畳河原部分は改良が進んでおります。今後も整備が進むと思われませんが、現状と今後の計画を詳しくお示してください。

次に、黒仁田生味線についてお尋ねをいたします。この路線につきましても、国道387号線、生味区から木佐木区へのアクセス道路として必要不可欠な道路であり、これまで生味区から木佐木区までは拡張整備が進んでおりますが、木佐木区から滝黒仁田区に至る部分が未整備となっており、これまで地域住民の方々も整備の継続を要望しておられます。私も平成23年6月の定例会において、改めて質問・要望させていただき、そのときには地域内であります伊倉黒仁田線の整備を進めておりますので、その整備が完了した時点で路線の整備計画を進めてまいりたいとの答弁をいただいております。今回、部長も代わられましたので、確認も含め質問をさせていただきますが、現在の取り組みを具体的にお示してください。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） それでは、木下議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、市道伊倉黒仁田線の進捗状況でございますが、平成20年度より滝地区から細永橋までの1期工区約700mの道路整備を進めており、今年度に延長260mの工事をもって完了となるところでございます。終点側の細永橋の取付区間におきまして一部用地取得ができていないところがございます。暫定的な整備となるところでございます。しかし、今後も地権者の同意が得られますよう、引き続き協議を続けてまいりたいというふうに思っているところでございます。

また、滝地区から伊倉地区までの2期工区でございますが、約900mにつきましても、平成25年度から測量設計に取り組み、関係地区の皆様と十分協議を行い、用地取得等にご理解とご協力をいただきながら、整備期間5年を目標に推進してまいりたいと考えているところでございます。

次に、黒仁田生味線の整備でございます。先ほど議員がおっしゃられましたとおり、木佐木地区から細永橋までのあと残り800mが未整備区間となっているところでございます。今回、市道伊倉黒仁田線の整備を優先的に行いまして、整備が完

了しました後、本線の整備計画を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。伊倉黒仁田線につきましてはですね、あと千畳河原の横の部分から細永橋までの部分はあと700mですかね、残っているということでございます。それと、あと2期工区の滝集落を含め伊倉までの部分については、あと900m、計画的にはもう5年ぐらいかかるということでございますけれども、あそこの伊倉橋部分についてはですね、大分勾配がありますもんですから、地元のほうの要望もいろいろ今後出てくると思いますので、地元説明会においてもしっかりそういうのも受け止めていただいて、進行していただきたいと思います。

それと、木佐木区から滝、黒仁田部分までの約800mでございますけれども、最終的にはやっぱり辺地総合整備計画などできちんと整備計画をもって推進していくような状態になると思いますので、いずれにしましても早め早めに調査費等も付けていただいて、その整備計画の中に入れていただきたいと思います。よろしくお願いしておきたいと思います。

それでは、次に公園整備、千畳河原河川公園の整備についてお尋ねをいたします。千畳河原は、菊池川上流の滝集落に位置し、自然石が石畳状に存在しており、夏には多くの家族や若者が涼を求めて、県内はもとより、県外からもたくさん訪れており、菊池市の素晴らしい自然を生かした観光地として注目を集めております。特に近年は、先ほど質問しました伊倉黒仁田線の整備によって駐車スペースが取れるようになりましたので、観光客も増加しております。また、産さん滝、産さん神社までの農道も整備が進んでおります。市としても、今後の観光地として十分認識して、さらに整備をする必要があると思われませんが、今後の整備計画をお示しいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 木下議員の質問にお答えします。

千畳河原河川公園の整備の今までの経緯につきましては、平成10年度に熊本県が事業主体で、平成12年度までの3カ年間、迫龍地区中山間地域総合整備事業の公園整備ということで、トイレ、東屋、駐車場の整備が実施されております。その後、県水力発電施設周辺整備地域交付金を活用し、平成13年度から平成22年度

までの継続的な事業として順次整備が進められてきたところでございます。整備の内容としましては、当該公園の進入路と駐車場及び産さん神社までの遊歩道160m並びに産さん滝展望所の設置、東屋、ベンチ、転落防止柵等の工事を総事業費約4,000万円で、千畳河原河川公園一帯の整備が一応完了したところでございます。また、地元の滝集落と滝千畳河原護岸雑草処理及び農村公園管理業務委託契約を締結し、管理を現在お願いいたしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。これまでですね、約4,000万円近くかけて整備がずっと行われているわけでございます。地元とも多分トイレ等の清掃とか、そういうのの業務委託だと思いますけれども、私は地元でございますもんですから、地元の方々にお聞きしますと、あそこが、先ほども申しましたように、道がある程度整備ができましたもんですから、非常にお客さんも増えたと。イコールごみ、そういうのも増えてきているわけですね。それと、アシがですね、千畳河原、地元のことはアシがたくさんあるもんですから、アシ河原にならんごとということで表現をされていますけれども、アシがものすごくやっぱり増えているもんですから、地元の方々も非常に高齢化なもんですから、清掃をやっておられますけれども、非常に危険性もあり、また非常に大変だということで、この整備につきましては市のほうである程度の管理を含めてきちんとした整備をやっていただけないかという陳情が上がっております。その旨で、今回質問を改めてさせていただいたわけですが、先般私どものこの菊池トラベルナビまるごと菊池というのにきちんと千畳河原河川公園という形で紹介もされておりますので、今後お客さんも増えてくると思います。そういうことも含めてですね、ぜひとも抜本的な管理といえますか、整備の計画を考えていただきたいと思います。

それと、産さん神社もですね、非常に歴史のある神社でございますので、今後はああいとお産の神様としてのあれもありますから、観光客も増えてくると思いますので、そういうところの整備、それと東屋等がつくってありますけど、トイレもありますけど、トイレ等も非常に汚れております。そういうのも抜本的にやっていただきたいと思います。

その点について、何かお考えがあればお答えをいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再質問にお答えをさせていただきます。

千畳河原河川公園に設置されております、今、議員からご指摘がありましたトイレにつきましては、現地を確認したところ、昼間でも薄暗い状況ということで確認をいたしておりますので、明かり窓等の設置につきまして、早急に実施をしたいというふうに考えております。また、桜等につきましても数本枯れておる状態もありましたので、これにつきましても補植を検討しているところでございます。

次に、アシが繁茂しております千畳河原につきましては、地元滝集落に委託で刈り払いのみの管理をお願いしているところでございますが、高齢化等で存続できない状況であるということは確認をいたしているところであります。アシの除去につきましては、河川の管理者であります県や漁協との協議も必要でありますし、面積も約1万5,000㎡と広大でありますので、今後検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。いずれにしても早急にできる分についてはですね、早急に対応していただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、次に便利カー、あいのりタクシーの利用者の状況、反応、課題についてお尋ねをいたします。高齢化が進む中、住民の生活交通をどう確保するかが中山間地を抱える菊池市としては重要な施策であります。市は、全国に先駆けて便利カー、あいのりタクシーを導入し、県内では成功例として評価を受けております。しかしながら、昨日葛原議員の質問にもありましたように、地域住民の価値観の違いもあるようであります。そこでお尋ねいたしますが、現在の利用者の状況、市民の反応、また市民からの改善の要望等の課題についてお示しをいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） あいのりタクシーの利用状況についてお答えをいたします。

議員お話のように、本市の交通体系の構築につきましては、国土交通大臣表彰を受賞したところであり、全国でも菊池方式として知られ、多くの自治体をはじめ団体から先進地としての視察研修を受け入れているところでございます。本市のあいのりタクシーの状況でございますが、現在公共交通空白地域であった水源地域、龍門地域、泗水西部地域、泗水東部地域、旭志東部地域の5つの地域に順次運営をい

たしております。実績といたしましては、平成23年度の水源地域線が延べ利用者数6,443人、1便当たり7.85人の利用となっております。1便とは8時の便など、一つの時間帯を意味しています。平成22年度実績と比べますと、延べ利用者数7,225人、1便当たり9.01人で、延べ利用者数782人、1便当たり1.16人の減と減少傾向でございます。しかし、本市のあいのりタクシーにおきましては、ほかの公共交通と比べましても減少傾向が緩やかであり、未だ多くの方の需要がございます。

次に、龍門地域線ですが、平成23年度の延べ利用者数2,181人、1便当たり3.01人で、平成22年度の延べ利用者数2,830人、1便当たり3.70人で、延べ利用者数649人、1便当たり0.69人の減と、こちらも減少傾向でございます。

次に、泗水西部地域線でございますが、平成23年度の延べ利用者数1,140人、1便当たり2.01人、平成22年度の延べ利用者数1,148人、1便当たり2.05人で、延べ利用者数8人、1便当たり0.04人の減ですが、ほぼ横ばいでございます。

次に、泗水東部地域線ですが、平成23年度の延べ利用者数1,436人、1便当たり2.43人、平成22年度の延べ利用者数1,140人、1便当たり2.06人で、延べ利用者数296人、1便当たり0.37人の増と、この地域につきましては増加傾向でございます。

次に、旭志東部地域線でございます。平成23年4月からの運行開始でございますが、年間利用者数514人、1便当たり1.46人となっております。地域ごとの利用者減少や増加につきましては、人口の推移や自家用車利用の増減など様々な要因が考えられますが、今後も利用低迷とならないよう利用促進のための効果的なPRなどに努めてまいりたいと考えております。

改善等の要望については、特別に上がってきておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。私にはですね、ある面ではどこでも降りられないとか、予約の問題とか、いろんな改善についての要望は上がってきているんですね。市役所のほうにもそういうお願い的なものはしたということで、私も聞いていたもんですから、改めてそういういろんな課題があるだろうという形でちょっと質問させていただいたんですけれども。ここに長洲のきんぎょタクシーというのの記事がずっと連続で、最初スタートしたときから、その運行状況までの

まとめたのが熊日に掲載されておりましたけれども、どこでも乗り降り自由という形ですね、結局ドアからドアへ自由に乗り降りできる県内初の完全デマンド型ということでございまして、私もちょっと時間がなかったもんですから直接長洲のほうには確認はしていないんですが、一つの事例なんです、私の知り合いの親戚の方がたまたま桜山のほうに引っ越しをされた。今まで菊池市内にいらっしたもんですから病院は菊池市内だということで、桜山からあいのりタクシーで乗っていくと、基本的に泗水町のほうの病院まであいのりタクシーはできないということなんです。だから、直接菊池の病院には行けないと、そういういろんな問題もやっぱり出ているわけですね。それはもう既存のバス路線とか、そういう問題もあるでしょうけれども、先進地ということで評価を受けている菊池市でございまして、そういう改善的なものも含めてですね、やっぱり地域の住民のニーズに合わせるような改善策も今後は必要だと思いますので、そういうことについての協議をさせていただけるのかどうかも、ちょっとお尋ねしたいと思いますがよろしいでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

お話のように、泗水桜山から菊池のほうの病院への利用というふうな形の流れて、そういう路線ができないかというお話かと思えます。泗水西部地域及び泗水東部地域線につきましては、それぞれの地域と泗水地区の街中及び桜山の3施設等を結ぶような形で運行いたしているところでございます。議員ご質問の泗水地区と菊池の市街地を結ぶような路線につきましては、現在熊本電気鉄道株式会社が路線バスを運行しております。葛原議員のご質問でもお答えいたしました、既存の路線バス沿線に新たな公共交通を競合させることは、国の許認可が得られません。そのため、泗水地区から菊池の市街地の間のあいのりタクシーの導入は、現在のところできないこととなっております。今後とも利用者の皆様の公共交通の利便性の向上に努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。いずれにしても、そういう路線バス等の競合の問題とかいろいろあるでしょうけれども、高齢者にとってですね、そのバスの乗り降りが大変だからこそ、そういう改善のお願いを地元住民の方はおっしゃるんだと思いますので、先ほど長洲の例も含めてですね、やはり改善するところはですね、やっぱり改善をできるように努力をしていただきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

それでは、次に小水力発電事業の具体的な取り組みについてお尋ねをいたします。この件につきましては、平成23年6月定例会から小水力発電事業の取り組みとして質問・要望を何度もさせていただきました。また、これまでに葛原議員、水上議員、中山議員からも小水力発電について質問をされました。しかしながら、市としては市長の平成24年度の施政方針にも小水力についての取り組みについては触れておられなかったように、関心はないように思われます。福島第一原発事故以来、脱原発の世論を背景に、再生エネルギーの導入を地域特性に応じて進め、農村漁村の保全や地域の振興、新たな産業創出につなげる計画を国・県が進めております。今回は、改めて市として具体的に小水力発電事業の取り組む考えがあるのか、ないのか、お尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 小水力発電について答弁させていただきます。

これまで企画振興課で所管しておりました新エネルギーに関する業務は、本年度より環境課へ事務移管し、現在住宅用の太陽光発電システム設置費補助を中心に業務を進めているところでございます。議員おっしゃいましたとおり、現在日本のエネルギー政策も大きく見直され、再生可能エネルギー法が施行され、太陽光発電、風力発電、地熱発電、水力発電など、新たなエネルギーに大きな関心が寄せられていることは十分承知しているところでございます。ご質問の小水力発電につきましても、新エネルギーの一つとして注視しているところでございます。今後、小水力発電の様々な意味でも、何らかの形で、例えば環境学習とか、そういうのも含めまして小水力発電事業ができないか、調査研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。所管もですね、環境課というか、そちらのほうに代わったということで、いよいよ陰に隠れていくといえますか、メインじゃないようになっていくような状況が感じられます。やはり私どもの地元のやっぱり中山間地は、農業用水路がたくさんございまして、先般市長の3月の答弁の中にも、原井手と古川兵戸井手のほうの調査的なものは県のほうの委託を受けてやったと。しかしながら、対応的なものが、要するに売電先とか、水利権の問題等でなかなか難しいということでもございましたけれども、私どもとしてはですね、や

っぱりこういう中山間地のその農業用水路等を活かして、逆に市のほうが県とかそういうところに逆をお願いをしてですね、やっぱり独自のプロジェクトでも立ててやっていくような状態にしないとなかなか実現は難しいと思います。鹿児島のはですね、基本的に鹿児島県内40カ所に小水力発電施設建設ということで、これは最終的には民間企業が出資する九州発電というのが発電事業を担うということなんですけれども、発電施設の地元集落の住民に水路の点検など管理の一部を依頼し、維持管理費は水路の使用料を支払うと、そういうことになっておりますので、いずれにしてもその地域のやっぱり雇用とか、やっぱりそのいろんなその使用料をいただきますので、活性化につながってくると思うんですよ。だから、やっぱりこういう鹿児島も含めて、熊本県も、蒲島知事も一生懸命自然エネルギーを頑張っておられます。農業用水路については、阿蘇市がですね、県独自の県出資でやっておられますので、ぜひとも菊池市もですね、そういう形でやっていただきたいと思います。せめてですね、先般、五木村の役場の前に小さな流れでも発電できますということですね、費用は170万円ぐらいで地域特性にあったエネルギーとして小水力発電を推進している村が啓発のために総事業費170万円を取り付けられております。私どもの菊池市のすぐ横にも水路がありますので、啓発の意味も含めてですね、そういう施設をつくる考えがあるのか、ないのか、市長にちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 小水力発電の取り組みに関する現状につきましては、ある程度の規模での水力発電であれば、設置場所や電力の利用、またコスト面などで、様々な面でクリアすべき課題がたくさんあると、このように考えておりますが、議員ご指摘の規模の小さな環境の啓発、あるいはまた環境の学習などに活用するようなモデル的な小水力発電事業につきましては、先ほど部長のほうから答弁いたしましたように、あくまでも啓発、環境学習というものからいたしまして、今後調査研究を進めていかなければならいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。いずれにしましてもですね、啓発も含めてですけども、やっぱりそういう施設をですね、ぜひとも早急につくっていただいて、中山間地の活性化にも結びついていくように、どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、次に入札について、特に本市においては平成20年4月1日より中小

企業振興基本条例が施行されておりますが、現在この条例が市内の中小企業に入札等も含めどのように活かされているか。また、活かされていると思われるか、お尋ねをしたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 平成23年度の入札件数、落札率を工事委託別に申し上げます。工事関係は220件の入札を行い、発注総額約31億6,000万円、落札率は96.7%となっております。そのうち205件、金額にいたしまして約30億円は市内業者に発注しております。委託関係は142件の入札を行い、発注総額約5億2,000万円、落札率が77.5%となっております。そのうち66件、約1億8,000万円は、市内業者に発注をいたしております。委託関係につきましては、菊池市内に該当する業者がない、また少ない業務もあるため、市内業者の受注が工事よりも低くなっております。工事・委託とも元請けとしては地元企業優先ということで、特に工事においては毎年90%以上の工事について地元業者が受注をいたしております。平成23年度の下請けにつきましては、下請けが多く発生する落札額5,000万円以上の工事12件で、調査の結果、下請けに出す率は受注額の32%、そのうち28%、約3割が地元業者となっておりますが、入札額全体で考えますと23%が市外業者の下請けとなっている結果でございます。数字的には厳しいものはあると思っておりますが、中身の詳細につきましては、この数字が示す以外部分のこともあると思っておりますので、議員のお話のようにできるだけ、それに沿ったような形で指導できる部分は指導してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。入札についてはですね、数字的にはある程度市内の業者にとりいう形でございますけれども、私どものほうにもいろんな市内の業者の方からお願いとか要望がございます。先般、設計関係の方からちょっとお話がありまして、結果的に中小企業振興条例ができておるけれども、結果的にそういう条例ができたのに自分たちに反映されている感じはしないという形で、これはあくまでも市民の意見ですから。その中に、条件付き等の指名のいろんな条件とございますか、それがあみたいですがけれども、市内の業者である程度の実績がないと、言うなれば設計には入れないとか。一級建築士の資格を持っているのが2名以上いないとその条件に入らないとか、そういう形で、何か前よりもだんだん条件が厳しくなって、ハードルが高くなったというふうに感じておられる市内の

業者さんが多いということでございます。最終的には、これはもう指名も含めて、副市長である永田様のほうでいろんな条件等をされているんだと思いますけれども、そのようにですね、結果的に設計等も含めいろんな問題があるんじゃないかということで、市民の方からも要望がありますので、この件についてですね、指名審査会の委員長である永田副市長にお尋ねをしたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 副市長、永田明紘君。

[登壇]

○副市長（永田明紘君） ご質問にお答えをいたします。

地元企業の受注拡大策につきましては、工事等の分離分割発注はもとより、日ごろより仕様書等で地元企業、地元産材の利用促進のお願いを行っております。昨年度は菊池市建設業協会あてに下請け発注等に際して地元企業利用のお願いを行ったところでございます。この取り組みは、今後も継続してまいります。下請けを強制することができない以上、ある程度の限界があることも事実でございます。

次に、市工事等の発注に際しましては、地元企業を優先して選定することとしておりますが、併せて建設業等関係法令も遵守しなければなりません。このため、全ての工事等を地元企業に発注することができないことはご理解をいただきたいと思っております。

また、大規模、特殊な工事、設計業務となれば、資本力や技術力の資格等も加味する必要もでございます。条件付き一般競争入札を実施するにあたりましては、他市の指名状況や条件付き一般競争入札公告と比較検討した上で実施しておりまして、本市だけが特別高いハードルの条件を付しているとは考えておりません。案件によりましては、条件付き一般競争入札の要件の中に、菊池市内業者がより参入できるよう、また市外業者の大量参入を防ぐ調整も行っております。

そこで、最近力を入れておりますのが資格取得等を通じた各企業のレベルアップ策です。舗装工事や消防設備点検業務につきましては、一定の周知期間において、市独自に入札参加に必要な資格を定めて資格の取得をお願いしております。これは、中小企業振興基本条例第4条第1項第1号に掲げます中小企業の経営基盤の安定強化に関する施策に当てはまるものと考えております。また、今年度の業者説明会時に中間前払い金、これ工事のみでございますが、中間前払い金の創設も公表しておりまして、これは第4号に掲げる中小企業の資金調達の円滑化に関する施策に当てはまるものと考えております。地元企業育成につきましては、今まで述べました施策のほかにも、よりよい入札方法や具体的な施策等を取り入れるべく、今後とも調査研究を行ってまいりたいと考えております。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。特別菊池市だけがそういう形でや
ってないということでございますけれども、これは一つの例なんですけれども、先
般北宮のリフォーム、市営住宅のリフォームの設計委託が出ておりますけれども、
前の葉山住宅とか、ああいうときも同じように何年か掛けてリフォームをやる時
には、年度ごとにその設計の委託も出たという形でございますが、今度は何年か分
をまとめて出してあります。そのおかげといいますか、そのためにある程度の、こ
れはランクとかそういうがあるでしょうから、そういう人たちしか入札に入ってい
ない、ほとんど地元は入っていないという状況でございます。やはり入札の金額が
高くなれば、やっぱり地元の人たちはなかなかランク等もございましょうし、有資
格者がいないとか、そういうので入れないというのが出てくるでしょう。非常に今
ですね、やっぱり地域経済も冷え込んでおりますので、本当にそういうのも分離発
注にしてもらえばですね、小さな単価によって地元の設計事務所の人たちも入れる
と、そういうふうにして私は考えるものですから、何でこういうふうな形でやっぱ
り大きくしてまとめてあるのかなと。それはいろんな問題があるでしょう。しかし
ながら、やっぱり地域活性化、または中小企業振興条例を一応つくっている以上は、
よりやっぱり地元の人たちにですね、仕事が回るようなやっぱり状況を執行部とし
てつくっていくのが仕事だと思います。いろんなことはですね、なかなか私も専門
家ではありませんのでわかりませんが、やはり状況として仕事がより厳しく
なったというのが市民の声でありますので、今後はですね、やっぱりもっと分離発
注とか、いろんな方法を考えていただいて、地元の活性化につながるようなこと
をお願いして、そのお考えがあるかどうか、市長、お見えでございますので、市長、
副市長、どちらでも結構ですのでお答えをいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 副市長、永田明紘君。

[登壇]

○副市長（永田明紘君） 再質問にお答えをいたします。

先ほど部長が答弁いたしましたけれども、委託関係につきましては、菊池市内に
該当する業者がいなかったり、少なかったりという状況もございます。しかし、議
員さんおっしゃるように、地元の声をしっかり受け止めて、いろいろ工夫しながら
対応していきたいと思っております。いずれにしても、中小企業振興基本条例第4条
第2項1号に市の発注する工事、委託業務、物品の購入等にあたっては、予算の適
正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業者、これは地元で
すけれども、受注機会の増大に努めるという規定がございますので、その趣旨に添
って今後とも対応してまいりたいと考えております。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。いずれにしましても、しっかり地元の方がですね、やっぱり中小企業振興条例なんかができてよかったと思われるような施策をお願いしておきます。

それでは、次に環境問題、九州産廃問題を含む市のごみ処理についてお尋ねをいたします。九州産廃等の問題については、市と結んだ最終処分場埋め立て期間を4年間短縮する協定の白紙撤回を九州産廃は主張していますが、市はこれまで平成23年11月には、市が山鹿簡易裁判所に申し立てた調停協議が不調に終わり、その後は平成24年1月20日、短縮協定が有効であることの確認を求める訴訟を起こす方針を決め、3月の定例会において上程され、採択されております。九州産廃との訴訟の状況は、その後どのようになっているのか、お示しをしていただきたいと思えます。先ほど森清孝議員の質問では、九州産廃との訴訟があっているようにというふうな表現でしたけれども、まだ裁判はやっていらっしやらないと思えますので、その点も含めてお答えをいただきたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 九州産廃を相手方としました環境保全協定の一部変更協定書の有効確認訴訟につきましては、今、議員ご指摘の本年の3月議会におきまして議決をしていただいたところでございます。この訴訟によりまして、一部協定書は法的に有効であると、こういった確認をして、その結果、会社から白紙撤回を取り下げていただきまして、一部変更協定書どおりの使用期間までに終了をさせたいと、このように考えているところでございます。現在、訴訟案について委任弁護士と協議を行っております。訂正の時期につきましては委任弁護士や立会人でありまして、この県の県と協議を行いまして提訴をしたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。いずれにしましても相手がいらっしやることでもありますし、時期的についてはですね、また議会のほうにも報告をしていただきたいと思えます。

それでは、もう1点だけですね、今、がれき受け入れについて非常に全国的にも問題になっておりますし、北九州市ですか、あっちのほうで試験的に焼却をという形で、どうなっていくのかなというとても心配をしておりますけれども、ここで改めてですね、市として、蒲島知事は慎重な態度で臨んでいただいておりますのでち

よっと安心しておりますけれども、菊池市においてはですね、これまでこの九州産廃もございますので、民間としてどういう形で動きをされていくかというのがちょっと心配の点もありますので、その点も含め、市としての考えを市長にお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 震災がれきの受け入れについてということでございますが、これまで考え方を述べてまいりましたが、マスコミ報道等でご承知のとおり、いくつかの自治体ががれきの受け入れ、また試験焼却などを実施しているということでございます。本市といたしましては、本市での施設で処理能力が不足しているとともに、焼却ではなく、うち、私たちの方としてRDFを製造しているということから受け入れは困難な状況にあるという現状であります。またこの民間処分場があるということもありまして、民間施設への受け入れに関しましては、市民の皆様方のご理解が最も重要なものになりますので、仮に民間業者のほうからこのがれきの受け入れの打診がありました場合、現状の段階におきまして市民の皆様方のご理解を得られる状況にはないという思いでございまして、そういったものを背景といたしまして、市としましてもがれきの受け入れの思いは全くありません。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。今、市長がおっしゃいましたように、市民としてはですね、いろんな意見があると思います。しかしながら、菊池市はこれまでですね、民間の施設も含めていろんな問題で、ごみ問題については非常に苦しんでおりますので、そういう中で受け入れるということについては、市長がしっかりもう受け入れないということによっていただきましたので安心をいたしました。

これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） 以上で、一般質問は終わります。

次に、発言の申し出がっておりますので、これを許します。

総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、議案の訂正のお願いを申し上げます。訂正につきましては、お手元に配付いたしております正誤表のとおりでございます。新旧対照表をお願いいたします。訂正に係る議案といたしましては、新旧対照表の16ページから始まる議案第49号、住民

基本台帳法等の一部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。新旧対照表の18ページになります。上から2行目の3字目をご覧ください。(旧)、(新)の欄中、「共に同条」となっておりますところを「第6条」に訂正をお願い申し上げます。なお訂正につきましては、個々に対応させていただきます。大変申し訳ありませんでした。

○議長(山瀬義也君) 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。次の会議は6月25日午前10時から開き、議案等の採決を行います。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会 午後2時20分

第 6 号

6 月 2 5 日

平成24年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第6号

平成24年6月25日（月曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 第2 地方公務員の守秘義務・情報管理に関する調査特別委員会の報告
- 第3 報告第8号 菊池市土地開発公社経営状況報告について
- 報告第9号 有限会社きくち観光物産館経営状況報告について
- 報告第10号 有限会社ファームきくち経営状況報告について
- 報告第11号 有限会社七城町特産品センター経営状況報告について
- 報告第12号 有限会社七城町振興公社経営状況報告について
- 報告第13号 有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について
- 報告第14号 有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について
- 報告第15号 有限会社有朋の里泗水経営状況報告について

まで一括上程・報告

- 第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 日程第2 地方公務員の守秘義務・情報管理に関する調査特別委員会の報告
- 日程第3 報告第8号 菊池市土地開発公社経営状況報告について
- 報告第9号 有限会社きくち観光物産館経営状況報告について
- 報告第10号 有限会社ファームきくち経営状況報告について
- 報告第11号 有限会社七城町特産品センター経営状況報告について
- 報告第12号 有限会社七城町振興公社経営状況報告について
- 報告第13号 有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について
- 報告第14号 有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について
- 報告第15号 有限会社有朋の里泗水経営状況報告について

まで一括上程・報告

- 日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



出席議員（23名）

1番	工藤圭一郎	君
2番	城典臣	君
3番	大賀慶一	君
4番	岡崎俊裕	君
5番	水上彰澄	君
6番	東英俊	君
7番	東裕人	君
8番	泉田栄一朗	君
9番	森清孝	君
10番	中原繁	君
11番	樋口正博	君
12番	二ノ文伸元	君
13番	中山繁雄	君
14番	怒留湯健蓉	さん
15番	坂本昭信	君
16番	隈部忠宗	君
17番	葛原勇次郎	君
18番	木下雄二	君
19番	坂井正次	君
20番	森隆博	君
21番	山瀬義也	君
22番	境和則	君
23番	北田彰	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村三男	君
副市長	永田明紘	君
総務企画部長	野口祐成	君
市民環境部長	下田俊一	君
健康福祉部長	宮本誠一	君
経済部長	平野國臣	君
建設部長	松野浩一	君

総務企画部統括審議員	西 浦 一 義 君
七城総合支所長	雲 田 哲 昭 君
旭志総合支所長	水 上 菊 也 君
泗水総合支所長	松 岡 千 利 君
財 政 課 長	小 川 秀 臣 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤 本 辰 広 君
市長公室長	今 坂 康 雄 君
教 育 長	倉 原 久 義 君
教 育 部 長	原 誠 也 君
農業委員会事務局長	中 村 鉄 男 君
水 道 局 長	原 和 徳 君
監 査 事 務 局 長	大 塚 茂 幸 君

○

事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
議 事 課 長	宮 川 啓 子 君
議事課課長補佐	徳 永 裕 治 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 日程に従いまして、日程第1、去る6月13日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第48号から議案第62号まで、及び陳情第1号から陳情第2号までについて、各常任委員長から審査の結果の報告がっておりますので、これを一括して議題とします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、東英俊君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（東 英俊君） おはようございます。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました議案は、条例案件1件、予算案件1件、陳情案件2件の計4案件でございます。現地視察を踏まえ2日間にわたり慎重に審議をいたしましたので、その経過と結果についてご報告をいたします。

まず、議案第48号、菊池市指定管理候補者選定委員会条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本案件は、指定管理候補者を選定するにあたり、外部からの委嘱する委員の比率を高めることにより、審査対象となる施設に対し、どの公募者が適正か、住民の意見をより多く反映させるための委員の構成に関しての条例改正案であります。委員より、民間のいろんな分野の方を任命することには一理あるが、任命していなかったことでどのような弊害が指摘されたのか、また改善される場所はどの質疑に対し、執行部より、これまでは市民を代表するという形で区長を任命をしていましたが、区長協議会より、区長も公の施設に関しては専門ではないとの意見を踏まえて、その対象となる施設の専門分野の方を任命したいとの答弁がありました。

審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第53号、平成24年度菊池市一般会計補正予算（第1号）中の当委

員会付託について申し上げます。今回補正の人件費につきましては、4月の人事異動に伴う予算費目の組み換えであり、予算総額に変更はないとの説明がありました。

次に、国際交流費委託料60万円は、韓国釜山の旅行会社トマトジャパンによる菊池市のPRのための案内場を8カ月間設置する委託料との説明がありました。委員より、事業内容と費用対効果はとの質疑に対し、事業内容については、韓国・釜山にあまりなじみのない、この菊池市の認知度を高めるためのPR強化であり、費用対効果については、毎年調査される外国人の宿泊者数の増加が期待されるだろうとの執行部からの答弁がありました。

次に、学校給食費委託料2,580万円は、子供たちの命にかかわる食の安全を守るため、施設の老朽化となっている隈府小学校給食室の新設と各学校に配送する学校給食共同調理場の整備を行うための実施設計委託料との説明でありました。質疑の主なものは、以前の課題クリアは、配送の規模は、地元食材の搬入は、プロポーザル方式の導入については、実施設計委託の金額は妥当なのかとの質疑に対し、執行部からは、保護者から自校式がいいのではとの意見もありましたが、子どもたちの食の安全を守るため老朽化した施設をドライ方式に代え、衛生面や安全性の観点から理解が得られたものと認識しておると。配送規模については、旧菊池地域の配送については隈府小学校が拠点となり、菊池北中学校を除き全学校が対象となるが、現時点では比較的新しい小学校について5年以内を目処に統合にもっていきたい。地元食材の搬入について、地産地消の拡充については運営委員会を立ち上げ、納入する食材関係等々を協議していきたい。プロポーザル方式の導入については、安心安全な給食を提供するため、専門性を持った学校関係者等で人の配置や作業工程を見極めるための公募型のプロポーザル方式を導入したい。実施設計委託の金額の妥当性については、県の設計管理業務委託算定基準表に基づき計上しているとの答弁がありました。

審査の結果、学校給食費委託料2,580万円に関しては、以下のような反対討論がありました。拠点校方式にするための手法については異論はないが、学校給食というものを行財政改革の一環として効率化を図るのには疑問を感じる。旧菊池市全域を考慮したとき、菊池北中学校を除いた全校に渡るものであるため、拠点校方式ではなくセンター方式となっているのではないか。子どもたちの命と心を守るという観点から、学校給食のこの問題は丁寧に扱うべきである。別次元で考えるべきとの意見がありました。また、賛成討論としては、人格形成上、小中学校が最も基本である。食も大切な部分で、その衛生環境を整えることは非常に大切であると考えの意見がありました。

採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定をいたしました。

次に、陳情第1号、陳情書について申し上げます。この陳情書は泗水町の独立に絡んだものでありますが、泗水町の有識者からの提出であり、記載内容のとおり、分立・独立を望んでいない方々の思いも理解できるとの賛成討論がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり採択すべきものと決定をいたしました。

次に、陳情第2号、消費税率引上げに反対する意見書を求める陳情書について申し上げます。現時点で消費増税は、国民の生活を圧迫し低賃金者やリストラ等、個人だけでなく、中小企業も不安を抱え厳しい状況にある中、地方議会の役割を果たすべきであるとの賛成討論がありました。一方、国会の会期末は現在のところ21日であり、流動的ではあるが間に合わない。また消費増税は国政上の問題ではあるが避けられないのではないかと反対討論がありました。採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決定をいたしました。

以上、本委員会に付託されました案件の審議の経過と結果についてご報告いたします。議員各位におかれましては、速やかにご賛同いただきますようお願いを申し上げます。総務文教常任委員長の報告といたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、福祉厚生常任委員長、葛原勇次郎君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（葛原勇次郎君） おはようございます。報告申し上げます。

本定例会において福祉厚生常任委員会に付託されました議案は、条例1件、予算案件3件であります。現地調査も踏まえ、2日間慎重審議いたしましたので、委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

議案第49号、住民基本台帳等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、住民基本台帳等の一部改正に伴う関係条例の整備を行う必要があります。委員より、今回の条例改正に伴う外国人対象者は何名おられるのかとの質疑に、平成23年度実績で211名おられ、内訳はフィリピン91名、中国69名、ベトナム13名、韓国12名、その他26名と、答弁がありました。

議案第53号、平成24年度菊池市一般会計補正予算（第1号）中付託分について主な質疑について申し上げます。生活保護費の中の近年の生活保護の推移はどうかとの質疑に、年々世帯数は増加している、自立が難しく保護の長期化が多くなっている。最近では精神疾患等での受給が増加傾向にあるとの答弁がありました。次に、高齢者福祉費中の負担金補助及び交付金の189万4,000円の増額は地域づくりチャレンジ推進事業の補助金との説明があり、委員より、今回の補助金は福祉団体からの申請だから補助金が来たのかとの質疑に、事業団体の事業内容を審査され、福祉団体ということで採択がされたとの答弁がありました。また、一般の団体

や高齢者への支援を図ってほしい、また、社会貢献を目的とする企業に対する補助金とかを研究してほしいとの質疑に、市内で十分検討していきたいとの答弁がありました。

次に、児童福祉総務費中の報償費の10万円は、児童虐待防止講習会の講師謝礼との説明があり、委員より、この事業の実効性・有効性はあるのかとの質疑に、それぞれの組織の方々がレベルアップを図ることで有効な事業と考えているとの答弁がありました。委員より、講習会でレベルアップをして、児童虐待件数が減ればいいとのことであるとの意見がありました。22年より23年は減っているとの説明も受けました。

次に、消防費、非常備消防費中の負担金及び交付金の163万2,000円の増額は、消防団員福祉共済制度の加入掛金で、東日本大震災で殉職された消防団員に支払うもので、本年度から3年間、消防団員1人当たり1,000円が増額されるものであります。

次に、議案第54号、平成24年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、人事異動に伴う人件費の補正であります。特に質疑はありませんでした。

議案第60号、平成24年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）については、職員数が2名の減に伴う人件費の補正であります。委員より、2名減っても業務に支障はないか、事務に支障がないよう要望したほうがいいのではないかという質疑に、現在の実情を話して担当課に要望しているとの答弁がありました。また、ディサービスについては、民間に負けぬよう頑張してほしいとの意見に、今後PRして利用者の増加を図っていきたいとの答弁がありました。

審査の結果、全議案とも討論もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案の審議の経過と結果についてご報告いたします。議員各位におかれましては、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げます。福祉厚生常任委員長の報告といたします。これで報告を終わります。

○議長（山瀬義也君） 次に、経済建設常任委員長、泉田栄一郎君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（泉田栄一郎君） おはようございます。

経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例3件、予算案7件、議決案件1件です。現地調査も踏まえ慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

議案第50号、菊池市有朋の里泗水孔子公園条例の一部を改正する条例の制定に

については、孔子公園資料館の解体に伴い、条例の一部を改正するものとの説明を受け、質疑を行いました。現在、塀もなくなりオープンになったため、夜も自由に入れる状態で暴走族の侵入や落書き等が心配だが、夜の管理体制はどうなっているのかという質疑に対し、指定管理者制度での委託であり、指定管理者の管理となるとの答弁がありました。問題が起きてからでは遅いので、事前に管理体制について協議をしておくべきとの意見がありました。

次に、議案第51号、菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定については、排水設備工事責任技術者一括登録制度の導入に伴い、県内の下水道協会会員29市町村と協定を結んだ財団法人熊本市下水道技術センターが一括して登録事務を行うため、市での登録事務の必要なくなったため、条例の一部を改正するものとの説明を受け、質疑を行いました。29自治体ということだが、協定を結んでいない他の自治体はどうしているのかという質疑に対し、下水道協会未加入は1自治体のみだから独自の運用をされており、給排水設備の業者であれば工事ができるという運用をしているとの答弁がありました。

次に、議案第52号、旭志村簡易水道財政調整基金条例を廃止する条例の制定については、当該基金を事業目的に沿って23年度までに旭志西部第2及び旭志北部地区の簡易水道事業に繰入金として繰り入れたもので、基金残高が0となったため、本条例を廃止するものとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第53号、平成24年度菊池市一般会計補正予算（第1号）中、付託分について申し上げます。その主なものは、農業振興費の中の生産総合事業補助金6,318万円については、農産物安定供給のための事業に対し、事業主体に県が50%を補助するもので市の負担はないとの説明を受け、質疑を行いました。菊池市は第1次産業が多く、どうにかしなければいけないとの一般質問等もあっているが、国や県のトンネル事業ばかりであり、市の単独事業の考えはないかとの質疑があり、市独自の単独補助はしていない状況であり、農家も大変苦慮されているので、近隣市町村の補助金体制を調査し、本年度検討したいとの答弁がありました。また、ブランド推進課をつくって菊池産をアピールするとしているのに、6次産業関係の取り組みが見えないとの質疑に対し、本年度、認定農業者を対象にアンケート調査を計画しており、それに併せて6次産業の事業説明等を行い、6次産業への取り組みの足がかりをつくりたいとの答弁がございました。公園費の中の補償金100万円については、富の原公園及び公営住宅の造成工事に伴い、九州電力との電柱移転の協議が終了し、幹線部分の移転は無償となったが、分岐部分は有償となったため補正するものとの説明を受け、質疑を行いました。現在工事があっている調整池については、掘り下げた土を周りに積み上げてあり、地元の方は説明と違うと言われて

いるが、ワークショップで決まった内容と現状の方法と変更はあっていないかとの質疑に対して、元々、調整池は工作物でつくり、ポンプアップ方式で処理する予定だったが、ちょうどその時期に、大震災による津波事故があり、工作物は停電したらそれで終わりのため、災害時でも影響の少ない形でという意見が出て今のようになっている。ワークショップでも説明しているが、地元にも今まで以上に十分に説明していきたいとの答弁がありました。

議案第56号、平成24年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）です。そのほとんどが人事異動に伴う人件費の予算の組み替えであるとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第57号、平成24年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の主なものは、事業費の中の工事請負費608万4,000円ですが、菊池養生園入口の本管布設工事105m及び七城町高島地区の新築に伴う本管延長30mの工事分との説明を受け質疑を行いました。養生園への本管布設工事については、2市でつくっている広域なので、合志市の負担は発生しないのかとの質疑に対し、養生園進入道の途中に民家が1件あり、2戸以上となるため公共管との扱いで進めているとの答弁がありました。負担割合については合志市、養生園議会とも協議を行ってほしいとの要望がありました。

次に、議案第58号、平成24年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第59号、平成24年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第61号、平成24年度菊池市水道事業会計補正予算（第1号）ですが、そのほとんどが人事異動に伴う人件費の予算の組み替えであるとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第62号、市道路線の認定については、本線は菊池テクノパークへの副アクセス道路として整備し、公共利用に供するため、認定するものとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

以上、現地調査を踏まえ慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案50号から議案第53号及び議案第55号から議案第59号並びに議案第61号、議案第62号については、特別討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。経済建設常任委員長の報告を終わらせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 以上で、委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。
中原繁君。

[登壇]

○10番(中原 繁君) 福祉厚生常任委員会、葛原勇次郎委員長に1点お尋ねをいたします。生活保護費の問題であります。今、国においても、この問題については大変問題となっていることは、委員長ご承知かと思えます。そこで、私がいろいろ聞くところによりますと、体はぴんぴんしながら、どこも障がいなく、朝から焼酎くらって、カラオケ歌って踊っていると、そういう話も聞きます。あるいは、同じ屋根の下にまったく夫婦同然の生活をしながら、ただ籍だけを抜いて、朝から夫婦二人でパチンコに行っている。偽装離婚であります。やっぱり額に汗して一生懸命働いている人、その人たちに不公平感を与えないように、執行部としては当然実態を把握しながら、適切な指導が必要だと思えますが、委員長、その点はどうお思いでしょうか。お答え願いたいと思えます。

○議長(山瀬義也君) 福祉厚生常任委員長、葛原勇次郎君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長(葛原勇次郎君) 中原議員にお答えいたしますが、この委員会に話の出たか、出らんかということのご説明をするのじゃなかろうかと思えますし、今の委員の言われることは最もでございますけれども、そういうような意見は、意見というか、は、なかったように思います。まさしくそのようなことは、また調べる必要があるんじゃないかという思いはありますけれども、当委員会の話し合いはございませんでしたので、一応お答えいたしたいと思えます。

○議長(山瀬義也君) 中原繁君。

[登壇]

○10番(中原 繁君) 委員長、どういう議論があったかじゃなくて、委員長の感覚として、やっぱり今話題になっております。だから、一生懸命働く市民の皆さんの不公平感を与えないように、執行部がこれは十分把握をしながら、実態を。実態を把握して、それについては、やはり何といいますかね、指導を徹底して、不公平感を少しでも払拭するようなことをしていただきたいと思っただけなんですけれども、今後何かの機会のときに、執行部にはその辺、強く要望しとってください。

以上です。

○議長(山瀬義也君) 福祉厚生常任委員長、葛原勇次郎君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長(葛原勇次郎君) ご意見に感謝申し上げます。ありがとうございました。

○議長(山瀬義也君) ほかに質疑はありませんか。

中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 経済建設委員長にちょっと質問いたします。

土木費の都市計画費の公園費につきましてですけれども、補償費、賠償費の100万円につきまして、普通民間でやっている場合には電柱の移転費、移転費についてはないと言われましたけれども、分岐移転について100万円という金額が出ておりますけれども、この金額について何か、どんな協議があったか、教えていただきたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 経済建設常任委員長、泉田栄一郎君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（泉田栄一郎君） 中山議員にお答えします。

先ほど委員長報告で申し上げましたけれども、九州電力との協議により、管線部分の移転は九電が自主的に移転するということになり、大部分を占めているところが無償になっておりまして、分岐して移転する部分については、どうしても起因するところが市のほうにあるということで100万円の有償になっているという執行部からご説明がありました。それで、有償になっているということでありましたので、その部分はもう質疑はございませんでした。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 普通分岐移転と言いますけれども、何か100万円というのは、2本でということで、何か私たちの議員としては高いように思いましたけど、ないということであれば、これで終わります。

○議長（山瀬義也君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで質疑を終わります。

これから委員長報告が不採択であります陳情第2号、消費増税引き上げに反対する意見書を求める陳情書を除き討論を行います。議案第48号から議案第62号まで、及び陳情第1号について討論はありませんか。

怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） おはようございます。

私は、議案第53号、平成24年度菊池市一般会計補正予算の一部に疑念を持つものとして反対討論をいたします。その一部とは、款9教育費、項7学校給食費、目1学校給食費における節12の役務費54万7,000円と、節13の実施設計委託料2,580万円を指しており、私がどうみてもこの予算に賛成しかねるのは、こ

れまで文教菊池が誇りとしてきた心と体を育てる食育のバックボーンであった学校給食の全校自校方式が廃止され、北中を当面別枠とした旧菊池市の小・中学校全校が対象となる巨大なセンター方式へ向かわせるその第一歩を踏み出すことになると思われるからです。説明によれば、隈府小学校の敷地内に計画されている施設において、2,000食をつくり、そこから花房小にも、戸崎小にも、菊之池小にも、近々北小もそうなるということでしたが、配送をするといいます。配送途中の事故、または施設が大きくなればなるほど、万が一の不測の事態は予想しがたく、そのリスクもまた計り知れないことは言うまでもないことです。そして、何よりも大事なことは、外食産業やチェーン店ではないのですから、成長期の児童生徒の命と心を育てるべき食に対して、行政はここまで効率、コストを優先させてはならないということです。総務文教委員会において、教育長に今でも本心では自校方式がよいと思っていられませんかとお尋ねしたところ、否定はなさいませんでした。ということは、こういう案を出してきたあなた方も未来そのものである子どもたちに深い思いがあるのであれば、内心では心を痛めておられるはずです。思えば、今までたびたび行政改革には聖域があつてしかるべきだという訴えがありました。そして、自校方式を守つてという運動は、その同じ地平で訴えられてきました。当時の当局の見解は、現実問題として小学校の統廃合が賞美の課題であることから、そのときまでは自校方式を続けると。そして、その後、例えば隣接する小・中学校を一緒にすることなど、いわば菊池的拠点方式といったスタイルを多くの関係者と模索していきたいというものでした。これは、市長もご記憶のことだと思いますし、教育長も前任者から聞いておられるはずです。しかし、ここに今上程されているこの原案を持ってよしとした、いわゆる多くの関係者の中に、そのときに語られた拠点校方式の概念を伝えられる、述べられる人が果たしていたでしょうか。いわゆる関係者とは、学校規模適正化審議会に置き換えられ、合併後もその審議会は既にセンター化されている旧町村に準拠する答えを出しました。これこそが、今日議案として示されている、むしろセンター方式ともいふべき巨大拠点校方式であり、これは合併後に、サービスは低いレベルへ、ストレスとリスクは高いレベルへとなった象徴的な事案と言わなければなりません。総務文教委員会での私の質問に対して、当局は、今いる学校給食関係職員70数名を40数名くらいに減らすことができるので、人件費、ランニングコスト共に数億円の節減になる旨に説明がなされましたが、その一方で、施設が大きくなることにより、給食弘済会等の大手食品企業の参入率が高くなり、市内の零細な納入業者を閉め出す結果になるだろうことも、また否定されませんでした。委員会答弁で自ら言われたように、学校給食に納入することが生活の支えの一部である市内の業者の参入を拒み、大手が入ることについては、手づく

り料理は確実に減り、加工品、半調理品が増えることは間違いないと、これもまた当局は自らに認めておられます。さらには、常々子どもたちの家庭の食の乱れについても言及されているのですから、本当に給食を教育の一環としてお考えであるのならば、地域に根ざし、学校ごとに培われてきた給食の歴史、伝統を根こそぎ取り払い、コストダウンを最前面に押し出した巨大化への舵をここで切るのは正しい判断とは思えません。この場合、大きいことは決してよいことではありません。とはいえ、こういう私もこんなご時世ですから、この期に及んで1校1校に全部自校方式を残せとは言いません。申し上げたいのは、今回の必要な改修改築に際して、少なくとも隣同士の隈府小、南中、そして近い将来には、例えば菊之池小と菊之池保育園、花房小と花房保育園、それに戸崎小をいずれかに組み合わせるくらいの、その程度の規模こそが追求されるべきだということです。拙速な巨大化は、学校給食がたどる道ではありません。

以上、数点の問題点を指摘したように、原案にはまだ研究の余地が残されていると考えられます。今後直ちに、効率、コストとは別の価値を持って多面的な検討が加えられなければならないことを述べ、市長、教育長の見直しへの英断を促して、反対討論といたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

中原繁君。

[登壇]

○10番（中原 繁君） 今回の案に、私は賛成の立場で討論をいたします。

教育というのは、教育長、机の上だけの勉強じゃないと思います。やはり何を申しましても、健康で頑丈な体づくりが私は一つの教育だと思います。よってですね、今回の2,500万円以下の予算、給食センターの建設設計費の予算であります、老朽化をした今の施設で、不衛生的な今の施設で給食をつくるよりも、新しい施設、いわゆるドライ方式で安心・安全、そういった給食を、しかも栄養のバランスの取れた給食を子どもたちに与えるのは当然であります。人間形成上、小学校、中学校は最も大事なところでもあります。よって、子どもたちが安心して食生活が送れるような施設で、おいしい、安心して、バランスの取れた給食を提供することこそ、今大事なことだと思いますので、教育長、市長、英断は要りません、どんどん進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで討論を終わります。

これより、議案第48号から議案第62号まで、及び陳情第1号について採決します。ただいま討論がありました議案第53号を除き一括採決します。お諮りします。議案第48号から議案第52号まで、及び議案第54号から議案第62号まで、及び陳情第1号の16案件については、各常任委員長の報告は原案のとおり可決・採択であります。各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、以上の16案件については、各常任委員長の報告のとおり可決・採択することに決定しました。

次に、討論がありました議案第53号については、起立により採決します。お諮りします。議案第53号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第53号は、可決することに決定しました。

次に、総務文教常任委員長報告が不採択の陳情第2号、消費税増税引き上げに反対する意見書を求める陳情について、討論を行います。討論はありませんか。

東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） おはようございます。

陳情第2号、消費税率引き上げに反対する意見書を求める陳情書に賛成討論を行います。消費税を導入するときも、3%を5%に引き上げるときも、福祉のため、社会保障の財源のためと言われてきました。しかし、社会保障が充実するどころか、悪くなる一方であったことは、この二十数年、私たちが体験してきたことであります。今回の税と社会保障の一体改革も、増税と社会保障改悪がセットになっています。また、応能負担といった税の原則からも、増税で逆進性が一層進むことから、消費税増税には賛成できません。低所得者層ほど負担の重い消費税が倍に増え、社会保障の切り捨てが進めば、貧困と格差の拡大にさらに追い打ちがかかるのは明らかであります。増税と社会保障削減が目前に迫る中、こうした地方の声を国会に届けるのは重要なことであり、私は今回の陳情は採択されるべきであると思いますので、賛成をします。

○議長（山瀬義也君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

中原繁君。

[登壇]

○10番(中原 繁君) 私の委員会ではこれは議論したと思います。消費税は上げない、現時点では、やはり東北の大震災や、あるいは現状の景気状況を見れば、やはり私は上げるべきではない。しかし、長い目で見れば、やはり今、国の財政は大変厳しいものがあります。やっぱり、いつかは当然消費税をある程度引き上げて、国民平等に負担するというのが私は一番望ましいことではないかと。よって、国も21日が大体閉会日となっておりましたけれども、また延長になりましたが、やっぱりそこで我々がこの問題についてどうこう決めるのはおかしいじゃないかというようなことで、一応不採択として、全員一致じゃなかったと思いますが一応不採択となりました。そういった意味で、私は原案には反対。以上でございます。

○議長(山瀬義也君) ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山瀬義也君) これで討論を終わります。

これより、採決します。採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、可を諮る原則により、原案について採決します。お諮りします。陳情第2号について、採択することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(山瀬義也君) 起立少数です。よって、陳情第2号は、不採択することに決定しました。

日程第2 地方公務員の守秘義務・情報管理に関する調査特別委員会の報告

○議長(山瀬義也君) 次に、日程第2、地方公務員の守秘義務・情報管理に関する調査特別委員会の報告の件を議題とします。本件につきましては、本年3月21日に地方公務員の守秘義務・情報管理に関する調査のため特別委員会が設置され、調査を行ってきたものです。このたび委員会の報告が提出されました。本件について、調査特別委員会の報告を求めます。

地方公務員の守秘義務・情報管理に関する調査特別委員会委員長、東裕人君。

[登壇]

○地方公務員の守秘義務・情報管理に関する調査特別委員会委員長(東 裕人君) 平成24年第1回定例会最終日である3月21日に設置をされた地方公務員の守秘義務・情報管理に関する調査特別委員会は、4月23日の第1回特別委員会開催から6月22日まで、計9回慎重に調査・審議を行いました。その経過と結果について、以下最終の調査報告を行います。

まず調査の概要です。特別委員会設置の経過と調査の範囲、そして秘密会の取り扱いについて、まずはじめに報告をします。

まず経過です。この問題の発端については、3月7日の中原繁議員の一般質問において、洒水独立運動に関連した動きの中で、議員の税情報が漏洩されているのではないかと指摘があり、執行部が内部調査を約束しました。3月21日、執行部より内部調査の結果の報告がありましたが、それに対し、情報漏洩に対する調査が不十分であり、真相究明すべきであるとして、同日委員会定数を8名とする特別委員会が設置されました。

次に、調査の範囲です。地方自治法第100条「当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人、その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる」に基づき設置をされたこの調査特別委員会の調査の範囲は、地方公務員の守秘義務、情報管理に関し、税務情報漏洩に関する事項であります。また、この委員会に委任された権限は、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項に基づくものであります。これらの法令に基づき、司法権や検察権との関係による限界や制約を踏まえ、100条調査権の目的を果たすべく慎重に調査を行いました。

次に、秘密会の取り扱いです。調査の過程で、職員の個人名を取り扱う調査や証人尋問、参考人からの事情聴取などについては、地方自治法第115条に準ずる菊池市議会委員会条例第20条に基づき、議決をもって秘密会とし、非公開で行いました。

次に、調査の方法です。3点報告します。

1点目はアクセス記録による調査です。委員会は、まず3月21日に報告をされた内部調査結果を精査しました。税情報漏洩等に関する聞き取り調査と結果について、執行部から期間的に短い中で、その時点でできる範囲で行ったとの説明があり、それでは不十分であるとして、委員会は税情報へのアクセス記録の提出を求めました。提出された記録は、サーバー交換以降の平成22年10月25日から平成24年3月31日までの期間、23名すべての議員と市長の税情報にアクセスをした履歴であります。

2点目に、証人尋問、参考人からの事情聴取です。提出をされたアクセス記録を委員会で解析をし、ID、パスワード、端末等から判明している職員のうち、通常業務としてはあり得ない、または不自然と思われる疑問あるアクセスを行った職員を証人喚問し、事実を尋問をしました。また、税情報漏洩に関し、直接見聞きしたとする複数報告書が提出されており、それに関係するその他の承認に情報源や漏洩の事実等について尋問をしました。参考人からは、税情報漏洩に関する報告書の基

づき事情聴取を行いました。証人尋問は、職員その他から延べ12人、参考人からの事情聴取は2人行いました。

3点目に、執行部に対する質疑です。これらの調査や証言について、正確を記すため執行部との質疑を繰り返し行いました。

以上の方法により調査した結果、明らかになった点は次のとおりであります。

まず1つ目に、行政が所有し、取り扱っている税情報とは、そもそもどのようなものか。その基本的な考え方についてであります。1点目に、税情報、租税資料は、思想、逮捕歴、職業、団体、地域、その他を問わず不開示が原則とされていること。2点目に、公務員、特に税務職員は、その職務を遂行する過程で納税者の秘密を知り得る立場にあり、そのようなものが職務上、知り得た秘密をみだりにほかに漏らしたりするようなことがあれば、納税者の権利を侵害するだけでなく、税務行政の信頼を損なう問題ともなることから、罰則を加重した守秘義務が課せられていること。3点目、にも関わらず不開示が原則である税情報、租税資料が仮に漏洩されたとすれば、地方公務員法等に違反する犯罪であること。

以上が守秘義務、情報漏洩を調査範囲とする私たち特別委員会の基本的考えであります。このことは、通常業務においても、当然貫くべき立場であることを執行部自身も認識しているとのことでありましたが、実際の実務レベルにおいては、この問題での不理解が広がっていることもわかりました。

次に、情報管理に関する調査の結果、いくつかの問題点が明らかになりました。

1点目は、不正と談じるには至りませんでした。これまで見られなかった業務と関係のないアクセスがこの1年間、頻繁に行われていることとあります。執行部があり得ないとしているアクセスがあり、その理由として複数人が興味本位で、1名は見ることを進められてアクセスしたと述べています。

2点目に、一部総合支所において、税情報を誰が見たのかわからないというセキュリティ上の問題も明らかになりました。オープンにした端末からアクセスした事実は確認されているにもかかわらず、誰がアクセスしたのか特定できない状況は、情報管理のずさんさの現れでもあります。

3つ目に、今回の調査の結果、真相究明に至らなかった点についてであります。巷間流布されている節、議員の税情報に関する情報が事実であるとするれば、一体誰がその情報を流したのか、その情報源についての疑問が生じます。そこで、情報漏洩、守秘義務違反があったのか、なかったのか、調査を進めましたが、結論としては税情報、情報漏洩の確証を得るには至りませんでした。

以上、調査の結果、明らかになった点、真相究明に至らなかった点を述べましたが、調査の全体を通して執行部に指摘すべき点として次に上げます。

1点目に、税情報についての基本的考え方の問題では、担当部署、職域、職責の違いによって理解の度合いが異なることがわかりました。執行部として、さらに研究し徹底すること。

2点目に、情報管理に関する事項です。情報管理の問題では、先ほども述べましたが、業務上あり得ない処理がこの1年の間に頻繁に起こっている事実を重視し、執行部として調査をすること。また、総合支所における情報管理のずさんさは、早急に是正すべきである。行政情報の取り扱いについて、便宜制を優先させるのではなく、セキュリティをさらに強化することが求められるということでもあります。

以上が当調査特別委員会の調査の到達点であり、これをもって最終の調査報告としたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 以上で報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 100条委員会の委員長さんの報告、最終報告がございました、これにつきましてちょっと質疑を行いたいと思います。100条委員会の設置は、3月7日、中原繁議員の一般質問によりまして、菊池市の議員の滞納しとるといような苦情の電話を受けて、それから市民のそういった噂に基づいて100条委員会が設置されたと私は認識をしておりますが、中原議員に電話して来られた方を調べたほうが一番早くわかったんじゃないかろうかと私は思うわけですが、その点についての審議はなされたか、なされないか、1点目にお聞きいたしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 調査特別委員会委員長、東裕人君。

[登壇]

○地方公務員の守秘義務・情報管理に関する調査特別委員会委員長（東 裕人君） 森隆博議員の質疑にお答えします。

中原議員に電話をしてきた方を調べればという話であったのですが、匿名の電話ということでしたので、調べるすべもなく、委員会としてそこを調査することはありませんでした。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 苦情の電話一本で100条委員会で開かれたわけですが、100条委員会の設置につきましては、今、委員長報告がありましたように、3月21日から6月22日の間に計9回という回数の委員会が設置されております。

またその中につきましては、やはり予算につきましても、計上もありますが、やはりこう職員の調査というのが一番回りから見まして本当に好ましくないというふうに感じておったわけでありまして。そういった中で、やはり今の報告があつて何もなかったと。最終的には、執行部のほうに要求のあるような100条委員会が終わってしまったということではありますが、やはりそこに至るまでの中において、やはりその秘密会といいますか、私も100条委員会についてのいろいろの中身を調べてみますと、やはり100条委員会の中において秘密会というのは部分的な問題は関係ございませんが、6回か7回程度全部秘密会でやられたということは、好ましくないというふうに書いてもありますし、そういった中身について、本当こうもう少し詳しくですね、やはりこう初めから慎重に取り組むべきではなかったかというふうに思っているわけでありまして。その苦情の電話で真相性を確認しての100条委員会であったというふうに回りからは捉えておるわけでありまして。また、そういった議論についてですね、委員会でその100条委員会の設置についての論議といいますか、そういったものは全く起こらなかったのかなとちょっと不思議でたまりませんので、その点について委員長にお尋ねをしたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 調査特別委員会委員長、東裕人君。

[登壇]

○地方公務員の守秘義務・情報管理に関する調査特別委員会委員長（東 裕人君） お答えします。

いくつか言われたので、ちょっと整理しなければいけないと思っておりますが、前段の部分のこの100条委員会に対する評価の問題については、ここでどうだこうだという答弁にはならないと思うので、そこについては触れません。

それから秘密会については、先ほども報告をしましたが、職員の個人名を取り扱ったり、あるいは証人尋問はもちろん参考人からの事情聴取も含めて、個人に関わる問題を取り扱っていたしましたので、これについては好ましくないというお話もありましたが、委員会の議決によって秘密会として、非公開としたということで、それが好ましいか、好ましくないかという話でなくて、私は妥当であるというふうに思います。

それから、この100条委員会の設置そのものに対して審議はどうかということだったと思うんですけども、ご存じのように3月の今年の第1回定例会の最終日において、8名の方でしたか、100条設置を提案をされて、議会の議決で設置をされた特別委員会ですから、その構成メンバーが、その委員会の中でこの100条設置がおかしいんじゃないかとか、そういう議論には当然ならなかったと思うし、そういう議論はしておりません。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 最後の確認させてください。やはり100条委員会というのはですね、やはり議員の特権でもありますけれども、最終的な判断というのは、その中身を調査後にやはり顧問弁護士、さらには警察関係、刑事関係も絡んできますので、そういったところまでのほうに相談をされたか、されなかったか、そこまでお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 調査特別委員会委員長、東裕人君。

[登壇]

○地方公務員の守秘義務・情報管理に関する調査特別委員会委員長（東 裕人君） ちょっと第何回か定かではありませんが、100条特別委員会で、要は最後の法に関わる部分について慎重を期すために、警察と弁護士に委員派遣をするという議決をいただきまして、6月20日に弁護士にこれまでの中身について最終的な確認のためお会いして、了承ではないですけどもご意見も聞いて、最終報告として、今、報告をしているところであります。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 東委員長にはお疲れさまです。立ち上げから日が経つに連れまして、市民の関心というのは、議会や議員の納税に対する姿勢、どういうふうに議員は思っておるのかというふうに移りつつあると考えます。決議案の中でよく見てみますと、限られた権限ということでございまして、委員会としましても苦勞されたと思いますけれども、議員の中で滞納事実があるとするならば明らかにすべきではないかという観点からの論議があったのか、なかったのか、まずそのことについてお尋ねをしたいと、このように思います。よろしくお願いします。

○議長（山瀬義也君） 調査特別委員会委員長、東裕人君。

[登壇]

○地方公務員の守秘義務・情報管理に関する調査特別委員会委員長（東 裕人君） 森清孝議員の質問にお答えします。

議員の税情報を明らかにすべきではないか、市民感情を含めてのご質問であったと思いますが、その議員の税情報をどう扱うかという議論は、繰り返し行いました。先ほど報告をしましたが、この税情報が議員であろうか、市民であろうか、職業の如何を問わず、職業によって名寄をして明らかにするということができない情報である以上、そのものについて取り上げて審議をするということはありませんでした。

それから、調査の範囲の問題も、先ほど言いましたように、この調査委員会の範囲が公務員の守秘義務情報漏洩に関する問題と情報管理に関する問題でありますから、その範囲上の制約ももちろんあって、その議員の税情報そのものについて、滞納したとか、してないとか、そこら辺の議論はありませんでした。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 先ほど中原議員のほうから生活保護に関するお話がございました。今、テレビでも話題になっております。そういう中で、先ほど1回目の質問で申し上げましたように、税に対しましても議員の立場としまして、自分たちはちゃんとやっとなるんだということを市民に先駆けて言う立場に私たち議員はあると思います。

そこで東議員にお尋ねをいたします。委員の方々は、その税のことについて調査をされる立場になられたわけでありますので、まずは自分たちの、ちゃんと自分たちは納めとなるんだというようなことを示そうじゃないかというような申し出、あるいは論議があったか、2回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 調査特別委員会委員長、東裕人君。

[登壇]

○地方公務員の守秘義務・情報管理に関する調査特別委員会委員長（東 裕人君） まず、自ら明らかにして審議しようじゃないかという議論はありませんでした。それは、先ほども言ったように、税情報ですから、オープンにしないと、原則不開示の立場で一貫して審議・調査をしてきたところであります。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） この委員会が立ち上げのときに、私は、言った、言わないという議論になりそうな感じもしましたものですから、100条にはなじまないんじゃないかというような意見を申し上げました。結論見てもみますと、確証はなかったというふうな答えであります。

最後に委員長にお尋ねをいたします。9回こうやって苦勞されて委員会をされました。しかし、1回目の質問で申し上げましたように、市民は委員長のお考えとは別のような考えを持っている方が多かろうというふうに思います。最後に執行部のほうに指摘もされましたけれども、この100条委員会をまとめられた委員長のお立場としまして、このような100条委員会でよかったと思われるか、縛りのある委員会で、よかったと思われるか、そうではないのか、そういう議論があったのか、お答えを願いたいとこのように思います。

○議長（山瀬義也君） 調査特別委員会委員長、東裕人君。

[登壇]

○地方公務員の守秘義務・情報管理に関する調査特別委員会委員長（東 裕人君） 1

00条調査特別委員会を設置してよかったのか悪かったのかと、私見ではなく委員会の中でそういう議論があったかどうかという話ですけれども、よかった、悪かったかは別にして成果もないという話も、先ほど質疑もありましたが、成果としては私はこの100条委員会に付託された、与えられた権限の範囲の中では成果があったと思っています。一つは、先ほども報告もしましたが、この税情報をどう扱うのかという点で、行政のアンバランスさを今後は是正する方向を議論し、意思統一をしたという点であります。税情報の扱いが、先ほど報告もしましたが、地域や職責、いろんな方々でアンバランスがあるというのが非常によくわかった調査委員会だったので、それは統一した地方自治体の業務としてはふさわしくないで、この税情報の扱いについて、今後統一されるであろうということを考えると、それは大きな成果の一つだったんじゃないかというふうに思います。

2点目は、成果の2点目としては、先ほど言いましたが、情報管理の問題でセキュリティ上の問題点が発覚もしたという点で成果として考えてはいるところです。そういう点でよかったか、悪かったかというよりは、成果があったのか、なかったのかという点で受け止めて答弁させていただければ成果はあったというふうに思います。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 私のほうからはですね、100条委員会には市職員も尋問されたようですが、100条委員会に出席するには市長の許可が必要だとされていますが、正式に市長の許可を受けた上での出席要求だったのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 調査特別委員会委員長、東裕人君。

[登壇]

○地方公務員の守秘義務・情報管理に関する調査特別委員会委員長（東 裕人君） 証人尋問の事務手続き、その他については、適正に行われていると認識しています。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 当初ですね、職員に対しての聞き取り調査で執行部から情報漏洩の事実はないというふうに報告されています。その後ですね、ご存じのとおり100条委員会が設置されたんですけど、市職員が証人尋問を受けたということ

は、市長は職員を信用されていないから職員を100条委員会に出席させたんだというふうには私は理解します。この件についてはですね、次の9月の定例会で一般質問を市長にはしっかりとぶつけていきたいというように思っております。

委員長に対してはですね、もう一度質問しますが、最終的にはなかったというふうな今日の報告ですけど、その証人尋問した職員の方々に対しては、どのようにこの後対処されるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 調査特別委員会委員長、東裕人君。

[登壇]

○地方公務員の守秘義務・情報管理に関する調査特別委員会委員長（東 裕人君） 1

点目の市長が職員をどうのこうのというくだりについては、別に弁解するつもりは全くありませんが、その証人に誰を呼ぶのかを含めてですね、特別委員会で諮って、議決をもって、議長が招集を出すという手続きになっているので、証人に呼ばれると、明確な理由がない以上、証人喚問に応じなかったり、証言を拒否したりはできないので、それは市長の腹の中はどうか知りませんが、それは関係ない話だと思います。

それから、証人喚問で呼んだ職員さんを今後どう扱うかという話ですけども、それについては、私の考えはいろいろありますが、委員会として諮ったわけではなく、確認されたわけでもないので、答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） それでは最後にですね、100条委員会は100条調査権に基づき証人への尋問については民事訴訟法の規定が準用され、個人の秘密を害することとなる事項は聞くことができないとなっておりますが、個人の信念・良心に関わるような質問は委員会ではされなかったのでしょうか。そこをお聞きして終わります。

○議長（山瀬義也君） 調査特別委員会委員長、東裕人君。

[登壇]

○地方公務員の守秘義務・情報管理に関する調査特別委員会委員長（東 裕人君） 職員に対して、そのような尋問はなかったと記憶しています。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

北田彰君。

[登壇]

○23番（北田 彰君） 委員長、すみません、何遍も。委員長にお聞きしたいと思いますが、我々市会議員は月額33万円の報酬を受け取っているのです。その

財源は、市民の税金であります。市議会議員の市納税について、委員長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山瀬義也君） 調査特別委員会委員長、東裕人君。

[登壇]

○地方公務員の守秘義務・情報管理に関する調査特別委員会委員長（東 裕人君） 北田議員のご質問にお答えします。

税金は、当然払うべきであります。そして、現行の、先ほど繰り返してずっとお話していますが、現行の法制度では、その税情報についてオープンにできないことになっていますので、それをオープンにする場合は、オープンにするに足り得る何か根拠がなければオープンにはできないと、それが条例であるのか、何であるのか問わず、何か根拠があればできるのではないかなというのも付け加えて答弁したいと思います。

○議長（山瀬義也君） 北田彰君。

[登壇]

○23番（北田 彰君） 再度質問したいと思います。100条委員会は職員の守秘義務違反の問題だと思いましたが、議員を呼ばれた理由は何でしょうか。それは自治法で定める100条委員会の権限に沿ったものであったのでしょうか。法律の乱用じゃないかと思いましたが、いかがですか。

○議長（山瀬義也君） 調査特別委員会委員長、東裕人君。

[登壇]

○地方公務員の守秘義務・情報管理に関する調査特別委員会委員長（東 裕人君） お答えします。

今回、先ほど報告しましたが、証人喚問は職員その他延べ12名という報告をしました。議員を証人喚問したかどうかは、秘密会の中身でありますので答弁できません。

○議長（山瀬義也君） 北田彰君。

[登壇]

○23番（北田 彰君） 私は、議員として税金の滞納など許すわけにはいかないと思っております。きょうは、テレビ、インターネットで、恐らく多くの方々も見ておられると思います。市議会議員の信用回復のために、税金はちゃんと払っているという議員さんは、ここで起立をしていただいて潔白を証明していただく、いかがですか。潔白を説明する議員さんはおられませんか、私だけか、はい。

以上で質問を終わります。

○議長（山瀬義也君） 調査特別委員会委員長、東裕人君。

[登壇]

○地方公務員の守秘義務・情報管理に関する調査特別委員会委員長（東 裕人君） 繰り返し、100条調査委員会の質疑に関わる問題で最後の質疑がありましたので、一言言わせていただきたいと思います。

繰り返し言いますように、議員の税情報、議員に限らず、職業の如何を問わず、現行法制度ではそういう職種でピックアップをして、名寄をしてオープンにすることはできないというふうになっています。その立場でこの調査委員会は2カ月間調査し、審議をしてきました。ですから、先ほど1回目の質問でお答えしましたように、今後の問題として、オープンにすべきという問題が出てきた場合においては、オープンにすることができるものがあればオープンにできるわけですから、それは今後議員発議も含めていろいろ検討されてはいかかかなと。あと、ここは委員長報告に対する質疑ですので、この場で税情報を、滞納しているか、していないか決を採られるまではないということも最後に一言言って終わります。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。地方公務員の守秘義務・情報管理に関する調査につきましては、ただいまの委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議がありませんので、地方公務員の守秘義務・情報管理に関する調査については、委員長報告のとおり決定しました。

これで、地方公務員の守秘義務・情報管理に関する調査特別委員会の調査を終わります。

[「緊急動議をお願いします」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） ただいま、北田彰君から菊池市議会議員の市税の賦課徴収に関する100条委員会設置を求める動議が提出されました。本動議は、2人以上の賛成者がありますので、成立いたします。

ここで、暫時休憩をします。

○

休憩 午前11時32分

開議 午前11時45分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。この際、先ほど提出されました動議を日程に追加し、日程の順序

を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山瀬義也君) 起立少数です。したがって、本動議を日程に追加し、日程の順序を変更し直ちに議題とすることは否決されました。

○

日程第3 報告第8号から報告第15号まで一括上程・報告

○議長(山瀬義也君) 次に、日程第3、報告第8号から報告第15号まで8件について、一括議題とします。

ここで、執行部から説明の補足のため資料配付の要請がありました。会議規則第150条の規定によって、資料を配付することを許可しております。資料はお手元に配付のとおりです。

提出者の報告を求めます。総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長(野口祐成君) お疲れ様です。追加議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。報告第8号、菊池市土地開発公社経営状況報告につきまして、地方自治法第243条3第2項の規定によりご報告いたします。

議案の3ページをお開きください。平成23年度第38期決算報告書によりご説明をいたします。

5ページをお開きください。事業報告書でございますが、(イ)の用地の年間取得造成はございませんでした。(ロ)の用地の年間売却金額につきましては、蘇崎工業団地A区画の一部を株式会社サンユウ九州に売却しており、9,944.17㎡を1億1,469万3,900円で売却しております。

6ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。まず、資産の部でございますが、1の流動資産といたしまして、(1)の普通預金から(8)の未成土地までの合計が24億6,077万5,432円でございます。(5)の公有地から(8)未成土地までの内訳を11ページに記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

6ページに戻っていただきまして、2の固定資産合計は25万2,756円でございますので、資産合計は24億6,102万8,188円となります。

次に、7ページの負債の部でございます。1の流動負債は、(3)の前受金が219万2,000円となっております。2の固定負債(1)の長期借入金は17億8,000万円でございます。

12ページに借入金の内訳を記載しております。菊池市土地開発基金からの借入れとなっております。

7ページにお返りいただきまして、1の流動負債と2の固定負債を合計しました17億8,219万2,000円が負債合計でございます。

次に、資本の部でございます。1の基本金は、市からの出資金で100万円でございます。2の準備金合計は、(1)前期繰越準備金に(2)当期利益を加えました6億7,783万6,188円となります。従いまして、負債資本合計は24億6,102万8,188円となります。

次に、8ページの損益計算書をご説明いたします。1の事業収益につきましては、(2)土地造成事業収益は1億1,469万3,900円で、蘇崎工業団地の一部を売却した金額でございます。(3)の附帯等事業収益といたしまして、小畑団地を雇用促進住宅菊池宿舍の駐車場として雇用振興協会に賃貸している分の収益が29万6,000円でございます。土地造成事業有益と附帯等事業収益を合計しました事業収益合計は1億1,498万9,900円となります。2の事業原価につきましては、(2)土地造成事業原価が1億1,469万3,900円で、売却した土地の原価となっております。事業収益合計から事業原価の合計を引いた29万6,000円が事業総利益となります。この事業総利益に3の一般管理費6万1,513円を差し引きました31万5,513円が事業損失となります。4の事業外収益は、131万9,266円でございます。5の事業外費用は、支払利息で37万8,060円でございますので、事業損失に事業外収益を加え、事業外費用を差し引きました62万5,693円が経常収益となります。6の特別利益及び7の特別損失はございませんでしたので、当期利益は62万5,693円となります。

10ページは、公社の財産目録でございます。

13ページに監査報告書を添付いたしております。

14ページをお願いいたします。続きまして、平成24年度菊池市土地開発公社の事業計画、予算、資金計画をご説明申し上げます。16ページをお願いいたします。平成24年度の事業計画でございますが、1の土地取得、造成の管理費としまして、林原工業団地で20万円、蘇崎工業団地で95万円、田島工業団地で120万円、小野崎住宅用地で10万円を計上しております。2の土地売却等は、販売目標としまして1件3,870万円を計上しております。

次に、17ページでございます。平成24年度の予算でございます。予算につきましては、第2条の収益的収入及び支出で、事業収入として所有、土地の売却、公有所有地に係る賃貸料、受取利息等の収入を計上しております。支出では、消耗品、草刈りの経費、支払利息等の支出を計上しております。

次に18ページの第3条、資本的収入及び支出につきましては、長期借入金といたしまして17億8,000万円を計上いたしており、同額が収入合計となっております。

ます。資本的支出につきましては、土地造成事業費で245万円、公有地取得事業費はございません。長期借入金償還金で17億8,000万円を計上いたしております。また、第4条の借入金の限度額は19億1,000万円と定めております。

次に、19ページが平成24年度の資金計画となっております。

以上、菊池市土地開発公社の経営状況報告についてご報告いたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） それでは、報告第9号、有限会社きくち観光物産館経営状況報告について、報告第10号、有限会社ファームきくち経営状況報告について、報告第11号、有限会社七城町特産品センター経営状況報告について、報告第12号、有限会社七城町振興公社経営状況報告について、報告第13号、有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について、報告第14号、有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について、並びに報告第15号、有限会社有朋の里泗水経営状況報告についての7件につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をさせていただきます。なお、報告につきましては、事前に議長の許可を得ておりますので、本日配付をさせていただきましたA3版の補足説明資料、平成23年度第3セクター経営状況概要書により、一括して報告をさせていただきます。なお、概要書の数値につきましては1,000円単位ということでまとめておりますが、決算額につきましては円単位で報告をさせていただきますので、よろしくご了承をお願いしたいと思います。

それでは、補足説明資料、平成23年度第3セクター経営状況概要書をご覧くださいと思います。

最初に、報告第9号、有限会社きくち観光物産館経営状況報告について報告をいたします。平成23年度の事業報告としましては、創立20周年大感謝祭を11月に開催し、大盛況の中、様々な催し物や商品のPR販売を行っております。また、東京・大阪・広島・福岡での商談会やイベントに積極的に参加し、販路拡大や特産品のPR販売に努めるとともに、新商品の開発としてキクイモを加工したキクイモ粉やキクイモ茶の商品化をされております。決算状況は、貸借対照表の資産合計が3,841万1,104円、負債合計が1,611万8,979円、資本金960万円と利益剰余金1,269万2,125円を合わせました純資産合計が2,229万2,125円で、負債純資産の合計が3,841万1,104円となっております。また、売上げ総額につきましては1億6,827万8,885円で、対前年度と比較しますと100.4%となり、経常利益が379万8,529円で、税金等を差し引きました当期純利益が272万8,029円となっております。

下段の表をご覧いただきたいと思います。平成24年度の事業計画として、独自のイベント展開による集客やマスメディアを活用した多彩な情報発信を強化し、従業員の接客接遇の研修や商品の鮮度管理の徹底強化を図るとともに、関係機関との連携を密にし、新商品の開発や地元特産品販路拡大事業等を積極的に展開するとされております。売上げ総額を対前年度比108.7%の1億8,300万円とし、経常利益を124万7,000円と見込まれております。

次に、報告第10号、有限会社ファームきくちの経営状況について報告をいたします。平成23年度の事業報告としましては、取引先との安定的な価格・販路の確立や花卉部門の販売実績により全体として昨年度を上回る利益を確保することができております。また、黒大豆パンなどの新商品の開発のほか、新規就農者に対する研修、指導等による就農支援にも取り組まれております。決算状況は、貸借対照表の資産合計が5,410万8,721円、負債合計が699万2,686円、資本金5,115万円と利益剰余金マイナスの403万3,965円を合わせた純資産合計が4,711万6,035円で、負債・純資産合計が5,410万8,721円となっております。また、売上げ総額につきましては5,951万9,967円で、対前年度と比較しますと127.8%となり、経常利益は179万7,551円で、当期純利益が158万8,571円となっております。

下段の表をご覧いただきたいと思います。平成24年度の事業計画として、米や施設園芸など各部門ごとに収益目標を設定され、販路拡大や新商品の開発に努め、安定した経営を目指すとともに、農業の担い手不足の解消を図るために継続的に新規就農支援及び将来の担い手の育成確保に取り組むとされております。売上げ総額を対前年度費116.4%の6,930万円とし、経常利益を721万8,000円と見込まれております。

次に、報告第11号、有限会社七城町特産品センターの経営状況について報告をいたします。平成23年度の事業報告としましては、イベントの開催やインショップでの商品販売を継続するとともに、ゼリーやシャーベット、ドレッシングなど加工品の販路拡大や東京、大阪での商談会にも積極的に参加をいたしております。また、土壌改良剤「どなん」を使用した安心・安全な農産物の生産、出荷の促進に取り組まれております。決算状況は、貸借対照表の資産合計が2億6,099万2,263円、負債合計が1億2,599万9,043円、資本金7,500万円と利益剰余金5,999万3,220円を合わせた純資産合計が1億3,499万3,220円で、負債・純資産の合計が2億6,099万2,263円となっております。また売上げ総額につきましては、12億1,412万6,149円で、対前年度と比較しますと97.3%となり、経常利益は1,881万3,557円で、当期純利益が1,152

万1,745円となっております。

下段をご覧くださいと思います。平成24年度の事業計画として、売上げや経費など収支状況を常に注視しながら、経営体制の強化に努め、既存インショップの販売強化を図り、都市圏百貨店との連携した加工品やギフト商品の販売高の増加を目指すとされております。売上げ総額につきましては、本年度施設の全面的な改修工事を予定しておりますので、対前年度比97.6%、11億8,438万1,000円とし、経常利益を952万5,000円と見込まれております。

次に、報告第12号、有限会社七城町振興公社の経営状況について報告をいたします。平成23年度の事業報告としましては、東日本大震災の影響で自粛ムードが広がる中、米をはじめとした原材料の値上げ、重油単価の高騰などにより、仕入れ原価を徹底的に見直されております。また、宿泊予約につきましても、インターネットを積極的に活用し、宿泊客の増加に努められております。決算状況は、貸借対照表の資産合計が1億5,711万2,267円、負債合計が5,638万1,203円、資本金8,000万円と利益剰余金2,073万1,064円を合わせました純資産合計が1億73万1,064円で、負債純資産の合計が1億5,711万2,267円となっております。また、売上げ総額につきましては4億4,074万5,747円で、対前年度と比較しますと99%となり、経常利益は1,258万7,497円で、当期純利益が824万8,493円となっております。

下段の表をご覧くださいと思います。平成24年度の事業計画としましては、利用者の健康への意識醸成を高めるために、歩行浴などの温泉入浴法の提案やレストランメニューにカロリー数値を表記するなど、健康志向に合わせた改善を行うとともに、引き続き従業員の接客スキルの向上に努めるとされております。売上げ総額を対前年度なみの4億3,894万5,000円とし、経常利益を1,114万5,000円と見込まれております。

次に、報告第13号、有限会社七城町銘柄米センターの経営状況について報告をいたします。平成23年度の事業報告としましては、特別栽培米の生産指導や特Aプロジェクトの推進により、全国食味ランキングにおきまして4年連続6度目の特Aを獲得いたしております。また、JA全中とJALとのコラボ企画で、日本三大銘柄米の一つとして、熊本県菊池産ひのひかり七城の米がJALの機内誌スカイワードに掲載され、菊池産米の消費拡大のPRを全国版で展開することができております。決算状況は、貸借対照表の資産合計が9,809万1,240円、負債合計が161万4,540円、資本金8,400万円と利益剰余金1,247万6,700円を合わせました純資産合計が9,647万6,700円で、負債、純資産の合計が9,809万1,240円となっております。また、売上げ総額につきましては、8,0

46万9,909円で、対前年度と比較しますと93.7%となり、経常損失が492万9,761円で、当期損失が503万4,061円となっております。なお、損失につきましては、震災や原発の影響で九州の米の引き合い等が強く、庭先現金買いでの価格が横行しておりましたので、出荷対策としまして、農家への銘柄奨励金をあげて支払ったということにより、23年度の決算損失につながったということでございます。

下段の表をご覧くださいと思います。平成24年度の事業計画として、引き続き地域と一体となった安全・安心の米づくりを進め、特別栽培米として品質の向上とブランドの確立を図るため、平成24年度も5年連続の特A獲得を目指すとともに、販売促進や宣伝活動にも積極的に取り組み、管内農家の付加価値所得の向上を図るとされております。平成24年度の売上げ総額を対前年度比110.4%の8,887万3,500円とし、経常利益を3万円と見込まれております。

次に、報告第14号、有限会社旭志村ふれあいセンターの経営状況について報告をいたします。平成23年度の事業報告としましては、加工品のメンチカツやコロッケ、毎週木曜日のなかよし弁当など、話題商品の販売強化が図られたとともに、食彩館におきましてもメニュー内容や営業時間などを見直され、スタッフの作業効率化と経費削減に取り組まれております。決算状況は、貸借対照表の資産合計が9,019万2,339円、負債合計が4,587万9,150円、資本金2,435万円と利益剰余金1,996万3,189円を合わせました純資産合計が4,431万3,189円で、負債・純資産の合計が9,019万2,339円となっております。また、売上げ総額につきましては、4億6,324万2,416円で、対前年度と比較しますと103.6%となり、経常利益は307万2,209円で、当期純利益が205万2,328円となっております。

下段の表をご覧くださいと思います。平成24年度の事業計画としましては、旬の野菜をはじめ新商品、話題商品など、鮮度感、ボリューム感のある産直野菜売り場としての充実強化や精肉部門においては品質、味、安全性を徹底的に追及するとともに、食彩館でも味、安全へのこだわりと合わせて定期的に新メニューを提案し、地域に密着した食彩館を目指すということでされております。売上げ総額を対前年度比105.8%、4億9,000万円とし、経常利益を309万円と見込まれております。

最後に、報告第15号、有限会社有朋の里泗水の経営状況について報告をいたします。平成23年度の事業報告としましては、生産計画修正システムを活用した出荷品の徹底したロス削減に努めるとともに、各種団体と連携したイベントの開催や出店のほか、地元農畜産物を使用した加工商品の開発や道の駅弁当の新作発表にも

積極的に取り組まれております。決算状況は、貸借対照表の資産合計が8,292万2,431円で、負債合計が3,245万3,260円、資本金1,600万円と利益剰余金3,590万9,171円から自己株式144万円を差し引いた純資産合計が5,046万9,171円で、負債・純資産の合計が8,292万2,431円となっております。また、売上げ総額につきましては4億111万9,346円で、対前年度と比較しますと91.9%となり、経常利益は302万3,992円で、当期純利益が193万4,156円となっております。

下段をご覧いただきたいと思います。平成24年度の事業計画として、出荷品のロス削減の徹底や生産履歴、作業日誌の記帳など、直売所と高齢化した生産者との密接な連携をさらに強化し、オリジナル商品や新規弁当、加工品の開発などとともに併せ、イベント開催、出店による販路拡大やPR活動にも積極的に取り組むとされております。売上げ総額を対前年度並みの4億160万円とし、経常利益を510万円と見込まれております。

以上で報告第9号、有限会社菊池観光物産館から、報告第15号、有限会社有朋の里泗水までの7件につきましての経営状況の報告とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 以上で報告を終わります。

報告第8号から報告第15号までは、地方自治法第243条の3、第2項の規定により報告にとどめます。

日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第4、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

- 1 国保税、福祉、環境、健康管理等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光開発、土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

企業誘致促進特別委員会

- 1 企業誘致に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申し出の一覧表のとおり申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件はすべて議了しました。

これをもって、平成24年第2回菊池市議会定例会を閉会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

○
閉会 午後零時16分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 山 瀬 義 也

菊池市議会議員 大 賀 慶 一

菊池市議会議員 岡 崎 俊 裕

付 録

平成24年第2回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(6月8日・6月25日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第42号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成23年度菊池市一般会計補正予算 第12号)	原案承認
議案第43号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成23年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算 第3号)	原案承認
議案第44号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成23年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 第5号)	原案承認
議案第45号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (菊池市介護老人福祉施設条例の一部を改正する条例)	原案承認
議案第46号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (菊池市税条例の一部を改正する条例)	原案承認
議案第47号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	原案承認
議案第48号	菊池市指定管理候補者選定委員会条例の一部を改正する 条例の制定について	原案可決
議案第49号	住民基本台帳法等の一部改正等に伴う関係条例の整理に 関する条例の制定について	原案可決
議案第50号	菊池市有朋の里洒水孔子公園条例の一部を改正する条例 の制定について	原案可決
議案第51号	菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第52号	旭志村簡易水道財政調整基金条例を廃止する条例の制定 について	原案可決
議案第53号	平成24年度菊池市一般会計補正予算 (第1号)	原案可決
議案第54号	平成24年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算 (第1 号)	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第55号	平成24年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第56号	平成24年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第57号	平成24年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第58号	平成24年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第59号	平成24年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第60号	平成24年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第61号	平成24年度菊池市水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第62号	市道路線の認定について	原案可決
議案第63号	熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について	原案可決
議案第64号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	原案可決
議案第65号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第66号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第67号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第68号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案可決
議案第69号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案可決
議案第70号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案可決

議案番号	件名	審議結果
報告		
報告第 3号	繰越明許費繰越計算書について	原案報告
報告第 4号	専決処分の報告について（市道管理瑕疵）	原案報告
報告第 5号	専決処分の報告について（市道管理瑕疵）	原案報告
報告第 6号	専決処分の報告について（公用車車両事故）	原案報告
報告第 7号	専決処分の報告について（市道管理瑕疵）	原案報告
報告第 8号	菊池市土地開発公社経営状況報告について	原案報告
報告第 9号	有限会社きくち観光物産館経営状況報告について	原案報告
報告第 10号	有限会社ファームきくち経営状況報告について	原案報告
報告第 11号	有限会社七城町特産品センター経営状況報告について	原案報告
報告第 12号	有限会社七城町振興公社経営状況報告について	原案報告
報告第 13号	有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について	原案報告
報告第 14号	有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について	原案報告
報告第 15号	有限会社有朋の里泗水経営状況報告について	原案報告
陳情		
陳情第 1号	陳情書	採択
陳情第 2号	消費税率引上げに反対する意見書を求める陳情書	不採択

菊池市議会会議録
平成24年第2回6月定例会

平成24年8月発行

発行人 菊池市議会議長 山瀬 義也

編集人 菊池市議会事務局長 城 主一

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

~~~~~  
菊池市議会事務局

〒861-1392 菊池市隈府888

電話 (0968)25-2325